

石川県包括外部監査報告書

平成 20 年 3 月

石川県包括外部監査人
松 木 浩 一

**公の施設の管理運営及び指定管理者制度の
事務の執行について**

目 次

第 1 包括外部監査の概要	
1 . 監査の種類	1
2 . 選定した特定の事件（テーマ）	1
3 . 事件を選定した理由	1
4 . 監査対象とした公の施設、指定管理者制度	1
5 . 監査の着眼点	2
6 . 監査の対象年度	3
7 . 監査の実施期間	3
8 . 包括外部監査人及び監査人補助者	3
9 . 利害関係	3
10 . その他	3
第 2 公の施設と指定管理者制度	
1 . 石川県の財政状況	4
2 . 公の施設	8
3 . 指定管理者制度	9
4 . 石川県における「公の施設」	13
第 3 監査の結果（総論）	
1 . 指定管理者制度の導入及び選定について	15
2 . 指定管理者の評価について	19
3 . 公の施設の運営管理にかかる数値目標について	25
4 . 行政コスト計算書の積極的な活用について	30
5 . 個別施設の検討 - 設置目的と利用者負担率を中心として -	40
6 . 低い利用者負担率についての考察	45
7 . 石川県財務規則第 231 条（物品の点検）について	46
参考文献	47
第 4 監査の結果（各論）	
石川県立歴史博物館	48
夕日寺健民自然園	71
石川県立伝統産業工芸館	83
海洋漁業科学館	106
石川県立生涯学習センター	115
石川県立図書館	135
いしかわ動物園	158
石川県森林公園	181
石川県西部緑地公園陸上競技場	200
石川県立音楽堂	212
石川県産業展示館	233

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項、第2項、及び第4項の規定による包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

「公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について」

3. 事件を選定した理由

平成15年9月の地方自治法一部改正により公の施設の管理運営については、管理委託制度が廃止され指定管理者制度が導入されることとなった。これに伴い、石川県においても、「民間にできることは民間に任せる」という考え方のもと、業務の民間委託などを進めるとともに、公の施設への指定管理者制度の導入を順次拡大することとしている。民間ノウハウの活用を図りながら、県民サービスの更なる向上や行政運営の効率化を目指そうというものである。

石川県の財政の中期見通しを見ると、収支の状況は極めて厳しいことがわかる。この対策として県は、投資的経費等の削減はもとより公債費の償還期間延長など財政運営を工夫することで対応しているが、一方、県民の立場からは個々のサービスあるいは施設の運営、整備に対する財務の負担がどの程度であるのか、またこれらが効率的・効果的な財務運営となっているのかどうか分かり難いものになっている。したがって今回の監査では、職員費、物件費等多額の財政負担となっている公の施設に焦点を当て、特にこれらの運営管理が経済的・効率的・効果的になされているかに重点を置き監査対象とすることとした。

4. 監査対象とした公の施設、指定管理者制度

県の公の施設の一覧は別紙（14頁）のとおりとなっているが、法律の規定で管理者が限定されている施設を除き、県の負担金額の重要性、所管課の偏りならびに評価結果を勘案し次の11施設を監査対象とした。

NO	施設名称	管理方式	管理団体名(所管課)
1	石川県立歴史博物館	直営	(文化振興課)
2	夕日寺健民自然園	直営	(自然保護課)
3	石川県立伝統産業工芸館	直営	(経営支援課)
4	海洋漁業科学館	直営	(水産課)
5	石川県立生涯学習センター	直営	(生涯学習課)
6	石川県立図書館	直営	(生涯学習課)
7	いしかわ動物園	指定管理者	(財)石川県民ふれあい公社
8	石川県森林公園(津幡園地)	指定管理者	(財)石川県林業公社
9	石川県西部緑地公園陸上競技場	指定管理者	(財)石川県民ふれあい公社
10	石川県立音楽堂	指定管理者	(財)石川県音楽文化振興事業団
11	石川県産業展示館	指定管理者	(財)石川県民ふれあい公社

5. 監査の着眼点

(1) 施設管理全般

- ・ 施設は設置目的どおり有効利用されているか。
- ・ 設置管理条例に基づいて適切に運営されているか。
- ・ 施設の運営コストは適切な水準か。
- ・ 施設の維持管理は適切に行われているか。
- ・ 公有財産・物品の管理は適切に行われているか。
- ・ 契約事務の手續は適切に行われているか。
- ・ その他の財務事務は適切に行われているか。

(2) 直営方式を継続する施設について

- ・ 指定管理者制度へ移行しない合理性があるか。
- ・ 指定管理者制度への移行についての検討がなされているか。

(3) 指定管理者制度に移行した施設について

- ・ 指定管理者の選定手續は適正に行われているか。
- ・ 地方自治体や県の外郭団体等が指定管理者となっている施設については、制度の趣旨に沿っているといえるかどうか。
- ・ 非公募方式をとった施設については、公募を行わない合理的な理由があるか。
- ・ 指定管理料及び利用料金は、施設の管理運営費用を考慮し適切に決定されているか。

6. 監査の対象年度

平成18年度、ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

7. 監査の実施期間

平成19年7月5日から平成20年2月29日

8. 包括外部監査人及び監査人補助者

包括外部監査人 公認会計士 松木浩一

補 助 者 公認会計士 上出彰一 公認会計士 島田真一
公認会計士 山田文禎 公認会計士 布目 剛

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第252条の29の規定による記載すべき利害関係はない。

10. その他

(1) 監査対象施設で監査の着眼点その他監査内容を補足する必要がある場合には、該当箇所にて記載することにした。

(2) 語句の説明

「指摘事項」...一連の事務手続等の中で、法令、規則、条例等に違反している場合、或いは違法ではないが社会通念上適当でないと考えられる場合に該当する事項を記載している。

「意見」...一連の事務手続等の中で、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項を記載している。

第2 公の施設と指定管理者制度

1. 石川県の財政状況

(1) 財政の中期見通し

県は平成18年10月、平成19年度から平成23年度に至る5カ年間を見通した「財政の中期見通し」を発表している(表1, 2参照)。これによれば、何も手を打たない対策なしの場合には、各年度とも200億円を超える収支不足が見込まれ、5年間累計では1,170億円程度の収支不足になることが報告されている。これは、退職手当、社会保障関係経費、公債費の増加が主たる要因とされており、対策として退職手当債の発行、公債費の償還期間の延長が検討され、これにより各年度の収支不足は140億円から160億円程度となり5年間累計で740億円程度まで圧縮できると見込まれている。

しかしながら、依然として大きな収支不足が見込まれるため、更なる対策として、歳入確保や、職員費の削減、一般行政経費・投資的経費の抑制など歳出全般にわたる見直しが必要である、としている。

(表1)

財政の中期見通し・自然体ベース(H19~23)

単位：億円

		H18	H19	H20	H21	H22	H23
歳入	税・交付税等	3,380	3,380	3,410	3,420	3,430	3,460
	国庫支出金	630	640	640	640	640	640
	県債	510	540	520	500	500	500
	その他	590	600	580	580	580	580
	計	5,120	5,170	5,150	5,140	5,150	5,180
歳出	職員費	1,600	1,640	1,620	1,600	1,580	1,580
	うち退職手当	130	180	180	160	150	160
	投資的経費	1,230	1,310	1,240	1,210	1,210	1,210
	維持補修費	20	20	20	20	20	20
	一般行政経費	1,420	1,460	1,500	1,520	1,550	1,580
	うち社会保障関係経費	430	460	480	500	520	540
	公債費	910	960	1,000	1,020	1,050	1,060
	計	5,170	5,380	5,370	5,360	5,400	5,450
収支不足額累計額							
収支不足額	-	50	210	220	220	250	270
							1,170

(表2)

財政の中期見通し・当面の対策後(H19~23)

単位：億円

		H18	H19	H20	H21	H22	H23
歳入	税・交付税等	3,380	3,380	3,410	3,420	3,430	3,460
	国庫支出金	630	640	640	640	640	640
	県債	0	50	50	30	20	30
	その他	510	590	570	530	520	530
	計	5,120	5,220	5,200	5,170	5,170	5,210
歳出	職員費	1,600	1,640	1,620	1,600	1,580	1,580
	うち退職手当	130	180	180	160	150	160
	投資的経費	1,230	1,310	1,240	1,210	1,210	1,210
	維持補修費	20	20	20	20	20	20
	一般行政経費	1,420	1,460	1,500	1,520	1,550	1,580
	うち社会保険保障関係経費	430	460	480	500	520	540
	公債費	0	20	30	50	70	80
計	910	940	970	970	980	980	

退職手当債
の発行公債費の償
還期間の延
長

収支不足額累計額

収支不足額	-	0	70	80	80	90	110	430
		50	140	140	140	160	160	740

* 10億円単位で端数処理を行ったため、内訳が計に一致しない場合がある。

ここで注目すべきは、対策として検討されている公債費の償還期間の延長(20年~30年)であるが、これにより各年の収支不足額を削減する効果は期待できるものの、**実質公債費比率**は、依然として、平成22年には県債の発行に国の許可が必要(起債許可団体)となる18%ラインを突破する見通しとなっている(平成19年度実質公債費比率石川県13.4%)。

* **実質公債費比率**：公債費による財政負担の度合いを客観的に示す指標、地方債の協議制度において許可団体への移行に係る基準に用いられる。

$$\text{算式} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} \cdot \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

の3ヵ年平均

* **起債許可団体**：実質公債費比率が18%以上25%未満の団体は公債費負担適正化計画の策定を前提とする一般的許可団体とされ、25%以上は起債制限団体とされる。

また、平成19年度当初予算の歳出構造を見ると、投資的経費に地方債が占める割合は平成2年度には23%であったものが、平成19年度には47%と地方債への依存が高くなってきている。これは将来の公債費負担につながり、したがって公債費削減のためには投資的経費の抑制・見直しが一段と求められてくることが示されている。

さらに、平成19年12月には平成18年度の行政コスト計算書、バランスシートも公表されている。

[行政コスト計算書]

性質別行政コストの状況

単位：億円

	平成17年度 A	平成18年度 B	B - A	B / A
人にかかるコスト	1,605	1,544	61	0.96
物にかかるコスト	1,362	1,344	18	0.99
移転支出的なコスト	1,225	1,202	23	0.98
その他のコスト	252	251	1	1.00
行政コスト合計	4,444	4,341	103	0.98

(注)

- ・ 人にかかるコスト：人件費、退職給与引当金繰入等
- ・ 物にかかるコスト：物件費、維持補修費、減価償却費
- ・ 移転支出的なコスト：扶助費、補助費等
- ・ その他のコスト：災害復旧費、公債費（利子分のみ）等

[バランスシート]

資産の状況

単位：億円

	平成17年度 A	平成18年度 B	B - A	B / A
有形固定資産	22,580	22,260	320	0.99
投資等	1,696	1,734	38	1.02
流動資産	614	595	19	0.97
資産合計	24,890	24,589	301	0.99

負債・正味資産の状況

単位：億円

	平成17年度 A	平成18年度 B	B - A	B / A
県債	11,014	11,016	2	1.00
うち財源措置のあるもの	6,582	6,412	170	0.97
うち財源措置のないもの	4,432	4,605	173	1.04
退職給与引当金	1,821	1,791	30	0.98
負債合計	12,834	12,807	27	1.00
国庫支出金	6,311	6,202	109	0.98
一般財源等	5,745	5,580	165	0.97
正味資産合計	12,055	11,782	273	0.98
負債・正味資産合計	24,890	24,589	301	0.99

行政コスト計算書の内訳を見ると、職員の人件費等「人にかかるコスト」の構成比が35.6%と最も大きく、次いで物件費等の「物にかかるコスト」が31.0%、扶助費等の「移転支出的なコスト」が27.7%となっている。

しかし、この全体の行政コスト計算書は、実務的には利用価値は少なく、個別事務事業の行政コスト計算書の作成により、事務事業選択における最適化と執行の適正化を追求する有用な資料を得ることができる。つまり、前記喫緊の課題である公債費削減の問題についても、最終的には投資的経費の個別・具体的な検討が必要となるが、そのためのツールとして個別事務事業の行政コスト計算書は中心的な役割を果たしていくことが想定される。

2. 公の施設

(1) 意義

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために地方公共団体が設ける施設をいうものとされ（自治法244条1項）、一般的には次の要件が挙げられる。

公の施設は住民の**利用**に供するものであること。

公の施設は、**当該地方公共団体の住民**の利用に供するための施設であること。

公の施設は、**住民の福祉を増進する目的をもって**住民の利用に供するための施設であること。

公の施設は、地方公共団体が設ける**施設**であること。

公の施設は、**地方公共団体が設けるもの**であること。

したがって、純然たる試験研究所、庁舎等のように公の目的のために設置された施設であっても、住民の利用に供することを目的としないものは公の施設ではない。また、当該地方公共団体の区域内に住所を有する者の利用に全く供しないような観光ホテル、物品陳列所等、あるいは、住民の利用に供しても利用そのものが直接福祉の増進とは考えられない競輪場、競馬場のように普通地方公共団体の収益事業のための施設は、公の施設ではない。さらに、施設は物的施設を中心とする概念であり、人的側面は必ずしもその要素ではなく産婆、巡回講師等は公の施設の範囲から除かれる。また、～までの要件を具備するものであっても、国あるいは普通地方公共団体以外の公共団体が設置するものは公の施設ではない。例えば、国が設置する博物館等である。

公の施設の設置及び管理に関する事項は、法令に特別の定めがある場合を除き、条例で定めなければならないこととされ（自治法244条の2第1項）地方公共団体は、正当な理由がない限り住民の利用を拒んではならず（自治法244条2項）住民の利用につき不当な差別的取扱いをしてはならない（自治法244条3項）とされる。さらに、この利用する権利に関する長の処分に不服がある場合、住民は、不服申立てをすることができる（自治法244条の4）。

「公の施設」とは、一般に次の例が考えられる。

民生施設	保育所、母子寮、養護老人ホーム、老人福祉施設、 介護センター、老人憩いの家、福祉会館、児童館
衛生施設	し尿処理施設、ごみ処理施設、下水処理施設、下水終末処理

	場、公衆便所、健康センター、健康増進施設
体育施設	体育館、陸上競技場、プール、野球場、武道館、キャンプ場
社会教育施設	中央公民館、地区公民館、勤労青少年ホーム、青年の家・自然の家、中央図書館、地区図書館、博物館、美術館、資料館、小中学校の地域開放
宿泊施設	国民宿舎、その他の宿泊施設
公園	公園、児童公園
会館	市民会館、公会堂、文化センター、勤労会館、婦人会館、コミュニティセンター、集会所
診療施設	病院、診療所

(出典：出井信夫編著「指定管理者制度」平成17年7月)

(2) 管理・運営について

昭和22年に地方自治法が制定されたときには、第244条「公の施設」という項目に関する規定はなく、「財産及び営造物」という用語が用いられていたに過ぎない。

昭和38年の自治法の改正で「公の施設」が新設され、同時に「管理委託制度」が導入された。管理委託先としては、公共団体または公共的団体に限定されていたが、平成3年の改正によって、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体、と拡大された。また、同時に利用料金制が導入されたのも大きな特徴である。

3. 指定管理者制度

平成15年の法改正により、公の施設の管理運営については、従来の「管理の委託制度」に替わって「指定管理者制度」が導入され、個人を除く、営利企業やNPO法人、また地域団体等を含む民間事業者にも任せることが可能となった(自治法244条の2第3項)。

(1) 制度の概要

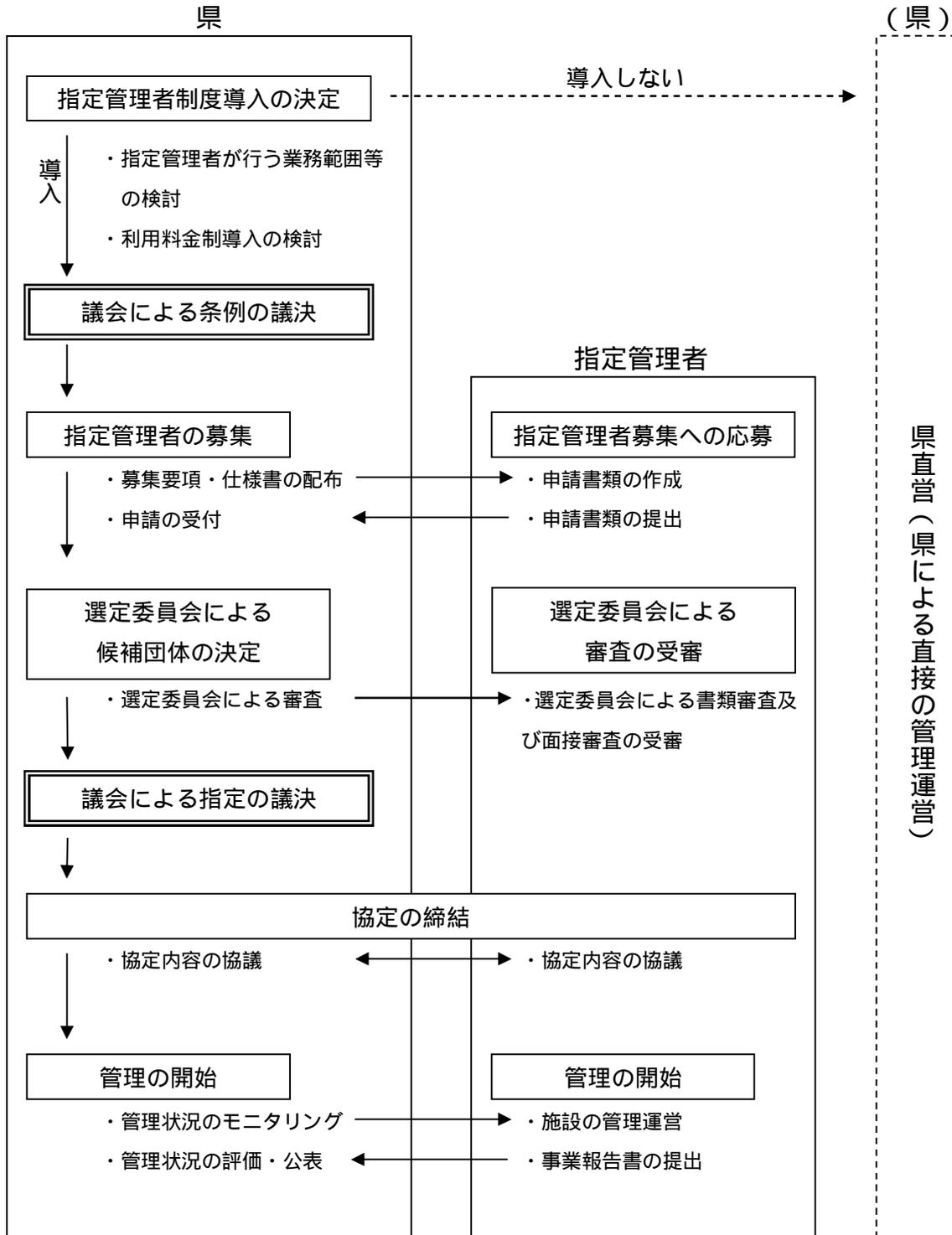
改正の趣旨は、多様化する住民ニーズに対応して、施設運営にあたっては公共団体以外にも十分なサービス能力をもつ民間団体が増加していること、および自治体の財政状況もますます厳しくなる折、公の施設の運営管理については、民間事業者のノウハウの活用を含め、公共サービスの効率化とサービスの質の向上を図ることが目的とされる。

(2) 従来の公の施設の運営管理と指定管理者制度の主な相違点

	管理委託制度	指定管理者制度
管理運営主体	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体等の公共団体 ・公共的団体（農協、商工会、自治会等） ・自治体が2分の1以上出資等する法人 ・相手方は条例等で規定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者を含む幅広い団体(個人は除く) ・特別な制約を設けず、具体的な管理者を議会の議決を経て指定する。
権限と業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置者である自治体との契約に基づき、具体的な管理の事務または業務の執行を行う。 ・施設の管理権限および責任は、施設の設置者である自治体が引き続き有し、施設の使用許可権限は委託できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理に関する権限を指定管理者に委任、施設の使用許可も行うことができる。 ・設置者である自治体は、設置者としての立場から必要に応じて指示等を行う。
条例で規定する内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委託の条件、相手方等を規定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の指定の手続 ・指定管理者が行う管理の基準および業務の具体的な範囲を規定する。
利用承認等の処分	<ul style="list-style-type: none"> ・管理受託団体は行うことができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者は個々の使用許可を行うことができる。
契約の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定（行政処分） ・指定管理者の指定は、地方自治法上の「契約」には該当しないため、同法で規定する「入札」の対象ではない。

(出典：出井信夫編著「指定管理者制度」平成 17 年 7 月、を加筆修正)

(3) 指定管理者制度に基づく主な手続



指定管理者を公募により募集しない(非公募)の場合は、「指定管理者の募集」「選定委員会による候補団体の決定(審査の受審)」が省略される。

(4) 公共の利益のために適正な管理を確保するための仕組み

指定管理者制度では、管理主体の範囲については法律上特段の制約はなく、行政処分にあたる使用許可も含めて指定管理者が管理を代行することができる。したがって公共の利益のために住民に対して均等にサービスを提供することを目的とする公の施設として、平等利用の確保、条例の制定、指定の議決等が法律上整備されている（地方自治法第244条、地方自治法第244条の2）。

(5) 利用料金制

地方公共団体は、適当と認めるときは当該公の施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができる（自治法244条の2第8項）が、これは施設の管理運営にあたって指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくするというインセンティブ効果と、地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化を図ることを目的として創設されている。

また、この利用料金については、公益上必要があると認める場合を除くほか条例で定める基準により、指定管理者があらかじめ当該地方公共団体の承認を得て定めることになっている（自治法244条の2第9項）。

使用料制度と利用料金制度との比較

比較項目	使用料制度	利用料金制度
料金設定	地方自治体	条例で定めた範囲で指定管理者
料金徴収	指定管理者	指定管理者
料金の収納先	地方自治体	指定管理者
インセンティブ効果	ない （指定管理者が努力しても自らの収入は増えない）	ある （指定管理者が努力すれば自らの収入が増える）

4. 石川県における「公の施設」

石川県の平成19年4月1日現在における公の施設の指定管理の状況は次のようになっている。

公の施設 総数	218
直営施設（指定管理者制度を導入しない施設）	101
法律により管理者が限定される施設	63
施策と密接に関連する拠点施設 （のうち平成20年度に指定管理者予定施設）	38 (8)
指定管理者制度を導入する施設	117
公募 （うち県営住宅）	71 (56)
非公募	46

公の施設の指定管理者一覧について

施設名	指定管理者名	施設名	指定管理者名
1 直営施設（指定管理者制度を導入しない施設）（101）		（2）非公募（46）（他に分館1・津幡園地1）	
（1）法律の規定で管理者が限定される施設（63）		いしかわ動物園	（財）石川県民ふれあい公社
看護大学		ふれあい昆虫館	（財）石川県民ふれあい公社
県立大学		南竜ヶ馬場ビジターセンター	（財）白山市地域振興公社
能登空港		南竜ヶ馬場野営場	（財）白山市地域振興公社
保育専門学校		室堂センター	（財）白山観光協会
高校・中学校・特殊学校（59）		室堂くろゆり荘	（財）白山観光協会
（2）施策と密接に関連する拠点施設（38）		室堂こざくら荘	（財）白山観光協会
美術館		室堂御前荘	（財）白山観光協会
歴史博物館		室堂白山荘	（財）白山観光協会
能楽堂		南竜山荘	（財）白山市地域振興公社
白山ろく民俗資料館		南竜ヶ馬場ケビン	（財）白山市地域振興公社
中央児童会館		（森林公園（津幡園地））	（（財）石川県林業公社）
小松児童会館		（兼六園弓道場（武道館の分館））	（（財）石川県体育協会）
七尾児童会館		海の自然生態館	（財）石川県民ふれあい公社
こころの健康センター		リハビリテーションセンター	（社福）恩賜財団済生会支部石川県済生会
中央病院		白山国立公園センター	（財）白山市地域振興公社
高松病院		中宮温泉野営場	（財）白山市地域振興公社
総合看護専門学校		市ノ瀬野営場	（財）白山市地域振興公社
中宮展示館展示室		能登千里浜休暇村野営場	（財）休暇村協会
夕日寺健民自然園		木ノ浦健民休暇村野営場	珠洲市
医王山ビジターセンター		片野鴨池健民自然園	加賀市
消費生活支援センター		のと海洋ふれあいセンター	（財）石川県民ふれあい公社
伝統産業工芸館		海づりセンター	（財）石川県民ふれあい公社
九谷焼技術研修所		流域下水道（1）犀川左岸（汚泥共同処理施設に限る）	金沢市
九谷焼技術者自立支援工房		西部緑地公園	（財）石川県民ふれあい公社
小松産業技術専門学校		手取公園	白山市
金沢産業技術専門学校		松任海浜公園	白山市
七尾産業技術専門学校		大野湊緑地公園	（財）鉄五顕彰会
能登産業技術専門学校		白山ろくテーマパーク	白山市
海洋漁業科学館		能登歴史公園	中能登町
兼六園		白山一里野シャンツェ	（財）白山市地域振興公社
金沢城公園		野球場	（財）石川県民ふれあい公社
鞍月セントラルパーク		西部緑地公園陸上競技場	（財）石川県民ふれあい公社
教育センター		西部緑地公園テニスコート	（財）石川県民ふれあい公社
生涯学習センター		サッカー・ラグビー競技場	能美市
図書館		自転車競技場	（財）内灘町公共施設等管理公社
白山青年の家	（H20年度：指定管理者予定）	音楽堂	（財）石川県音楽文化振興事業団
白山ろく少年自然の家	（H20年度：指定管理者予定）	女性センター	（財）石川県女性セク-
鹿島少年自然の家	（H20年度：指定管理者予定）	国際交流センター	（財）石川県国際交流協会
能登少年自然の家	（H20年度：指定管理者予定）	母子福祉センター	（財）石川県母子事情福祉連合会
自然史資料館	（H20年度：指定管理者予定）	ハイテク交流センター	（財）石川県産業創出支援機構
輪島漆芸技術研修所		産業展示館	（財）石川県民ふれあい公社
武道館	（H20年度：指定管理者予定）	山中漆器産業技術センター	（財）山中漆器産業技術センター
体育館	（いしかわ総合スポーツセンター H20年度：指定管理者予定）	流域下水道（2）加賀沿岸、犀川左岸（汚泥共同処理施設を除く）	（財）石川県下水道公社
卯辰山相撲場	（H20年度：指定管理者予定）	木場湯公園	（財）木場湯公園協会
2 指定管理者制度を導入する施設（117）		埋蔵文化財センター	（財）石川県埋蔵文化財セク-
（1）公募（71）		安全運転研修所	（財）石川県交通安全協会
青少年総合研修センター （宿泊・会議室部門）	吉村植木園・ダイダマン・ 寄観亭・あたらしや6		
輪島エコロジーキャンプ場	榊上田組		
湖南運動公園	（財）石川県民ふれあい公社		
森林公園（三田山キャンプ場）	森林公園地域振興会		
県民の森	県民の森地域振興会		
健康の森	榊上野組		
滝港マリーナ	（財）羽咋市体育振興事業団		
中央公園	植宗・吉村グループ		
本多の森公園	植宗・吉村グループ		
犀川緑地	エコ・チーム犀川		
玉川公園	エコ・チーム犀川		
健民海浜公園	T & A 有限責任事業組合		
奥卯辰山健民公園	株岸グリーンサービス		
粟津公園	駒谷造園株式会社		
北部公園	株岸グリーンサービス		
県営住宅（56）	ヒューマンネット・若草ホーム産業共同企業体		

第3 監査の結果（総論）

1. 指定管理者制度の導入及び選定について

（1）公の施設に関する直営方針の検討（意見）

指定管理者制度の趣旨は、近年の多様化する住民ニーズに対して効率的に対応するとともに、より良いサービスを提供するためには、自治体自らが管理するよりも、民間事業者が有するノウハウを活用するほうが有効な場合も考えられることから、そうした方策を採用できるようにしたものである。したがって、自治体が住民に提供するサービスとほぼ同質、同内容のサービスの提供が民間でもなされている場合（スポーツジムなどの体育施設、集会スペース、福祉施設、美術館など）については、指定管理者制度を導入する意義は高いといえる。

県は指定管理者制度を導入しない（直営）理由として次の2点を挙げている。

1つは、法律の規定で管理者が限定されている施設、たとえば、学校については、学校教育法において学校の管理者は学校の設置者と限定されているため、指定管理者制度の導入はできないことになる。県は、以上の法律による制約を受けるものとして63施設（うち高校・中学・特殊学校が59施設）を直営施設としているが、これについては合理的な理由と認められる。

もうひとつの理由として、県は県の**施策と密接に関連**する拠点であることを挙げ、38施設（うち8施設については平成20年度より指定管理者制度の移行の予定）を直営とし、指定管理者制度を導入しないこととしている。これは、当該事業が関連施策や計画策定などと密接に関連し、事業の運営に当っては高度な行政判断が必要となり直営が望ましい、と判断しているためである。

県の施策については、新長期構想における8の基本戦略に基づいて施策を推進している。施設との関連で整理すれば次のようになると考える。また、公の施設毎に別途目標値を定めている。

平成 19 年度 新長期構想の 8 の基本戦略と施策の目標・関連施設

基本構想	施策	所管課	目標	関連施設	公の施設の 数値目標
1. 交流が盛んな特色ある地域づくり					
2. 個性を活かした文化と学術の地域づくり	・兼六園周辺文化の森活性化の推進	文化振興課	兼六園周辺文化施設の活性化	歴史博物館	入館者数
	・個性的な文化創造社会の形成	文化振興課	音楽文化の創造・発信	音楽堂	入場者数
	・伝統文化、伝統工芸など文化遺産の継承と発展	文化振興課	伝統文化の継承と発展 伝統工芸、文化財などの継承等	音楽堂(邦楽ホール)	入場者数
	・兼六園周辺文化の森の回遊性向上	都市計画課 文化振興課	兼六園周辺文化施設の回遊性向上	歴史博物館	入館者数
	・兼六園周辺文化の森の整備	公園緑地課 文化振興課	兼六園周辺文化施設の利用促進	歴史博物館	入館者数
3. 自律した持続可能な地域づくり					
4. 競争力のある元気な産業づくり	・伝統産業の振興	経営支援課	伝統的工芸品生産額の増加	伝統産業工芸館	入館者数 伝統的工芸品生産額
5. 魅力ある産業としての農林水産業づくり		水産課		海洋漁業科学館	入館者数
6. 安全でうるおい豊かな環境づくり	・自然とのふれあいの推進及び場の充実	自然保護課 交流政策課	自然とふれあう機会の増加	夕日寺健民自然園 森林公園	利用者数 入園者数
7. みんなで支える安らぎのある社会づくり					
8. 未来を拓く心豊かな人づくり	・生涯学習の振興	生涯学習課 交流政策課	生涯学習活動実践者の割合の向上	生涯学習センター 図書館 いしかわ動物園	利用者数 利用者数 入園者数
	・スポーツの振興	スポーツ健康課	石川のスポーツビジョン数値目標等達成	陸上競技場	利用者数

(太字：直営施設)

施策との関連を根拠とする県の理由には一応の合理性が認められる。

指定管理者制度導入の目的からいえば、たとえば次の視点から施設の特徴を判断し、その後施設の管理運営主体の適性が吟味されるべきではないかと考える。施策と密接に関連することの意味は、決してサービス向上あるいはコスト削減に関する民間ノウハウの導入を排除することではないと思われるからである。

試みに、監査対象施設の評価を民間ノウハウ導入の視点から次の6項目で検討してみると次表のようになる。

検 討 項 目	歴史博物館	伝統産業工芸館	生涯学習センター	夕日寺健民自然園	海洋漁業科学館	図書館
1. 民間事業者等に任すことで、県民サービスへの活用に民間事業者等のノウハウの期待ができる。						
2. 民間事業者等に任すことでコスト削減が図れる可能性がある。						
3. 利用の平等性、公平性について、行政でなければ確保できない明確な理由がない。						
4. 同様、類似サービスを提供する民間事業者等が存在する						
5. 施設が提供するサービスの専門性、特殊性、施設の規模等を勘案して、民間事業者等の運営が可能である。						
6. 税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行う収益的施設である。	×	×	×	×		×

○ : 十分期待できる

△ : ある程度期待できるか、または不明

× : 全く期待できない

この表の ○ や △ は、必ずしも各施設と指定管理者制度を導入する際の課題や意見を聞いて作成したものではなく、あくまで監査人の主観に基づいて評価し

たものであるが、と 印が多ければ指定管理者制度導入に向けた検討を行う意義があると考えられる。したがって上表の評価を見る限り、6施設全部についてと が×を上回っており、指定管理者制度の導入について検討すべきことが判る。

県の財政が逼迫し、行財政改革が待ったなしの状況の中、直営の施設についても改革が必要なことは言うまでもなく、喫緊の課題として県民に対するサービスの維持・向上とコスト削減の両立を求めた管理運営のあり方が問われているのである。

つまり直営の理由となっている施策と密接に関連している意味は、県民に対するサービス面を視点にした検討であるといえるが、県民ニーズを的確に把握し反映するノウハウ、あるいはコスト削減のために効率的な運営を図るノウハウについては民間にも優れたものがある。行財政改革大綱2007においても、指定管理者制度導入施設を拡大する施設として伝統産業工芸館が記載されている。他の直営施設についても指定管理者制度導入に向けてさらなる検討を望む。

(2) 非公募の理由と民間事業者活用の検討(意見)

非公募の理由として県は、

管理にノウハウや専門性が必要であること、
他の施設と一体的に管理したほうが効率的・効果的な管理が期待できること、
県の施策を補完する団体が当該施設を活用し、事業が推進されていること、
を挙げている。

指定管理者制度導入の趣旨から考えれば、原則として公募が望ましいといえるが、上記理由により117施設のうち46施設で非公募指定されている。またこの非公募指定においては、従来の管理委託制度により管理委託されていた外郭団体等が、殆ど管理者として指定されている。

しかしながら指定管理の手続で見たように、非公募による場合には選定委員会の審議を経緯していないため、公募に比べると「指定管理者としての妥当性や適格性」については十分議論がなされていないことが想定される。

また一方では、組織の継続性や維持、地域における職場の確保や雇用の安定性

も非公募の隠れた大きな理由であると考えられ、確かに公募によって、民間事業者に敗退した外郭団体も出現しており、これが不安要素ともなっている。しかし現在非公募となっている施設も、いずれ指定期間は終了するが、管理を委託された外郭団体は、サービスの向上とコスト削減を努力目標とし、これまでに蓄積された運営ノウハウにより競争力は一段と強力なものになっていることが想定されるため、公募即敗退といった不安要素は払拭されつつあるといえる。

したがって指定管理者の選定にあたっては、制度導入の原点に立ち戻り原則どおり公募方式で実施し、選定委員会の審議の上最適な運営主体を選定すべきだと考える。

2. 指定管理者の評価について

(1) 評価の方法・手続

県における指定管理者の評価の方法・手続は次のような流れになっている。

担当所管課職員による随時業務モニタリング

担当所管課による事業報告書（年1回提出）の審査及び管理評価

総務部行政経営課による所管課作成の施設管理評価のレビュー

(2) 評価項目及び評価基準について

県は平成19年度に導入後1年を経過した52の指定管理者の施設管理全般について、次のような評価基準に基づき評価を行っている。

[評価項目及び評価基準]

ア．個別評価

(評価内容)

サービスの維持・向上に向けた取り組みが行われているか
利用促進に向けた取り組みが行われているか
施設、設備及び備品の維持管理及び修繕が適切に行われているか
緊急時の対応・安全管理などの危機管理が適切に行われているか
適切な管理運営を行う組織・体制となっているか

(評価基準)

- A (優) 従前の管理水準や仕様書等に定める水準を上回っている
- B (良) 従前の管理水準や仕様書等に定める水準を十分に実施している
- C (可) 従前の管理水準や仕様書等に定める水準を概ね実施しているが、一部改善を期待する部分がある
- D (不可) 従前の管理水準や仕様書等に定める水準を下回っている

以上の個別評価をもとに、次の評価基準により総合的にランク評価を行っている。

イ．総合評価

(評価基準)

- A (優) 適正であり、優れた実績を上げている
- B (良) 適正である
- C (可) 概ね適正であるが、一部改善を期待する
- D (不可) 改善が必要である

ウ．監査対象施設評価内容

平成18年度監査対象指定管理者総合評価一覧

番号	施設名	指定管理者	選定方法	指定期間(年)	利用料金制	総合評価	個別評価				
							サービスの維持向上	利用促進	施設等の修繕維持管理	危機管理	組織体制
1	音楽堂	(財)石川県音楽文化振興事業団	非公募	3		B	A	A	B	B	B
2	産業展示館	(財)石川県県民ふれあい公社	非公募	3		B	A	B	B	B	B
3	森林公園 (津幡園地)	(財)石川県林業公社	非公募	3		B	B	B	B	B	B
4	いしかわ動物園	(財)石川県県民ふれあい公社	非公募	3		B	B	A	B	B	B
5	西部緑地公園 陸上競技場	(財)石川県県民ふれあい公社	非公募	3		B	B	B	B	B	B

また全施設の総合評価の集計内訳は次のようである。

平成18年度選定方法別指定管理者総合評価一覧

選定方法	施設数	評価 A	評価 B	評価 C	評価 D
公募	14	5	9	0	0
非公募	38	1	37	0	0
計	52	6	46	0	0

評価Aに公募が5、非公募が1という結果となっている。また、非公募のほとんどが評価Bとなっていることがわかる。

また、C、Dの評価がなかったことから、指定管理者制度への移行については概ね良好な結果となったことが窺え、数値的にも行政コスト削減効果がこれを裏付けている(下表参照)。

指定管理者制度導入前後の比較表（H17とH18）

（単位：百万円 ٪）

施設名	利用料金等収入			県支出額			実質県負担額		
	H17	H18	増減率	H17	H18	増減率	H17	H18	増減率
音楽堂	120	140	16.8	581	531	-8.6	460	390	-15.2
産業展示館	309	291	-5.7	169	154	-8.7	-140	-137	-2.0
森林公園（津幡園地）	2	2	2.8	150	137	-8.9	148	137	-7.5
いしかわ動物園	159	171	7.6	290	274	-5.8	290	274	-5.8
陸上競技場	4	4	-1.7	51	48	-5.7	46	43	-6.0
合計（監査対象5施設以外も含む）	3,569	3,708	3.9	3,844	3,376	-12.2	^a 1,904 ^c -1,253	^b 1,689 ^d -1,280	-11.3 2.1

* 実質県負担額（-の符号がついている場合は実質的収入があったことを示す）

利用料金制の場合：委託料または指定管理料

利用料金制でない場合：委託料または指定管理料 利用料金等収入

* 合計欄の上段：平成17年度において実質県負担額 > 利用料金等収入であった施設の合計

下段：平成17年度において実質県負担額 < 利用料金等収入であった施設の合計

上表は指定管理者制度導入によって、平成18年度においては平成17年度に比べ約242百万円（(a-b)+(c-d)）の実質歳出削減効果があったことを示している。

（3）モニタリングに対する検討課題

モニタリングは、「指定管理者により提供される公共サービスの水準を監視（測定・評価）する行為」を意味するが、その主な目的としては、

提供されるサービスについて、仕様書で定められた要求水準が充足されているかを確認すること、

提供されるサービスが所定の水準を充足していない場合、改善勧告等を発して、サービス水準の改善を求めること、

上の、を通じて、公の施設の設置者としての自治体の説明責任を果たすこと、

があげられる。

また、モニタリングの機能としては、「履行の確認」、「サービスの質の評価」、「サービスの安定性の評価」の3つをあげることができる。

「履行の確認」は仕様書等で定められた業務内容を充足しているか否かを確認することであり、判定は二者択一的となる。

「サービスの質の評価」は、指定管理者がどの程度の水準のサービスを提供しているかを測定・評価するもので判定は段階的となる。

「サービスの安定性の評価」は、サービスが安定的・継続的に提供されているか否かを確認することである。具体的には、指定管理者自体の収支状況と指定管理業務にかかる収支状況の双方のモニタリングによって、管理団体の経営状態が適切な状態にあり、サービスが安定的・継続的に提供されるか否かを確認することとなる。

ア．評価基準について（意見）

県は評価の基準として、先に見たように従前の管理水準や仕様書等に定める水準との比較によりランクを付けることとしている。また評価項目はサービスの維持・向上、利用促進、施設等の修繕・維持管理、危機管理、組織・体制となっている。

指定管理者を評価する目的は、基本的には要求水準が充足されているか否かの判断であり、判断結果によっては事業計画書・業務の見直しにより指定管理業務の改善に結びつけること、あるいは指定の取り消しに至る場合もあるということである。

以上を踏まえると、県の評価基準としているA、B、C、Dのランク付け評価は、担当部局の定性的判断が強く、より客観的、具体的に評価し対応策を指定管理者に求めていくという当初の目的からすれば、その効果は弱く、定量的な数値目標の達成度合の裏づけが求められると考える。

つまり、いわゆるPDCAサイクルの一環としてこの評価システムを位置づけるならば、評価基準を当初の事業計画に求め、業務（例えば維持管理業務、運營業務、利用者数等）毎に目標数値化されたものと実績とを比較検討し、業務改善に向けた評価を行うことが、より効果的といえる。

そのためには、前提となる PLAN（事業計画）が充実したものでなければならない。施設の設置目的を実現するために必要な戦略、戦略を実行するための方策といったものがある程度具体的に目標数値として明確化されていなければならない。

しかしながら県の多くの施設に見られる利用者数の目標値は、従前平均値を基準としている。これは経営戦略というよりはむしろ実行可能性を考慮しての安易な水準に落ち着いているのではないかという疑念が残る。

選定委員会が事業計画書を重視するのはこの上記の理由からであるが、間違っているのではないのは従前水準との比較は、あくまで結果論であって目的ではないということである。評価の検討基準となっている「従前水準との比較」は、事業計画書検討の段階で評価すべき事項であって、実績の評価はその計画がどの程度実行され、施設の設置目的にどの程度貢献したかが問われるべきではないかと考える。

評価基準の見直しと、一体となった目標数値のあり方についても合わせて検討を求めたい。

イ．第三者による評価の検討（意見）

県のモニタリングについては、指定管理者から報告される事業報告書の確認だけでなく、日常的に施設の担当者が現場に顔を出し、積極的に指定管理者とコミュニケーションをとっている、ということからタイムリーなモニタリングが行われていると判断できる。しかしながら、モニタリングの客観性を担保するためには、施設担当者だけの確認や評価では不十分というべきで、利用者、有識者等の第三者を交えた評価が効果的と思われる。特に施設の提供するサービスの質の評価にあたっては、サービスを提供する立場、受ける立場という立場の違いによってその評価も異なる可能性があり、ここに第三者を交えた客観的な評価の必要性があり、検討を求めたい。

ウ．管理者の経営状況の把握（意見）

サービスの安定性については、そのサービスが公的な性格を有していることから、安定的・継続的に提供されることが重要となってくる。つまり、サービスの安定性評価の為の指定管理者の収支状況の確認、より具体的には指定管理者自体の収支状況と指定管理業務の収支状況のモニタリングである。経営悪化や倒産といったことがないか等、経営状態として適切な状態にあるかを確認することの必要性を認識し、評価項目として加えていただきたいと考える。

3．公の施設の運営管理にかかる数値目標について

地方自治法第2条14項では、地方公共団体はその事務を処理するに当っては、**住民の福祉の増進**に努めるとともに、**最小の経費で最大の効果**をあげるようにしなければならない、と規定されている。したがって、公の施設についても例外ではなく、福祉の増進を目的としながら、経済的・効率的・有効的にその管理運営を進めねばならない。

しかしながら、住民の福祉いわゆる「公共性・公益性」をどのように測定し、経済性・効率性・有効性の数値目標をどのように判断していくのかについては、明確に定義されたものは少なく、また困難を極めているといえるが、県においては次のような指標によっている。

監査対象施設の指標と目標値

NO	施設名称	管理方式	指標	H18実績	H20目標
1	歴史博物館	直営	入館者数	99,772人	100,000人 (H23)
2	夕日寺健民自然園	直営	利用者数	30,162人	29,000人
3	伝統産業工芸館	直営	入館者数	81,325人	90,000人 (H22)
4	海洋漁業科学館	直営	入館者数	6,804人	8,000人
5	生涯学習センター	直営	貸室利用者数	111,340人	91,500人
6	図書館	直営	入館者数 貸出冊数	174,861人 119,088冊	191,000人 121,000冊

7	いしかわ動物園	指定管理者	入園者数	321,882人	285,000人
8	森林公園 (津幡園地、三国山キャンプ場)	指定管理者	入園者数 イベント参加者数	125,185人 479人	127,100人 600人
9	西部緑地公園陸上競技場	指定管理者	利用者数	89,292人	77,200人
10	音楽堂	指定管理者	利用者数 ホール稼働率 定期会員数	240,840人 76.60% 2,634人	240,000人 77.00% 2,700人
11	産業展示館	指定管理者	稼働率	52.40%	55.00% (H21)

一般的に行政活動の経済評価としては、経済性(economy)・効率性(efficiency)・有効性(effectiveness)の3Eの原則が活用され、それぞれの関係は次のように示される。

行政評価の経済的指標化

$$\text{行政活動評価基準} = \frac{\text{[経済性] 産出量}}{\text{費用}} \times \frac{\text{[効率性] 活動量}}{\text{費用}} \times \frac{\text{[有効性] 住民満足度}}{\text{費用}}$$

また、上記の評価指標は、経済性＝投入、効率性＝活動、有効性＝成果という関連にあり、評価時点では投入評価は事前評価、執行(活動)評価は事務事業の実施中、成果評価は事後評価としての関連が深いとされる。

つまり、**経済性**は最小のコストで、適正な質の資源を獲得することをいい、例えば人員が必要以上に過剰、取得する資産が必要以上に高い場合などは、経済性が欠如していると判断する。また、**効率性**は一定の水準の支出した資源から最大の成果を得ることをいい、成果が増大した場合にはその活動は効率性を増進させたということが出来る。さらに、**有効性**はある活動から期待する成果が達成されることをいうが、目標としては必ずしも数値化されるとは限らないことに留意する必要がある。

以上を踏まえて、県における公の施設の数値目標を検討してみると次のようになる。

(1) 効率性の数値目標について(意見)

全般的に数値目標は入館者等の効率性の評価指数が殆どで、また数値目標を決める場合、過去の平均値から目標値を設定しているケースが大部分となっている。このため施設の設置目的である基本構想と目標数値との関連付けが見えてこない。現状維持が目的となっており、厳しい見方をすれば改革のための検討をしたのかどうか疑われるケースも出てくる。

改善計画のためには、例えば施設の公共性の判断から、利用者負担率を何%程度にもっていく、あるいは利用者一人当たりの県税負担額を何円以下にする、あるいは県民一人当たりの負担額基準といった政策に基づく基本数値目標と、これから導き出される結果としての目標入館(場)者数との関連が求められる。

行財政改革のためには、施設の経費支出削減の検討も勿論であるが、当初の設置目的を効果的に達成するために求められる目標を全体的に明確にし、そのうえでPDCAサイクルの基礎となり行動指針ともなる数値化された目標を作成すべきと考える。

(2) 有効性の目標数値について(意見)

設置目的の有効性(住民満足度)を求めた指標については、何をどのように測定するかといった考え方、技術的な問題もありその困難性から殆ど採用されていない。しかし、施設設置の有効性を測定することは、施設の運営とその成果の評価をすることでもある。そして公共財である限りその評価は県民の視点による評価でなければならないし、さらに重要なことは、この評価の結果が行政、施設にもフィードバックされ具体的な数値目標として次の行動計画に織り込まねばならないことである。

後で述べるように公の施設には利用者負担率が低い施設が相当数見受けられる。利用者負担率が低い場合は当然のことながら公共性・公益性を重視した施設と考えられ、公益支援の公平性の指標、あるいは公共性に対する成果指標が求められることになる。

したがって利用者数のみを目標数値とする場合には、成果の一面を評価しているに過ぎなく、また利用者数の増加を評価するとしてもコストとの比較がないために費用対効果の視点からの評価、つまり利用者を増加させるためにどの程度のコストをかけたかの評価が欠けているといえる。

この意味で、(表1)の複合指標としての「 $\text{財政負担額} \div \text{実利用者数}$ 」が目すべき指標となる。この指標は金額が低ければそれだけ評価が高いことを意味するが、金額を下げるためには、

- (1) 利用者数を増加させる (財政負担額一定)
 - (2) 財政負担額を減少させる (利用者数一定)
 - (3) 財政負担額を増加させても、それ以上の利用者数を増加させる
- ことによって、実現が可能となる。

つまり、この指標は有効性指標としての利用者数とコスト合理化による効率性指標としての財政負担額がミックスされて評価される特長を持っているため、ぜひ採用の検討を望みたいと考える。

[事例 1 評価指標の事例 (表 1)]

分類	指標	備考
業務評価指標	施設の利用可能性 (開館日時等)	Availability
	施設の利用可能性 (維持管理状態等)	"
インプット指標	地方公共団体の財政負担額 (指定管理料)	Cost
	地方公共団体の財政負担額 (指定管理料以外)	
アウトプット指標	延利用者数	Usage
	実利用者数	"
	実利用者数 (当該地方公共団体住民等による利用)	"
	施設稼働率	"
	施設稼働率 (当該地方公共団体住民等による利用)	"
	利用料収入	Cost
アウトカム指標	運動機会の提供による住民生活の質の向上	Quality
	運動能力の向上	"
	健康の増進	"
	娯楽機会等自己実現の提供による住民生活の質の向上	"
	* なお、近似的・包括的なものとして当該地方公共団体住民認知度及び満足度がある。	
複合指標	地方公共団体の財政負担額 ÷ 実利用者数	Cost

(注)

Availability : 施設の利用可能性

Usage：利用状況
 Quality：サービスの質
 Cost：業務収支

(出典：「平成17年度 指定管理者事例研究会報告書」
 平成18年3月、指定管理者事例研究会)

[事例2 成果指標の事例]

この事例は、行政サービスの質を成果目標とし、当該事務事業で影響を受ける対象者に限定して、満足度調査をして成果指標を算出している例である。

ここでいう執行指標というのは、アウトプット指標として利用状況等の事業効果を示しており、アウトカム指標としての目標達成度、住民満足度を示す成果指標とは異なる。

区分	執行指標	成果指標	満足度指標
スポーツ施設	施設利用率	収支改善率	利用者満足度
観光施設	入込客数	観光消費額	観光客満足度
河川改修	防災投資額	洪水防止率	住民満足度
経済対策	工業団地造成	団地売却率	企業満足度

* 満足度調査の例

- (1) 介護サービスの質：正確性、対応性、柔軟性
- (2) 公園緑化：住民負担性、快適性、防災性
- (3) 市民文化講座：理解度、啓発性、実践性
- (4) 成人式：イベント性、費用換算額、参加意識性

この例は、住民サービスの目的が住民の満足度にあることから住民満足度を中心とした成果指標となっている。

(出典：高寄昇三著「自治体の行政評価導入の実際」
 2000年11月)

[事例3 政策指標体系の例]

住民満足値から政策指標を体系化したものとして次の著作があるが、住民ニーズをどのようにして指標化するかの参考になると思われるため、次の著作のタイトルを紹介しておきたい。

中島とみ子著、「住民ニーズと政策評価」2006年12月

4. 行政コスト計算書の積極的な活用について

(1) 行政コスト計算書の作成及び活用について(意見)

行政コスト計算書は、各事務事業収支を明確にし、施策別に経費選別基準の設定に寄与することができるという特徴を有し、これが導入の目的となっている。民間のいわゆる損益計算書に相当する行政コスト計算書と比較して、従来の官庁会計方式では、事務事業コストは直接的ランニング費用だけで、施策の優先順位を判断する基準としては、極めて不正確な数値でしか算出できないからである。

たとえば、総務省方式(改訂版)の行政コストを眺めてみると次のようであるが、注意すべきは官庁会計における事務事業コストと比較して、物件費として減価償却費が、事業関連費として公債費(利払分)が加わっている点である。

項目	小項目	科目
1. 経常業務費用	人件費	議員歳費、職員給料、賞与引当金繰入、退職給付費用、その他の人件費
	物件費	消耗品費、維持補修費、減価償却費、その他の物件費
	経費	業務費、委託費、貸倒引当金繰入、その他の経費
	業務関連費用	公債費(利払分)、借入金支払利息、資産売却損、その他の業務関連費用
2. 移転支出	他会計への移転支出補助費等 補助金等移転支出 社会保障関係費等移転支出 その他の移転支出	

(参考:「新地方公会計制度実務研究会報告書」平成19年10月、総務省)

この行政コスト計算書が施策上においても有効に機能し、その役割を果たすためには、県全体の数値は個別事務事業数値の積み上げでなければならないし、また投資的経費削減を財政改革の一つとしている以上は、施策の優先順位をつけるためにも、事務事業別の行政コスト計算書の作成ならびに行政コスト分析は喫緊の課題である。更に、これだけにとどまらず、行政の効率性、合理化等の状況を県民にわかりやすく情報提供するという説明責任の問題もある。そのためには先ず施設毎に、早急に行政コスト計算書の作成に取り組むことが必要と考える（県全体の行政コスト計算書は6頁参照）。

現在、県は施設別の行政コスト計算書を作成していないため、県の作成した資料を基に監査対象施設の行政コスト計算書を作成すると、以下のようになる。

平成18年度監査対象施設の行政コスト（単位：千円、%、人）

施設名	管理運営経費	県職員費	県債利子	減価償却費	利用者負担額	利用者負担率	年間利用者数	利用者税負担額(円)
歴史博物館	131,817	119,047	64,928	53,888	16,279	4.4	99,301	3,559
夕日寺健民自然園	4,320	4,362	19,414	7,063	0	0.0	30,162	1,166
伝統産業工芸館	24,734	23,672	10,804	12,711	9,574	13.3	81,325	767
海洋漁業科学館	5,546	4,152	3,008	7,971	448	2.2	6,804	2,973
生涯学習センター	32,975	139,743	45,874	9,270	5,217	2.3	143,356	1,553
県立図書館	180,868	262,888	19,834	68,391	2,459	0.5	174,861	3,028
いしかわ動物園	274,059		49,253	107,723	171,563	39.8	321,882	806
森林公園（津幡園地）	137,382		19,608	23,721	2,357	1.3	119,243	1,496
陸上競技場	48,215		48,997	91,929	4,377	2.3	89,292	2,069
音楽堂	531,715		175,232	313,550	140,769	13.8	240,840	3,653
産業展示館	154,282		74,446	217,682	291,814	65.4	1,320,000	117

* 利用者負担額 = 利用料等収入額

* 利用者負担率 = $\frac{\text{利用者負担額}}{\text{管理運営経費} + \text{県職員費} + \text{県債利子}} \times 100$

* 利用者税負担額 = $\frac{\text{利用者負担額}}{\text{年間利用者数}}$

- * 減価償却費の算定基準
 - ・対象金額として、取得原価が判明しているものについては取得原価で、その他については公有財産台帳価額によっている。
 - ・耐用年数については、個別の耐用年数が明記してあるものについては当該年数により、明記のないものについては50年を基準として適用した。また公有財産台帳価額は、5年毎に見直し評価がされているため、基準耐用年数から主要な施設の経過年数を控除した年数によっている。

- * 県債利子等については、県債の大部分が建設債であることから各施設の建物・工作物価額（土地価額が判明しているものについては加算）に比例按分させている。また按分率については、簡便的に県のバランスシート上の有形固定資産22,260億円（うち臨時財政対策債1,423億円は除く）に対する行政コスト計算書のその他の支出のうち公債費（利子分のみ）189億円の比率で計算された0.009を各施設の有形固定資産に乗じている。

（2）施設の利用者負担率について

上表の行政コスト分析指標で最も注目される数値は利用者負担率といえる。つまり行政施策の核心の一つが、施設の公共性をどのようなものとして捉えまた判断し、結果として利用者の負担率を決定づけていくことにある、といえるからである。

自治体が整備してきた公の施設には、規模・内容あるいは利用者にとって無料、有料等多種多様な施設がある。たとえば、「図書館」「児童公園」など公共サービスの受け手としての地域住民にとっては、無償・無料で利用できるものがあり、一方では「博物館」「美術館」「健康増進施設」「温浴施設」「宿泊施設」など「利用者負担の原則」により、利用者が有料で施設を利用するものがある。

以下、これらの施設と利用者負担率の関係を多摩市と上越市の例で整理してみると次のようになる。

[多摩市]

分類基準		区分	施設	施設の利用に係る経費の負担率
基礎以上	民間による類似施設の提供あり	・民間との競争性が高い施設	F 市民保養所 [駐車場]	「利用者負担」 100% 「税（市民）による負担」 0%
		・民間との競争性がある施設 ・市内全域的に利用される施設	E 複合文化施設 「各種スポーツ施設」 温水プール・野球場・総合体育館他 公民館（ホール、ギャラリー）	「利用者負担」 75% 「税（市民）による負担」 25%
		・特に地域活動や市民活動の活性化につながる施設	D 「会議室、集会室等の利用」 公民館（会議室）・コミュニティセンター・ 地区市民ホール（会議室等）・ 総合福祉センター（多目的フロア等）	「利用者負担」 50% 「税（市民）による負担」 50%
	民間による類似施設の提供なし（または少ない）	C 陸上競技場、武道館、少年自然の家		
基礎	民間による類似施設の提供あり	B 「サービスの利用」 保育園、幼稚園、学生クラブ、いきがいデイサービスセンター	「利用者負担」 0～50% 「税（市民）による負担」 50～100%	
	民間による類似施設の提供なし	A 児童館 道路 老人福祉館 公園		

[上越市]

分類基準		区分	施設	受益者負担率
基礎以上のサービス	民間による類似施設の提供あり	・民間との競合性が高い施設	F 有料駐車場 入浴施設	高い ⇕ 低い
		・民間との競合性がある施設 ・市内全域的に利用される施設	E 貸館施設 公民館 水族館 博物館 体育施設 美術関係施設	
		・特に地域活動や市民活動の活性化につながる施設	D 地区集会施設 多目的交流施設	
	民間による類似施設の提供なし(または少ない)	C 農林水産業振興施設		
基礎的サービス	民間による類似施設の提供あり	B 保育園 廃棄物処理施設	低い	
	民間による類似施設の提供なし	A 市道 歴史関係施設 生涯学習センター 公園 文化施設		

上記のように、基準となる施設別の利用者負担率は、当該施設が基礎的サービスを提供する施設かあるいは基礎以上のサービスを提供する施設かによって、求められる水準が異なってくる。基礎的なサービスというのは言い換えれば、県民の生活にとって必需的なサービスであり、基礎以上というのは選択的なサービスと言い換えることもできる。いずれにしてもどの区分に属するかを決めることは、利用者負担の割合、いわゆる使用料の決定にもかかわる問題であり、施設の「公共性」の度合を判断することにも繋がる。

「公共性」の定義について、たとえば広辞苑では「広く社会一般に利害や正義を有する性質」とあるが、この概念規定をさらに分析して、外部効果と公益支援性の二つの要素から形成されるとする見方がある(高寄昇三著「地方自治の政策経営」)。

外部効果というのは、利用者だけではなく県民全体に大きな利益をもたらす効果を意味し、道路・公園、義務教育・生活保護などは外部効果が高いとされ、交通・住宅・

施設は相対的に外部効果は小さいとされる。

これに対して、**公益支援性**は、市場メカニズムではサービス・投資の供給が十分期待できない割合を示し、例えば公営交通・公営住宅・保育所などが該当する。この公益支援性の概念については、「福祉性」、「文化性」、「環境性」、「人権性」などの非経済効果的な要素が含まれることが特徴でもある。

一方公共の提供する財やサービスに着目して、二つの経済的性質から公共財としての度合いを判断することもできる。一つは消費における「排除不可能性」であり、もう一つは消費における「非競合性」である。

排除不可能性とは、対価を支払わない者を排除することができない、あるいは排除するためにはより多くの費用がかかるという意味である。たとえば国防サービスはある人を守るが、隣の人を守らないというわけには行かない。

一方、**非競合性**とは、ある個人の享受する財の量が他の個人の享受する財の量に影響を及ぼすことがないという意味である。つまり同時に何人もが消費しても、一人当たりの消費量が減少しないということである。たとえば都市公園については、利用空間に制限があるためある一定の人数しか利用できない。この場合利用できる人、できない人との間に競合性が存在することになる。

したがって、国防、外交、司法などの分野は「非競合性」・「排除不可能性」をもった純粋公共財とされるが、現実には市場で提供される民間財の性質（競合性、排除性）を有する準公共財が大部分を占めており以下のように整理される。

競合・非排除 準公共財 都市公園・一般道路	競合・排除 民間財
非競合・非排除 純粋公共財 国防・司法・警察	非競合・排除 準公共財 有料道路

したがって一般財源の投入率については、以上の外部効果・公益支援性あるいは財・サービスの経済的性質から公共性の度合いを判断し、その水準が決定されていくことになる。

利用者負担率については、次の例も参考になるので掲示しておきたい。

公共性	サービスの種類	受益者負担率
典型的公共サービス	防災事業・生活保護・警察・消防	0%
中間サービス	保育所	50%
	公営住宅	50%
	文化施設	60%
	公営交通	70%
	公営水道	90%
市場サービス	海面埋立事業・宅地造成事業・余暇施設事業	100%

(出典：自治体企業会計導入の戦略、高寄昇三)

上表においては、受益者(利用者)負担率はサービスの性格から概念的に決められているが、具体的には各施設の公共性、経営環境、県民ニーズの動向を踏まえながら受益者と県民の負担割合を決定していくことになる。

(3) 県施設の利用者負担率の現状

以上の論点を踏まえ、県における監査対象施設の公共性概念と利用者負担率の現状を整理すると次のようになる。

施設名	利用者負担率(%)	利用者税負担額	県民一人当たり負担額	期待される外部効果・公益支援性	成果目標指標例
歴史博物館	4.4	3,559円	302円	石川の歴史と文化の学習と普及、文化財の保存と継承	直接鑑賞する人の割合、入館者数、文化財指定件数
夕日寺健民自然園	0	1,166円	30円	自然環境の保全、動植物とのふれあい	入園者数、自然活動体験者数
伝統産業工芸館	13.3	767円	53円	産地の育成	県内伝統的工芸品生産額、入館者数
海洋漁業科学館	2.2	2,973円	17円	県内水産業の振興	入館者数、県内漁業生産量

生涯学習センター	2.3	1,553 円	190 円	生涯学習活動の振興、積極的な社会参加	余暇時間に学習をした人の割合、利用者数
図書館	0.5	3,028 円	452 円	県民の教養、調査研究、レクリエーション等に寄与	利用者数、貸出冊数、蔵書数、公開講座開催数
いしかわ動物園	39.8	806 円	221 円	動物や自然に対する理解を深める	入園者数、イベント数
森林公園（津幡園地）	1.3	1,496 円	152 円	森林自然との接触を通じ、健康でうらおいのある生活	入園者数、自然活動体験者数
陸上競技場	2.3	2,069 円	157 円	競技力の向上、生涯スポーツ社会の実現による石川県のスポーツ振興	利用者数、成人の週1回以上のスポーツ実施率
音楽堂	13.8	3,653 円	752 円	県民文化の向上	利用者数、直接鑑賞する人の割合、
産業展示館	65.4	117 円	132 円	県内産業の振興発展	稼働率

* 利用者負担率、利用者税負担額については31頁参照

* 県民一人当たり負担額 = (行政コスト - 利用者負担額) / 県人口

(注) 石川県人口 平成19年4月1日現在 1,169,421人

上表の見方として、利用者負担率が低くかつ県民一人当たりの負担額が大きい場合、これまで見てきたように施設の期待される公共性（外部効果）がそれだけ大きく県民がそれだけ負担してもよいことを示している。上の例で言えば、利用者負担率が15%以下かつ県民一人当たりの負担額が300円以上に該当する施設は、歴史博物館、図書館、音楽堂の3施設となる。

また利用者一人当たり税（県）負担額の大きさは公益支援の程度を示しており、一般的には生活に必需的ないわゆる基礎的サービスを受ける場合には大きい傾向にある。上表を眺めてみると、この数値が3,000円以上に該当する施設は歴史博物館、図書館、音楽堂の3施設である。

利用者一人当たり税（県）が負担してもよいと考える水準は、当該施設の公共性（外部効果・公益支援性）の度合いに依存する。したがって公共性から判断して高めであれば、この許容水準にまで引き下げる努力・工夫が求められる。

たとえば歴史博物館の場合、利用者一人当たり税（県）負担額は3,559円となっているので、求める負担水準が2,000円程度であると設定されれば利用者はより高い目標数値ということになる。目標利用者数の決定に当たり、過去の数値も勿論参考にすべきではあるが、県民にとって効果的な施設を目指すためにもぜひとも考慮していただきたい要件と考える。

また、これらの対象施設を先の分類基準に従い分けると、次のように位置づけることもできる。

分類基準		区分	施設	施設の利用に係る経費の負担率（期待値）
基礎以上	民間による類似施設の提供あり	・民間との競合性が高い施設 F		「利用者負担」 100% 「税（県民）による負担」 0%
		・民間との競合性がある施設 ・県内全域的に利用される施設 E		「利用者負担」 75% 「税（県民）による負担」 25%
		・特に地域活動や県民活動の活性化につながる施設 D	音楽堂（13.3）	「利用者負担」 50% 「税（県民）による負担」
	民間による類似施設の提供なし（または少ない） C	産業展示館（65.4）、いしかわ動物園（39.8）、 伝統産業工芸館（13.3） 海洋漁業科学館（2.2）、歴史博物館（4.4）、 陸上競技場（2.3）	50%	
基礎	民間による類似施設の提供あり B	生涯学習センター（2.3）	「利用者負担」 0～50%	
	民間による類似施設の提供なし A	森林公園（津幡園地）（1.3）、夕日寺健民自然園（0）、図書館（0.5）	「税（県民）による負担」 50～100%	

（ ）内は利用者負担率

上表の見方は、公共性が高く期待される利用者負担率が低い順に A , B , C , D , E , F となっている。

以下では、以上見てきた数値、特に利用者負担率に注目してやや期待とは異なる数値ならびに比較的大きな利用者税負担額を示している音楽堂、海洋漁業科学館、歴史博物館、陸上競技場、の4施設について検討を加えていきたい。

5. 個別施設の検討 設置目的と利用者負担率を中心として

(1) 音楽堂について(意見)

利用者負担率	13.8%
利用者税負担額	3,653円
県民一人当たり負担額	752円
設置目的	音楽・邦楽・演劇その他の舞台芸術の振興による県民文化の向上

音楽堂については利用者負担率が13.8%と低い水準にある。また利用者税負担額、県民一人当たり負担額も他の施設に比較して高めとなっている。簡単に言うと、音楽堂を利用していない県民の負担がそれだけ大きいことを示しているといえる。

各論で見たように音楽堂の稼働率は約77%となっている。したがって稼働率が100%を維持しても、単純比例計算で利用者負担率は20%を超えることはなく、依然として大部分が県民負担ということになる。

県民にとって、どの程度の負担水準が適正かの判断はこの音楽堂の設置目的いかんによると思われるが、目的である「音楽、邦楽、演劇その他の舞台芸術を振興し、県民文化の向上を図る」については抽象的な表現になっている。

たとえば、どのような音楽文化を目指そうとしているのか、その結果としてどのような石川県の姿が見えてくるのか、言い換えれば国内の他県あるいは世界の都市と比較してどのような差別化が進むのか、そして最終的に音楽堂を利用しない人にとってみても、どのような生活水準の向上と恩恵が見込めるのかがある程度具体的に明確にならないと、県民が負担することに対する説明責任を果たしているとは言えない。

コンサートホールがOEKと一体となっているという大きな特徴をもった音楽堂の存在が、音楽堂を利用しない人に対しても様々な恩恵のあることを主張することも必要であろうし、効果についても評価することが求められる。

たとえば集客による周辺地域の活性化などであるが、この効果そのものを数値として具体化するには困難が伴うことも事実である。したがって今後は少なくとも利用者一人当たり県民(税)負担額並びに努力目標を数値化、評価し、音楽堂の県民負担水準とその求める効果について説明する責任があると考えられる。

(2) 海洋漁業科学館について(意見)

利用者負担率 2.2%

利用者税負担額 2,973円

県民一人当たり負担額 17円

設置目的 海洋及び水産資源に関する知識を普及し、県内水産業の振興に寄与すること

海洋漁業科学館についても、利用者負担率は極端に低い。施設の目的が水産業知識の普及と県内水産業の振興にあり、隣接する水産総合センターのPR機能も有しているためと思われる。そのため観光的な設備を有しているにも拘らず、一般を対象にした水族館とは一線を画している。

「石川県水産振興ビジョン」(平成6年5月)によれば、県内水産業の振興計画が、どのような戦略の下に実行されそのなかで海洋漁業科学館がどのような役割を果たしていくのかについての説明がある。

そのなかでは、水産業のPRのために県内小中学生の校外学習の場として海洋漁業科学館を充実させるとある。これは水産業の知識の普及から水産業の振興を図っていくことを目的としている。

つまり、一般人に対する漁業知識・水産物知識の普及もさることながら義務教育における学習の場といった複合機能化された施設となっているのである。

このことが海洋漁業科学館のとるべき戦略を曖昧にさせている最大の要因と思われるが、いずれにしても入館者数がピーク時平均の3割強にまで落ち込み、利用者負担率が2.2%と低くなっていること、利用者税負担額も2,973円と高めになっている現状に対して、施設の設置目的に対する有効性の再検討が喫緊の課題である。

一方、海洋漁業科学館は地方公共団体等の先導的な取組みとして設立された経緯がある(リーディング・プロジェクト推進要綱、昭和62年12月1日自治事務次官通知)。また、海洋基本法が平成19年4月に公布され、7月に施行されている。この28条では「海洋に関する国民の理解の増進等」の規定があり、海洋漁業科学館の学校教育及び社会教育に果たす役割も期待される。

したがって、落ち込んだ入館者数をどのようにして回復するかが、海洋漁業科学館としては極めて重要であり、あるべき入館者数の設定と戦略の立案、実行が早急に求められるといえる。この場合、目標数値としては入館者数のみではなく他の施設同様、今後は効率性を考慮に入れた入館者数一人当たり県民(税)負担

額も検討材料とし、施設としての役割の有効性・効率性を評価する必要があると考える。

この結果、県民の負担額が重いのか、相当なのかの判断は、施設の公共性として期待される外部効果を考慮して県民が判断する。重いと判断されれば、存続の是非を含めての検討がなされることはいうまでもない。

(3) 歴史博物館について(意見)

利用者負担率 4.4%

利用者税負担額 3,559円

県民一人当たり負担額 302円

設置目的 ふるさと石川をはじめとする歴史と文化を、正しく理解し、その継承と発展に資する生涯学習の場を提供すること

利用者負担率が4.4%と低い、したがって利用者1人に対する財政負担である税負担額、ならびに県民一人当たり負担額も大きくなっている。

また目標とする利用者負担率の水準については、博物館的な要素が強い場合は高く、歴史的な施設としての性質を考慮すれば低く設定すべきかもしれないが、いずれにしても県民の期待する公共性の価値に依存し、県民が負担しても良い水準と密接に関連する。

一方、施策として兼六園周辺文化施設の活性化がいわれているが、入館者の目標数値は現行水準を維持するにとどまっており、活性化方針を反映しているかどうか疑問が残る。今一度、根本的な活性化のために、財政負担の立場からの利用者負担率を考慮に入れながら、目標入館者数の計画を立てるべきではないかと考える。

その際、他の施設と比較しやや高めになっている利用者税負担額についてもその水準目標、つまり兼六園周辺文化施設における歴史博物館の果たすべき役割から、県民が負担しても良いと考える水準も合わせて検討することが必要で、総合的な視点からの検討を求めたいと考える。

(4) 陸上競技場について (意見)

利用者負担率	2 . 3 %
利用者税負担額	2 , 0 6 9 円
県民一人当たり負担額	1 5 7 円
設置目的	競技力の向上、生涯スポーツ社会の実現により石川県のスポーツ振興

陸上競技場の施設としての性格は、県民の生活にとって必需的なものではなく、県民が選択できる、基礎以上のサービスを提供するものとして一般的には位置づけられる。従ってこのようなサービスの場合、利用者負担率も50%程度を期待されることが多いが、陸上競技場は利用者負担率が2.3%とかなり開きがある。

陸上競技場は県内唯一の日本陸上競技連盟第1種陸上競技場となっていることが最大の特徴でもある。このため、利用者が各競技団体と学校関係者に限定されており、このことが利用者負担率を低くさせている原因の一つと考えられる。

他の施設でも述べたように利用者負担率が低い場合には、公共的な役割(設置目的)である外部効果が十分発揮されていなければならないし、そのことで県民の負担が担保されることになる。

陸上競技場の設置目的は上記のとおりであるが、各論でも述べたように、目的の1つである「生涯スポーツ社会の実現」についての取り組み、対応が遅れている。したがって生涯スポーツ社会のビジョンを明らかにし、それを実現するための具体的な行動目標と数値を設定し、さらにその行動結果の評価と対策を実行することが、近隣他県の陸上競技場同様求められているのである。

また、利用者数測定の際に注意しなければいけないのは、サッカー観戦等の観客と実際に競技場を利用する利用者について、前者は入場者、後者は利用者として把握することも必要かと考える。利用者一人当たりの税負担額が入場者、利用者によって異なることが想定されるからである。

県民が気軽に利用できる陸上競技場の実現によって、陸上競技場の役割である石川県における生涯スポーツ社会の更なる発展を期待し、そのためには是非とも上記の対策を講じると共に利用者負担率の向上に繋がる成果を出して頂きたいと思う。

6. 低い利用者負担率についての考察（意見）

県の公の施設について、36頁に示された利用者負担率を一覧すると、期待される負担率に比較して全般的に低めに推移している。上記（1）～（4）の施設はもとよりそれ以外の施設においても同様の傾向が窺える。

この理由として推定されることは、施設を設置する際に利用者負担率の検討が十分なされてこなかったのではないかということである。別の言い方をすれば、利用者負担率の低さは、直接的な利用者ニーズ、あるいは利用者一人あたりの税負担額を十分検討することなく、数値化の難しい間接的な経済的・非経済的外部効果のみを期待して施設の設置に踏み切ってしまうのではないかという疑問である。

利用者負担率は公共性・公益性概念と裏腹の関係にある。つまり利用者負担率が低ければそれだけ高い公共性・公益性が求められるが、多くの施設の設置目的が抽象的で公共の施設としての役割そのものが漠然としたものになっている。たとえば産業の振興、文化水準の向上が具体的に何を意味するのか、判然としない部分が多く、したがって施設の有効性についても何を基準として判断するのか、客観性に欠ける部分が多くなっている。

したがって今後の財政運営の有効かつ効率化のために、

施設設置計画の際には、公共性・公益性の判断と同時に利用者負担の程度、利用者一人あたりの税負担額を十分吟味しながら、事業収支計算も評価の対象にすること。このためには利用者ニーズの十分な把握と運営管理費の確かな予測が求められるが、長期の財政収支からみれば、建設コストは一時的であるのに対して、運営管理費は長期間の負担でありその重要性を再認識すべきである（**設置計画段階における運営管理費の検討**）。

施設の公共性・公益性の目標数値の設定については、設置計画の段階で検討し、財政負担の対価としての公共性を具体的に目標数値化する努力が望まれる。逆に、目標数値化を検討することによって、求める公共性像、あるいは投資規模等が明確になる場合も想定される。つまり投資に対する公共効果をできるだけ数値化することによって、財政負担の効率化と施設の健全な運営に資すべきである（**設置計画段階における公共性・公益性の目標数値の検討**）。

の2点を提案しておきたい。

7. 石川県財務規則第 231 条（物品の点検）について（意見）

石川県財務規則第 231 条（物品の点検）によれば、主務課長又は廨長は、毎年 3 月 31 日現在において、職員が使用中の物品及び出納員又は物品取扱員が保管する物品を帳簿と照合の上点検し、帳簿に記名押印することになっている。

しかしながら監査対象となった施設においては、特に物品数が多い場合には現物と帳簿の照合確認が、3 月 31 日現在において殆んど行われていないのが実情である。

歴史博物館 65 頁、図書館 151 頁、いしかわ動物園 173 頁、
音楽堂 228 頁 参照。

物理的に困難というのがその理由であるが、規則の本来の目的である現物管理の徹底からすれば照合確認は必要な手続であるといえる。したがって物品現物の確認基準、確認方法等、確実に照合確認を実施していくことが望まれる。

たとえば金額あるいは性質の重要なものについては 3 月 31 日の年度末に現物確認をし、その他のものについては 3 月 31 日以前にローテーション方式で時期をずらして確認し、全体の移動等の照合が確定したことを確認して、3 月 31 日現在で帳簿に押印する方法等のルールを定めることが必要ではないかと考える。

参考文献：

- 1．地方財政白書 平成 19 年版、総務省
- 2．逐条地方自治法、松本英昭
- 3．地方財務ハンドブック、地方財務制度研究会
- 4．地方財政法逐条解説、石原信雄・二橋正弘
- 5．住民ニーズと政策評価、中島とみ子
- 6．自治体の経営戦略、清水聖義
- 7．日本型 NPM、大住荘四郎他
- 8．実践 自治体戦略マネジメント、大住荘四郎
- 9．指定管理者制度ハンドブック、地域協働型マネジメント研究会
- 10．指定管理者制度、三野 靖
- 11．指定管理者制度 文化的公共性を支えるのは誰か、小林真理
- 12．指定管理者は今どうなっているのか、中川幾郎・松本茂章
- 13．Q&A 自治体アウトソーシング、自治体アウトソーシング研究会
- 14．自治体企業会計導入の戦略、高寄省三
- 15．自治体監査とコンサルティング、朝日監査法人
- 16．自治体外郭団体の経営評価と再建手法、あずさ監査法人
- 17．沖縄県平成 18 年度包括外部監査結果報告書
- 18．長崎県平成 18 年度包括外部監査の結果報告書
- 19．行政評価導入の実際、高寄省三
- 20．自治体バランス・スコアカード、石原俊彦
- 21．自治体行政評価ケーススタディ、石原俊彦
- 22．地方財政論、平野正樹
- 23．指定管理者実務運営マニュアル、三菱総合研究所
- 24．指定管理者制度、出井信夫
- 25．指定管理者制度の現場、出井信夫・吉原泰和
- 26．NPM 実務の考え方・進め方、福山嗣朗
- 27．地方公共団体の外部監査、日本公認会計士協会
- 28．「行政経営」の時代、上山信一
- 29．「行政評価」の時代、上山信一
- 30．地方公共団体の総合的な財務分析に関する調査研究会報告 「行政コスト計算書」と「各地方公共団体全体のバランスシート」 総務省自治財政局、平成 13 年 3 月
- 31．民間の力で行政のコストはこんなに下がる、都市経営総合研究所
- 32．観光政策学、寺前秀一
- 33 地方自治の政策経営、高寄省三

第4 監査の結果（各論）

石川県立歴史博物館

[施設の概要]

1. 施設の目的

石川県立歴史博物館は、兼六園周辺文化ゾーンの一つの核として、ふるさと石川をはじめとする歴史と文化を、正しく理解し、その継承と発展に資する生涯学習の場を提供することを目的としている。

基本コンセプトとしては、

ふるさと石川を中心とした歴史と文化を正しく理解し、その継承と発展に資する学習の場とする。

日本海沿岸地域における石川の歴史と文化に関連する資料を重点的・体系的に収集保管・調査研究、公開展示し、併せてこれらの情報を提供する。

普及活動の強化を図り、特に学校教育との連携を強め「学習の場としての博物館」とする。

生涯学習の場として、広く県民に活用され参加できる「開かれた博物館」とする。

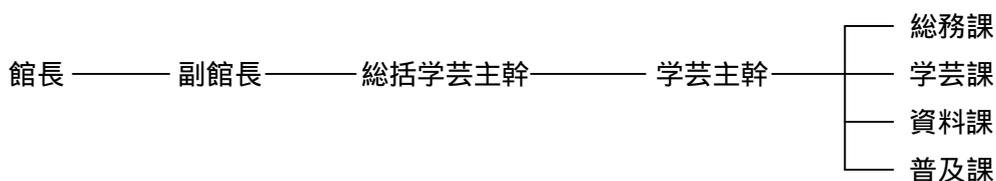
2. 沿革

明治42年	旧陸軍兵器庫として建築される(第3棟)
大正2年	”(第2棟)
大正3年	”(第1棟)
戦後	金沢美術工芸大学の校舎として使用される
昭和47年	大学の移転を機に県が取得する 歴史博物館として復元・保存工事が行われる
昭和61年	歴史博物館第1棟、第2棟が完成し、一般公開される
平成2年	建物の外観が国の重要文化財に指定される
平成2年	歴史博物館第3棟を開設する
平成18年	歴史博物館石引分室を改修により、県より管理運営任せられる

3. 組織図

在籍人員 単位：人

区分	職	職員数
定数内職員	総括学芸主幹	1
	課長	4
	主任企画管理専門員	1
	学芸専門員	2
	学芸主査	2
	学芸主任	1
	主事	1
	学芸員	1
	技師（運転手）	1
	計	14
定数外職員	館長	1
	副館長	1
	学芸主幹	1
	常勤的嘱託職員	5
	計	8
合計		22



[職員 の 役割]

館長（非常勤嘱託職員、月2回） 総括

副館長（常勤的嘱託職員） 総括補佐

総括学芸主幹 研究室総括

学芸主幹 研究室総括補佐

総務課 庶務事務等

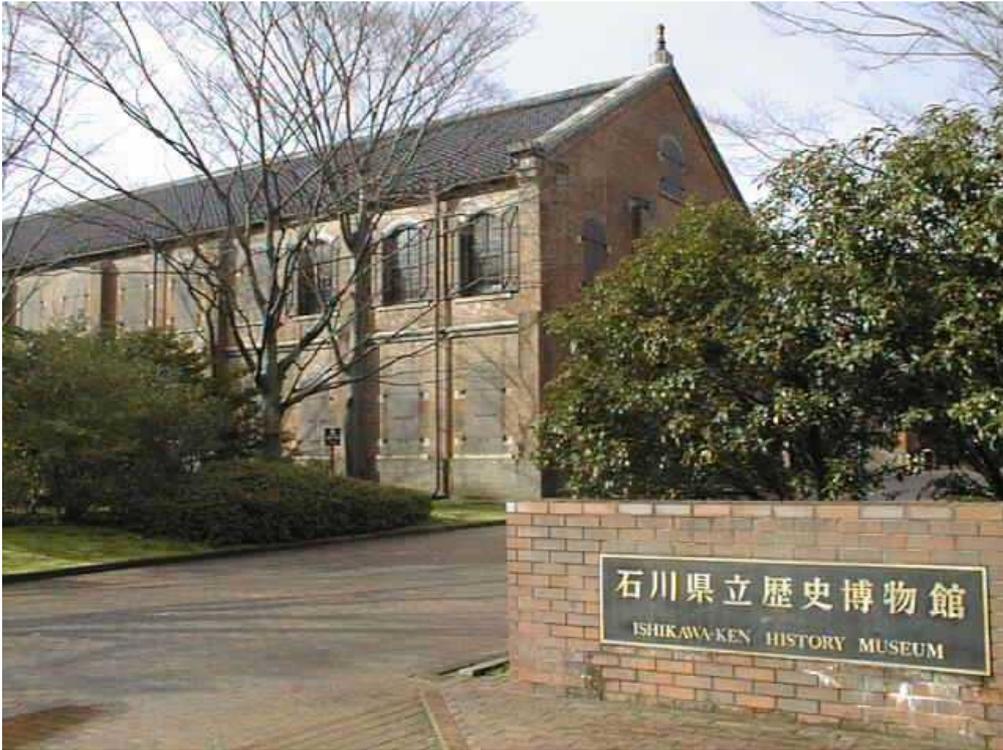
学芸課 学芸活動（展示等）

資料課 資料収集調査等

普及課 各種普及活動

4. 施設の概要

所在地	石川県金沢市出羽町3番1号		
所管部署	県民文化局文化振興課		
敷地面積	28,727 m ²		
建築延面積	7,541 m ²		
構造	歴史博物館第1棟	鉄筋コンクリート造	
	歴史博物館第2棟	鉄骨造	
	歴史博物館第3棟	木造	
初期投資（工事費）	歴史博物館第1棟改修工事	810,400	千円
	歴史博物館第2棟改修工事	920,642	千円
	歴史博物館第3棟改修工事	692,153	千円
	ポンプ室設置工事	2,626	千円
	工作物等設置工事	34,815	千円
	合計	2,460,636	千円
主な展示施設	第1展示室		
	第2展示室		
	第3展示室		
	第4展示室		
	第5展示室		
	第6展示室		
	第7展示室		
	第8展示室		
	歴史体験コーナー		
	歴史スポットルーム		
	デジタルミュージアムコーナー		
	収蔵室		
館外収蔵庫	押水収蔵庫	面積 351.78 m ²	収蔵資料 500件 2,000点
	米泉収蔵庫	面積 213.26 m ²	収蔵資料 300件 2,000点
	出羽町分室	面積 164.78 m ²	収蔵資料 30件 10,000点
	石引分室	面積 334.73 m ²	収蔵資料 5件 8,000点



5. 事業の概要

歴史博物館では、石川の歴史と文化をテーマに古代から現代までの歴史・文化・民族に関する資料を総合的に収集、展示している。

常設展示では、石川県の歴史を「原始」「古代」「中世」「近世」「近・現代」に分け、考古・歴史資料だけでなく民俗資料も展示されている。旧石器時代から弥生時代までの人々の暮らしぶり、古墳出現前後の様子から律令時代、百万石大名前田氏の成立と武士や農民の暮らしぶり等が展示されている。

常設テーマ展示は、4つの生活空間、町・里・山・海の人々の暮らしや祭りにスポットをあてている。山では白山麓の民家を復元、海では珠洲市の舟小屋を復元している。

また、江戸時代の武士や町人、農村のそれぞれの暮らしがわかる生活史の展示や、近代日本の夜明けをになった幕末から明治初期の産業・技術史の展示がある。

(1) 資料の整備

資料の購入及び寄贈・寄託によって資料の充実を図っている。基本方針として日本海沿岸地域における石川の歴史と文化に関連する資料を重点的・体系的に収集保管している。

登録資料数は約11万点(10.備品の状況 参照)でそのうち90%程度が寄贈されたものである。

(2) 資料の寄付、購入手続

資料を購入（寄贈を含む）するときは、学芸員がその資料を調べ、評価額 100 万円以上のものについては、歴史博物館運営審議会資料評価専門部会が受入の検討を行うことになっている。

資料購入は年次計画により予算が決まっているのでその範囲でまかなっているが、土蔵を取り壊し個人宅から重要文化財が出てきた場合などは、臨時予算要求をすることもある。

(3) 公開展示

歴史博物館では、常設展「石川の歴史と文化」で所蔵資料を中心に石川の歴史と文化を総合的に紹介するとともに、企画展等を開催し、積極的に資料の公開に努めている。

(4) 普及活動

普及活動の強化を図り、特に学校教育との連携を強め「学習の場としての博物館」をめざしている。

また多くの県民に幅広く利用してもらうために広報に努めるとともに、企画展を分かりやすく解説した図録を刊行した。

歴史博物館の教育に果たす役割を学校関係者に大きくアピールするとともに、出前講座や体験学習などの取り組みの機会を通じて、各学校とのコミュニケーションの充実を図っている。

(5) 調査研究活動

歴史博物館の基礎となる調査研究活動を充実させ、その成果をより質の高い展覧会の開催、講座等の充実、新たな重要資料の発掘収集等に生かすことにしている。

(6) 広報活動

県立美術館と一緒に北陸 3 県の教育委員会、小中学校の関係機関に直接出向き、当館についての P R 活動を行っている。

(7) 開館時間及び休館日

開館時間	午前 9 時～午後 5 時（入館は午後 4 時 30 分まで）
休館日	年末年始（12 月 25 日～1 月 3 日） 資料の展示替え・整理の期間

6. 平成19年度における事業の状況

(1) 歴史博物館の展示の状況

展示の特色としては、「特別展」「企画展」「石川県立美術館コレクション展」の3部門で構成している。

展覧会

春季特別展 昭和ワンダーランド - モノでたどる戦後 -	H19年 4月21日～ 5月27日
企画展 加賀の刀剣	H19年 6月 9日～ 7月 8日
夏季特別展 白山 - 聖地へのまなざし -	H19年 7月21日～ 8月26日
石川県立美術館コレクション展 日本の美 - 人・鳥・花そして風景 -	H19年 9月 4日～ 9月20日
石川県立美術館コレクション展 古九谷と石川の工芸	H19年 9月 4日～ 9月26日 H19年 9月29日～ 10月14日
秋季特別展 石川のお宝史 - 名宝から文化財へ -	H19年 9月29日～ 11月11日
石川県立美術館コレクション展 古九谷と石川の工芸	H19年10月16日～ 11月11日 H19年11月14日～ 11月30日
石川県立美術館コレクション展 加賀藩の美術工芸と芸術院会員・人間国宝	H19年11月27日～ 12月13日
企画展 新春を祝う	H20年 1月 4日～ 2月 3日
企画展 れきはくコレクション2007	H20年 2月16日～ 3月23日
石川県立美術館コレクション展 古九谷と再興九谷	H20年 3月 1日～ 3月23日 H20年 3月26日～ 3月31日

(2) 研究講座等の実施状況

れきはくゼミナール

回	日時	テーマ	講師
1	5月19日	昭和の娯楽	本谷文雄
2	6月16日	イケニへの考古学 - 古代の殺牛殺馬	戸潤幹夫
3	7月21日	中世白山信仰をとりまく世界	小西洋子

4	8月18日	白山信仰の仏神像	北春千代
5	9月15日	三代藩主前田利常の誕生	濱岡伸也
6	10月20日	「お宝」としての大野弁吉	本康宏史
7	11月17日	船絵馬のはなし	前田武輝
8	12月15日	謎の豪族羽咋君と七塚	永井浩
9	1月19日	福引きと福袋のはなし	大門哲
10	2月16日	石川の歴史遺産セミナー	
11	3月15日	れきはくの資料保存	大井理恵

常設スポット解説

回	日時	時代	テーマ	講師
1	5月6日	原始	真脇遺跡と巨大木柱根	高橋裕
2	6月3日	原始	邪馬台国とコシの国	三浦俊明
3	7月1日	古代	律令時代の加賀・能登	永井浩
4	8月5日	中世	中世の信仰と社会（曹洞禅を中心に）	小西洋子
5	9月2日	中世	懸仏への祈り	戸潤幹夫
6	10月7日	近世	加賀藩の成立と改作法	濱岡伸也
7	11月4日	近現代	北海道開拓と耕地整理	本康宏史
8	12月2日	民俗	絵馬堂	前田武輝
9	1月6日	民俗	白山麓のくらし	大井理恵
10	2月3日	民俗	石川の和船	大門哲
11	3月2日	近現代	高度成長時代	本谷文雄

(3) 県民大学歴史講座

石川県の歴史と文化についての基礎的な理解を深めるための専門講座

回	日時	テーマ	講師
1	11月14日	石川の旧石器・縄文文化	戸潤幹夫
2	11月21日	石川の弥生・古墳時代	高橋裕

3	11月28日	石川の奈良・平安時代	永井浩
4	12月5日	石川の中世	小西洋子
5	12月12日	石川の近世	濱岡伸也
6	12月19日	石川の近現代	本康宏史
7	1月9日	石川の民俗	大門哲
8	1月16日	石川のことば	前田武輝
9	1月23日	囲碁の文化史 - 初代本因坊算砂と金沢 -	高橋裕
10	1月30日	石川の民俗資料について	大井理恵
11	2月6日	石川の文化財	本谷文雄
12	2月13日	石川の絵画史	北春千代

(4) 歴史体験コーナー

各時代を代表するようなテーマを選定し、それに関連した実物資料などに直接触れたり、各時代の衣装を実際身につけたり出来る体験コーナー。

今期は「近現代編」と「原始・古代編」の2パターンがあり、時期によって入れ替えを行っている。鹿鳴館の衣装を着たり、古代の火おこしを体験したりしている。

(5) れきはくメイト

れきはくメイトは、当館とのつながりを深め、館を身近なものとして活用していただくことを目的としている。金沢市寺町への歴史散歩や能登方面へのバスツアーを行っている。

7. 常設展入場料について

会館当初から現在までの歴史博物館における常設展入場料は変わっていません。高校生以下が無料になっているのは、学習の場を無料で提供することにより利用の増進を図り、郷土の歴史、文化への関心を高めるとともに青少年の健全育成に資することを目的としている。

[入場料]

一般 250円 (団体200円)

大学生 200円 (団体160円)

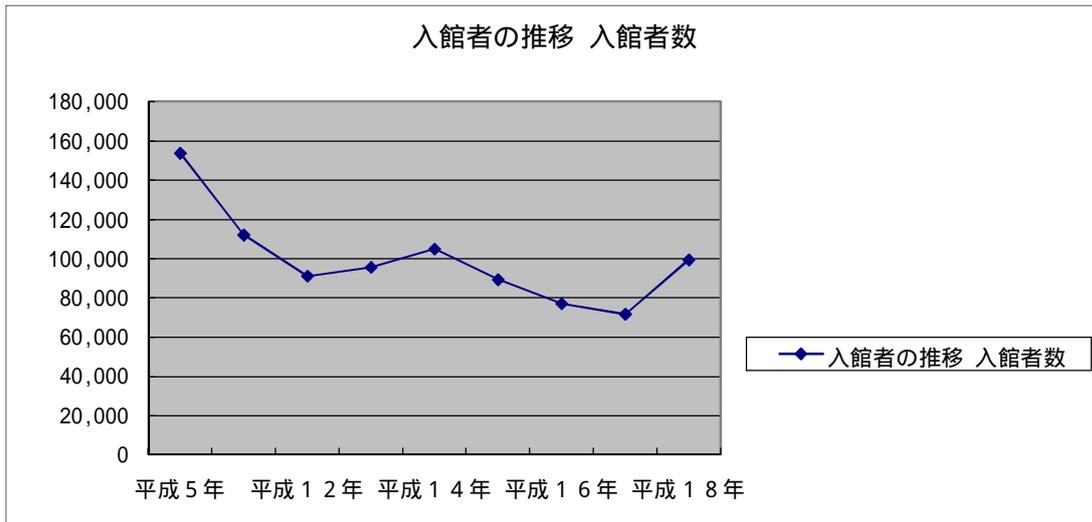
高校生以下 無料

団体は20人以上

また特別展開催中は特別料金となる。

8. 入館者の推移

年度	入館者数
平成 5年	153,608
平成10年	111,860
平成12年	91,012
平成13年	95,447
平成14年	104,835
平成15年	89,170
平成16年	76,937
平成17年	71,606
平成18年	99,301



施設の利用状況

(単位：人)

		入館者区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
特別展示	有料		10,999	8,668	17,711
	無料		15,566	16,458	18,484
	計		26,565	25,126	36,195
常設展示	有料		25,787	18,751	28,576
	無料		24,585	27,729	34,530
	計		50,372	46,480	63,106
計			76,937	71,606	99,301

平成18年度は、教育委員会等へ直接出向きPR活動を行なったことや、特別展に伊勢神宮という興味をひく内容のものだったため、利用者が増えたと考えられる。

9. 過去3年間の歳入歳出の状況

歳入 (単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
使用料	10,842	8,411	14,751
財産収入	1,466	1,402	1,266
雑収入	319	318	262
計	12,627	10,131	16,279

歳出 (単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
定数内職員費	118,581	118,944	119,120
嘱託職員費	35,367	26,294	19,711
運営費	71,629	73,157	79,647
常設・特別展費	12,114	12,866	12,072
調査研究・普及活動費	14,597	14,319	14,142
整備費(資料、施設)	7,804	3,990	4,573
歴史文化国際交流推進費	228	310	130
加州刀公開活用促進事業費	1,119	825	0
ふるさと歴史文化講座開催事業費	552	767	0
石引分室管理(整備)費	0	6,529	1,469
計	261,991	258,001	250,864

収支

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
差引支出超過	249,364	247,870	234,585

[歳入項目の説明]

使用料： 入場料及び施設使用料
常設展示観覧料 一般 250円、大学生 200円
特別展示観覧料 1,000円の範囲内で知事はその都度定める額
高校生以下 無料
施設使用料 1日につき14,800円

財産収入： 絵葉書等各種販売用物品売上
雑収入： ライトアップ電気料、ぐるりんパス等分配金など

[歳出項目の説明]

定数内職員費： 学芸員、事務職員、技師
嘱託職員費： 館長、総務嘱託、解説員

解説員を民間に委託したことにより運営費は増額しつつも、それ相応の嘱託職員費が減少している。

また、加州刀公開活用促進事業費とふるさと歴史文化講座開催事業費は、マイナスシーリングの関係で出来なくなり平成18年度は中断している。

10. 備品の状況

資料を含む備品の状況は次のとおりである。

館蔵資料総数 (単位：点数)

物品分類	平成16年度	平成17年度	平成18年度
美術品(陶磁器類)	45	45	47
美術品(漆工類)	11	11	11
美術品(染織類)	14	15	15

美術品（金工及び刀剣類）	139	139	139
美術品（絵画類）	56	57	60
美術品（書籍類）	148	149	149
美術品（彫刻類）	20	20	20
美術品（その他）	8,434	8,445	8,445
計	8,867	8,881	8,886
備品（考古）	3,731	3,731	3,731
備品（歴史）	63,066	63,758	64,517
備品（民俗）	26,245	26,265	26,683
備品（自然）	288	92	92
備品（模型・複製）	194	194	197
備品（パネル）	187	187	187
備品（視聴覚等その他）	10,132	10,132	10,132
計	103,843	104,359	105,539
図書類	1,861	1,898	1,982
合計	114,571	115,138	116,407

各整備台帳で点検・整備を行っていて、考古・歴史・模型・図書等で分類管理している。

他の博物館への短期の貸し借りでは、貸し出し整理簿で行っている。個人から預かる場合は、石川とゆかりのある品物、仏像、古文書等を借用整理簿で行っている。また購入する際等には、資料台帳に評価額を記載している。

[借用品管理について]

借用品については「借用品整理簿」で管理されており、借用期間は5年の長期にわたる場合もある。

資料借用のプロセス

（例）寺院の仏像

学芸員の意思決定

寺院と交渉し了解を得る

期間を決め、借用証書の発行

資料が傷むため、定期的に入替え

延長の場合、更新依頼と借用証書の再発行

1 1 . 業務委託の状況

歴史博物館では、下記の業務を外部へ委託している。

区分	契約金額（円）	契約方法 （業者数）	契約期間 又は実施日	契約先	支払方法
設備機器保守管理	15,277,500	指名 （5者）	H18.4.1～H19.3.31	A社	精算払
消防設備保守点検			実施日 9/19、9/20 3/22、3/23		
地下タンク点検			実施日 8/7		
ビル環境測定			実施日 2ヶ月に1回		
排気ガス測定			実施日 7/24、1/22		
水質測定			実施日 7/24、1/23		
エレベーター保守点検	1,234,800	随契 （1者）	H18.4.1～H19.3.31 実施日毎月1回	B社	精算払
清掃管理業務	11,296,000	指名 （5者）	H18.4.1～H19.3.31 実施日毎日	C社	精算払
警備管理業務	11,184,600	指名 （5者）	H18.4.1～H19.3.31 実施日毎日	D社	精算払
燻蒸等業務	2,793,000	随契 （1者）	H18.5.1～H19.3.20	E社	精算払
燻蒸作業			実施日 8/3～8/24		

環境調査			実施日 18.6～19.2		
受付・案内・解説業務	17,555,076	指名 (15者)	H19.4.1～H20.3.31	F社	前金払

* 随契：随意契約

* 指名：指名競争入札

- ・清掃管理業務を平成17年度より、美術館と歴史博物館あわせて契約している。
- ・警備管理業務：常駐警備員1名 17：00～翌日9：00

機械監視（石引分室含）

開館日 17：00～翌日9：00

休館日 9：00～翌日9：00（24時間体制）

- ・エレベーター保守点検と燻蒸等業務は一者随契としている。

一者随契の理由

エレベーターの保守点検：点検等のノウハウが必要である。構造を熟知している一者と随意契約している（業者選定理由書）

燻蒸等業務：博物館等は特殊な殺虫方法が実施されており、実績のある専門業者と随意契約している（業者選定理由書）

- ・清掃管理業務は17年度不調により最低価格入札者のG社と契約。

委託料過去3カ年の落札等状況

平成16年度

業務名	契約方法	予定価格	契約額	落札率	契約先
設備機器保守管理	指名5者	16,289,952	16,275,000	99.9%	A社
エレベーター保守点検	随契1者	1,449,000	1,446,480	99.8%	B社
清掃管理業務	指名5者	11,772,000	11,739,000	99.7%	C社
警備業務	随契1者	10,914,750	10,911,600	99.9%	D社

燻蒸等業務	随契1者	2,988,405	2,951,445	98.7%	E社
-------	------	-----------	-----------	-------	----

平成17年度

業務名	契約方法	予定価格	契約額	落札率	契約先
設備機器保守管理	指名5者	15,800,998	15,750,000	99.6%	A社
エレベーター保守点検	随契1者	1,312,500	1,297,800	98.8%	B社
清掃管理業務	指名6者 入札不調随 契	11,419,000	11,419,000	100.0%	G社
警備業務	随契1者	10,587,276	10,584,000	99.9%	D社
燻蒸等業務	随契1者	2,904,405	2,807,385	96.6%	E社

* 清掃管理業務：美術館と歴史博物館併せて契約。契約額30,651,600円

平成18年度

業務名	契約方法	予定価格	契約額	落札率	契約先
設備機器保守管理	指名5者	15,326,871	15,277,500	99.6%	A社
エレベーター保守点検	随契1者	1,260,000	1,234,800	98.0%	B社
清掃管理業務	指名5者	11,362,000	11,296,000	99.4%	C社
警備業務	指名5者	11,199,888	11,184,600	99.8%	G社
燻蒸等業務	随契1者	2,817,150	2,793,000	99.1%	E社
受付・案内・解説業務	指名15者	19,953,024	17,555,076	87.9%	F社

* 清掃管理業務：美術館と歴史博物館併せて契約。契約額30,324,000円。

・契約の落札率が、平成18年から開始している受付・案内・解説業務を除いて、95%以上の高い率になっている。

1 2 . 兼六園周辺文化施設活性化検討委員会について

兼六園周辺文化ゾーンは金沢という都市を象徴するエリアだが、ゾーン内に数多く立地する文化施設の入館者数は近年、新しい施設では集客がみられるものの以前からの文化施設では減少基調にある。兼六園周辺文化施設活性化検討委員会は、平成17年5月から、同ゾーン内施設全体の魅力アップや各施設の取り組みの充実化、施設間の連携や共同企画の実施等について協議を重ね、平成18年7月に最終報告を提出している。

* 兼六園周辺文化施設

- 1 . 石川県立美術館、
- 2 . 石川県立歴史博物館、
- 3 . 石川県立歴史博物館石引分室、
- 4 . 石川県立能楽堂、
- 5 . 藩老本多蔵品館、
- 6 . 石川近代文学館、
- 7 . 石川県立伝統産業工芸館、
- 8 . 兼六園広坂休憩館、
- 9 . 旧津田玄藩邸、
- 10 . 県庁舎出羽町分室

[歴史博物館に対する課題と提言例]

- | | |
|---------|--|
| 短期的計画 | ・ 特別展の内容については集客を見込めるものを考える
・ 常設展においては入館者の国際化によりキャプションの国際化
・ 出前講座を増やす、他 |
| 短・中期的計画 | ・ 展示空間の全面的なリニューアル
・ 本多蔵品館の館内移転、他 |

1 3 . 運営審議会について

博物館法に規定されており、石川県立歴史博物館の円滑かつ適正な運営を図るため、学識経験者・学校教育関係者・社会教育関係者から構成される15名の委員が年2回集まり、審議を行っている。

設置要綱に基づく審議事項は次のとおりである。

- (1) 博物館の運営に関すること。
- (2) 博物館長の諮問に対する答申。
- (3) 博物館長に対する意見具申に関すること。
- (4) 博物館が取得しようとする資料の学問的評価及び価格に関すること。

(5) その他、特に必要と認められること。

また、運営審議会のここ数年の議事内容は、事業報告、事業計画の執行状況及び次年度事業計画案、予算案についてとなっている。

[監査の結果]

1 . 借用資料の現物確認について (指摘事項)

展示目的のために借りている借用資料は受入時に「借用」表示し、更新時に現物確認をする。歴史博物館所有 (館蔵) の資料についてはエクセルによるデータ管理を行っているが、借用資料については保存場所の移動の可能性があるため、エクセルによるデータには載せていない。また、5年、3年、2年、1年で更新契約をしているため、返済時に欠番のことが理由となっており、手書きの「借用整理簿」を用いている。

現物のチェックは、定期的に行われていない。展示替えあるいは収蔵庫の整理等必要に応じて現物確認をしているのみである。

財務規則では、物品については年に1回年度末に点検・押印することになっており、借用資料もこの物品に含まれる。借用件数50件余り、2,000点を超える資料につき、定期的な現物確認の点検を実施すべきと考える。

石川県財務規則第231条 (物品の点検) については、総論46頁参照のこと。

2 . 資料管理について (意見)

美術品・備品台帳には購入額と評価額を記載し、5年ごとに評価額を見直している。また現物の箱・ケースに番号を付けて、台帳とも合わせている。

美術品台帳： 美術的に価値のある資料

備品台帳： 民俗、考古学等に関する資料

[保管場所]

美術品： 収蔵庫

古文書： 古文書室

データには美術品等の保管場所が登録され番号管理されているが、全体を統一した一元管理システムにはなっていない。

つまり11～15万点の保管場所（収蔵庫）が、5箇所分散されているためサーバーをおかないと資料の一元管理が難しいためである。検索の効率性に問題が残されているといえる。

またデータには、画像が入っていないので検索は出来るが、内容までは把握できない。したがって記録と現物との照合は専門の担当者しか確認できず、担当者が不在の場合には現物の存在が不明という事態になる。この現物管理上のリスクを避けるためには、少なくとも重要物品については担当者以外でも確認できる番号管理等の何らかの手段をとるべきだと考える。

3. 展示物について（意見）

展示品は年間2,500点程度となっている。展示場所に限りがあるので展示されるものの割合は少ない（データ化されていない寄贈品等を含めて全資料数は約15万点）。

収蔵数は増える一方のため、今後は展示しないものは購入しない、寄贈を受けない、借りない方針を徹底させることにしている。

したがって新しく寄贈を受けたもの、購入したものは、原則としてその年に1回は展示し、紹介する計画となっている。

歴史博物館の役割が、後世に歴史的資料を残すための収蔵庫なのか、あるいは博物館の観光施設としての役割を強調していくのかの選択は、県民に委ねられている。博物館法によれば博物館は「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」とされている。したがって問題なのは単なる収蔵のみがその目的とはなっていないということである。

博覧会のような非日常的な楽しみではなく、日常的な楽しみを求めて人々は博物館

を訪れる。またその期待感があるということで、県民は入館料、県税を負担してもよいと考える。

したがって年間展示品数2,500点が、多いか少ないかの判断は難しいが、少なくとも収蔵点数約150,000点に比べると展示率は低く、残りの収蔵品については、何時展示されて利用者が楽しめるのかという疑問が残る。展示品数の増加の工夫について検討していただきたいと考える。

4. 入館者について（意見）

入館者が減少傾向にある。その原因として、兼六園周辺の観光客が減ったことと、新しくできたレジャー施設に入館者が移っていったことがあげられる。

対策としてPR活動を強化する。

活動内容	学生	北陸3県
	一般	エージェント（旅行会社他で団体を取りこむ） 公民館（婦人会、老人会） 観光協会 ホームページの作成 ホテル（特別展のチラシ・ポスターをおいてもらう） 民間テレビ（スポット有料のテレビコマーシャル） マスコミの利用 講演会での講演、他

目標値として、前年並み（9万～10万人）をめざしている。

入館者増加対策を強化するうえで、さらに検討を加えたほうがよい事項として次の点をあげておきたい。

（1）利用者ニーズの分析が曖昧になっているため、アンケート等の利活用を工夫したほうがよいこと。

歴史博物館では利用者についての分析をアンケート等によって地元約3割、県外の観光客約7割との感触をつかんでいる。しかしさらに具体的にデータを集計分析したものはない。利用者の属性によって歴史博物館に期待するニーズは異なるであろうし、対応する企画内容も異なってくる。利用者ニーズと異なる歴史博物館独自の企画は、学術水準としては高い評価を得られたと

しても、入館者増加に結びつくものではない。入館者増加を目標にする限りは、利用者ニーズの分析についても検討を加えたほうが望ましいと考える。

(2) 兼六園周辺文化施設との連携、共同企画についての検討

兼六園周辺文化施設活性化検討委員会の報告でも明らかになっているように、歴史博物館も他の周辺文化施設との連携・共同企画が推奨されている。

歴史博物館の基本コンセプトからは、観光資源としての役割が強調されているわけではない。しかしながら同報告書は、歴史博物館については基本コンセプトを尊重しながら、石川県の歴史を紹介する拠点として、兼六園周辺文化施設活性化の一翼を担ってほしいとしている。

同報告書に基づく取り組みは緒についたばかりといえるが、基本的には利用者の属性判断とそのニーズの把握が重要なポイントとなる。これが周辺文化施設と同調していなければ、入館者増加の連携効果は生じないし、そのためには金沢市をも巻き込んだ総合的な活性化を統制する機構の存在と推進活動がなければその報告書の実効性に問題が残るといえる。

現在、館長会議が設置されているが、一般的には会議形式で終わってしまうことが多い。組織として、周辺文化施設の活性化を強力に推進するよう検討を行うべきである。

5. 図録の管理（指摘事項）

受入図録の取扱い

借用者（寄贈先）に約4割配分（無料）

（他の図書館、博物館、借用者に渡す）

販売用に約6割配分（有料）

1年に3回の特別展のうち2回ほど作成。

図録の在庫確認は物品受払伺、消耗品出納簿と現物を照合している。売りの台帳は月1回在庫確認、寄贈の台帳は年1回在庫確認を行っている。

「韓国文化への誘い」

上記図録に関し寄贈の台帳と現物の確認をしたところ在庫数量が異なっていた。原因不明のため今後は在庫確認の頻度を上げて、図録管理の正確性を期していただきたいと考える。

6. 公有財産台帳（建物）の管理（指摘事項）

所在地	建物面積（㎡）	
	公有財産台帳	登記簿謄本（家屋番号）
金沢市出羽町7番	8,143.59	2,489.25（7番）
		2,707.95（7番の3）
		2,733.13（7番の4）
金沢市石引4丁目390番2	1,150.05	54.50（390番2）
金沢市石引4丁目390番6		549.84（6の1）
		545.71（6の2）
金沢市米泉町4丁目133番1		213.26（133番1の2）
計	9,293.64	9,293.64

上表で見ると、公有財産台帳における建物の住所が登記簿謄本の住所と一致していないケースがある。公有財産台帳は事実関係を正しく記録する必要があり、事実を確認の上、記載上の誤りについて訂正すべきである。また、石川県財務規則ではそこまでは要求されていないが、登記簿謄本との照合を確実にするための何らかの工夫、たとえば家屋番号の台帳への記載等が望ましいと考える。

7. 特別展の計画と反省会（意見）

計画 2年前から歴史博物館の検討会で候補を挙げてそこから絞り込んでいく
時期決め、巡回展（韓国、伊勢）等

予算要求 一年前に要求する。

ある程度の展覧会のネーミング、内容を決めておく。

韓国等海外からの借入れの場合、輸送費の見積もりが重要。

特別展の開催

学芸会議での反省会（月1回学芸会議を行なっている）

口頭での話し合いしか行っていない。毎回展示会の内容が違うので、個別要素が多い。そのため、反省効果は薄く次の目標対策にはならないと判断して

いる。

上記のとおり、特別展開催の正式な反省会は行われていない。したがって業務を効率的・効果的に実施するP D C Aサイクルが機能していない。

入館者の目標を立て、実行しその結果に対する反省は極めて重要である。アンケート等を分析して、利用者ニーズの把握が適切だったのか、あるいはP R方法に対する巧拙など反省点は尽きないものと思われ、ぜひ反省会を開催し次の特別展その他の対策資料として残し、次回の特別展の計画につなげていただきたいと考える。

夕日寺健民自然園

[監査の概要（補足）]

1. 監査の方法

(1) 監査の要点

県の財務事務の適正性

県の支出内容は目的に沿って、適切な財務事務がなされているか。

出納事務の適正性

支出内容は、目的や事業内容に照らして適切か。

施設管理運営の適正性

夕日寺健民自然園が、法令や規則に準拠して適正に運営されているか。

施設管理運営の効率性

夕日寺健民自然園が、効率的に運営され、施設の管理は適切に運営されているか。

(2) 主な監査手続

会計帳簿等を調査し、夕日寺健民自然園の財務書類が法令及び規則等に準拠して作成されているかの検討

設備、備品等の実査による保管状況の検討

夕日寺健民自然園の実施事業の検討

定例会予算特別委員会議事録の査閲

定例会一般質問議事録の査閲

現地視察（延べ6回）

事業に関する行政評価についてのヒアリング

2. 外部監査の実施期間

平成 19 年 9 月 3 日より平成 19 年 11 月 6 日

[施設の概要]

1. 設置目的

里山の身近な自然環境を保全するとともにそこに生きる動植物とのふれあいの機会を提供する。

里山保全：里山の自然環境の保全・小動物のサンクチュアリー

ふれあい：自然環境のフィールド・ハイキングの拠点

2. 設置根拠

石川県健民自然園条例（平成6年6月28日 条例第22号）

（設置）

第一条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条第1項の規定により、身近な自然環境を保全するとともに、そこに生きる動植物とのふれあいの機会を提供し、県民の健康で潤いのある生活の確保に資するため、県に健民自然園を設置する。

（平17条例12・一部改正）

（名称及び位置）

第二条 健民自然園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位置
石川県夕日寺健民自然園	金沢市
石川県片野鴨池健民自然園	加賀市

2 健民自然園の区域は、知事が別に告示する。

3. 所在地及び面積

所在地 金沢市夕日寺町、東長江町、牧町、伝灯寺町 地内

面積 全体面積 約77ha（うち拡充計画区域 約43ha）

添付地図参照

4 . 沿革

S 48	県住宅供給公社が住宅団地造成のための用地取得
S 55	整備に着手・同時に開設
S 58	化石の広場整備
S 60	便所棟整備
S 63	ふれあいセンター整備
H 4 - 5	トンボサンクチュアリー整備
H 5 - 6	拡充区域の用地取得
H 6	県健民自然園条例施行
H 11 - 12	拡充区域の用地追加取得・整備に着手
H 16 - 19	里山センター（仮称）周辺整備に着手
H19.10.27	里山ふるさと館オープン

5. 主要施設

ふれあいセンター（木造平屋 115 m² H元・4 月供用）

自然観察歩道（総延長 約 8 km）、芝生広場（約 4,300 m²）

トンボサンクチュアリー（約 1.7 ha H6.3 月完成 池・棧橋等）

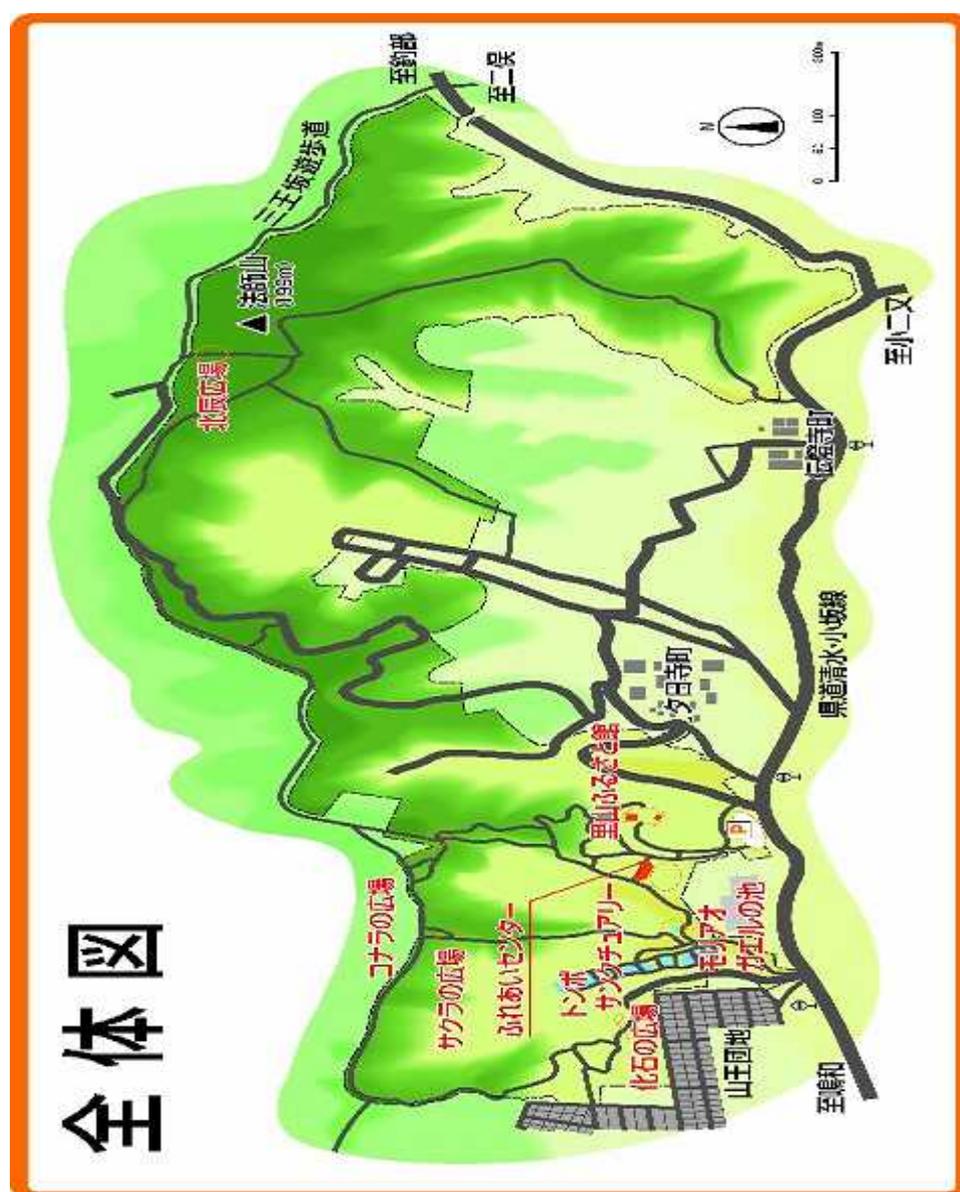
化石の広場（約 100 万年前の貝化石） 広場・駐車場・便所等

里山ふるさと館（木造平屋 162 m² H19.10 月供用）

体験工房（木造平屋 100 m² H19.10 月供用）

便所・駐車場

夕日寺健民自然園全体図



夕日寺健民自然園中核パース

左側 ふれあいセンター、芝生広場

中央部 里山ふるさと館、体験工房、便所・駐車場



案内図



6. 施設の利用可能日

夕日寺健民自然園 年中・終日開放
ふれあいセンター 休館日：毎週火曜日と年末年始
里山ふるさと館
体験工房

ふれあいセンター



里山ふるさと館と便所



7. 利用状況

夕日寺健民自然園利用人数調べ

(単位:人・%)

区分	平成14年度	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	a	b	対前年度比 b/a	c	対前年度比 c/b	d	対前年度比 d/c	e	対前年度比 e/d
4月	3,510	1,570	44.73	3,655	232.80	2,849	77.95	1,722	60.44
5月	4,825	5,425	112.44	3,810	70.23	4,812	126.30	4,434	92.14
	8,335	6,995	83.92	7,465	106.72	7,661	102.63	6,156	80.36
6月	3,915	4,595	117.37	5,680	123.6	4,092	72.04	4,794	117.16
	12,250	11,590	94.61	13,145	113.4	11,753	89.41	10,950	93.17
7月	1,785	3,065	171.71	2,140	69.82	2,750	128.50	4,656	169.31
	14,035	14,655	104.42	15,285	104.30	14,503	94.88	15,606	107.61
8月	1,330	1,875	140.98	1,905	101.60	1,771	92.97	2,898	163.64
	15,365	16,530	107.58	17,190	103.99	16,274	94.67	18,504	113.70
9月	2,965	2,860	96.46	2,660	93.01	2,711	101.92	2,598	95.83
	18,330	19,390	105.78	19,850	102.37	18,985	95.64	21,102	111.15
10月	3,810	4,342	113.96	1,350	31.09	2,766	204.89	5,220	188.72
	22,140	23,732	107.19	21,200	89.33	21,751	102.60	26,322	121.02
11月	1,670	2,400	143.71	845	35.21	3,091	365.80	1,230	39.79
	23,810	26,132	109.75	22,045	84.36	24,842	112.69	27,552	110.91
12月	870	360	41.38	655	181.94	440	67.18	645	146.59
	24,680	26,492	107.34	22,700	85.69	25,282	111.37	28,197	111.53
1月	830	585	70.48	350	59.83	463	132.29	535	115.55
	25,510	27,077	106.14	23,050	85.13	25,745	111.69	28,732	111.60
2月	735	630	85.71	1,420	225.40	320	22.54	655	204.69
	26,245	27,707	105.57	24,470	88.32	26,065	106.52	29,387	112.75
3月	850	1,455	171.18	955	65.64	605	63.35	775	128.10
	27,095	29,162	107.63	25,425	87.19	26,670	104.90	30,162	113.09

注：各月の下段の数値は4月からの累計である。

() H16 クマ出沒で秋期利用者が減少した。

H17 隣接の夕日寺小学校が移転し、児童の授業や立ち寄り利用が減少した。

H18 山側幹線開通やイベント実施(ザリガニ釣り等)に伴い利用者が増加した。

8. 施設の収支状況

自然保護課の収支に含まれており、夕日寺健民自然園独自の収入はなく、支出についてもあくまで自然保護課の1セクションとして支出されている。

したがって夕日寺健民自然園独自の収支計算は存在しない。

今回、夕日寺健民自然園分として切り出して作成したものが下記の支出の部である。

支出の部

(単位：千円)

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備考
支出合計	10,442	10,152	9,807	
施設管理費	6,081	5,803	5,445	
工事費・委託料	5,440	5,228	4,875	
臨時職員費	379	353	382	
その他	262	222	188	
人件費(嘱託職員)	4,361	4,349	4,362	
その他				

この支出をみても、設置目的の達成のためのイベント等への支出項目が見当たらない。

まさにボランティアに頼っているのが現状であると推測される。

9. 管理運営体制(平成19年10月末現在)

園長 1名(月18日) 事務補助員 1名(月12日)
管理補助員 2名(随時)

[監査の結果]

1 . 「ふれあいセンター」での物品の管理状況について（意見）

管理物品以外に例えばスズメ蜂の巣やスズメ蜂等の自然園から収集した展示物が存在するが、これらについては県の物品規定から外れるため記録がなされていない。

自然園の特徴を示す収集物品の展示公開は、「ふれあいセンター」の目玉ともいえ、訪れる人に自然園の興味あふれる情報を提供してくれる。したがってこれらの貴重な収集物品のうち長期間にわたる展示物については、収集から保管、廃棄に至るまでその記録と管理の徹底に努め、展示についての利用者の期待を裏切らないようにしていただきたいと考える。

2 . その他の財務事務について

平成 18 年度の夕日寺自然健民自然園の財務事務の執行について妥当と判断する。

また施設の管理運営について、現在の人員配置を考えると評価すべきと判断する。

3 . 「里山ふるさと館」について

(1) 「里山ふるさと館」のオープン

本外部監査の実施中である平成 19 年 10 月 27 日、かねて建設中であった里山ふるさと館と体験工房がオープンした。

この新しい施設のオープンにより、来園者の増加が見込まれると同時に今後「里山」を意識した様々なイベントが企画されると想定する。
施設の取得は、「里山」保全の展開の端緒であり、ノウハウを蓄積するための財政的な支援を期待しておきたい。

ところでこの施設のオープンによって従来の2つの目的である

里山保全：里山の自然環境の保全・小動物のサンクチュアリー

ふれあい：自然環境のフィールド・ハイキングの拠点

が大きく変容していくものと判断している。

すなわち新しく、「『里山』にかかる活動の拠点」が大きな目的となると考える。その根拠は「里山」に関する、ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成16年3月23日 条例第16号）において以下のように規定していることである。

第二款 里山の保全等の推進

(里山の保全等の促進)

第一百三十二条 県民、事業者、民間団体及び土地所有者等(次項において「県民等」という。)は、人との関わりの中で形成又は維持されてきた森林、農地、湿地等(以下「里山」という。)の重要性を認識し、その保全、再生及び活用に努めるものとする。

2 県は、生物の多様性の確保、良好な景観の形成その他の里山が有する公益的機能の維持が図られるよう、市町又は県民等による里山の保全、再生及び活用(以下「里山保全等」という。)に資する主体的な活動を促進するため、当該活動の拠点となる里山の整備、技術指導等を行う人材の育成、里山に関する情報の収集及び提供並びに普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(平一七条例四九・一部改正)

里山ふるさと館は第132条第2項を推進する拠点としての位置づけであると判断する。そこで「里山」について整理し、夕日寺健民自然園の今後を考察してみたい。

(2) 里山の意義

そもそも里山とはなにか？

石川県環境部自然保護課が発行した「いしかわの里山生態系」においては、「『里山』とは人手のほとんど入っていない『奥山』に対置される言葉です。」と記している。

山林緑地や農地といったイメージはあるものの明確な定義付けはできないものと判断できる。

この山林緑地や農地は、空気の浄化、ヒートアイランド現象等に対する気温の調

整などの環境保全機能や、阪神淡路大震災において改めて認識された防災空間などの都市環境上の機能を持つと共に、野鳥や昆虫などの生物の棲息に欠かせない空間である。また、都市住民を含め人にとっては散策や環境教育の場として大きな役割を果たしている。

こうした機能に加えて、里山そのものが資源循環型システムであることが、あらためてクローズアップされている。森や林は木材や薪、炭を生み出すだけでなく、田んぼ、畑などがセットになることにより、そこから生まれる落ち葉などが堆肥やその他農業に必要な資源として無駄なく活用される、きわめて環境にやさしい仕組みとして機能する。

里山が生み出す薪や炭がエネルギー燃料として利用された時代には、里山は「所有者」によって手入れされてきた。しかし、近年山林はそうした価値を失い、管理が行き届かなくなっている。また輸入作物による価格低下や減反等により、休耕農地が増えている。また、所有者自身の高齢化や不在地主の増加などにより、所有者による手入れだけに期待するのは不可能であり、その結果、山林などにはゴミの不法投棄が増え、生態系にも悪影響を与えている。もはや所有者だけでは里山の管理はできない事態であり、「里山」としての緑地は消えつつある。

地域住民が身近に存在する里山を自らの手で守り、管理しようとする運動は散発的に見られるものの、現在の保全の多くが行政の支援や管理のもとに行われているのが現状であると認識している。

しかし、今後も引き続き行政が資金を投入して里山保全を行うことは不可能である。また、地域の中に隔離された「里山」を保全しても、地域に普及効果をもたらすとは考えられない。むしろ、そうした行政資金の投入により里山を保全するよりは、里山自身が経済価値を持つような積極的な方法を考えないと、里山は守られない。

(3) 里山管理と「里山ふるさと館」の役割(意見)

今日、日本のいたるところで森林ボランティアの人々が、一生懸命に里山の手入れを行っているが、やはり里山所有者による自らの農業経営に必要な山の手入れとは、利用面で異なっており、なによりも里山管理の方法を知らない。

そこで、地域のなかで里山はどのような位置づけにあるかを明確にし、その上で地域の住民、都市の住民がどう里山に関わるか、あるいは現在は林業的な手入れしか紹介されていないが、都市住民といった林業の経験のない一般人が可能な手入れ手法の開発も必要である。

また一方では作業の担い手としてだけでなく、一般人がどのように里山を経済的に支えていくか、つまり消費者としてどのように支えるかという仕組みづくりが重要になる。

いま里山が危機に瀕しているのは、人々の関心が里山に向いていないからである。都市の住民はもちろんであるが、里山の人々も同様である。

なぜなら、里山に関わっていると、その分だけ稼ぎが少なくなり、生活できないからである。

人々が生活できる里山をつくらないと、いかに多くの資本を投入しても、法規で里山の現状を保護・保全しても博物館に展示された里山である。

このように考えると里山マイスターといった個人を育てるのではなく、県内に里山管理に関わる団体を増やし、そこに一般の市民が気軽に参加できる機会を増やすという方がよいと考える。

現状は一般の市民に対して情報が少なく、また団体自体も個別に活動しているために、情報交換ができず、課題を抱えながら活動していることが多いと考える。こうした課題を解決するために、行政が支援センターを作る等の施策が考えられるが、より具体性があるのは、団体のネットワークにより団体同士サポートする体制をつくるという方法である。

特に里山の手入れの場合、活動のネックになるのは人材（作業リーダー、調査等のリーダーとして）と道具であるが、団体によって得意分野や抱えている人材が異なるので、ネットワークを組むことにより、お互い融通しあいながら解決することができる。

その一方、団体の立ち上げ手法や森づくりに関わる課題の解決手法は、すでにさまざまな経験を持つ団体にノウハウが蓄積されている。だからこそ、団体同士の助け合いができれば、現実的なサポートが可能となるし、そのネットワークの中から新たなグループ育成の支援が可能となる。

そこで、こうした里山管理に関わり、フィールドを責任もって管理する団体の立ち上げを支援し、また、相互支援のためのネットワークづくりの取り組みを行政としておこなうべきであると考えます。

最後にぜひ、里山ふるさと館をネットワークづくりの活動拠点として、また里山が経済的に自立できるシステムのノウハウを蓄積する拠点として活かしていただきたい。

石川県立伝統産業工芸館

[監査の概要 (補足)]

1. 監査テーマ選定の理由

当館は県内の伝統工芸品を一堂に展示する専門施設として、全国でも稀有な施設である。当該施設は、昭和 34 年に石川県立美術館として建設されたが、昭和 59 年に美術館が出羽町に移転した際に施設の有効活用が検討され、県内の 36 品目に上る伝統工芸品を一堂に展示するための施設として開館したものである。その際には相応の規模の施設が必要であることから、専門施設形態を採ったものである。

石川県においては旧来より伝統工芸が盛んに行われ、現在は伝統工芸士数が全国 2 位、伝統工芸品従事企業数が全国 2 位、また人間国宝(工芸技術)数も全国 2 位となっており、伝統工芸が地場産業として地域に深く根を下ろす伝統工芸王国である。しかし、全国的な傾向とは言え、石川県の平成 18 年度における伝統的工芸品生産額は 405 億円と平成 2 年度の 4 割程度となっており、近年の産地の縮小は顕著である。こうした中、産地の育成を担う伝統産業工芸館に期待される役割はますます大きくなってきている。

三位一体改革で課された厳しい予算を如何に効率的に使用し、開館の趣旨である伝統産業の振興に向けた活動がいかになされているかを検証することは大変意義深い。また、平成 19 年 3 月策定の「石川県行財政改革大綱 2007」において、伝統産業工芸館は平成 20 年度以降に順次指定管理者制度の導入を推進する施設に挙げられており、このタイミングで監査対象とする意義も認められる。

(平成18年度版全国伝統的工芸品総覧より)

順位	都道府県	企業数
1位	京都府	2,814
2位	石川県	1,919
3位	愛知県	849
	全国計	16,812

順位	都道府県	従事者数
1位	京都府	18,069
2位	鹿児島県	8,695
3位	石川県	7,376
	全国計	96,046

(日本伝統工芸士会HPより)

順位	都道府県	企業数
1位	京都府	1,193
2位	石川県	386
3位	愛知県	267
	全国計	4,592

(文化庁HPより)

順位	都道府県	企業数
1位	京都府	13
2位	石川県	8
3位	東京都	7
	全国計	57

2. 監査の方法

監査の要点

1. 法令や規則に準拠して適正に運営されているか
2. 入場料等の収入は適正に処理されているか
3. 人件費など運営費用支出の適正性
4. 資料（備品）購入手続きは適切か
5. 設備備品等の管理の適正性
6. 入館者増加の方策はなされているか
7. 運営協議会が有効に運営されているか

主な監査手続

1. 会計帳簿等が法令や規則に準拠して適切に作成されていることの検証
2. 入場料等収入の処理の適正性の検証
3. 人件費など運営費用支出の処理の適正性の検証
4. 資料（備品）等支出手続の適切性の検証
5. 設備・備品等の管理状況の把握
6. 施設設備の点検状況の検証
7. 運営協議会が有効に機能していることの検証
8. 収支状況の把握
9. 施設利用度の把握
10. 入札関係書類、契約書類、その他の書類調査による、施設設備建設工事等の執行手続の適切性の検討

3. 外部監査の実施期間

平成19年8月3日より平成19年9月30日

[施設の概要及び監査の結果]

1. 伝統産業工芸館の概要

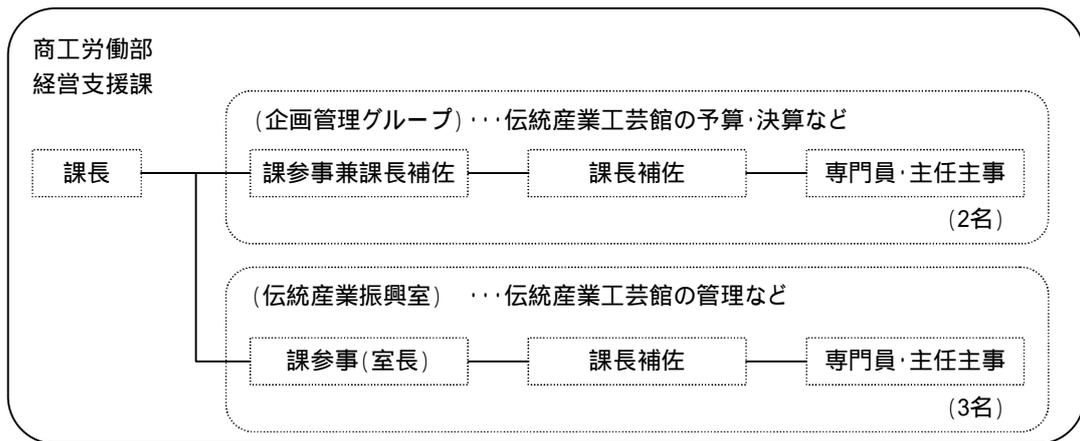
項目	内容															
所在地	金沢市兼六町1番1号（兼六園に隣接）															
供用開始	昭和59年1月21日（開館）															
設置の趣旨	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項の規定により、伝統産業の振興を図るため、石川県立伝統産業工芸館を金沢市に設置する（石川県立伝統産業工芸館条例第一条）。															
設置根拠条例	石川県立伝統産業工芸館条例 石川県立伝統産業工芸館条例施行規則															
敷地面積	4,111.84㎡（能楽堂の別館及び茶室敷地含む）															
建築面積	704.41㎡															
建築延面積	1,643.01㎡															
構造	鉄筋コンクリート造地上2階・地下1階															
工事費	昭和34年美術館（前身）建設 45,700千円 平成13年リニューアル 68,435千円															
展示施設	1階240.75㎡、2階544.00㎡、計784.75㎡															
主要施設	1階：生活提案コーナー、ミュージアムショップ、ミュージアムカフェ 2階：常設展示室、企画展示室、茶室															
開館時間	午前9時より午後5時まで															
休館日	4月～11月：毎月第3木曜日 12月～3月：毎週木曜日 年末年始：12月29日～1月3日															
駐車場	有（無料）															
入場料	1階（無料） 2階（有料） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年齢</th> <th>個人</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大人</td> <td>18歳以上</td> <td>250円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td>200円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>18歳未満</td> <td>100円</td> <td>80円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）団体は30人以上</p>	区分	年齢	個人	団体	大人	18歳以上	250円	200円	65歳以上	200円	200円	小人	18歳未満	100円	80円
区分	年齢	個人	団体													
大人	18歳以上	250円	200円													
	65歳以上	200円	200円													
小人	18歳未満	100円	80円													
沿革	昭和34年9月30日 美術館開館 昭和59年1月21日 伝統産業工芸館開館 昭和60年11月 伝統的工芸品月間国民会議全国大会展示の茶室を移設 平成13年8月21日 リニューアル ・1階展示室（一部）をミュージアムショップに変更 ・1階会議室をミュージアムカフェに変更															

2. 組織図

(伝統産業工芸館)



(所管課)



3. 事業の内容

(1) 常設展示

展示内容		伝統的工芸品		
区分	点数	区分	品目	
伝統的工芸品(36品目)	456	国指定(注) (10品目)	九谷焼、加賀友禅、輪島塗、山中漆器、金沢仏壇、金沢箔、七尾仏壇、金沢漆器、牛首紬、加賀繡	
製作工程品(パネルを含む)	80		県指定 (6品目)	和紙、美川仏壇、桐工芸、檜細工、珠洲焼、加賀毛針
製作道具	9			未指定 (20品目)
原材料	17			
合計	562			

(注) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和49年5月25号、平成13年4月18日改正、法律第33号)第2条に定める伝統的工芸品

展示一覧

(平成19年3月末現在)

(注)「パ」は展示用パネル

テーマ	品目名	展示点数			
		製品	製作工程	製作道具	原材料
衣	加賀織	23			
	能登上布	8			
	手捺染型彫刻	2		9	
	加賀友禅	8	(パ4)		
	牛首紬	15			2
食	山中漆器	22	15(パ2)		15
	珠洲焼	11			
	大樋焼	12			
	茶の湯釜	2			
	金沢漆器	22	(パ2)		
	九谷焼	32	5(パ4)		
住	輪島塗	26	27		
	鶴来打刃物	7			
	竹細工	4			
	檜細工	6			
	桐工芸	12			
	加賀象嵌	6			
	金沢表具	5			
	和紙	27			
	金沢箔	17	(パ8)		
祈	金沢仏壇	1			
	七尾仏壇	1			
	美川仏壇	1			
	七尾和ろうそく	94			
遊	加賀水引細工	7			
	郷土玩具	17			
	加賀毛針	23			
	加賀竿	5			
	加賀和傘	3			
音	琴	4			
	三弦	3			
	銅鑼	2			
	太鼓	3			
祭	能登花火	6			
	加賀獅子頭	15			
	加賀提灯	4			
	合計	456	47(パ20)	9	17

(2) 企画展示「2階企画展示室、18年度」

期間	内容	1日平均入館者数
4月19日 ~ 6月25日	漆工芸にみる蒔絵と文様 漆工芸品約60点を展示(椀、食籠、花器、香合、箱、屏風等)、蒔絵の種類(パネル)、蒔絵の工程(パネル)等	105.0
7月7日 ~ 9月24日	暮らしの中の和紙 和紙を使った工芸品を展示(バック、帯、インテリア、花器、玩具、水引、和傘等)、和紙、原材料、和紙の歴史(パネル)	85.5
9月30日 ~ 10月15日	加賀繡の美 石川県加賀刺繍協同組合がニューヨークのギャラリー及び国連本部で展示し好評を得た加賀繡の作品約30点を地元石川県でも披露し、加賀繡の美しさ、繡いの精緻な技術を地元の方に再認識してもらう。	117.3
10月27日 ~ 12月24日	伝統工芸と彩 「彩を染める」(加賀友禅)、「彩を織る・縫う」(加賀繡・牛首紬)、「彩を焼く」(九谷焼)、「彩を塗る」(輪島塗・山中漆器・金沢漆器・金沢箔)の副テーマごとに展示	88.4
1月12日 ~ 3月4日	おもてなしと器 “もてなし”のしつらえを十二ヵ月の和食器歳時記の視点からとらえ、九谷焼、輪島塗、山中漆器等6産地、約130点を展示	70.4
3月9日 ~ 5月6日	九谷焼技術保存会展 九谷焼技術保存会、会員11名、物故会員9名により30周年記念作品を展示	92.5

(3)(財)石川県デザインセンター選定商品展示(2階、第2展示室)

期間	回数	展示内容
4月28日 ~ 10月26日	第1回	選定商品カタログに掲載されている製作者9人の製品約60点
10月27日 ~ 5月24日	第2回	

(4)生活提案コーナー展示(1階エントランスホール)

期間	内容	展示内容
4月28日 ~ 8月4日	石川の工芸とインテリア	山中漆器、九谷焼、金沢漆器、加賀友禅、金沢箔、輪島塗など約54点
8月4日 ~ 12月7日	石川の色とカタチ-装いの手技-	九谷焼、山中漆器、金沢漆器など約66点
12月7日 ~ 4月26日	行事に見るいしかわの工芸	山中漆器、金沢漆器、九谷焼、輪島塗、加賀友禅など約33点

(5) 伝統工芸士による製作実演・体験(1階実演ステージまたは東口玄関ロビー)

区分	内容
実施回数	106回(実演の伝統工芸士69人)
実施時期	4月～12月及び3月の土日、祭日 観光シーズン、夏休み期間中は金曜日も実施
実施業種	36業種中20業種

区分	業種	実施回数		区分	業種	実施回数	
		平成18年度	平成19年度			平成18年度	平成19年度
国 指 定	金沢箔	16	18	未 指 定	加賀水引細工	3	5
	九谷焼	10	10		加賀獅子頭	3	2
	山中漆器	9	9		加賀象嵌	3	2
	輪島塗	9	8		郷土玩具	3	2
	加賀友禅	6	6		竹細工	2	0
	金沢仏壇	4	3		大樋焼	0	0
	小計	54	54		加賀竿	0	0
					加賀提灯	0	0
県 指 定	加賀織	10	12		金沢表具	0	0
	和紙	8	10		金沢和傘	0	0
	加賀毛針	5	8		琴	0	0
	牛首紬	6	6		三弦	0	0
	金沢漆器	4	3		太鼓	0	0
	檜細工	3	3		茶の湯釜	0	0
	七尾仏壇	2	1		鶴来打刃物	0	0
	美川仏壇	2	1		手捺染型彫刻	0	0
	珠洲焼	2	1		銅鑼	0	0
	桐工芸	0	0		七尾和ろうそく	0	0
	小計	42	45		能登上布	0	0
					能登花火	0	0
			小計	14	11		
			合計	110	110		

(注) 実施回数欄には実施予定回数を記載している。

上表によれば、県指定伝統工芸品の中では桐工芸の製作実演・体験が唯一、実施されていない。また、未指定品20品目のうち実施対象は4～5品目に偏っている。

伝統工芸館によれば、上記実績がない品目については、産地における製作者が少なく協力が得られない、実演にインパクトがない、実演には大きなスペースや大がかりな設備を要し物理的に不可能なため等の理由により、実演対象としていないとのことであった。

(6) 伝統工芸体験工房

実施日	内容
8月5日 8月6日	輪島塗沈金体験(参加者79人)
11月25日 11月26日	九谷焼絵付体験(参加者82人)

上記の内容は平成17年度と同様である。伝統工芸館によれば、入館者の多くが県外観

光客であるため、全国的にも有名な品目を採用したものであり、また、実際に入館者にも好評であるとのことである。

(7) その他企画

実施期間	内容	摘要
10月中	伝統工芸クイズラリー&スタンプラリー	ミュージアムウィーク関連行事として9施設を対象に実施
10月1日	工芸文様ぬり絵工房(参加者192人)	
10月7日		
10月8日		

4. 普及啓発活動の状況

平成18年度の主な普及啓発活動は以下の通りである。

(1) 小学校・中学校・高等学校への利用案内

県内の小学校・中学校・高等学校の全校(425校)に、入場料減免制度案内書、工芸館パンフレット、企画展案内書、製作実演・体験日程表、伝統工芸館関連ビデオ目録等を送付し、総合学習等での伝統工芸館の利活用を要請した。

(2) 伝統工芸関連ビデオ等の利活用

ビデオカセット等の整備状況

伝統工芸を紹介するビデオを15本(このうち英語版2本)、伝統工芸館関係の人間国宝等を紹介するビデオを14本整備している。

ビデオ等の常時連続上映

東口玄関ホールではDVD、西口のライブラリー室ではビデオにより、開館時間中は連続上映を実施している。

ビデオカセットの無料貸し出し

要請等があれば学校等へ無料貸し出しを行った(貸し出し件数:5件)。

(3) 石川県の伝統工芸解説パンフレットの配布

教育活動として入場した児童・生徒に対して、「石川県の伝統的工芸品について」(A4版、3頁)と題する解説パンフレットを配布した。

(4) 工芸館パンフレットの中国語・韓国語・台湾語翻訳版の配布

中国、韓国、台湾からの入館者に対して、伝統工芸館パンフレットの当外国語翻訳版(手製のコピー)を配布した。

(5) 図書・資料等の閲覧

ライブラリー室において、伝統工芸関連の図書、雑誌、その他資料、約 400 点を閲覧に供した。

5 . 広報活動の状況

平成 18 年度の主な広報活動は以下の通りである。

(1) 兼六園内の掲示板の新設

従来、兼六園内には館名のみ案内標識が 1 箇所あったが、これに代えて平成 18 年 3 月にポスター等の掲示が可能な掲示板を新設した。

(2) 館内放送による常設展・企画展の案内

入館者の入り込みに応じて、常設展・企画展の館内放送による案内を午前、午後それぞれ 1 回実施した。

(3) 実演・体験案内チラシの配布

毎月、実演月間日程チラシを兼六園、近隣の文化施設・観光案内施設等に備え置いた。

(4) ホームページによる広報

掲 載 内 容 : 伝統工芸館の概要、サイトマップ、展示室の展示内容案内、企画展の案内、伝統的工芸品 36 品目の案内、掲示板

内容の更新 : 所管課 (経営支援課) において随時更新

(5) 新聞、テレビ、ラジオ等での PR

企画展の開催のつど、所管課からマスコミ等に情報提供を行ったほか、ミニコミ誌等へも掲載を積極的に働きかけた。

(6) 企画展チラシ等の配布

企画展の開催ごとに県外観光案内施設や小中高等学校等へ案内チラシを配布・送付した。特に兼六園料金所 (桂坂口、真弓坂口、小立野口) には重点配布した。

(7) 伝統的工芸品の産地案内チラシの常備

玄関ホール等に「石川県伝統的工芸品産地一覧表」を常備し、入館者の便に供した。

(8) 近隣住民無料招待の実施

知名度の向上を図るため近隣住民に無料招待券を配布した。

(期間) 10月28日～11月5日 (配布先) 一般世帯、事業所約 1,400 ヲ所

6. 入館者数の推移

最近 11 年度の入館者数は以下の通りである。

年度	総入館者数	うち有料	平成8年度比 (注1)	対目標 (注2)
平成9年度	96,907	96,907	90%	
平成10年度	80,285	80,285	74%	
平成11年度	74,479	74,479	69%	
平成12年度	59,998	59,998	56%	
平成13年度	55,031	28,414	51%	
平成14年度	60,852	36,519	56%	
平成15年度	44,138	32,791	41%	
平成16年度	64,010	28,540	59%	
平成17年度	76,273	25,881	71%	85%
平成18年度	81,325	30,089	75%	90%

(目標、石川県ホームページより)

平成22年度	90,000		84%	100%
--------	--------	--	-----	------

(注1) 平成8年度比の各比率は、各年度の総入館者数を平成8年度の総入館数で除した値である。

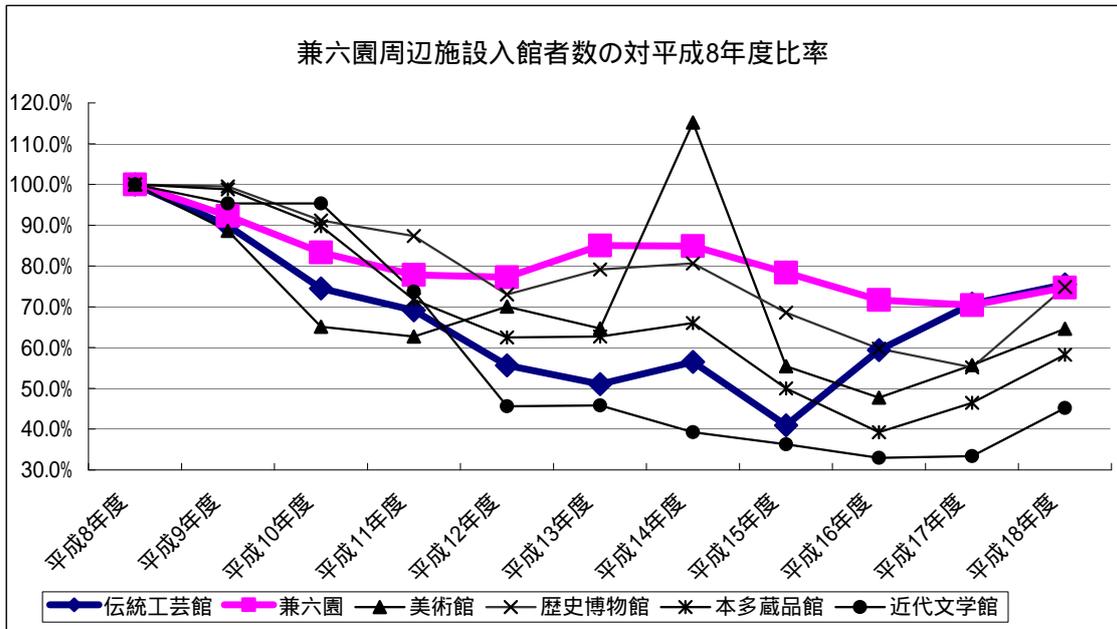
(注2) 対目標の比率は、数値目標が設定された平成17年度以後の各年度における総入館者数を平成22年度の目標値で除した値である。

これによれば、入館者数は平成 13 年度を底に増加傾向にある。

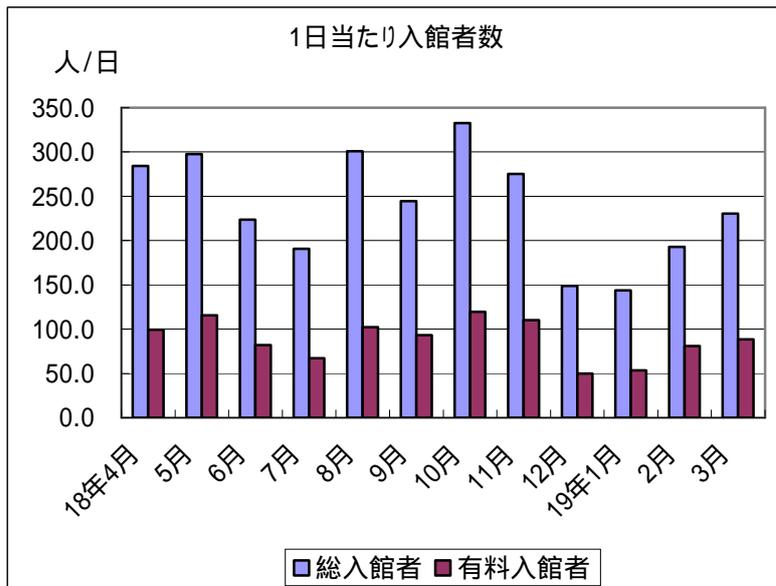
平成 13 年度はリニューアルに伴い夏場の 3 ヲ月を休館したことにより入館者数は減少している。平成 14 年度は NHK 大河ドラマ「利家とまつ」放映による効果で入館者数は 6 万人を超えたが、翌平成 15 年度には上記効果が希薄化したのに加え、大人向け展示リニューアルに伴う児童や生徒の入館者数の減少の影響が顕在化したものである。

平成 16 年度以降は、積極的な広報活動が実を結び年々入館者数は増加している。しかし、平成 19 年度においては能登半島地震の影響により 8 月末現在の入館者数は前年同期比の 7 割程度に止まっており、通年度ベースでは平成 18 年度を下回ることが予想される。

なお、平成 13 年 8 月のリニューアルまでは 1 階部分も含め全館有料であったため、平成 12 年度までは入館者数と有料入館者数は一致している。

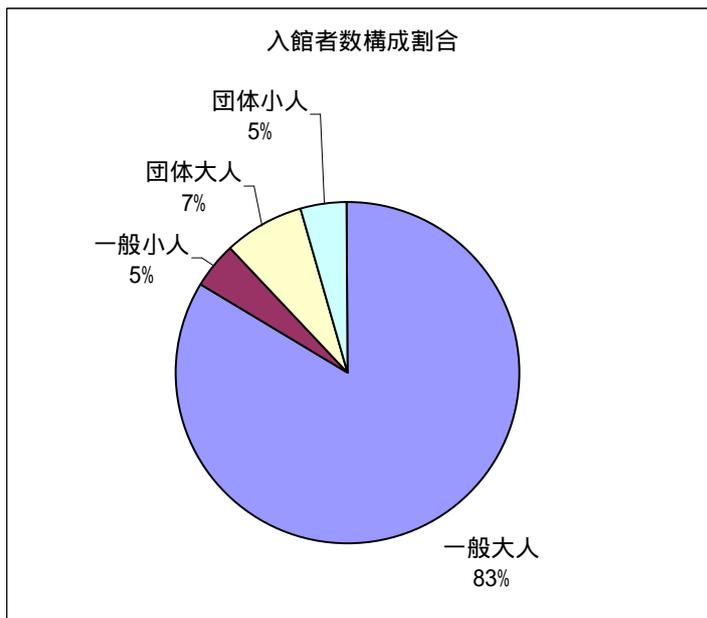


また、上記グラフは兼六園及び周辺文化施設の入館者数について、平成 8 年度と比較した年度別比率の推移を示したものである。これによれば、各文化施設の入館者数は概ね兼六園のそれと連動しており、兼六園入園者が各文化施設へ流入していることが伺える。伝統工芸館と兼六園の関係も概ね連動しているが、平成 13 年度と 15 年度においては両者の関係が希薄となっている。なお、これについては前述の通りである。



さらに、左グラフは平成 18 年度における 1 日当たり入館者数について、総入館者と有料入館者別に示したものである。

これによれば、観光シーズンである 5 月及び 10 月、並びに夏休み期間中の入館者が多いことが分かる。



左グラフは、平成 18 年度における有料入館者数の構成割合を示したものである。

これによれば、一般大人が 83%、団体大人が 7%となっており、大人の比率が約 9 割と高くなっている。平成 13 年 8 月のリニューアルにより、製作工程の展示を大幅に減らす一方で、伝統的工芸品の展示を増やし、主要ターゲットを大人に絞った効果が出ているものと考えられる。

7. 業務委託の状況

(1) 概況

地方自治法第 234 条によれば、地方自治体が契約を締結する場合には、一般競争入札(注 1)・指名競争入札(注 2)・随意契約(注 3)等の方法により締結する。また、一般競争入札を原則としながらも、政令等で定められている場合には指名競争入札や随意契約によることができる。

また、地方自治法施行令第 167 条によれば、一般競争入札ではなく指名競争入札によることができる場合は以下の通りである。

1. 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき
2. その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき
3. 一般競争入札に付することが不利と認められるとき

(注 1)「一般競争入札」とは不特定多数の者を入札に参加させ、契約の相手方となるために競争させる方法である。

(注 2)「指名競争入札」とは、資産、信用その他についてあらかじめ適切と認める特定多数の者を通知によって指名し、入札の方法により競争させる方法である。

(注 3)「随意契約」とは、競争の方法によらないで、特定の相手方を任意に選択して締結する方法である。

なお、石川県財務規則（以下「財務規則」という）第 129 条第 6 号によれば、契約の予定価額が 100 万円以下の業務委託契約については、随意契約によることができる旨が規定されている。さらに、運用上の取扱いを定めた県「見積徴収者数等早見表」においては以下のように規定されている。

金額の範囲	委託料
10 万円以下	見積 1 者以上
10 万円超 50 万円以下	見積 2 者以上
50 万円超 100 万円以下	見積 3 者以上
100 万円超	入札 5 者以上

（ 2 ）運営業務委託の状況

伝統工芸館では、その運営に際して下記の業務を外部の民間企業に委託している。

No.	業務内容	契約先	契約金額	契約期間
1	清掃等管理業務	A社	3,307千円	18年4月1日～19年3月31日
2	緑地管理業務	B社	1,732千円	18年4月1日～19年3月31日
3	夜間警備業務	C社	699千円	18年4月1日～19年3月31日
4	昇降機保守点検業務	D社	225千円	18年4月1日～19年3月31日
5	自動ドア保守点検業務	D社	163千円	18年4月1日～19年3月31日
6	消防用設備等維持点検業務	E社	145千円	18年4月1日～19年3月31日
7	自家用電気工作物保安業務	F社	160千円	18年4月1日～19年3月31日

（注）1,6には能楽堂別館に係る業務委託料も含まれる

上記のうち指名競争入札によるものが 2 件（ 1、 2）、随意契約によるものが 5 件（ 3～ 7）であった。また、随意契約によるもの 5 件のうち、 1 者見積りによるものが 3 件（ 3、 4、 6）であった。また、指名競争入札による 2 件は、いずれも地方自治法第 167 条第 1 項第 1 号の規定によるものである。

なお、「支出負担行為伺」によれば単一業者に対する見積りとした理由はそれぞれ以下の通りであった。

No.	理由（要約）
3	旧美術館時代の昭和46年以降同社による遠方通報監視装置で夜間警備を実施している。伝統工芸館でも当該装置を利用することが安価であり、同社が最適である。
4	伝統工芸館の昇降機は同社製品であり設備について熟知している。また、旧美術館時代から保守点検を実施しており、同社が最適である。
6	伝統工芸館の前身である旧美術館時代から同社と契約を締結しており、館内設備にも熟知しているため、同社が委託先として最適である。

（ 3 ）事業業務委託の状況

伝統工芸館では、その事業に際して以下の業務委託契約を締結している。

No.	業務内容	契約先	契約金額
1	第1回企画展「漆工芸にみる蒔絵と文様」及びデザインセンター展の展示	G社	724千円
2	第2回企画展「暮らしの中の和紙」の展示	G社	728千円
3	第3回企画展「伝統工芸と彩」及びデザインセンター展の展示	G社	748千円
4	第4回企画展「おもてなしと器」	G社	765千円
5	常設展示（年1回）及び生活提案コーナーの展示（年3回）の委託	H社	1,611千円
6	伝統工芸品製作実演会開催業務委託	I団体	2,035千円
7	伝統工芸体験工房開催事業委託業務	I団体	400千円

上記は全て随意契約によるものである。このうち、5から7までの契約は1者見積りによる随意契約となっている。県作成の「見積徴収者数等早見表」によれば、このうち7は見積り2者以上による随意契約が、5及び6は原則的には指名競争入札が求められる100万円超の契約である。なお、「支出負担行為伺」によれば単一業者に対する見積りとした理由はそれぞれ以下の通りであった。

No.	理由（要約）
5	本業務委託は、伝統工芸館の常設展及び生活提案コーナーにおける企画、展示運営、会場装飾等を行うものであり、本県のすべての伝統工芸品について深い見識を有していることが必要となる。同社代表取締役は平成13年度に伝統工芸館リニューアル時の検討委員会メンバーであり、伝統工芸館の常設展及び企画のプランニング・コーディネイトを数多く請け負った実績がある。また、平成13～15年度に経済産業省認定の伝統産業産地プロデューサーとして、本県の全ての伝統工芸品を対象に商品開発や販路拡大などの事業について指導を行っており、本県の伝統工芸品について非常に深い見識を有している。
6	本業務委託は週末及び祝日等に多数回伝統工芸製作実演会を開催するものであり、開催日毎に様々な実演を行う必要がある。同団体は県内伝統工芸各産地の若手従事者たちで組織されており、また昭和61年度からの事業の実績がある。
7	本業務委託は本県伝統産業について学び、実際に製作体験することにより伝統産業に理解を深めてもらうことを目的とする。同団体は業種をまたがって構成されており、県内各産地の伝統産業に精通し、また昭和61年から毎年同委託を請け負ってきた実績がある。

（４）実施した手続

業務委託事務に関する準拠性を検討するために、担当者への質問、関連帳票の閲覧及び業務委託契約全件について証憑突合を実施した。閲覧及び突合した証憑は、予定価格調書、見積書、契約書、支出負担行為伺である。

（５）監査の結果

特記すべき事項は発見されなかった。

8. 財産の状況

(1) 概要

伝統工芸館に所在する県所有物は以下の通りである。

区分	分類	内容
公有財産	行政財産	工芸館土地・建物 (土地には能楽堂別館・茶室を含む)
物品	重要物品	扁額1点
	備品	事務備品、書籍
	消耗品	事務消耗品、工芸的消耗品、書籍など

財務規則第 223 条第 1 項では物品は美術品、備品、消耗品、生産物、原材料品、動物に分類され、同第 3 項ではこのうち 1 点の価格が 100 万円以上の美術品、備品及び動物は重要物品とされている。また、各財産の管理台帳は以下の通りである。

区分	分類	管理台帳	点数
公有財産	行政財産	公有財産台帳	
物品	重要物品	重要物品台帳	1
	備品	備品台帳	683
	消耗品	工芸的消耗品：消耗品整理表(エクセルシート) 書籍：書籍消耗品整理表(エクセルシート)	

(注) 重要物品及び備品の点数は、平成19年4月1日現在の点数による

また、伝統工芸館には産地からの受託品として、展示品とショップの商品があるが、その管理台帳は以下の通りである。

区分	場所	管理台帳
展示用	展示場所	借用台帳(エクセルシート)
販売用	ショップ	商品在庫管理表

(2) 実施した手続

財産管理事務に関する準拠性を検討するために、担当者への質問及び各管理台帳の閲覧のほか、分類毎に以下の手続を実施した。

- ・ 行政財産 : 全件不動産登記簿謄本と突合
- ・ 重要物品 : 全 1 件現物確認を実施
- ・ 備品 : 任意に 2 件現物確認を実施
- ・ 工芸的消耗品 : 任意に 2 件現物確認を実施
- ・ 書籍消耗品 : 任意に 2 件現物確認を実施
- ・ 展示借用品 : 各展示室ごとに 1 件ずつ現物確認を実施
- ・ 販売受託品 : 任意に 2 件現物確認を実施

(3) 監査の結果

(i) 重要物品台帳の承認、記載漏れ(指摘事項)

重要物品台帳には扁額「兼六園」1点が登載されている。しかし、当該台帳においては、以下の承認印及び記載漏れが発見された。

(平成元年の観光物産課から繊維物産課への保管替)

- ・観光物産課長の払印がない
- ・繊維物産課長の受印がない

(平成17年の繊維物産課から交流政策課への保管替)

- ・繊維物産課長の払印がない
- ・繊維物産課からの払出年月日の記載がない

(平成19年の交流政策課から経営支援課への保管替)

- ・交流政策課長の払印がない
- ・交流政策課からの払出年月日の記載がない
- ・経営支援課長の受印がない
- ・経営支援課の取得年月日の記載がない

() 工芸的消耗品の管理台帳(指摘事項)

伝統工芸館においては、消耗品管理台帳は任意の様式(エクセルシート)で作成されている。すなわち、書籍については書籍消耗品整理表が、工芸的消耗品については消耗品整理表が各々作成されている。課長承認印欄がないことを除き、当該様式の記載要件は管理上概ね適切と考えられる。

財務規則によれば、消耗品のうち一部例外を除いては、消耗品出納簿を作成することを要し、雑誌を除く書籍や工芸的消耗品についても作成する必要がある。また、任意の様式を採用する場合は会計管理者又は総務部長の承認を要する(財務規則第241条第1項)。

しかし、上記の書籍消耗品整理表及び消耗品整理表については会計管理者又は総務部長の承認が得られていない。

従って、消耗品出納簿を整備するか、又は任意の様式の書籍消耗品整理表及び消耗品整理表を利用するのであれば会計管理者又は総務部長の承認が必要である。

() 展示借用品の管理台帳(指摘事項)

伝統工芸館においては、展示借用品管理台帳として借用台帳が任意の様式(エクセルシート)で作成されている。課長承認印欄がないことを除き、当該様式の記載要件は管理上概ね適切と考えられる。

財務規則によれば、借入品については借受品出納簿を作成することを要し、任意の様式を採用する場合は会計管理者又は総務部長の承認を要する(財務規則第241条第1項)。

しかし、上記の借用台帳については会計管理者又は総務部長の承認が得られていない。従って、借受品出納簿を整備するか、又は任意の様式の借用台帳を利用するのであれば会計管理者又は総務部長の承認が必要である。

() 備品台帳の記載ミス(指摘事項)

平成 19 年度当初に経営支援課で備品台帳を電子化した際に、ミュージアムカフェに貸与している椅子の金額欄において紙備品台帳からの転記ミスが 1 件 20 点発生していた。これは、紙備品台帳から電子備品台帳への転記チェックが十分になされていないことによるものであった。

上記転記ミスについては備品台帳を速やかに修正すべきである。

なお、経営支援課によれば上記転記ミスを修正するとともに、他に転記ミスは見られなかったとのことである。

() ミュージアムショップ商品の棚卸差異(指摘事項)

平成 18 年度以前から帳簿数量と実際数量とが相違しているショップ商品が 2 点あった。当該事実は現副館長が着任後の平成 19 年 5 月に発覚し、その後差異理由を調査しているが、その原因は不明である。

契約書で規定されている伝統工芸館の管理責任を果たすため、上記の棚卸差異については早期に原因究明を行い、発生事実及び差異理由を委託者である産地(組合)に通知すべきである。

なお、9 月上旬に副館長が産地団体に出向き上記の差異について報告を行い、産地団体の帳簿を実態に合わせ修正してもらったとのことである。また、毎月、差異発生の実態等について報告するなど今後の体制について合意したとのことである。

() 展示予定のない預り品(意見)

2 階展示品倉庫に、産地団体の依頼に基づき、3 ~ 4 年に亘り預っている金箔の仏像 1 体がある。当該仏像は展示の予定がない上、上記倉庫の相応のスペースを占有している。なお、当該金の仏像は当初から展示を目的としていなかったため、借用台帳には記載されていない。

上記の展示予定のない長期の預り品には保管上のリスクがあるため、速やかに産地団体に返却すべきである。また、後述する取引基本契約(「() 展示品借受契約の締結」参照)には、展示予定のないものは原則として伝統工芸館で借受しない旨を明記すべきである。

なお、9 月 24 日に仏像は産地団体に返却したとのことであり、監査人も 9 月 27 日に倉庫にないことを確認した。

() 展示品借受契約の締結（意見）

2階の展示借用品については任意の様式である借用台帳に登載し、毎年当該リストに基づいた借用品の明細を産地団体等との間で相互に確認している。しかし、産地団体等と伝統工芸館との間で貸借に係る基本契約書（覚書）が締結されていない。なお、1階ショップの委託販売に係る契約書は締結されている。

産地（組合等）との法的なトラブルを回避し良好な取引関係を維持するため、伝統工芸館の保管責任、産地団体等の運送費負担、展示予定のない商品預りの禁止などを明記した、貸借に係る基本契約を締結すべきである。なお、遠からず導入が予定されている指定管理者制度においては、指定管理者と産地団体等との契約が必要と考えられるが、伝統工芸館と産地団体等との契約はその下敷きとなるものである。

() 展示借用品の万引き対策（意見）

2階第一展示室突き当たりの一角には、1点数万円から10数万円の象嵌品6点が展示されている。しかし、工芸品をより身近に感じてもらうため、その展示場所にはガラスが半分しか張られていない。また、展示品には盗難も担保されている損害保険が付されているが、万引きによる損害は対象外となっている。

万引きによるリスクに備えるため、現状の配置を変更すべきである。配置を変更しないならば、ガラスを全面張りとするか、万引きに対応する保険に加入すべきである。

なお、監査人が9月27日に現物を確認したところ、現物は数十センチ奥に配置されているが、抜本的には改善されたとはいえない。

() 備品台帳における配置場所の記載（意見）

備品台帳の配置場所欄には「工芸館」とのみ記載されており、具体的な配置場所や貸与等の記載がないため、現物確認が容易ではない。

備品の棚卸を容易にするため、財務規則では求められないとしても、備品台帳には具体的な配置場所や貸与等の種別を明確に記載すべきである。

なお、9月上旬の時点で備品台帳に具体的な配置場所の追加記載を行ったことにより、監査人も9月27日記載を確認した。

() 工芸的消耗品の保管（意見）

2階展示品倉庫には工芸的消耗品が保管されているが、一部に利用見込みのないものが含まれている。これは産地団体等から記念品等として無償で譲り受けたものが主であり、少しずつではあるが年々増加しているときいている。

現状は倉庫のスペースにまだ余裕があるため問題とはならないが、同倉庫に余裕がなくなった時には、利用見込みのない工芸的消耗品の移動ないしは処分が必要となるであろう。

従って、工芸的消耗品について今後の保管又は処分の方針を明確にすべきである。
 伝統工芸館によれば、今後、活用方法や処分等を検討していくとのことである。

() 「兼六園」の扁額の展示場所

伝統工芸館の東側階段踊り場上に、重要物品である木製の扁額「兼六園」が展示されている。この扁額は兼六園の命名者である白川楽翁（松平定信）が揮毫したものであり、兼六園の由来を示し歴史的な価値は高い。当初は前身である美術館で展示されていたものであるが、美術館が移転した際にそのまま伝統工芸館で展示されているものである。また、現状は展示場所の都合から有料の入館者のみに案内を行っているに過ぎない。

扁額の凛としたたたずまいは、必ずしも伝統工芸館の品格を損なうものではないが、伝統工芸品の展示を業務内容とする伝統工芸館のコンセプトとは合致しない。

前述の由来・性質からは、当該扁額は兼六園内で展示した方が有意義であると考えられる。また、現状は年間 81 千人が訪れる伝統産業工芸館よりも年間 1,700 千人が訪れる兼六園内で展示したほうが兼六園の魅力アップも図れるため、兼六園への配置転換が望ましい。

9. その他財務事務

(1) 概要

過去 3 年間の歳入歳出の状況は以下の通りである。

(単位:千円)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
歳入			
使用料(入場料)	6,134	5,476	6,469
使用料(カフェ使用料)	55	221	232
財産貸付収入(カフェ備品)	11	51	51
財産売払収入(一筆せん)	48	48	37
雑入(ショップ手数料、カフェ光熱水費等)	1,890	2,374	2,785
歳入計	8,138	8,170	9,574
歳出			
定数内職員費	12,064	12,064	0
嘱託職員費	17,693	16,911	23,672
管理運営費	16,735	16,285	16,991
企画展展示等費	8,653	7,832	7,743
歳出計	55,145	53,092	48,406
収支(歳入歳出差引)	-47,007	-44,922	-38,832

これによれば、最近 3 年間はいずれも歳入歳出差引額が赤字であるが、赤字幅は縮小傾向にある。これは、平成 17 年度までは館長が定数内職員であったものが、平成 18 年度より嘱託となり人件費が減少したことが主因である。

(2) 実施した手続

収入及び支出事務に関する準拠性を検討するために、担当者への質問及び関連帳票の閲覧を実施した。また、使用料（入場料）及び雑入（ショップ手数料）については任意の1日分について、嘱託職員費については任意の1月分について、関連証憑と突合した。なお、管理運営費のうち委託料（その他）及び企画展示費のうち委託料（その他）については、全件関連証憑と突合した（「7.業務委託の状況」参照）。

(3) 監査の結果

() 兼六園入場券の交付誤りに伴う処理（指摘事項）

9月27日午前、監査人が未使用の兼六園入場券を実査したところ、小人団体用入場券控（券面80円）に大人用入場券（券面300円）をセロファン・テープで貼り付け、大人用入場券を小人団体用入場券として転用しようとしているものが2枚あった。さらに、その裏面では当該大人用入場券の管理番号を修正テープで消し、手書で小人団体用の管理番号を記入していた。これは、担当者が8月24日に大人用入場券を販売し入場者から大人用代金を受領したが、誤って小人団体用入場券を交付してしまったため、処理に困り担当者独断で対応したものとすることである。

券面に記載の通り一度切り離された大人用入場券は無効であり、これを小人団体用入場券控に貼付したところで、小人団体用入場券としての効力は発生しない。また、管理番号の改ざんは連番管理の趣旨に反するため、絶対に行ってはならない。

従って、小人団体用入場券控に貼付された大人用入場券は無効とすべきである。

なお、副館長が9月28日に兼六園管理事務所と協議し、上記2枚を欠番とすることで合意している。

兼六園の由来	大人	小人	小人
	034654	シール 034654	034654

() 未使用入場券の棚卸（意見）

金庫内で保管されている、伝統工芸館及び兼六園の未使用入場券が定期的に棚卸されていない。また、使用中の兼六園入場券も同様に棚卸されていない。

入場券は即売のみのため盗難入場券の後日の使用は認めないと聞いているが、金券であ

るため相応の管理が求められる。具体的には、上記入場券について担当者が定期的に棚卸を実施し、券種類表と現物とを照合すべきである。また、館長又は副館長がこれを承認するとともに、定期的に館長又は副館長が自ら棚卸を実施すべきである。

なお、伝統工芸館によれば、上記の未使用入場券については、今後は定期的に棚卸を実施し、券種類表に現物との照合印を押印するとのことである。

() 売上現金と帳簿金額との照合手続 (意見)

売上現金については、担当者及び館長(又は副館長)が毎日実査を行い、任意の様式である窓口受付表又は商品販売報告書の記載と照合しているが、照合証跡がない。

入場券売上金については窓口受付表に、ショップ売上金については商品販売報告書に、それぞれ現金との照合を示す押印を行うべきである。また、差異がある場合には、差異金額及び差異理由を明確にすべきである。

なお、9月27日監査人が、9月5日から売上現金管理簿(金種類表)を新たに作成していること、及び担当者に加え館長(又は副館長)が押印していることを確認した。

() 領収証の様式 (意見)

石川県財務規則第49条第1項によれば、入場券の販売時には県所定の「現金領収証書」(連番・複写式)の発行は必要ない。そこで、旅行業者や団体が求める場合には、入場券受付でサービスの一環として市販の領収証を発行している。なお、当該領収証には連番も複写もなく、予め公印も押されている。

領収証の誤発行による顧客とのトラブルを防止し、また、職員不正の防止のためにも連番複写式の領収証を利用し、その上で館長又は副館長が定期的に連番チェックを実施すべきである。

なお、伝統工芸館によれば、今後は市販の連番複写式領収証を利用することとし、館長又は副館長が定期的に連番チェックを実施することのことである。

10. その他事項

() 企画展の評価について(意見)

企画展については、経営支援課と伝統工芸館が企画し、運営を外部に委託している。しかし、経営支援課と伝統工芸館は自らの発案による各企画展の個々について明確に評価できていない。

企画展毎の個別評価の視点(尺度)として収支が考えられるが、特別入場料を徴収していないため収支計算ができない。また、企画展実施期間中の1日当たり入館者数には季節的変動があり、入館者数そのままでは企画展を評価できない。

企画展毎の個別評価の方法としては、既存の寄せ書き(「旅日記」)に加え、企画展に関するアンケートが考えられる。その内容は告知活動を評価するための「企画展を知った経緯」や企画展の成功・不成功を評価するための「当企画展に対する感想」などを盛り込むことである。

() 指定管理者制度の導入について(意見)

石川県立伝統産業工芸館運営会議設置要綱によれば、運営会議は学識経験者、関係民間団体の役職者、行政機関の役職者からなる委員15名で構成され、工芸館の展示に関する事項、特別企画展の企画に関する事項、及びその他工芸館の円滑な運営を図るために必要な事項について、審議または連絡調整を行うこととされている。

石川県行財政改革大綱2007にも記載されている指定管理者制度の導入については、今後の伝統工芸館のあり方を大きく左右する重要な事項であることから、速やかに運営会議を開催し、連絡調整を行い、各産地団体等の代表者の十分な理解を得るべきである。

海洋漁業科学館

[施設の概要]

1. 施設の概要

所在地	石川県鳳珠郡能登町字宇出津新港3丁目7番地
供用開始	平成6年度
構造及び面積	管理棟敷地 3,189㎡ 管理棟 911㎡ (鉄筋コンクリート2階建て)
主要施設他	オーシャン・シアター(50席) 日本海のコーナー 漁業コーナー 海の生物学コーナー 研修室等(40席)
施設目的	海洋漁業科学館は、地方自治法第244条第1項の規定により、海洋及び水産資源に関する知識を普及し、県内水産業の振興に寄与する。(石川県海洋漁業科学館条例第1条) 県民に水産業の実態を知ってもらい、水産業の活性化に努める。
建設経緯	当時の自治省のリーディングプロジェクトの一環
総事業費	建設費 769,214千円
管理運営	管理 県直営 運営 県と能登町の共同 水産総合センターの附属施設として、センター全体の予算の中で運営管理している。 運営管理対象としては、水道光熱費、消耗品費、人件費、夜間等警備、施設の維持管理費等がある。

開館時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

入館料金 単位：円

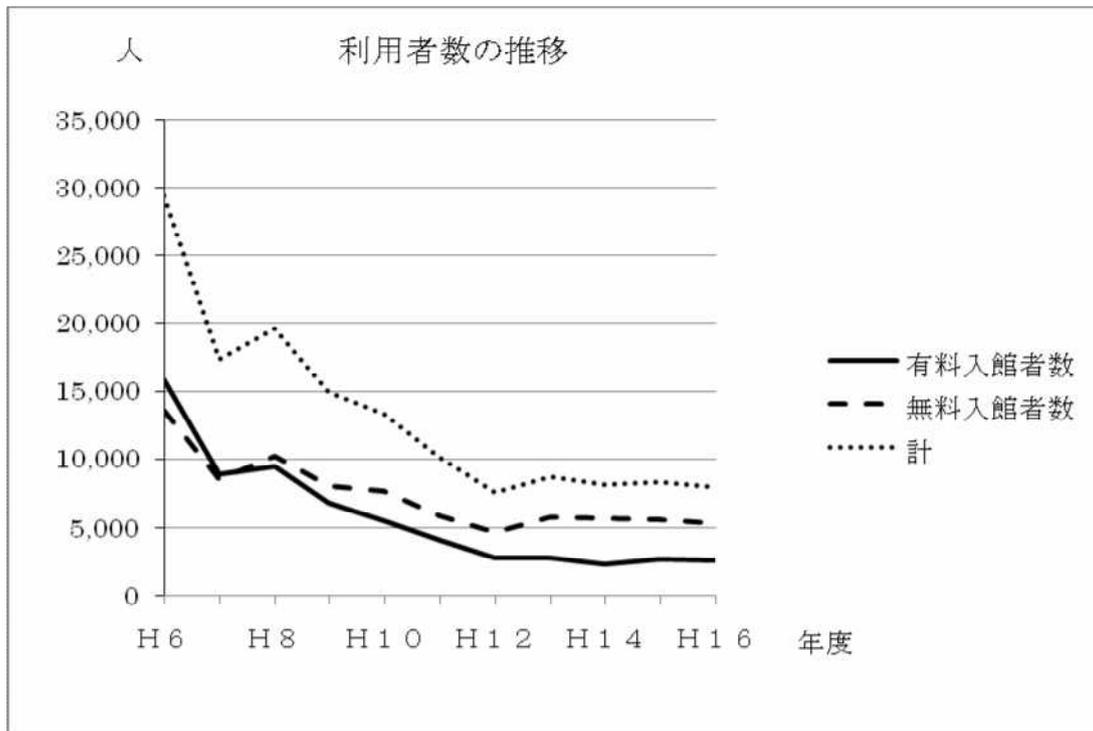
区分	一般	中学生以下	備考
個人	200	無料	
団体	160	無料	20名以上

開館当初から入館料は変更していない

休館日 毎週月曜日（休日の場合は開館）

年末年始（12 / 29 ~ 1 / 3）





開館当初の平成6年度は、総入場者数が29,337人を記録した。しかし、次年度には前年度比59.1%と急減し、その後も減少傾向にある。過去5年間については、入場者数は横ばいとなっている。

工作教室参加者数

単位：人

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	計
個人			1,440	2,201	2,399	2,036	8,076
団体	1,048	1,713	914	1,054	777	650	6,156
計	1,048	1,713	2,354	3,255	3,176	2,686	14,232

平成13年度より工作教室を常時開催している。平成16年度の工作教室の参加者数は延べ2,686人で、年間利用者全体に対する割合は約3割である。

4. 収支の状況

収支状況

単位：千円

項目		平成16年度	平成17年度	平成18年度
収入	入館料	507	435	448
支出	人件費	4,064	4,075	4,152
	委託料	731	640	640
	計	4,795	4,715	4,792
収支差額		-4,288	-4,280	-4,344

注：人件費の中に能登町の派遣職員分は含まない。

委託料は、エレベーターの管理委託のみであり、水道光熱費等は含まない。

5. 業務委託について

業務委託件名	形態	契約額
エレベーター管理委託	随契	640千円

漁業科学館のみの契約は、エレベーターの管理委託のみである。

1件当たり年間契約額100万円以上の業務委託はなく、消防等の契約は、水産総合センターと一括で扱っている。これは、運営上分離できないという物的な理由と、センターの職員のサポート体制という人的な理由がある。

6. 事業内容

展示

オーシャンシアター

日本海のコーナー

観察コーナー

魚の生物学コーナー

漁業コーナー

イカと魚の利用コーナー

工作教室

研修室において、無料体験教室を実施している。

実施内容として：壁掛け工作教室

ピン玉編み込み教室

イカとっくり工作教室等

参加者の状況：平成16年度 2,686人

平成17年度 2,097人

平成18年度 1,732人

海と魚の子供科学教室

宇出津公民館と共催して行なっている。

開催状況：平成16年度 18名参加（年10回）

平成17年度 14名参加（年10回）

平成18年度 14名参加（年6回）

イベントについて

- ・海と魚のつどい in のと（平成9年より3年間行なうが、その後中止）
- ・白山丸の体験コーナー（現在とりやめ）
- ・海と魚のふしぎ体験教室を夏休みのイベントとして行なっている。教育委員会と連携し、県内外の小中学校にPRしている。

PR活動内容

- ・ホームページの充実
- ・県内の小学校を訪問
- ・館のスケジュールをケーブルテレビで放送する
- ・能登空港にパンフレットを配置する

7. 収入（入館者）計画

来場者数2,500人×200円/人を目指す。

設置条例に従って、展示等を行なっており、観光面とタイアップして入館者の増加を目指している。漁法、採り方等を展示し、水産業のアピールをしているが流通の段階までには至っていない。

収入計画については、厳しい数字であるが、

- （1）遠足や修学旅行などの学校行事としての利用促進
- （2）教育委員会関係の集客（無料）

- (3) 町の商工会議所のイベント(有料)
 - (4) 県政バスの集客(有料) その他
- で計画達成を目指すことにしている。

[監査の結果]

1. 収入(出納)管理

海洋漁業科学館では、入場料収入がある。入場料と半券を受け取り、当日に受付で集計している。翌日、土・日曜日の場合は月曜日に県の指定金融機関に払込みをする。半券と収納済通知書は保管している。

入館者数集計表には、個人及び団体の人数、金額を記載し、消耗品出納簿には、半券の番号と数量を記載する。

消耗品出納簿、収納済通知書、入館者数集計表、半券(入場券)の19年3月分の枚数83枚分の金額、番号をテスト的に確認したところ、一致しており問題はなかった。

(監査の結果)

特記すべき事項はなかった。

2. 財産管理について(指摘事項)

財産の内訳は次のとおりである。

区分	件数	数量(m ²)	価格(千円)
土地	1筆	3,189.41	87,135
建物	1棟	911.05	190,810
工作物	9件		56,271
計			334,216

上記物件につき、公有財産台帳と現物との照合をウォークスルーによって確認したところ、能登半島地震災害によって補修すべき箇所が散見された。利用者の利便性・安全性を考慮すると、早目の点検と対応が必要であり検討していただきたいと考える。

(この点については、平成19年10月までに補修が実施されたと聞いている。)

3. 入館者(収入)増加対策について

(1) 海洋漁業科学館に期待される役割

入館者増加対策を検討する前に、設置目的を眺めてみると、「海洋及び水産資源に関する知識を普及し、県内水産業の振興に寄与する」となっている。

したがって海洋漁業科学館は水族館的な観光が目的ではなく、知識の普及が主たる役割であることがわかる。

一方、平成6年に作成された「石川県水産振興ビジョン」によれば、水産業の発信拠点として、具体的には学習施設の場として海洋漁業科学館が期待されていることがわかる。そしてその目的は「魚と水に親しむ生活を目指して」とする公益的機能の強化なのである。

したがってこの戦略(施策)体系における役割を遂行する限り、海洋漁業科学館は後継者育成といった県内水産業の振興と直接的な関係は薄く、水産業の振興については間接的な効果を期待しているものとなっている。

(2) 求める入館者像について(意見)

ここ数年入館者は減少傾向にあるが、その理由としては下記の点が挙げられている。

- ・観光地としては僻地にある。
- ・アクセスが分かり難い。
- ・オーシャンシアターの上映が毎回同じものである。
- ・イベントや展示の更新がない。
- ・上記の理由により、リピーターを確保できていない。
- ・また、社会的要因として、国民一人当たりの観光宿泊数の減少や少子化の影響もあるものと考えられる。

したがって上記分析より観光施設としての魅力に欠けることが、入館者数減少の最大の理由となっていることが分かる。

基本的には漁業PRを目的とした施設を念頭に置いているため、これまでは漁業の情報を発信し、県民に石川県の水産業を知ってもらうことが経営の目的であり、運営方針となってきた。そのため観光的側面での努力が不足し、観光的な楽しみを求めて集まる人々のニーズを吸収しきれなかったというのが実情と考えられる。

海洋漁業科学館には近隣水族館にはない特徴的な設備を数多く有している。これらの設備を積極的に活用してのイベントの企画と施設のPRが、観光的な楽しみを求める人々を海洋漁業科学館に訪れてみようという気にさせる。またそのことは決して水産業の振興に逆行していることとは思えず、むしろ集客によって水産業のPR効果を十分果たすことができると考える。

よって今後の入館者数増加の検討については、観光あるいはイベントを通じて間接的に水産業のPRを進めるといった発想の転換も必要で、学校教育・社会教育に限定することなく子供を含めた一般人が楽しめる施設への転換を求めたい。

(3) 入館者数の期待水準について(意見)

入館者数の検討にあたり、利用者負担率、利用者一人当たりの県税負担額といった基本的な費用負担率の問題が議論されていない。詳しいことは「監査の結果(総論)」を参考にさせていただきたいが、公益性のウェイトが高い場合、県民の負担してもよいと考える水準が「県民サービスの公平性」の視点からどの程度なのかを、まず見極める必要がある。その後、費用負担率のバランスの結果算定される必要収入金額から入館者数の検討に入り実行可能性が吟味されることになる。

吟味の結果、必要入館者数と現実の実行可能性との開きが少ないようであれば、上記対策の範囲内の問題と捉えられるが、開きが大きく現実的に達成が困難と思われる場合、海洋漁業科学館の方向性を含めた根本的なあり方を議論しなければならないことになる。つまり海洋漁業科学館の施設としての目的の変更と対応、あるいは運営方針の変更といった基本的なあり方が問われてくるのである。

したがって目標入館者数の設定は、ある意味では極めて重要なプロセスであり、過去の平均値を参考にするといった単純なものではない。今一度、上記を参考に目標入館者数の検討を重ねていただきたいと考える。

石川県立生涯学習センター

[監査の概要（補足）]

1．監査の方法

（1）監査の要点

生涯学習センターが、法令や規則に準拠して適正に運営されているか

設備備品等の管理は適正か

石川県生涯学習振興ビジョンに適合したサービス提供を実施しているか

学習成果を生かした社会参加とその評価方法が機能しているか

（2）主な監査手続

会計帳簿等を調査し、生涯学習センターの財務書類が法令及び規則等に準拠して作成されているかの検証

設備、備品等の実査による保管状況の検証

生涯学習センターの記念誌等に基づく実施事業の検証

石川県民大学校実施機関連絡会議議事録の査閲

生涯学習センターの機能評価方法についての質問

2．外部監査の実施期間

平成 19 年 9 月 19 日より平成 19 年 10 月 19 日

[施設の概要]

1. 施設の目的

生涯学習に関する情報、学習機会及び学習の場の提供等生涯学習活動の振興に関する事業を目的とする。

この目的を基に運営方針として、以下の2点を掲げている。

生涯学習時代に対応するため、市町や関係機関、社会教育団体等との連携を密にしながら、石川県の中核的な生涯学習センターとしての機能をより充実させ、石川県民大学校及び大学院、石川生涯学習情報提供システム〈あいあいネット〉等の事業を通して、県民の生涯にわたる学習活動の支援に努める。

先導的な生涯学習事業の研究開発、指導者の育成、研修内容の充実、情報技術活用能力の育成、生涯学習の情報提供及び学習相談機能等の充実を図るとともに、県民が学習成果を生かし、積極的な社会参加が出来る環境づくりを進める。

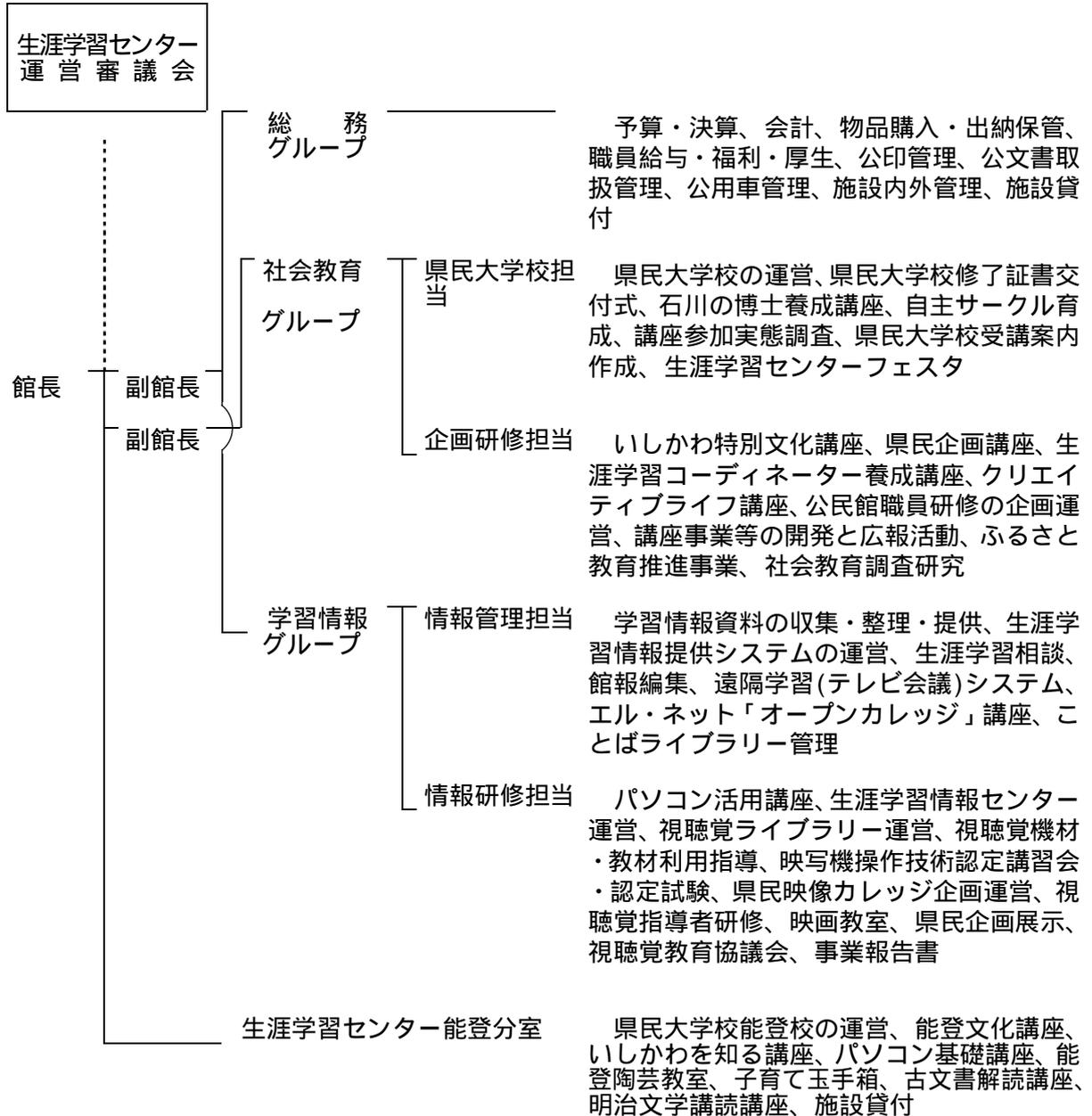
2. 沿革

石川県立生涯学習センターは、昭和41年5月1日に社会教育推進の中核を担う機関として全国に先駆けて設置されたものである。その役割は、石川県内の社会教育に携わる指導者や教育団体の育成指導、青少年から高齢者にわたる県民に対する、各種講座の開催や情報の提供である。以下に主要な事項を年表として示す。

年 月	事 項	備 考
昭和41年5月	「社会教育会館」完成、社会教育センター開館 県民講座開講、公民館職員講習開始(～63年3月)、青少年 談話室設置、各種青少年教室開設、青少年・家庭教育相談 開設、移動社会教育センター巡回開始(～H8年3月)、大 学・社会通信教育共同学習会開始	・県立図書館と併設 ・県視聴覚ライブラリー を廃止し、社会教育セン ター視聴覚ライブラリー 開設(S41年9月)
42年4月	視聴覚室設置(2課1室制) 16ミリ映写機操作技術認定試験開始	・社会教育課より移管
43年4月	館長及び副館長が図書館館長・副館長を兼務 社会教育センター分館設置	
46年4月	社会教育主事研修会開始(～48年3月)	・社会教育課と共催
47年4月	青少年技能教室開設(～48年3月) 視聴覚教育指導者研修開始	
48年4月	テレビ県民セミナー開設(～56年3月) 郷土自作映画教材制作開始	・移動社教センター車更 新
49年4月	施設利用講座開始(～53年3月)	・県有施設利用
50年4月	特別文化講座開講(～53年3月)	
51年3月	家庭教育相談廃止、社会教育展示コーナー開設	
53年4月	特別文化講座を県民文化大学に改称(～63年3月) 社会教育学級講座研究会開始(～56年3月)	
54年4月	館長の図書館館長兼務の解消、移動県民講座開始	・移動社教センター車更 新(S55年4月)

年 月	事 項	備 考
57年11月	「おもちゃライブラリー」開設、幼児教育講座開講、日本語教師養成講座開設	・「社会教育会館」増改築（S57年4月）
58年4月	「子どものうたライブラリー」開設、日本語講座開講	
59年4月	「石川県生涯学習情報センター」開設	・社会教育課より移管
60年4月	移動社会教育センター企業巡回開始	
61年4月	県民文化サロン開講（～62年3月）	
5月	社会教育会館開設20周年記念事業挙行	
62年4月	「いしかわ特別文化講座」開講 県民カルチャー相談開始（～H3年3月）	・生涯学習情報センターの電話相談と並行実施 ・移動社教センター車更新（S63年4月）
63年4月	移動おもちゃ・うたライブラリー、移動国際交流サロン開始（～H3年3月）	
平成元年10月	第1回全国生涯教育・社会教育センター研究協議会開催	・全国生涯教育・社会教育センター協議会設立
4月	公民館職員研修開始	
6月	「高齢者アドバイザー養成講座」開講	
11月	社会教育法施行40周年記念事業「いしかわ県民講座」開催	
2年4月	石川県民大学校事務局開設	・社会教育文化教育機関等連絡協議会設立
6月	石川県民大学校開校記念式典挙行	
8月	社会教育センター分室設置	（H2年3月）
3年4月	生涯学習情報センターと視聴覚ライブラリーを統合 おもちゃライブラリーと子どものうたライブラリーを統合	
11月	社教フェスタ'91の開催（以降、毎年開催）	
4年3月	生涯学習情報提供システム「あいあいネット」運用開始	
6年3月	「あいあいネット」24時間システム完成	
7年10月	高齢者社会参加活動支援事業としてクリエイティブライフ講座開講とシニアライフコーディネーター講座を開講	・国際文化交流センター国際交流課へ移管
8年4月	社会教育主事等研修開始（～H9年）	（H7年4月）
10月	社会教育会館30周年記念事業挙行	・30周年記念誌発行（H8年10月）
10年4月	遠隔学習システム（テレビ会議システム）始動	・社会教育会館バリアフリー緊急整備工事完成
11年4月	「あいあいネット」インターネット化運用開始	（H10年3月）
6月	石川県民大学校大学院開校（石川の博士養成講座）	
12年3月	IT基礎技能講習会を開催	
14年4月	奥能登行政センター生涯学習施設準備室に嘱託職員を配置	
15年4月	おもちゃ・うたライブラリーを県立図書館に移管	
5月	奥能登行政センターに社会教育センター能登分室を開設	
7月	県庁跡地（広坂庁舎1号館）に移転し、石川県立生涯学習センターと改称 生涯学習情報センター内に「ことばライブラリー」を設置、展示ロビーを開設	
10月	ウィークエンド家族夢工房の講座開催	
16年5月	市町村生涯学習情報コーナー（ふるさと学びコーナー）を開設	
17年3月	生涯学習情報センターの移設（1階 2階）	・第1回県民企画講座、ふるさと学習リレー講座の開催
18年3月	「ことばライブラリー」を県庁19階展望ロビーに移設	
4月	組織機構一部改編（課制からグループ制に移行）	
5月	石川県立生涯学習センター創立40周年記念式典挙行 生涯学習（地域活動）コーディネーター養成講座開講	・近10年誌発刊

3. 組織図



職員数（ ）は兼務者・外数

	定数内職員	定 数 外 職 員			計
		再任用	嘱託	臨時	
館 長		1			1
副 館 長	2				2
総務グループ	2		2		4
社会教育グループ	4		1		5
学習情報グループ	3		3	1	7
能 登 分 室	(1)	1	2		3(1)
計	11(1)	2	8	1	22(1)

4．施設の概要

所在地 石川県金沢市広坂2丁目1番1号
敷地面積 31,000 m²
建築面積 1,935 m²
延床面積 11,715 m²
所管面積 3,102 m²
構造 S R C造5階建(地下2階)



能登分室

所在地 石川県輪島市三井町洲衛 10 - 11 - 1 能登空港ターミナルビル 4 階



主要設備、収容人員数及び面積の内訳

主要施設	定員 (人)	面積 (㎡)	主要設備
館長室		31.5	
事務室		304.0	副館長、総務G、社会教育G、学習情報G
2 1 号室	108	195.6	スクール形式、スクリーン、マイク
2 2 号室	108	211.6	スクール形式、スクリーン、マイク
3 1 号室	72	146.7	スクール形式、スクリーン、マイク
3 2 号室	16	43.8	会議形式
3 3 号室	8	21.0	会議形式
3 4 号室	12	49.0	会議形式(楕円卓)
3 5 号室	60	162.7	スクール形式、16ミリ映写機、スクリーン、マイク
3 6 号室	16	40.2	会議形式
大会議室 (映写室を含む)	400	390.3	椅子400、16ミリ映写機、スライド、スクリーン、 プロジェクター、テレビ会議システム、ピアノ
中会議室	100	256.0	椅子100
学習相談室		42.0	会議形式
パソコン室	20	160.0	パソコン20台、スクリーン、マイク
生涯学習情報センター 視聴覚ライブラリー 生涯学習相談コーナー マナビィコーナー ことばライブラリー		144.0	貸出用16ミリ映画フィルム、ビデオテープ、CD、 ビデオ・CD・DVDブース4 市町生涯学習情報コーナー 県民企画展示コーナー ことばライブラリー方言学習操作卓3 (県庁19階に移設管理)

視聴覚資料倉庫他		503.5	倉庫、応接室、更衣室、休憩ロビー等
社会教育関係団体事務室		400.0	12 団体事務室、倉庫
計		3,101.9	

能登分室

主要施設	定員 (人)	面積 (㎡)	主要設備
講義室 A	72	128.8	スクリーン、ホワイトボード、音響設備 机24、椅子2人掛け24、3人掛け24
講義室 B	69	121.8	ホワイトボード、ピアノ、 机23、椅子2人掛け23、3人掛け23
調理実習室	20	65.5	電子レンジ、オープン、冷蔵庫など
作業室	20	90.1	サンドブラスター、電気窯など
多目的室	20	91.8	座卓10、椅子20、スクリーン、茶道具、姿見など
講義室 A・B	141	250.6	講義室 A・B の一体利用の場合は椅子のみ

5. 事業の内容

石川県民大学校の運営と講座の充実

石川県民大学校及び大学院が一体となって、県民の学習ニーズの多様化、高度化に対応した学習機会の提供に努めるとともに、「県民企画講座」などを開設し、県民が生涯学習活動を通して培った成果の発表の機会を設けるなど、人材活用等を積極的に進める。

指導者研修の充実と生涯学習活動に取り組む人材の育成

公民館職員等の資質向上を図るための研修を充実するとともに、団塊の世代を含む青壮年層を対象に、現代社会や地域が抱える課題に積極的に取り組む人材の養成を図るため「生涯学習コーディネーター講座入門編・実践編」を開講するなど、生涯学習の推進に努める。

石川県生涯学習情報提供システム〈あいあいネット〉と学習相談機能の充実

生涯学習に関するデータベースを整備し、各市町との生涯学習情報のネットワークを拡充し、インターネットによる県民への情報提供及び学習相談の充実に努める。

遠隔学習(テレビ会議)システム・衛星通信ネットワークによる学習機能の充実

生涯学習センター等で実施している公開講座などを遠隔学習システムの活用により、また、文部科学省が実施する衛星を活用した大学の公開講座、エルネット「オープンカレッジ」を視聴できる県民大学校講座を設け、県民の学習機会の充実に努める。

情報通信技術(IT)活用能力の育成

県民がパソコンやインターネットをより有意義に活用し、情報化社会に対応する

能力の育成に努める。

ふるさと教育の推進

ふるさと石川への関心を高め、心豊かな生活の創造を目指す「クリエイティブライフ講座」などを実施する。

能登地域における生涯学習機会の充実

生涯学習センター能登分室において県民大学校能登校を開校し、能登地域における生涯学習の拠点施設として各種講座を運営する。

開館時間及び休館日

開館時間 午前9時より午後9時まで

休館日 12月29日より1月3日の6日間

生涯学習情報センターについては、毎月平日の最終日を整理日として貸出を行わない。

6. 平成18年度における事業の状況

(1) 人件費に相当する事務局管理費、事業費に相当する生涯学習センター費及び社会教育振興費の3つの予算項目のうち、生涯学習センター費及び社会教育振興について事業の状況を説明する。

(2) 生涯学習センター費は8,717千円を予算計上し、以下の事業を実施した。

生涯学習センター運営審議会の開催

開催日 7月28日、2月28日 委員12名で審議した。

視聴覚ライブラリー等事業

- ・映画会 11回開催し、延べ633人が観賞した。
- ・視聴覚教材教具の貸出 直近4箇年の利用状況推移表

区分	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	本数	鑑賞者数	本数	鑑賞者数	本数	鑑賞者数	本数	鑑賞者数
16ミリフィルム	139	10,563	166	13,828	68	3,496	92	5,324
ビデオ	6,700	44,770	10,843	51,382	11,991	57,401	13,198	81,518
C D			1,547	1,531	1,668	1,790	2,205	7,169

注 平成18年6月から能登分室でもビデオ等の貸出しを開始した。

- ・ビデオ教材・C Dの視聴 ビデオ986本、C D137枚を視聴した。
- ・映像教材の購入 ビデオ・16ミリ教材 80本を購入した。
- ・16ミリ映写機操作技術認定試験 8回実施し、39人を認定した。
- ・県民映像カレッジ ビデオ撮影・編集講座 3回開催し、延べ99人が参加。
- ・子どもビデオ創作教室 1回開催し、延べ83人が参加。

視聴覚教育指導者養成研修講座の開催

開催日 1月20日から28日 4日間 修了者は9人であった。

(3) 社会教育振興費は8,407千円を予算計上し、以下の事業を実施した。

社会教育指導者研修 公民館研修

開催日 6月15日から7月20日 6日間 延べ732人が受講した。

県民大学校事業

・いしかわ特別文化講座

開催日 12月3日

講師 養老 孟司氏

演題 「現代人はなぜ、利口なバカになったのか」

参加は495名であった。

・広報活動・記念式典開催事業

ポスター・大学案内パンフレットを作成し、市町関係機関へ配布した。

修了証書交付式典

開催日 5月27日 記念講演 530名が参加した。

・講座開設事業

以下の講座が開催された。

講座名称	テーマ等	開催日	開催数	延べ受講者数
県民企画講座		11月4日、11日	2	100
生涯学習コーディネーター養成講座	ボランティアの心構えなど	9月28日～12月7日、毎週木曜日	28	774
生涯学習コーディネーター養成講座	ボランティア活動から学んだものなど	9月14日～12月21日、毎週木曜日	10	147
クリエイティブライフ講座Aコース	石川の風土と古典文学など	5月23日～6月27日、毎週火曜日	13	781
クリエイティブライフ講座Bコース	石川の風土からうまれた風習など	7月27日～9月7日、毎週木曜日	13	1,315
地域連携講座 生涯学習まちづくりふるさと講座 七尾市	暮らしの法とまちづくりなど	8月29日、10月17日、1月16日	3	165
エル・ネット「オープンカレッジ」	今里山で何がおきているかなど	6月2日～2月23日	37	154
古文書解読講座	古文書入門など	5月9日～10月24日	48	1,495
石川の博士開放講座		6月14日～8月8日	8	225

・石川の博士養成コース開催事業

以下のコースが開催された。

コース名称	内 容	開催日	開催数	参加者数
石川県民大学校大学院開講式	記念講演	6月11日	1	300
専修コース	文学・自然・歴史		13	112
講師養成コース			14	27
石川県民大学校大学院論文発表会	論文発表、記念講演	1月14日	1	130
石川県民大学校大学院「石川の博士」自主講座	平成17年度大学院修了生による講座	8月30日	1	145

・ウィークエンド家族夢工房

以下の教室が開催された。

教室名称	主 催 者	開催数	受講者数
日本の遊び文化教室	石川県生涯学習インストラクターの会	20	811
びっくり科学教室	金沢大学こども未来研究会	20	496
楽しいパソコン教室	石川県立生涯学習センター職員	2	66

・県民大学校能登校講座

以下の講座が開催された。

講座名称	テ ー マ 等	開 催 日	開催数	延べ受講者数等
能登文化講座	鑑定団といい仕事 講演	9月3日	1	530
いしかわを知る講座	加賀・能登の巨樹名木・方言再発見 他	6月27日～9月12日	5	194
パソコン基礎講座	ワード、エクセル、年賀状作成	6月17日～12月16日	12	234
能登工芸教室	陶芸	7月11日～9月5日	6	119
古文書解読講座	能登の中世文書他	10月6日～11月10日	6	221
子育て玉手箱		7月5日～12月6日	6	95
明治文学講座		9月13日～12月6日	6	60
夏休み子ども映画会		7月30日	1	89
シネマ・アフタヌーン		9月27日～11月29日	3	190
漆芸講座		9月30日～12月2日	7	222

生涯学習情報提供システム推進

- ・生涯学習データの更新 データベースの更新 6,900 件
- ・あいあいネットの利用状況

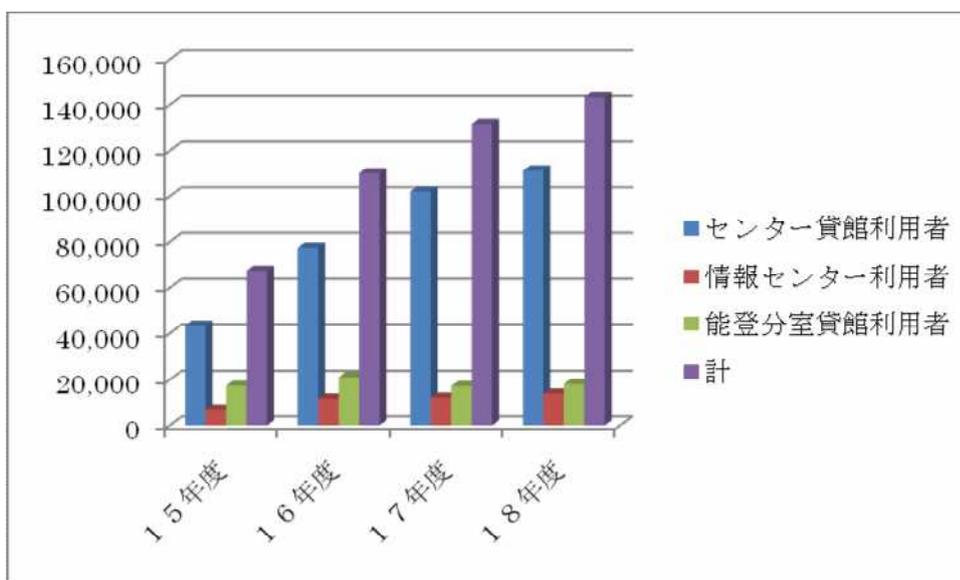
	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
データベース	28,350	20,222	10,422	26,771	31,682
電子掲示板	3,621	2,084	1,841	1,634	803
利用案内等	-	-	11,257	791	-
総利用回数	31,971	22,306	23,520	29,196	32,485

- ・学習相談 電話相談 239 件、面談相談 227 件

7. 過去 4 年間の利用者数の推移

施設の活用状況を利用者の推移に基づいてグラフ化した。

利用者は増加している。その理由として、立地条件（交通アクセスの便の良さ、駐車場の広さ）と生涯学習センターの情報提供内容の継続的見直しの努力によるものである。

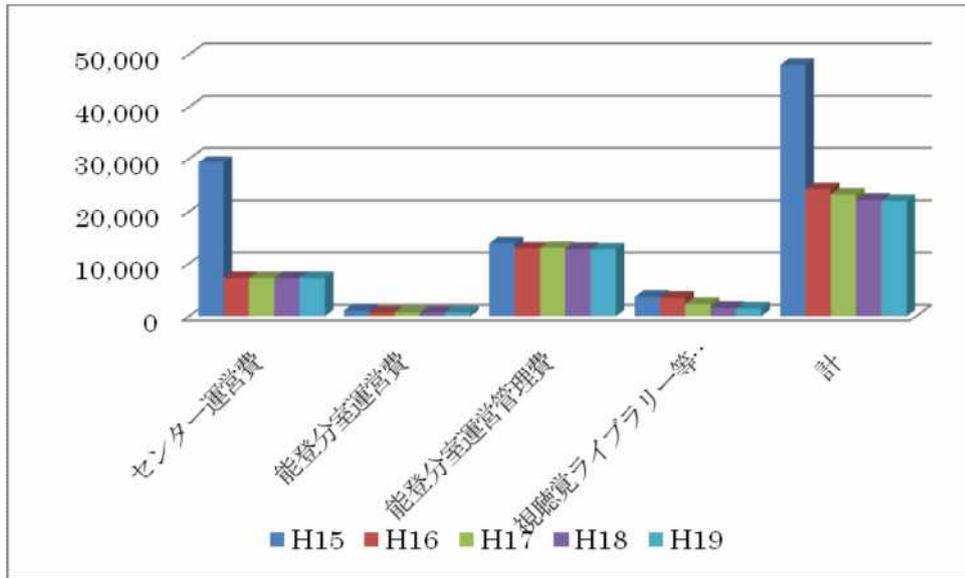


注 平成 15 年 7 月 20 日に広坂に移転した。

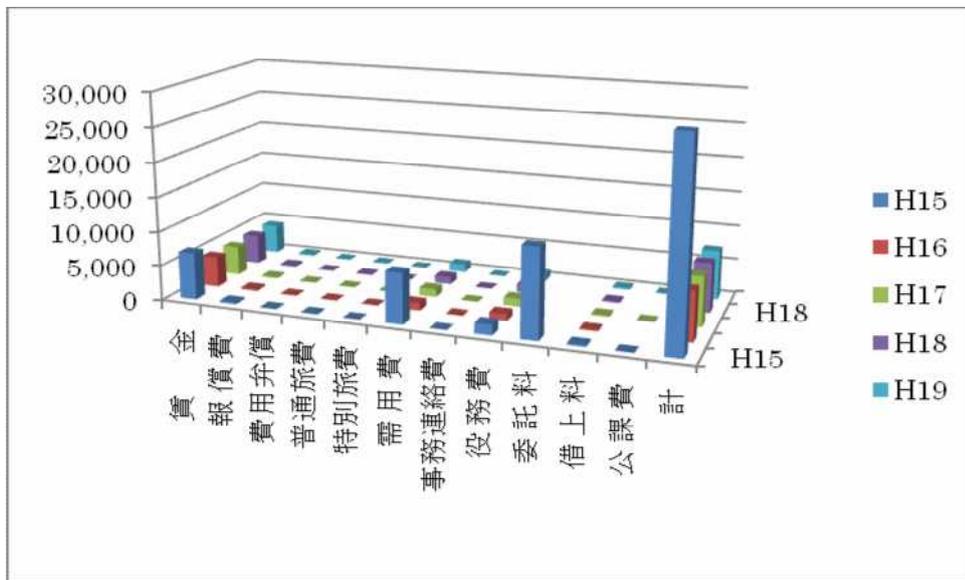
能登分室は、平成 15 年 5 月 6 日に開設した。

8. 過去 4 年間の予算推移比較表

効率的な事業運営の判定資料として、生涯学習センター費の予算推移を作成すると、下記のグラフとなる。以下単位は、千円とする。



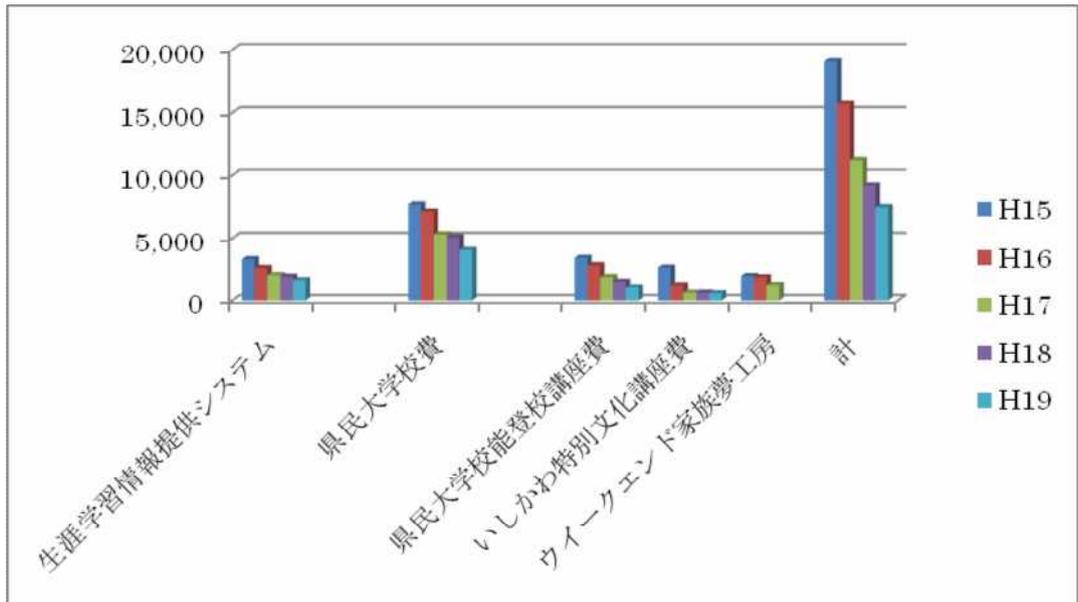
センター運営費は平成 16 年以降激減している。その内訳をグラフ化する。



平成 15 年により需用費（公用車ガソリン代、印刷費、新聞代、事務用品代）と委託料（庁舎管理委託料）が減少または消滅したため、センター運営費が減少している。委託料は社会教育センターを利用している際に生じていたものである。

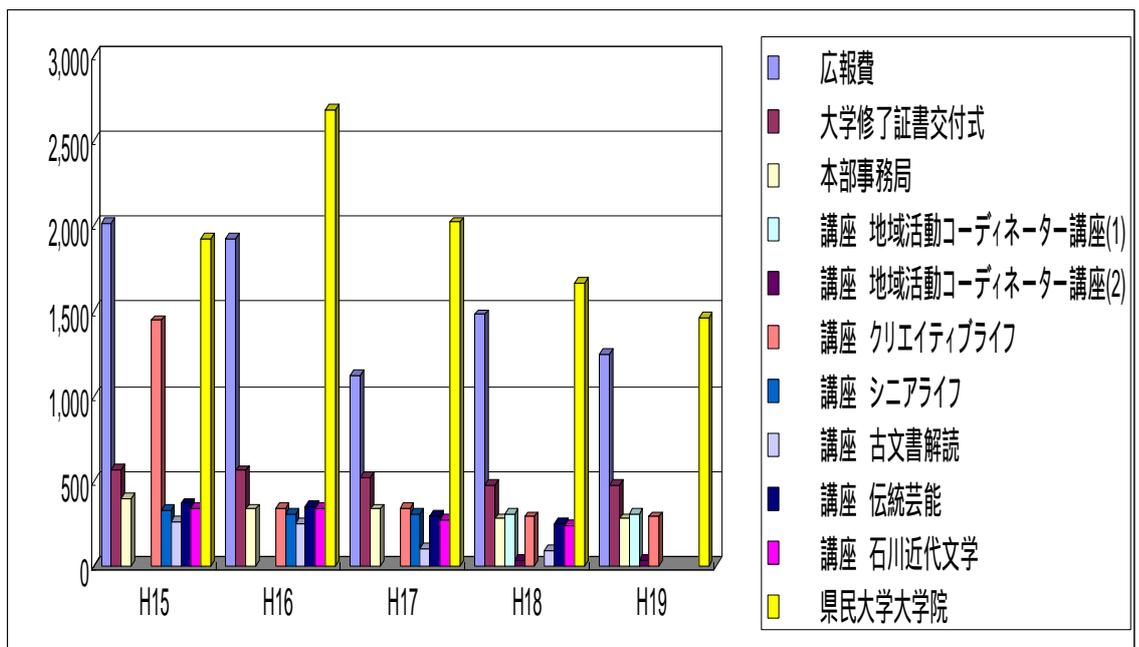
なお、能登分室運営管理費は、能登空港の施設分担金であり、ほぼ固定的である。

また、社会教育振興費も同様に予算規模の推移をグラフ化する。県の厳しい財政状況を反映して、毎年遞減している。

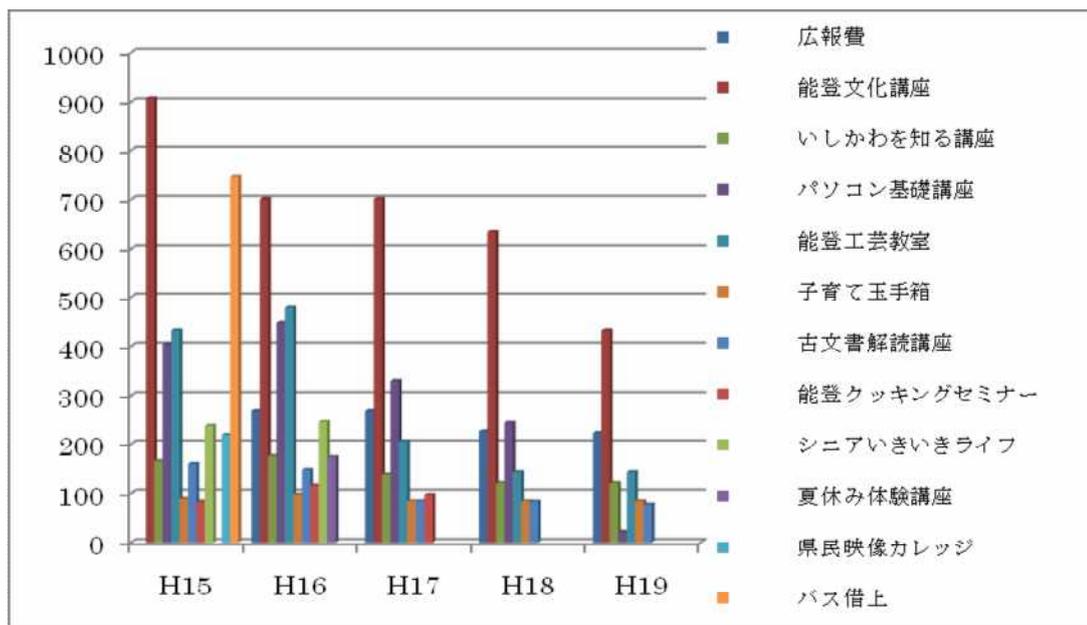


社会教育振興費の2大項目である、県民大学校費と、県民大学校費能登校講座費について、さらにその内訳をグラフ化する。

県民大学校費は、平成15年と平成19年を比較して、広報費が半減、講座クリエイティブライフ費が2割に、県民大学校大学院費が8割に減少する一方、新たに地域活動コーディネーター講座が新設増加している。



県民大学校能登校講座費は、平成15年と平成19年とで比較すると、能登文化講座費が半減し、能登空港への交通アクセスの便のために計上されていたバス借上費なども予算計上されなくなった。



[監査の結果]

(1) 備品の整備状況について (指摘事項)

広坂庁舎 1 号館の現況を査察した際、平成 15 年に旧県庁舎を生涯学習センターに転用した時に保管換えされた多様な中古備品がそのままの形で使用されている場面が顕著であった。未だ使用には耐えるが老朽化し、天板が傷ついたままの机や背もたれパッドが破れた椅子がそのまま活用されていたり、昭和 41 年の社会教育センター設置時から使用されているグランドピアノが、調律がなされないままに使用されている状況であった。また、県制作の貴重フィルムを除く 16 ミリフィルムが空調の完備されていないスペースに保管されている。

形式的な現物照合のみでなく、利用可能性を視野にいれた現物管理の視点から、備品の整備に関するマニュアルを作成し、場合によっては、更新すべき設備投資が必要である。

(2) 生涯学習センター講座の変遷

生涯学習センターの前身である社会教育センターが設立された昭和 41 年以降、計 124 の講座事業を 42 年間にわたって実施している。これを講座実施時期で分

類すると、概ね6時期の講座群に分けられる。

- ・第1期講座群 28講座(昭和41~47年)
社会教育センターのソフト事業として、社会教育推進を目指したもの
- ・第2期講座群 13講座(昭和48~56年)
第1期講座群の方向をもとに、県内社会教育環境の地域格差是正を目指したもの
- ・第3期講座群 37講座(昭和57~平成元年)
人間探求、子育て、高齢者を対象とするものなど、県民の多様な要望に応えようとするもの
- ・第4期講座群 9講座(平成2~7年)
県民大学校開校にあわせた大学校の基幹をなすもの
- ・第5期講座群 22講座(平成8~14年)
IT関係講習、父親を含めた家庭教育支援と、ボランティア講座など学習成果の社会への還元をうたったもの
- ・第6期講座群 15講座(平成15年~)
第5期の生涯学習の方向をさらに地域へ浸透させるためのもの

生涯学習センターが取り組む講座は、ほぼ20講座程度が人員・施設等から限界である。従って、「**県民の学習ニーズの変化に対応**」するためには、スクラップ&ビルドは欠かせず、約7年程度の周期で講座の入れ替えを行っている。

しかしながらこの講座内容の決定については、主として県民大学校の受講生を対象にしたアンケート及び中教審答申が中心となっており、幅広く一般県民のニーズを反映したものとはなっていない。

(3) 県民ニーズとの合致について(意見)

生涯学習センターは、石川県公民館職員研修・公民館職員講習会・公民館職員講習・公民館職員研修をあわせて40年間継続して実施している。また、自主サークルの支援事業や県民大学校とその中心講座である生涯学習コーディネーター講座・大学院講座などは、「**学習機会の充実**」や「**学習成果を生かした社会参加と評価**」など石川県生涯学習振興ビジョンの中でも重要な位置を占めており、改良を加えながら継続されている。

(2)にも記載するように、時代及び県民ニーズに合致した事業展開をしているものと評価できるが、県民大学校・大学院入校生が減少傾向(グラフ1)にあること及びアンケートが受講生を中心に実施されていることから、一部県民ニーズを反

映していない内容も散見されると思われる。今後は平成19年度から実施する「生涯学習に関する県民意識調査」によって県民ニーズの的確な把握とその対応に一層尽力していただきたいと考える。

(4) 目標指標の設定と目標値の検討(意見)

石川県生涯学習振興ビジョンに掲載する学習環境の整備の中に石川県民大学校講座数及び石川県民大学校修了者数の目標を掲げている。

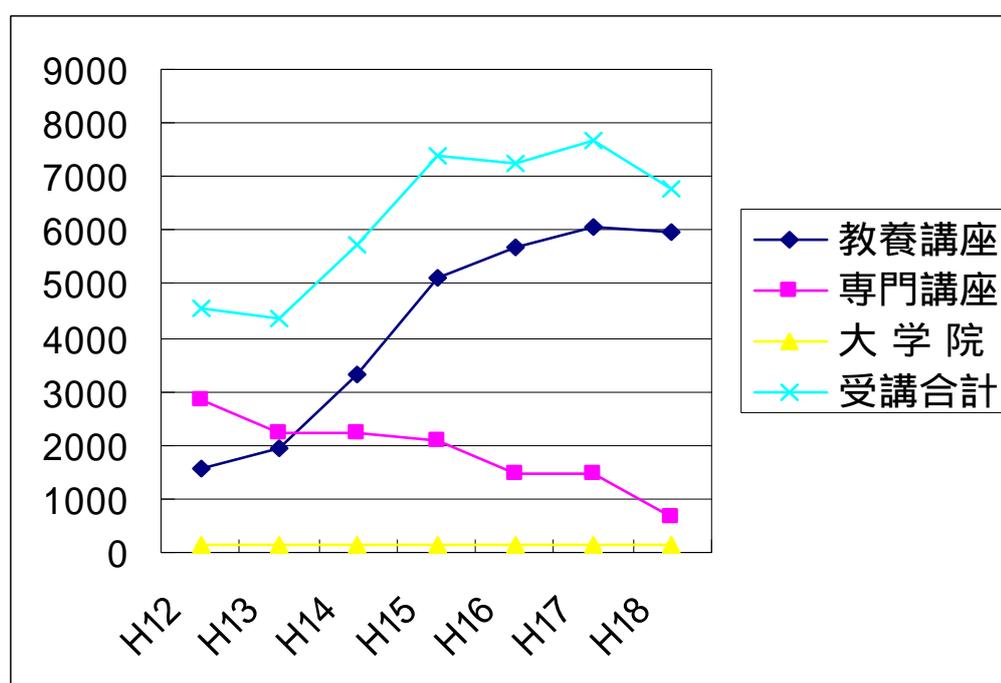
石川県民大学校講座数	平成14年 582 講座	目標 平成25年 850 講座
石川県民大学校修了者数	平成14年 7,809 人	目標 平成25年 15,000 人

平成19年度には、石川県民大学校講座数が、864講座に達し、目標値を達成している。また、石川県民大学校修了者数は、平成18年度末現在10,335人に達している。入校生及び講座数の推移はグラフ1、2を参照。

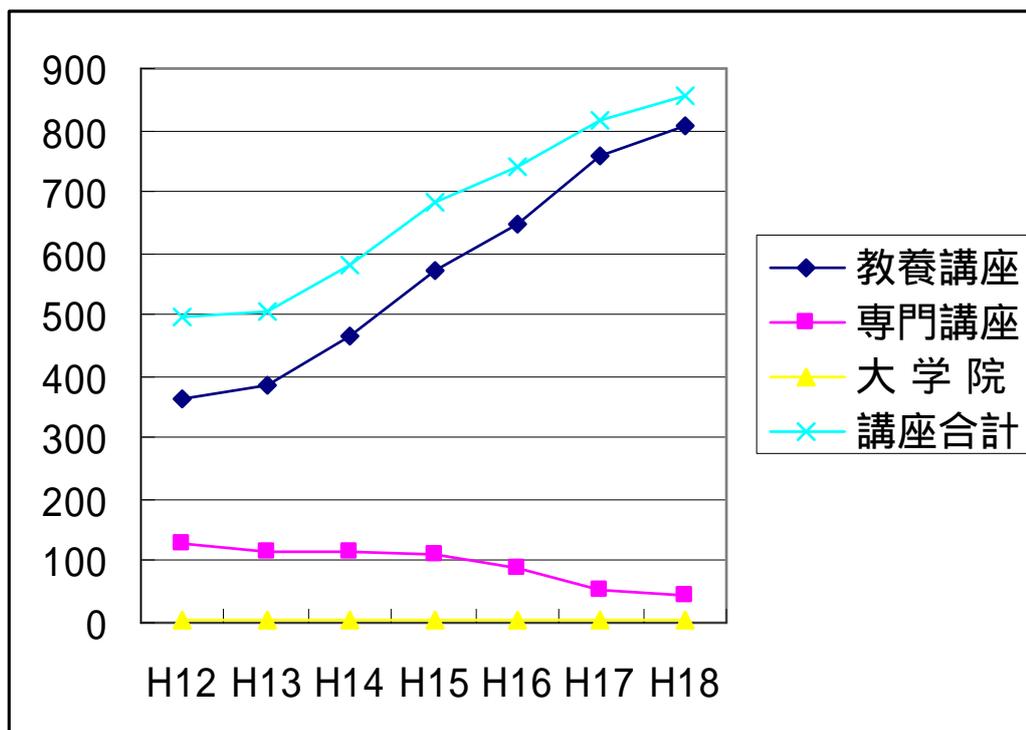
上記の講座開設数、講座修了数は学習機会の提供を測る指標としては適切と思われる。

しかし設定している目標指標の一つ(講座数)はすでに達成していることもあり、平成25年度の目標値については、生涯学習振興ビジョンに照らしてその目的を達成するために必要十分な数値なのかどうか、今一度見直す時期であると考えます。

<グラフ1> 県民大学校・大学院入校生の推移



<グラフ2> 県民大学校・大学院講座数の推移



(5) 新たな事業成果指標の設定 県民大学校を例として (意見)

生涯学習センターの設置目的の一つでもある「生涯学習の支援活動」を指標化し評価することが、県立施設の役割を認識する上でより一層重要となる。

新たに設定する事業成果指標は、県民大学校大学院の修了生が大学校・大学院の講座で発表の機会を与えられることや、県民大学校の枠を超えて活動の場を広げることに着目するなど、修了生の活動を一定のルールに基づきポイント化して、質的評価方法として確立、事業評価とすべきである。

(6) 民間・市町・学校との連携と生涯学習センターの役割について

民間との連携・協働

<表1>で見ると、民間を含む各種団体が実施する県民大学校の講座数は、県関係機関で実施する講座数と肩を並べ、今後も、所謂「習い事」的なもの、情報機器操作に関するものや著名人を招いての大規模な講演会など民間の実施機関

が得意とする講座については、益々増加していくと考えられる。

一方、生涯学習センターは、地域的に情報機器に関する民間講座が無い場合や、内容的に民間講座とかけ離れている場合など、民間の生涯学習機関では対処できない部分では県が積極的に講座を開設するなど、県民の利便性に対し補完的な役割を担っている。今後も民間の生涯学習機関との連携・相互協力により、県民へ充実した学習機会を提供する必要がある。

<表1> 実施機関別講座数

	国関係機関	県関係機関	市町教委等	法人・団体等	合計
平成10	20	218	37	55	330
平成11	24	304	25	132	485
平成12	21	295	11	171	498
平成13	17	285	11	191	504
平成14	48	332	11	191	582
平成15	51	438	11	184	684
平成16	46	437	8	248	739
平成17	42	378	115	280	815
平成18	46	405	148	257	856

市町との連携・協働

市町の生涯学習事業は、中央講師の招聘や各種講座の開設など一定の進展を見せてはいるものの、地域間で学びあう自助の生涯学習システムは機能不全に陥っている。この原因は団塊世代の地域回帰が現実のものになる中で、これを受け入れる地域コミュニティの崩壊が進行しており、これまでの祭礼や寄り合いなど、婦人会や青年団・子ども会組織などに依拠してきた地域の生涯学習のシステムが機能しにくいことにある。

こういった市町が抱える現状を打開するためにも、県には、従来の地域コミュニティに頼らない世話役（コーディネーター）の育成や、さらにはこれを地域へ送り込んでいく県域規模での生涯学習の包括的な支援システムを担う機関として、その役割に期待したい。

学校との連携・協働

学校が担うべき役割として、その施設設備と人材を活用した生涯学習活動の支援や学習機会を提供する開かれた学校づくりが求められている。その対応例として、多様化・高度化する県民ニーズに応えた県立学校開放講座、大学開放講座・科目等履修生制度などがある。このような生涯学習の展開に、県では生涯学習に携わる各種施設及び生涯学習活動のネットワーク化を促進させるとともに、生涯学習の「中核」としてコーディネーター機能や調査・研究機能を充実させていくべきと考える。

そこでは教職員もまた、学習活動の指導者等として地域社会に積極的に参加するとともに、自己の学習の成果を生徒への教育活動や地域の人々の学習活動の支援に活かし、それにより地域と学校が一体となって地域に根ざした生涯学習活動が実施されることに期待したい。

今後の生涯学習センターの役割

ア．主導的・指導的立場から側面的・支援的立場へ

平成15年7月の社会教育センターから生涯学習センターへの名称変更は、生涯学び続けようとする県民意識の変遷に対応する意味を持つ。センターの役割も主導的に社会教育を施そうとする立場から、自ら学んで行こうとする県民を側面から支援して行く立場に変化している。

また、県は平成20年度より市町への社会教育主事の派遣及び各教育事務所の社会教育課を廃止し、市町の生涯学習・社会教育への支援・助言業務を生涯学習課へ集約することとし、民間や市町とに任せられる部分は任せつつ、連携を強化しながら県民の生涯学習社会の実現を図っている。

しかし、生涯学習事業には、県が担うべき部分が、
、
、
で説明した通り存在する。今後も市町・民間の生涯学習支援機関としての生涯学習センターの役割は重くなると想定される。

イ．コーディネーター養成機能の強化

地域では、生涯学習のインストラクターやコーディネーターとして学びの中心となる人材が渴望されていることは、各種のアンケートで明らかである。

しかし、地域で生涯学習の核となれる人材は、簡単には育たない。「いしかわ生涯学習講師の会」は、平成18年度19名の会員で、県下全域で41講座2,017名の受講生を動員するまでになった。ここまでの実績を得るために、平成11年度に開設した県民大学校大学院「石川の博士」養成講座の修了生からなるこの講師の会の設立から足掛け10年の年月を要している。生涯学習の担い手となっていく人材の育成は、その養成講座の実施段階から、そのインターンシップ的な訓練までを含め、時間を要する事業である。こういった地道な養成事業こそ、生涯学習センターが長期的な展望の下、取り組んでいくべき事業であると考えられる。

ウ．運営体制について（意見）

これまで生涯学習センターは生涯学習コーディネーター養成講座や、大学院での講師養成など、生涯学習の支援事業に傾斜させる方向で生涯学習の促進を図っ

てきている。そして生涯学習センターの運営にあたっては、修了生の活動や民間資金の活用方法を検討する等、時代に則した更なる対応が求められている。したがって県民ニーズを十分反映するために、加えて生涯学習センターの運営の透明性を確保するためにもセンターの運営審議委員会などの外部委員による指導(現在年2回)を強めていかなければならないと考える。

石川県立図書館

[施設の概要]

1. 施設の概要

所在地

石川県金沢市本多町3丁目2番15号

所管部署

石川県教育委員会生涯学習課

供用開始年度

昭和41年度

運営方式

所管部署による直営方式

設置目的

図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。

施設の内容

敷地面積 4,663.73 m² (福祉総合研修センターと併設)

建築面積 2,029.14 m²

延面積 9,455.85 m²

図書館面積 8,460.75 m²

福祉総合研修センター 995.1 m²

収容定員

一般閲覧室 102名

子どもの本のひろば 19名

自習室及び自習コーナー 73名

フロアー主要施設

4階 図書館事務室、喫煙室、電算室、特別閲覧室

3階 閲覧室、多目的ホール、史料編さん室、ボランティアルーム、自習室及び自習コーナー、新聞閲覧コーナー、301～302書庫

2階 県民交流室、201～206書庫

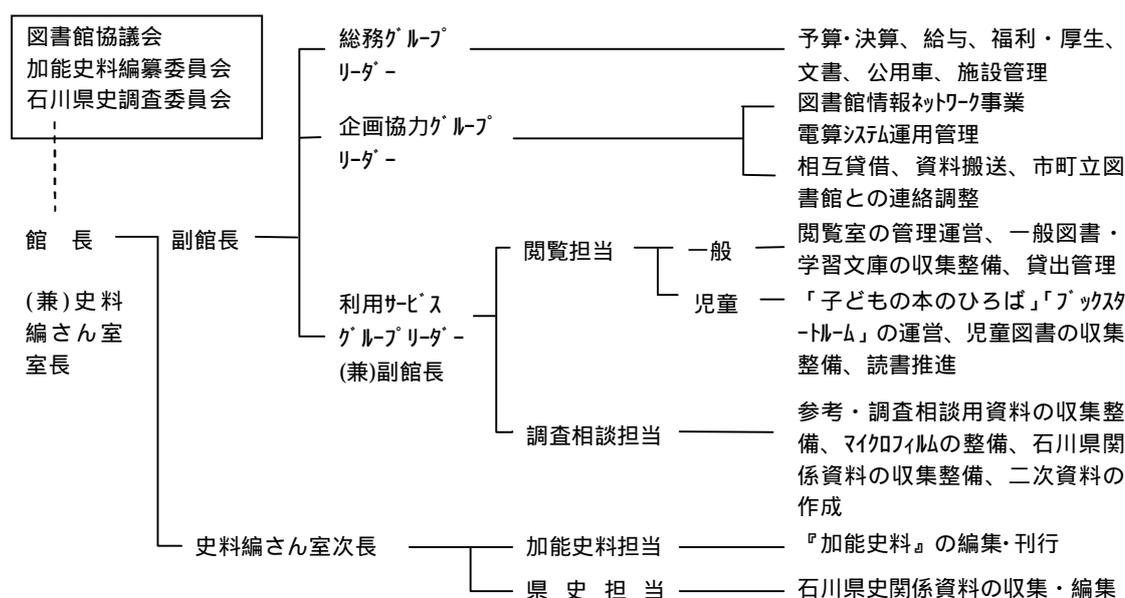
1階 館長室、副館長室、総務グループ、応接・会議室、子どもの本のひろば、ブックスタートルーム、ライブラリーサロン、協力業務準備室、101～104書庫

地下1階 B101～102書庫

地下2階 貴重書庫、B201書庫

組織（平成19年4月2日現在）

組織図



職員

総数48名（うち司書資格者 28名）

区分	正規	嘱託	臨時	派遣	合計	うち司書 資格者
館長		1			1	
副館長	2				2	2
総務	5		1		6	1
企画協力	7				7	4
利用サー ビス	13	5	1	4	23	20
史料編さ ん室	3	6			9	1
計	30	12	2	4	48	28

運営方針及び重点事項

運営方針

- ・各種図書資料等の収集整備と地域資料の収集及び編纂を行い、各種データベースの利用体制を整えるとともに、レファレンス機能を充実し、県民の学習や調査・研究活動を支援する。
- ・市町立図書館への協力支援体制を強化し、県全域にわたる図書館サービスの向上を目指す。
- ・「石川県子ども読書活動推進計画」に基づき、関係機関と連携した子どもの読書活動を積極的に推進する。
- ・学校図書館、大学図書館、県外図書館等、県内外の各種図書館や関係機関とのネットワーク化を図る。
- ・海外図書館との交流・協力により、国際化社会に対応した図書館サービスの拡大に努める。

重点事項

- ・資料の整備拡充
- ・資料の活用とレファレンス・サービスの拡充
- ・市町立図書館の活動への支援
- ・子どもの読書活動の推進
- ・相互協力体制の充実
- ・情報ネットワークの拡大
- ・国際交流の推進

平成18年度主要事業

石川県図書館大会、講座「いま図書館がおもしろい」、読書アドバイザー養成講座、古文書解読講座、講座「『加能史料』はいま」、おはなし玉手箱、おもちゃうた・教室、ふれあい講座、「子ども読書の日」記念事業講演会、「子ども読書の日」小さな子のおはなし会、お父さんとお母さんのための「子どもの読書」講演会、『加能史料』等の編纂、県史編纂、「館報」「いしかわの本」等の発行、資料展示、図書館国際交流推進、図書館情報ネットワーク」の拡大、情報検索提供サービス



正面玄関

3. 利用状況（平成18年度利用実績）

室別利用人数（人）

区分	閲覧室	子どもの本のひろば	自習室	おもちゃ・うたライブラリー	ライブラリーサロン	合計
利用人数	117,924	18,701	17,502	11,620	9,114	174,861
前年度比	97%	106%	91%	106%	111%	98%

分類別貸出冊数（冊）

区分	閲覧室	子どもの本のひろば	合計	前年度比
総記	3,551	933	4,484	102%
哲学	3,353	162	3,515	90%
歴史	7,536	624	8,160	104%
社会科学	10,589	1,059	11,648	99%
自然科学	5,305	2,583	7,888	100%
工学	6,924	867	7,791	104%
産業	2,499	441	2,940	97%
芸術	9,147	23,556	32,703	108%

語学	1,080	320	1,400	84%
文学	25,345	10,451	35,796	118%
郷土	2,723	40	2,763	100%
合計	78,052	41,036	119,088	107%

参考相談利用件数（件）

区分	口頭	電話	文書	合計	うち図書館
件数	7,894	2,812	91	10,797	128
前年度比	47%	50%	12%	48%	24%

（注）前年度より件数が減少しているのは、件数のカウントを簡易なものを除外して行うようにしたため。

資料複写利用件数（件）

区分	郷土	新聞雑誌	総記	人文	自然	芸文	合計
件数	4,144	4,654	559	2,171	807	1,167	13,502

学習文庫利用件数

項目	件数	貸出冊数
実績	1,298	9,538

相互貸借実績（冊）

区分	貸出冊数	借受冊数
	7,378	552
前年度比	103%	101%

ホームページ利用統計（件）

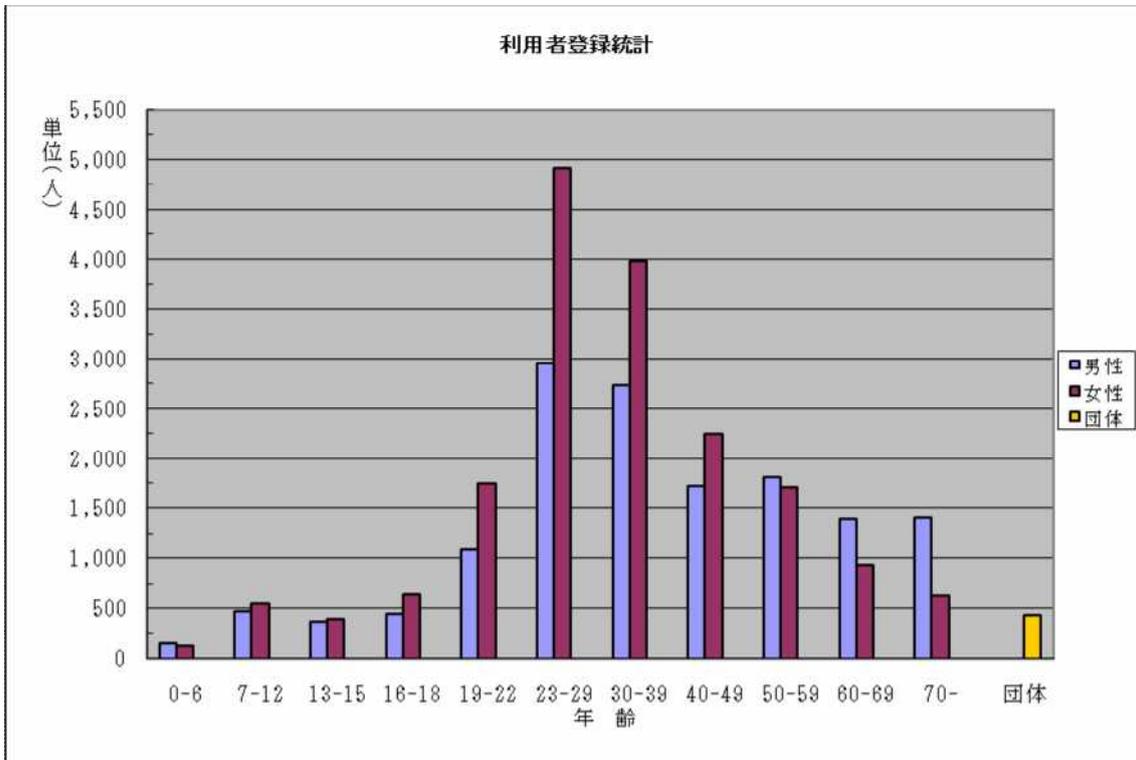
アクセス件数	トップページ	蔵書検索件数
	157,167	148,141

図書館協力業務状況

資料搬送業務	対象館数（館）	資料搬送数（冊）
	46	45,831

図書館支援業務	対象館数（館）	巡回数（回）
	20	50

利用者登録統計



4. 資料所蔵状況 (平成19年3月末日現在)

蔵書等所蔵状況

蔵書	666,033 冊
特殊文庫	26 文庫
マイクロフィルム	5,398

購入雑誌 274 誌 購入新聞 17 紙 CD・ROM493 点 レコード 2,003 枚

平成18年度年間受入冊数 (冊)

区分	購入	寄贈	合計	前年度比
基本・一般図書	10,490	9,094	19,584	114%
児童図書	2,949	875	3,824	101%
読書普及図書	0	506	506	102%
合計	13,439	10,475	23,914	111%

分類別蔵書冊数（冊）

区分	基本・一般図書	児童図書	読書普及図書	合計
総記	56,511	2,929	1,676	61,116
哲学	33,025	789	1,676	35,490
歴史	73,124	4,169	3,034	80,327
社会科学	109,783	3,672	6,313	119,768
自然科学	38,495	7,611	2,662	48,768
工学	34,165	2,214	2,177	38,556
産業	35,427	1,114	883	37,424
芸術	46,450	25,598	7,125	79,173
語学	8,658	1,042	463	10,163
文学	80,490	26,570	48,188	155,248
合計	516,128	75,708	74,197	666,033

5. 収入・支出状況（平成16～18年度）

収入

（千円 単位未満切捨）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
収入	2,585	2,016	2,459

収入の主な内容は、資料複写手数料等である。

支出

（千円 単位未満切捨）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
図書館費	160,427	152,691	141,457
社会教育振興費	2,987	1,581	2,571
教育委員会事務局 管理費	34,541	32,655	28,529
子育て福祉総務費	7,528	7,240	7,836
身体障害者福祉 費・生活保護事業 費	250	200	200
環境管理企画費	284	274	274
計	206,019	194,641	180,868

この外に正規職員の人件費がある。

正規職員人件費 （社会保険料含）	265,451	255,717	262,888
---------------------	---------	---------	---------

合計	453,956	434,865	423,392
----	---------	---------	---------

図書館費のうち資料購入費は次のとおりとなっている。

資料購入費	41,976	41,977	41,977
-------	--------	--------	--------

6. 北陸3県の県立図書館の統計

都道府県図書館の統計

- 「日本の図書館」2007年調査票より -

県名		富山県	石川県	福井県
図書館数		1	1	2
人口		1,114,714	1,171,106	821,073
職員数	総数	33	48	41
	専任計	26	30	33
	専任うち司書	20	18	22
蔵書冊数(図書)		653,263	666,033	957,021
受入図書	受入図書計	21,317	23,904	41,277
	うち購入	11,108	13,439	37,093
受入雑誌	購入種数	351	257	594
受入新聞	購入種数	14	17	40
来館者数		196,399	174,861	770,479
図書館への貸出		15,955	7,378	19,525
参考業務受付件数		16,680	10,797	18,997
図書館費 2007年度予算額(千円)		134,171	142,294	324,110
資料費 2007年度予算額(千円)		41,562	35,148	90,735
延床面積(m ²)		7,776	8,460	15,317
現用館の竣工年月		1969年9月	1966年5月	2002年8月
2006年度 年間開館日数		284	296	299
閉館時刻		19:00	20:00	19:00

3県の中では石川県が最も古く、福井県が最も新しい。石川県の職員数が多いのは史

料編さん室9名を含んでいるためである。蔵書冊数、来館者数とも福井県が多く、それに伴い図書館費、資料費とも高額である。石川県の資料費の少なさが目立つ（金額は補正予算前）。

[監査の結果]

1. 施設

開館日について（意見）

休館日及び開館時間は次の通りとなっている。

休館日

- ・月末整理日
毎月月末（日曜にあたる場合はその翌日）

- ・国民の祝日・休日

- ・年未年始

12月29日～1月3日

- ・特別整理期間

4月、9月の一定期間

開館時間

- ・閲覧室

平日 午前9時～午後8時

土・日曜 午前9時～午後5時

- ・子どもの本のひろば

ブックスタートルーム

平日、土・日曜 午前9時～午後5時

年間の開館日数は、平成18年度で296日であり（18年度はシステム変更のために18日間休館しているため、それがない場合は開館日は314日）、全国の都道府県図書館の平成18年度開館日数平均288日を上回っている。また、県内の公共図書館の開館日数をみてもかなり多いほうである。

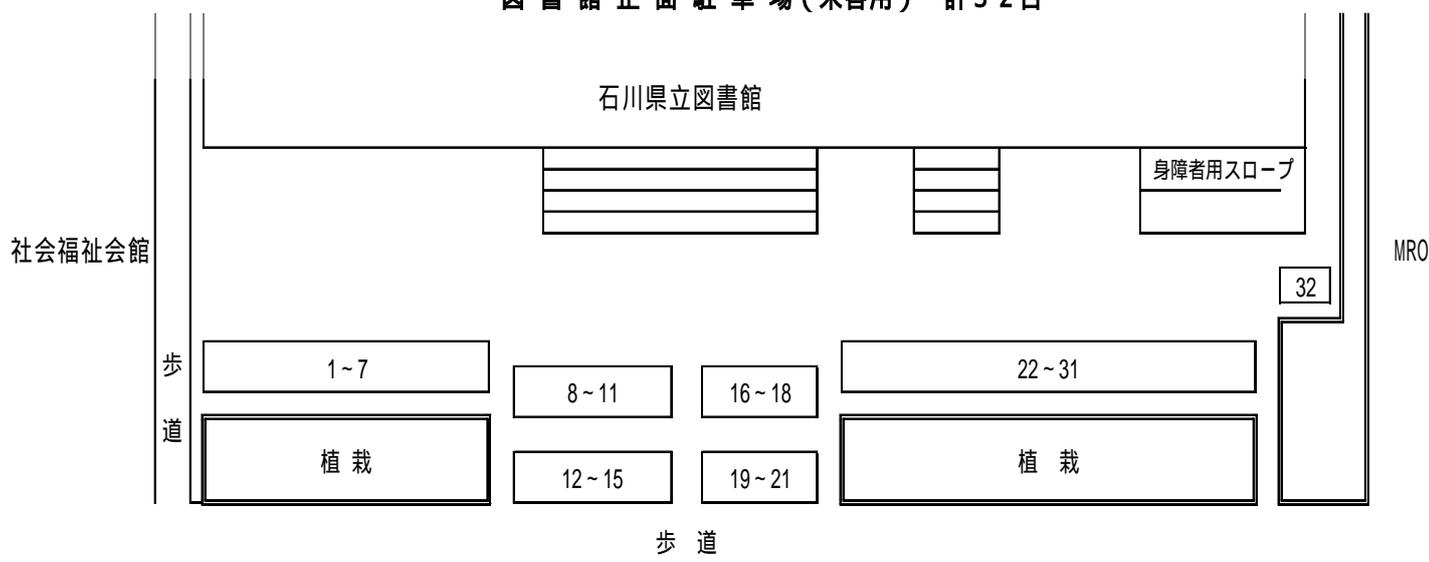
公の施設は、県民のための施設であり、県民にとって利用しやすいものでなければならない。従って、県民の利便性に配慮が必要であるが、この観点からは開館日の多さだけではなく、休館日についても配慮が必要である。従来から、国民の祝日・休日を休館日としているが、県内の公共図書館の半数以上は祝日開館を実施しており、県民の利用の観点から国民の祝日・休日の開館も検討する必要がある。その際、職員の勤務体制等の問題が生ずる場合には、祝日・休日開館の代わりに特定の平日

を休館にする等休館日そのものを見直すことが望ましい。

来館者用駐車場について（意見）

来館者用駐車場は、図書館建物の正面に32台分設けられている。他の県立図書館と比べてもかなり少ないほうであるし（開架冊数等一覧参照）、県内の公共図書館と比べても少ないほうである。他の公共図書館では専用の駐車場が少なくても、近くに公共施設があって、その駐車場と共用している場合があるが、県立図書館の場合は他の公共施設との共用はなく、図書館敷地の駐車場のみである。県立図書館のホームページをみるとアクセスにはバス停について載せているのみで、駐車場についての説明は全く行われていない。

図書館正面駐車場（来客用） 計32台



県民の利用のための施設である以上もっと多くの来館者用駐車場を確保する必要がある。県庁跡地の利用、近隣の公共施設の利用等の検討が望まれるが、少なくともホームページに来館者用駐車場に関する情報を掲載することが望ましい。

開架冊数の状況

開架図書の冊数は、一般7万冊、児童1万冊、計8万冊となっている。他の県立図書館の開架冊数等の状況は、表の通りであるが、富山県と並んで少ないほうであり、建築年の新しいほど開架冊数は多い傾向がある。利用者は開架書庫にある本をみてから利用するのであり、開架冊数が多いほうが利用しやすいのは当然である。蔵書検索システムがあっても書庫にあるのでは、すぐに見ることができない。開架図書を多くすることが望ましいが、現状の閲覧室では物理的な制約がある。

府県立図書館 開架冊数等一覧

府県名	開架冊数 (万冊)	書庫収蔵能力 (万冊)	駐車台数 (台)	建築年	備考
岩手	20	120	120	H18	
宮城	30	120	300	H10	
秋田	15		70	H5	
茨城	19.3	57.2	64	H13	近くに無料駐車場200台
神奈川	12	84		S29 (本館)	S47新館増設
富山	8	100	第1P 55 第2P 48	S44	H11増築
石川	8	74	32	S41	S57増築
福井	30	160	379	H15	
岐阜	20	90	210	H7	
愛知	35	125	30	H2	
三重	10	100		H6	
京都	10	140	なし	H13	近くに公営駐車場あり
大阪	30	320	120	H8	
奈良	25	100	320	H17	
和歌山	15	85		H5	
鳥取	17.2	100		H2	
岡山	30	200	174	H16	
徳島	20	100	400 (共用)	H元	
香川	22	100	400 (共用)	H5	
大分	30	130	170	H6	



閲覧室

会議室等の利用状況について（意見）

図書館内には、県民交流室、多目的ホール、ボランティアルーム、特別閲覧室、応接会議室の会議室等があり、申込によって利用することができるが、このうち特別閲覧室の使用状況は次の通りである。

平成18年度特別閲覧室使用管理集計表

		H18									H19			計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
特別閲覧室	回数	0	0	2	0	1	0	0	1	0	0	0	1	5
	人数	0	0	26	0	10	0	0	12	0	0	0	5	53



特別閲覧室

特別閲覧室は、この使用以外に石川県立図書館協議会で年4回、加能史料編纂委員会でも年1～2回、貴重図書調査でも年1～4回の使用があるが、それ以外には全く使用されていない。合計で年間15回程度である。

県民のための施設である以上施設を有効利用する必要がある。特別閲覧室については利用率が低く有効利用しているとは言えないと考えられる。特別閲覧室の利用

又は転用について検討が望まれる。

来館者以外へのPRについて（意見）

施設利用のための広報の状況は次の通りである。

- ・石川県立図書館ホームページ
- ・「いしかわ - 石川県立図書館報 - 」年3回発行 県内外公共図書館等配布
- ・「いしかわの本 石川県関係出版物状況」月1回発行
- ・「子どもと大人のための生涯学習情報誌みまっ誌」金沢市発行への情報提供
年4回
- ・ラジオ番組「ウィークエンドいしかわ」への情報提供
- ・催事の内容による、チラシ等の配布 県内図書館、大学図書館、小中学校公民館等、読書会、文庫関係等

施設の利用促進のためのサービス内容についての広報は効果的になさなければならない。来館者については、サービス内容や催事等はある程度周知されていると考えられるが、来館者以外についてはどうであろうか。県立図書館の主要な業務の一つであるレファレンス業務（調査・相談業務）や県内図書館の資料を一度に検索することができる横断検索システム等県立図書館のサービス内容について、県の広報誌や市町の広報誌等あらゆる機会を通してPRしていくことが望まれる。

相互貸借サービスの利用状況（意見）

相互貸借サービスは、他の図書館所蔵の図書を借り入れて利用者に貸し出すサービスのことで、市町立図書館に利用したい図書がない場合にその図書が県立図書館にあれば、市町立図書館に申し込んで県立図書館から借りることができ、返却も市町立図書館にすればよい。本の検索は複数の県内図書館の資料を一度に検索することができる横断検索システムや県立図書館所蔵の本を検索することができる蔵書検索システムを利用することができる。

相互貸借サービスの利用状況は次の通りである。

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
貸出冊数	8,824	9,512	7,036	7,178	7,378
借受冊数	339	747	947	547	552

貸出冊数は平成18年度で7,378冊であり平成14年度から減少している。

横断検索システムは平成11年に県立図書館及び19市町立図書館で運用開始し、その後他の市町立図書館がシステムに参加しているが、平成14年度から平成18年度の期間にも16の市町立図書館・大学図書館がシステムに参加しており、検索範囲は拡大している。範囲の拡大によって相互貸借サービスの利用がもっと活発になってもよいのではないかと思われるが、この点については、市町の新館が出来て蔵書が増加した、借りたい本がない、システム改修に伴う休館日の増加等の理由が考えられる。相互貸借サービスは遠隔地の利用者のための非来館サービスの一つであり、利用のより活発化のための更なるPRが望まれる。

設備の物理的老朽化（意見）

建物の築年数は相当年数を経過しており、今後この施設を維持していく場合には大規模な修繕が必要になるものと考えられるが、大規模修繕計画は特に策定されていない。策定はされていないが、必要な箇所の把握は行われており、次の通りとなっている。

工事名	内容	予想金額（千円）
冷暖房用ボイラー改修	冷暖房装置2台の更新	147,000
”	冷暖房装置の使用に替え エアコン対応	153,000
給排水設備改修	老朽化による漏水等	105,000

今後もこの施設を維持していく場合には、大規模修繕の内容・実施時期について検討することが必要である。

施設の機能的老朽化

昭和41年に建築された施設のため、機能的にも古くなっている点がみられる。

- ・バリアフリー

エレベーターが設置されており、できるだけ配慮されているが、そもそも閲覧室が3階にあること自体がバリアフリーを阻害しているといえる。

- ・閲覧室が3階にあること

開架フロアは図書館の最も大切な空間で、図書館の建物は開架フロアを中心に作られる。最近の図書館では開架フロアを1階に設ける場合が多い。

- ・児童閲覧室が別室となっていること

最近の図書館の開架フロアは、子どもから大人へと自然な本の流れを作るのが普通である。かつては閲覧室を児童・学生・一般などと人別に分けていた図書館も

あるが、このような人別に場所を設ける考え方は古いものとされている。

- ・自習室が別室であること

自習室を作るか作らないかは図書館にとって大きな問題であるが、最近の図書館では閉じた形の自習室は作らないとされる。その部屋は、照明も必要であるし冷暖房も必要であり、ロスの多いスペースである。



正面入口

2 . 備品管理

備品台帳の記載について（指摘事項）

図書類以外の机類、いす類等の備品については備品台帳を作成することになっており、備品台帳の様式も決まっているが、備品台帳をみると取得金額・取得日が空欄のものが多数存在する。これは平成15年7月に社会教育センターから図書館へ移管されたものについて記載がなかったことによるものと考えられる。その場合、可能な限り過去に遡り調査し、空欄を解消する努力をすべきである。調査の結果、不詳であれば、その旨を記載する等、台帳の整備が必要である。

備品の配置場所について台帳と現品の不一致（指摘事項）

備品台帳にはその配置場所も記載することになっているのであるが、一部の備品について現品を確認すると配置場所が実際と異なる場合がある。使用不能のため書庫へ移動し保管しているものや、もともとあった部屋が書庫に転用されたため別の場所に移動しているものが散見される。備品の配置場所を把握し備品台帳の修正が必要である。

故障等による要廃棄備品の廃棄未処理（意見）

備品台帳に掲載されている備品のなかには、故障や老朽化のため使用不能のものが多数含まれている。廃棄未処理備品は次の通りである。

要廃棄備品一覧

細分類名称	品名	規格	数量	取得年	価格	備考
棚及び箱類	コインロッカー	2列5段10人用	11	S57	@91,000	新規購入には予算措置が必要なため、修理できるものは残す
棚及び箱類	コインロッカー	S-1685WB	1	S63	117,000	
棚及び箱類	コインロッカー	S-1685WB	1	S63	117,000	
事務用機器	パーソナルコンピュータ	NEC PC9801VX21	1	S63	300,000	
事務用機器	パーソナルコンピュータ	NEC PC9801CS2E71LS2	1	H6	352,672	
事務用機器	パーソナルコンピュータ	NEC PC9821BS-U7W	1	H6	431,800	
事務用機器	パーソナルコンピュータ	NEC PC9821BS-U7W	1	H6	431,800	
事務用機器	パーソナルコンピュータ	NEC PC9801NS A120	1	H6	281,100	
事務用機器	パーソナルコンピュータ	NEC PC9801NS A120	1	H6	281,100	
事務用機器	パーソナルコンピュータ	NEC PC9801NS A120	1	H6	281,100	
事務用機器	パーソナルコンピュータ	FMV3NU7 W16	1	H11	167,124	情報政策課から保管換え
事務用機器	パーソナルコンピュータ	富士通 FMVME67573	1	不明	73,178	地域振興課から保管換え
事務用機器	プリンター(パソコン用)	NEC PCPR 1000 4R	6	H6	@134,000	
電気及び通信機器類	コンパクトディスクプレイヤー	ソニー CDP-M-30	1	S62	31,000	第1倉庫
電気及び通信機器類	ステレオ	ステレオデッキ式	1	S58	599,950	第1倉庫
電気及び通信機器類	マイクロフィルムリーダー	マイクロフィルムリーダー イケル100	1	H4	463,500	302書庫
電気及び通信機器類	マイクロフィルムリーダー	マイクロフィルムリーダー イケル100	1	H8	499,550	302書庫
電気及び通信機器類	CD-ROM閲覧システム	チェンジャー-DRM5004×1 サーバ-富士通 FMV7T70 B11×1 パソコンFMVS 52373×5台	1	H10	9,135,000	202書庫
電気及び通信機器類	オーバーヘッドプロジェクター	HP-702 エルセ社製 OHPケーブル付き W500×D450×H700	1	H10	189,000	H18金沢女子専門から保管換え
電気及び通信機器類	オーバーヘッドTP作製機(トランスアレンシーメーカー)	3M社製 モデル4550 W502×D419×H191	1	H10	195,000	H18金沢女子専門から保管換え
諸機械類	オブチスコープ	CCU-C(拡大読書器)	1	S57	700,000	児童書庫
雑器具類	間仕切り	パネル	1	S41	57,170	
雑器具類	間仕切り	8本連結	1	S41	123,000	
雑器具類	間仕切り	5本連結	2	S41	@35,800	
雑器具類	間仕切り	7本連結	1	S54	122,000	
雑器具類	こどものうた年表	ベニヤ 900×750	1	S58	20,000	第2倉庫
計					17,126,744 円	

県の財務規則上は物品の処分については規定されているが、どのような場合に物品を処分するかについてはとくに規定されていない。しかし、廃棄すべき物品を放

置しておく、さらに処分コストの増加につながる場合もあるため、速やかに廃棄等の処理をすることが望ましい。

定期的な現品確認の未実施（指摘事項）

県の財務規則では、物品の点検として毎年3月31日現在において物品を帳簿と照合のうえ点検し、帳簿に記名押印するものとされている。図書館では受け入れ又は払い出しのあるものについては現品確認を行っているが、それ以外については全く行われていない。3月31日に全ての物品について照合するのは困難であるが、今後の対応が望まれる。石川県財務規則に関する意見については総論46頁を参照のこと。

備品台帳等の電子化による管理（意見）

備品台帳については、現在手書きにより作成されているが、電子化された管理台帳を使用したほうがより効率的な管理を行える場合がある。備品台帳は分類ごとに記載することになっているが、電子化すれば場所ごと等にも分けることが可能であり、より高度な管理方法の検討が望まれる。

3. 蔵書管理

書庫の収蔵能力

県立図書館の重要な役割の一つに図書の保存機能がある。県内の中枢図書館としての役割を果たすため広範囲にわたる資料を収集し、保存している。県立図書館の資料収集方針は次の通りである。

- ・ 中枢図書館としての機能を発揮するために、調査・研究、教養に役立つ参考図書及び人文・社会・自然科学等の各分野の基本図書を収集する。
- ・ 地域研究の要請に応えるために、郷土資料及び県内の地方行政資料を積極的に収集する。
- ・ 本県基幹産業及び伝統産業の振興に寄与するために、各分野の産業情報資料を収集する。
- ・ 児童図書センターとしての役割を果たすために、幼児・児童用図書及び関連する調査・研究資料を収集する。

このような収集方針のもと毎年図書の購入・寄贈により図書の受け入れを行っており、最近の受け入れ及び蔵書状況は次の通りである。

年度	年間受け入れ冊数（冊数）			蔵書冊数（冊数）
	購入	寄贈	計	
平成14年度	10,888	6,182	17,070	591,196

平成15年度	11,300	7,051	18,351	609,547
平成16年度	11,863	10,101	21,964	631,174
平成17年度	12,554	8,911	21,465	642,553
平成18年度	13,439	10,475	23,914	666,033

(注)年間受け入れには、新聞・雑誌等を除く。新聞・雑誌等の受け入れは冊数換算で年間約4千冊。

蔵書は約67万冊であるがこれ以外に新聞・雑誌等の蔵書があり、これを冊数に換算すると約12万冊になる。図書館の蔵書能力は82万冊とされており、広坂の旧県庁跡の建物にある書庫をいれても残り14万冊程度の収蔵能力しかない。今のペースの受け入れが続くとあと4～5年で収蔵能力に到達することになる。

図書以外の資料・機器の状況

図書館の資料は、紙ベースのものに限らず、CD-ROMやDVDのものがある。CD-ROMは493点所蔵しているが、CD-ROMの閲覧可能な機器は1台のみであり、DVDは所蔵していない。また、DVD用の機器も所有していない。今後の資料の収集としてはインターネットを使った接続サービスを検討している。映像や音楽の資料については対応していない。

不明図書の発生状況(意見)

図書館では年2回の特別整理期間に開架書庫の蔵書点検を実施し、それ以外の書庫については順次、部分的に実施している。蔵書点検の結果判明した不明図書(蔵書が紛失しているもの)の発生状況は次の通りである。

年度	開架図書		その他書庫	合計
	不明冊数	金額(円)	不明冊数	不明冊数
平成14年度	111	219,165	39	150
平成15年度	90	135,098	96	186
平成16年度	68	131,120	32	100
平成17年度	72	136,548	282	354
平成18年度	62	95,012	409	471
平成19年度	215	850,821	8	223

その他の書庫の不明冊数の金額は算出していない。また、H19年度は途中経過である。閲覧室にカバンを持ち込めないようになっているが、それでも毎年数百冊の不明図書が発生している。不明図書を少なくするための方策としては、一般的にはブックディデクションシステムの導入、利用者へのPR、見回り・ミラーなど心

理的対策、定期的蔵書点検・返却ミスをなくすなど正確な図書館のイメージを与えること等が考えられる。不明図書の発生を少なくする方策の検討が必要である。

貸出延滞状況（意見）

図書の貸し出しについては、同一人に対して同一図書を3週間まで貸し出すことができる。貸出しの管理は、毎月末に返却期間を10日過ぎたものに対して、電話又は郵便で督促を行っている。平成19年8月15日現在での貸出図書延滞状況は次の通りである。

延滞期間	人数(人)	冊数(冊)
1年未満	292	1,062
1年以上2年未満	9	25
2年以上3年未満	2	11
3年以上4年未満	3	8
4年以上5年未満	3	11
5年以上	1	4
計	310	1,121

この外に19年度で除籍予定の長期延滞が、4人・14冊ある。

督促の手続きとしては、督促をしてもその後なお返却しない者には随時行くとされているのみで、電話又は郵便により同じ督促方法で行われている。図書は県民の財産であり、延滞の期間中は他の利用者が利用できないことになるので、長期の延滞者に対しては、内容証明郵便や訪問等督促方法を強化して対応することが望ましい。その場合には図書館利用規程を改正することが望まれる。

除籍の状況

資料の除籍については除籍基準に基づき資料選定委員会において協議されることになっている。除籍基準としては、不用資料、亡失資料、滅失又は損傷資料、譲与資料がある。不明図書は、所在不明で5年の調査期間を経過してもなお不明の場合除籍となり、貸出延滞図書も同様に5年経過しても回収不能の場合は除籍となる。図書の除籍の状況は次の通りである。

年度	不明		汚損		貸出	合計(冊・円)	
	冊数	金額	冊数	金額	冊数	冊数	金額
平成16年度	-	-	337	998,247	-	337	998,247
平成17年度	-	-	10,086	9251,820	-	10,086	9,251,820
平成18年度	312	732,829	122	59,798	-	434	792,627

平成19年度	150			14	
--------	-----	--	--	----	--

19年度は途中経過であり汚損の冊数は未定、また金額も未算出である。

4. 契約事務・収支

図書購入における入札の実施について（意見）

図書の購入については160万円超は入札によるものとされ、16年度～18年度は各年4回の入札が行われている。50万円以上の契約状況は次の通りである。

年度	図書購入契約数 (50万円以上)	うち指名競争入札
平成16年度	17	4
平成17年度	15	4
平成18年度	22	4

指名競争入札の状況は次の通りである。

（単位：円）

平成16年度	契約金額	1,570,800	1,655,850	1,962,450	3,104,850
	予定価格	1,765,050	1,920,450	2,188,200	3,646,650
	落札率	88.9%	86.2%	89.6%	85.1%
平成17年度	契約金額	1,647,450	1,646,400	1,890,000	3,736,950
	予定価格	1,867,950	1,856,400	2,130,450	4,331,250
	落札率	88.1%	88.6%	88.7%	86.2%
平成18年度	契約金額	1,632,750	1,627,500	1,920,240	2,992,500
	予定価格	1,842,750	1,846,950	2,179,800	5,516,700
	落札率	88.6%	88.1%	88.1%	54.2%

指名競争入札の結果をみると落札率は全て90%を下回っており、予定価格は定価よりも低く設定されているため、定価よりかなり低い価格で購入できていることがわかる。図書購入の場合は、購入する冊数が1回の契約で200～300冊程度あり、合計金額が160万円を超えるかどうかで入札か随意契約が行われる。新刊書等適時に購入する必要があるものについては入札を行っているとは購入時期が遅れる場合があると思われるが、できるだけ入札を行ったほうが購入費を低く抑えることが可能であり、価格の妥当性・透明性確保の観点からも望ましいと考えられる。

指名競争入札について（意見）

指名競争入札の参加者については、「競争入札参加者の資格審査及び指名基準取扱要綱」により参加者が指名される。毎年同様の業務委託がある場合には、経済合

理性の観点から前年の落札者を含めることが妥当であると考えられるが、平成19年度の図書館空調設備保守点検業務委託の入札では、前年の落札者が入札の参加者に指名されていない。実地調査による聞き取りの結果、これは前年の業務において当該業者に問題があったためであることが判明したが、こうした場合には、その旨を指名競争入札執行伺書に記載しておくことが望まれる。

切手の保有状況（意見）

切手の保有については、過去に購入したものが相当枚数繰越されているが、使用量に対して保有が過大な状況にある。

平成18年度の切手使用状況等は次の通りである。

（単位：枚・円）

	10円	20円	50円	80円	90円	100円	120円	200円	金額計
前年繰越	498	148	555	1,020	612	1,142	1,495	717	609,370
購入		200		500	400				80,000
使用	165	88	127	945	479	61	255	268	218,770
残	333	260	428	575	533	1,081	1,240	449	470,600

近年は宅配便を使用することが多くなっているため、切手の使用が少なくなっていると考えられるが、使用量に対して適正な保有について検討することが望ましい。

5. 役割・方向性等

石川県行財政改革大綱による派遣職員等の活用状況

石川県行財政改革大綱2007では、行財政改革の内容として、外部委託の拡大、民間派遣職員等の活用が挙げられており、新たに委託等を行うものとして県立図書館窓口業務がある。図書館では平成19年度より窓口業務のうち閲覧担当について派遣職員を曜日によって2～4名利用しており、正規職員は前年に比べて2名減少している。これにより人件費については前年よりも減少が見込まれるが、利用者に対するサービスについては現状ではまだ評価できない。

指定管理者制度の検討（意見）

石川県行財政改革大綱2007では、指定管理者制度導入施設の拡大が挙げられ、いくつかの施設について導入されることになっているが、図書館については対象になっていない。他の自治体では図書館に指定管理者制度を導入したところもあるため、導入について十分に研究しておくことが必要である。留意すべき事項としては次の事項が考えられる。

- ・「公立図書館は入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」という図書館法第17条の規定である。指定管理者が運営する場合でもこの規定は適用されるので、経営努力の評価について留意が必要である。
- ・「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(文部科学省告示)では、県立図書館は、市町立図書館への援助や広域的な観点に立ち住民の学習活動を支援する機能の充実に努めるものとされており、これらのことが指定管理者制度において可能かどうかについて留意が必要である。
- ・図書館の業務としては、窓口業務や、蔵書管理、施設管理等の管理業務以外に図書購入やレファレンス業務、市町立図書館の支援等の県立図書館としての役割に関する業務があるが、指定管理者制度の導入か又は部分的な業務委託かについて留意が必要である。

レファレンス業務の利用状況(意見)

レファレンス業務というのは、住民の求める事項について、資料及び情報の提供又は紹介などを行うサービスのことで、図書館の主要な業務の一つである。

平成14～18年度のレファレンス(参考相談)利用件数は次の通りである。

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
件数(件)	23,669	23,392	23,308	22,523	10,797
うち図書館	898	951	552	520	128

(注)平成18年度の件数が減少しているのは、件数のカウントを簡易なものを除外して行うようにしたため。

このレファレンス業務については、調査相談担当の正規職員5名が業務にあたり、それ以外の業務もあるため調査相談の業務割合は50%とすると平成18年度の図書館の正規職員の平均給与等からレファレンスの1件当たりの原価を求めると約1,900円となる。この数字を総論で検討した行政コストと対比してみると、利用者税負担額は3,028円でコストに占める職員費比率は52%となっているため、これを掛けると金額換算で1,575円(=3,028円×52%)となる。

このことはレファレンス件数が利用者数に等しいと想定すれば、レファレンス業務におけるコスト(=1,900円)の割合は、行政コストの平均職員費水準(=1,575円)よりやや高めとなっていることを示している。

レファレンス業務と通常の図書館業務を単純に比較することはできないが、同質であれば、現状コストに比較してレファレンス件数は少ないという見方もできる。

いずれにしても、レファレンス業務は県立図書館の差別化しうる主要な役割であるため、レファレンス件数増加のために、県立図書館における市町立図書館では対

応できないレファレンスの特徴を県民にPRし、一層の利用促進について検討することが望まれる。

県立図書館の役割・方向性（意見）

図書館の主要な業務は貸出であるが、県立図書館の場合は、住民への直接の貸出だけでなく、市町立図書館を通じた貸出、サービスが重視される。従って、相互貸借等の非来館サービス、高度なレファレンス、市町立図書館への支援等の役割が重要視されている。

県立図書館では、先にも述べたように書庫の収蔵能力や耐震化も含めた設備の大規模修繕等の問題があることから、県立図書館の将来に向けたあり方を検討する時期であると考えられる。

いしかわ動物園

[施設の概要]

1. 施設の概要

所在地

石川県能美市徳山町600番地

所管部署

石川県観光交流局交流政策課

供用開始年度

平成11年度

沿革

昭和33年11月 金沢動物園（金沢ヘルスセンター・民間）開園

平成5年8月 金沢動物園閉鎖

平成5年12月 （財）いしかわ動物園設立

平成6年1月 （財）いしかわ動物園運営開始（金沢市卯辰山）

平成8年7月 新しいしかわ動物園建設起工式（辰口町）

平成10年8月 （財）いしかわ動物園閉園

平成11年3月 （財）いしかわ動物園は（財）石川県健民公社へ統合のため解散

平成11年5月 旧いしかわ動物園（金沢市卯辰山）から新しいしかわ動物園（辰口町）へ移転

平成11年10月 新しいしかわ動物園開園

運営方式

平成17年度までは管理委託（委託先 （財）石川県県民ふれあい公社）

平成18年度から指定管理者制度導入（指定管理者 （財）石川県県民ふれあい公社）

設置目的

動物とのふれあいを通じ、動物や自然に対する理解を深める機会を提供することを目的とする。

施設の内容

敷地面積 224,580.84 m²

建物延床面積 動物展示施設 5,150.58 m²

動物管理施設 1,279.55 m²

利便施設 2,537.24 m²

管理施設 840.39 m²

合計 9,807.76 m²

駐車場 無料駐車場（普通車 1,247 台 バス 19 台）

開園時間 4月1日～10月31日 午前9時～午後5時

11月1日～3月31日 午前9時～午後4時30分

休園日 毎週火曜日（火曜日が祝日のときは、その翌日以降の最初の平日）

年末年始（12月29日～1月1日）

入園料

（円）

	単位	個人	団体（30人以上）
一般	一人につき	810	710
中学生以下 （3歳未満除く）	一人につき	400	300

主な展示動物

アシカ・アザラシたちのうみ

カリフォルニアアシカ、ゴマフアザラシ、バイカルアザラシ

サルたちの森

リスザル、ワオキツネザル、ブラッザモンキー、シロテテナガザル

小動物プロムナード

アライグマ、シセンレッサーパンダ、マーラ、ケープハイラックス

ネコたちの谷

ライオン、トラ、ヒョウ、ピューマ

オーストラリアの平原

オオカンガルー、ベネットアカクビワラビー、エミュー

郷土の水辺

ニッコウイワナ、ヤマメ、カジカ、コイ、ギンブナ、トミヨ、メダカ等

南米の森

アカハナグマ、ワタボウシタマリン、グリーンイグアナ、パカ等

ふれあいひろば

マゼランペンギン、カピバラ、スリカータ、プレリードッグ、ポニー、ヒツジ
カイウサギ、キュウカンチョウ等

水鳥たちの池

ホオアカトキ、クロトキ、アマサギ、ゴイサギ、ヒドリガモ、オシドリ、カルガモ、マガモ等

バードストリート

ウミネコ、コサギ、アオサギ、マナヅル、ミミキジ、インドクジャク、オオタカ、ノスリ、ハヤブサ、フクロウ等

アフリカの草原

アミメキリン、グレビーシマウマ、ホオジロカンムリヅル

ゾウの丘

アジアゾウ

カバの池

カバ

チンパンジーの丘

チンパンジー

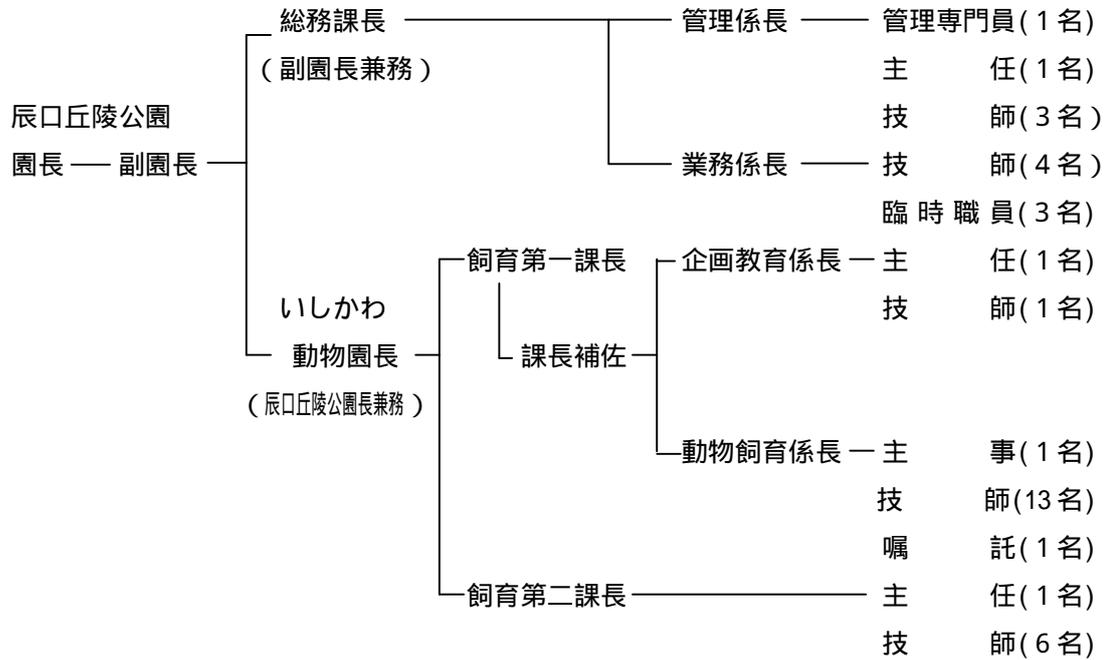
オランウータンの森

ボルネオオランウータン



正面入口

組織（平成19年4月1日現在）



	人員(人)
管理職	2
総務課	14
飼育第一課	21
飼育第二課	8
計	45

基本理念

- ・動物たちの本来の生息環境に近い環境を再現し、自然の営みのすばらしさを生きた動物たちを通じて知ってもらうための環境教育の展開

- ・動物福祉に配慮した動物の飼育や生活条件を整え、また、種の保存のための繁殖の推進
- ・傷ついた野生鳥獣を保護して野生復帰を進めるための動物リハビリセンター等の設置
- ・多くの県民に親しまれ、ゆとりの時間を充実したものとして過ごすことができるよう、レクリエーション機能の充実

教育普及活動

a 動物生態ガイド

飼育員によるワンポイントガイド、団体を対象にした動物ガイド、動物教室等の実施

b 体験学習

小中学校の授業、課外活動のひとつとして、動物たちと直接ふれあう場を設ける体験学習の実施

c 動物学習センター

企画展示の見学やパソコンによる動物の検索、動物関係図書の閲覧及びレクチャーホールでの学習会や動物生態ビデオ等の放映

2. 財団法人石川県県民ふれあい公社の概要（平成19年3月31日現在）

所在地 金沢市袋畠町南193番地

設立認可 昭和43年6月28日

基本金 25,000千円

目的

自然環境を生かしたレクリエーション施設、県内産業品展示に必要な施設、駐車場施設その他の県有施設等を整備及び管理運営し、広く県民の利用に供することにより、県民の健全な心身の発達向上、県内産業振興等に寄与することを目的とする。

役職員

役員 24名

職員 169名（県派遣25名、市・町等派遣2名、一般72名、嘱託7名、市派遣嘱託1名、契約57名、臨時5名）この外に県兼務2名

主な事業（次の施設の管理運営等）

公社事業

のとじま臨海公園、兼六等駐車場、香林坊地下駐車場等
受託事業

いしかわ動物園、ふれあい昆虫館、産業展示館、兼六園等

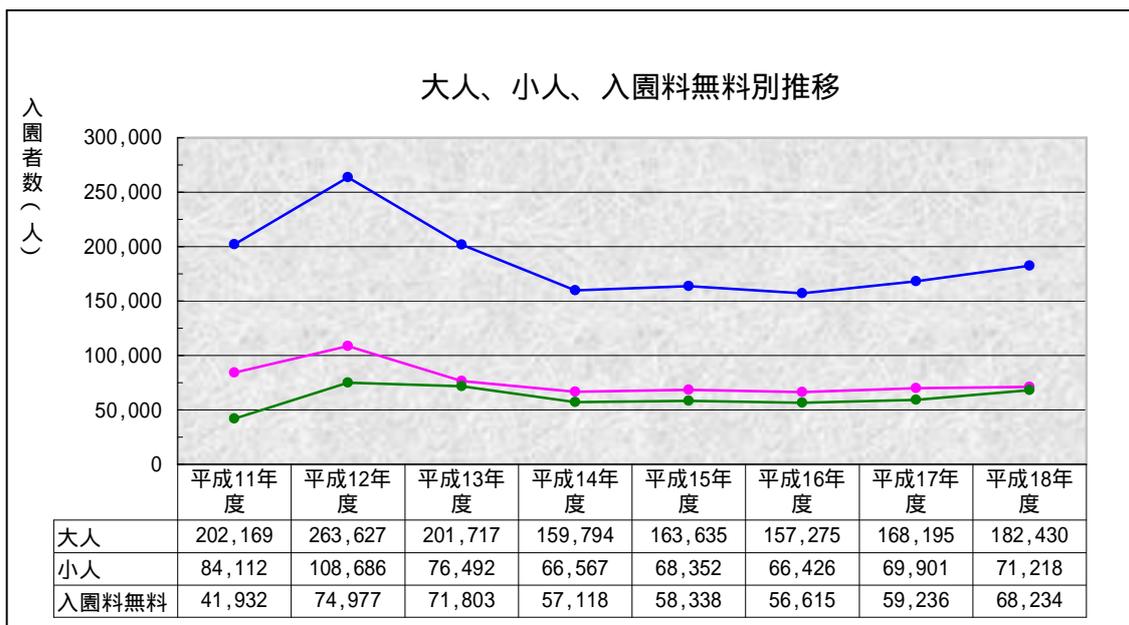
3. 入園状況

年度別の入園者の状況は次の通りである。平成18年度は、ナイト・ズーなどの各種イベントの実施や積極的な広報活動を展開し、利用者増を実現した(前年比8.2%の増)。

大人・小人・入園料無料者別推移

(人)

年度 \ 項目	大人	小人	入園料無料	合計
平成11年度	202,169	84,112	41,932	328,213
平成12年度	263,627	108,686	74,977	447,290
平成13年度	201,717	76,492	71,803	350,012
平成14年度	159,794	66,567	57,118	283,479
平成15年度	163,635	68,352	58,338	290,325
平成16年度	157,275	66,426	56,615	280,316
平成17年度	168,195	69,901	59,236	297,332
平成18年度	182,430	71,218	68,234	321,882



4. 収入・支出状況

歳入歳出5年間推移

(円)

区 分		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
収 入	個人						
	一般 810円	120,950,010	124,305,840	120,242,880	126,095,130	136,634,040	
	中学生以下 400	17,234,400	18,369,600	18,094,000	18,447,200	19,286,400	
	小 計	138,184,410	142,675,440	138,336,880	144,542,330	155,920,440	
	団体						
	一般 710	7,435,830	7,221,410	6,267,170	8,890,620	9,388,330	
	中学生以下 300	769,500	636,900	691,200	1,010,100	1,185,600	
	小 計	8,205,330	7,858,310	6,958,370	9,900,720	10,573,930	
	学校等行事(中学生以下) 200	4,183,200	4,061,000	3,777,400	4,083,200	3,810,000	
	共 通 券 (730)					351,933	
計		150,572,940	154,594,750	149,072,650	158,526,250	170,656,303	
入							
ペピーカー 100		913,900	920,200	879,300	816,000	822,900	
コインロッカー 200・300		71,800	79,200	70,300	79,600	83,700	
合 計		151,558,640	155,594,150	150,022,250	159,421,850	171,562,903	
支 出	区 分	内 訳					
		報酬料	2,651,783	9,597,946	8,292,293	8,134,980	14,079,453
		退職給与	204,411,681	205,554,720	202,504,680	205,933,320	201,420,920
		賃借金	9,359,400	18,955,884	7,193,000	12,376,120	12,623,827
		報償費	5,850,655	4,547,199	3,283,519	5,425,291	14,471,406
		旅費	122,004	181,737	23,226	151,200	469,369
		需用費	2,321,460	1,515,610	1,839,820	1,297,875	987,900
		役員業務費	110,657,593	108,030,479	115,095,774	115,246,368	109,411,558
		委託料	13,374,615	13,123,710	13,696,251	14,344,589	13,188,724
		使用料及び賃借料	53,422,536	51,114,436	51,048,062	48,286,891	31,249,928
		工事請負費	8,891,370	10,127,717	9,430,669	9,789,289	9,916,724
		本社事務経費				2,614,500	
		備品購入費					6,785,000
		負担金	131,669	5,810,910	304,500	1,958,880	1,202,250
		公課費	499,700	460,200	472,400	501,200	552,800
		福利厚生費	11,320,700	11,636,900	7,471,700	9,956,900	11,481,700
		福 利 厚 生 費	307,271	378,956	315,402	332,300	330,172
		計	423,322,437	441,036,404	420,971,296	436,349,703	428,171,731
		報 償 費	314,000	192,000	144,000		
		旅 費	60,220	20,960	43,920		
		需用費	1,185,780	1,332,040	97,080		
		役員業務費		15,000			
		委託料	1,440,000	840,000			
	計	3,000,000	2,400,000	285,000			
	中水設備改修費	3,629,500					
	展示動物環境保全費	5,995,500					
	計	9,625,000					
	オラウータンの森整備事業費		5,932,000				
	工事請負費		56,942,000				
	計		62,874,000				
	駐車場整備費			525,000			
	工事請負費			9,249,000			
	計			9,774,000			

動物園事業の収入・支出は以上のようにになっているが、指定管理料も含めた指定管理者からみた収入・支出は次の通りである。

(単位：千円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
入園料等	151,558	155,594	150,022	159,421	171,563
指定管理料 (17年度までは管理委託料)	180,000	240,000	240,000	240,000	226,330
派遣人件費	56,428	58,307	57,249	47,726	47,729
収入計	387,986	453,901	447,271	447,147	445,622
動物園管理費	423,322	441,036	420,971	436,349	428,172
支出計	423,322	441,036	420,971	436,349	428,172
差引	- 35,336	12,865	26,300	10,798	17,450

平成17年度までは管理委託であり、それまでの動物園事業の剰余金累計額 58,492千円は、平成18年度に(財)石川県民ふれあい公社での経営安定化準備金として積立られている。

5. 国内の他の動物園の統計(日本動物園水族館年報)

国内の他の公設動物園の統計は、次の通りである(国内の主要動物園及び近隣の同規模の動物園を抽出)。

職員数、飼育動物、料金、利用人数、収入・支出等の統計であるが、飼育動物や展示施設の状況等がそれぞれ異なるので単純な比較はできない。利用料金は、大人が500円～600円程度が多く、子供は小学生以上から子供料金としている園が多いが、いしかわ動物園では、大人は810円、子供は3歳以上から料金のかかる設定であり、公設動物園では最も高い料金設定となっている。

区分	園館名	旭山動物園	よこはま動物園	富山市ファミリーパーク	いしかわ動物園	京都市動物園	
開園年月日		昭和42年7月1日	平成11年4月24日	昭和59年4月28日	平成11年10月9日	明治36年4月1日	
現在の経営者		旭川市	横浜市緑の協会	富山市[受託 富山市ファミリーパーク公社]	石川県	京都市	
平成18年度の管理者(指定管理者など)		旭川市	横浜市緑の協会	富山市ファミリーパーク公社	石川県県民ふれあい公社	京都市	
総面積		148,681.84㎡	38.8ha	33.0ha	23ha	38,765㎡	
職員数	事務関係	7名	24名(内繁殖ヒゲ2名)	13名	4名	7名(園長を含む)	
	動物関係	19名	66名(内繁殖ヒゲ11名)	26名	30名	33名(嘱託員2名含む)	
	売改札委託	委託	委託	4名	2名	嘱託員2名 改札委託	
	清掃委託	委託	委託	委託		委託	
	工事・設備		委託	5名		外注	
	その他	2名(設備保守管理)	パートタイマー12名	8名(売店)	9名	園芸2名	
	付帯事業			8名(遊園地)		食堂・売店及び遊戯場は営業許可	
	合計	職員22名(園長除く)	102名(内繁殖ヒゲ13名)	64名(臨時、嘱託含む)	45名	44名(嘱託員4名含む)	
飼育動物	哺乳類	43種 点	42種 223点	46種 383点	35種 141点	50種 211点	
	鳥類	82種 点	37種 332点	56種 288点	46種 111点	77種 323点	
	爬虫類	11種 点	5種 29点	10種 27点	11種 28点	32種 155点	
	両生類	種 点	種 点	12種 29点	7種 131点	5種 15点	
	魚類	種 点	種 点	10種 71点	47種 2,942点	種 点	
	無脊椎動物	種 点	種 点	種 点	5種 131点	種 点	
	合計	136種 759点	84種 584点	134種 798点	151種 3,484点	164種 704点	
料金	個人						
	大人	580円 高校生以上	600円 18歳以上	610円 高校生以上	810円	500円 高校生以上	
	中人		300円 高校生		400円 中学生以下3才以上	300円 中学生	
	小人	無料 中学生以下	200円 小中学生	200円 小中学生 未就学児は無料		無料	
	年間入園パスポート			1名 1,800円			
	団体	30人以上	30人以上	30人以上	30人以上	30人以上	
	大人	480円	480円	410円	710円	400円	
中人		240円		300円 中学生以下3才以上	取扱なし		
小人		160円	110円		無料		
利用人数	有料	2,417,484		93,501	253,574	292,083	
	無料	623,166	有料+無料 1,044,400	168,204	68,234	398,432	
	合計	3,040,650	1,044,400	261,705	321,808	690,515	
所在地都市人口	旭川市 356,087	横浜市 1,514,847	富山市 417,024	能美市 47,202	京都市 1,470,381		
経常経費(単位:千円)	収入	1.入園館料	1,305,574	1,144,000	52,256	171,563	129,476
		2.土地建物使用料(含駐車場)	3,335	217,200			8,851
		3.付帯事業(遊戯施設)収入	124,985	0	31,254		
		4.付帯事業(売店・食堂等)収入	0	350,407	25,694		
		5.その他	664,841	79,123		274,059	7,708
	合計	2,098,735	1,790,730	109,204	445,622	146,035	
支出	合計	681,121	1,790,730	432,063	428,172	571,442	

[監査の結果]

1. 施設等

入園券の管理について（意見）

入園券については、日々の種別収入日報に販売された入園券の番号、利用人数、収入金額が記載されると共に、月ごとの一覧表に発行された入園券の番号が記載され、発行枚数と収入金額の検証が行われている。入園券は、園で販売するのみで、外部への委託は行われていないが、印刷業者から受け入れた後、受払簿等による入園券の管理は行われていない。従って、販売された入園券の枚数、番号、これに見合う収入金額が報告されていても、それ自体が正しいかどうかは検証できない。入園券について、受払簿等による管理を行うと共に定期的に棚卸を行う必要がある。

現金収入の夜間金庫への預け入れについて（意見）

売上金については、園の職員が当日中に金融機関の夜間金庫へ預け入れを行っている。シーズンや平日・休日等により売上金の金額は、大きく異なるが多い時は数百万円の日もあるので、職員が金融機関まで現金を持っていくことは事故又は事件等の危険性を伴う。公社では、現金搬送中の事故に備えて動産保険に加入しているが、職員の身体的安全性の観点から、預け入れの方法について、金融機関のサービスを利用する等の検討を行うことが望ましい。

利用者アンケートの実施について（意見）

利用者アンケートについては、平成16年度に行われているが、それ以後は特に行われていない。管理運営業務仕様書では、運営業務のうち利用者ニーズの把握とサービス向上に関する業務として「利用者の意見・要望の聴取等、利用者ニーズの適切な把握を行うこと」及び「利用者ニーズを反映した運営を行い、サービス向上に努めること」とされている。

利用者の声を吸い上げ、業務に反映させるためには、ホームページや意見箱に苦情や意見等を受け付けるだけでは不十分であり、設問を工夫し定期的にアンケートを実施する必要がある。アンケートは一般の利用者だけでなく、園内での教育活動の利用者（学校等）にも行うことが望ましい。

また、県では動物園の管理状況について指定管理者の評価を行っているが、指定管理者制度の導入は、利用者に対するサービスの向上が目的の一つであり、利用者側の評価を考慮するためにはアンケートが有効であると考えられる。

利用者アンケートからみた施設としての改善課題

a 来園者の状況

平成16年度に行われたアンケート結果から、来園者の状況は次の通りである。

県別来園状況

県名	構成比(%)
石川県	55.0
福井県	22.2
富山県	19.5
その他	3.3
合計	100

来園者の間柄

間柄	構成比(%)
親子	72.6
親子除く家族	13.4
友人・知人	13.0
その他	1.0
合計	100

来園者の年齢構成

年齢	構成比(%)
未就学児	31.3
小学生	18.8
中学生	0.9
10歳代	0.9
20歳代	9.8
30～50歳代	34.0
60歳以上	4.3
合計	100

利用頻度

利用頻度	構成比(%)
年1回	46.2
年2回	23.7
年3～4回	8.2

年5回以上	2.3
その他	3.3
初めて	16.3
合計	100

b 集客方法

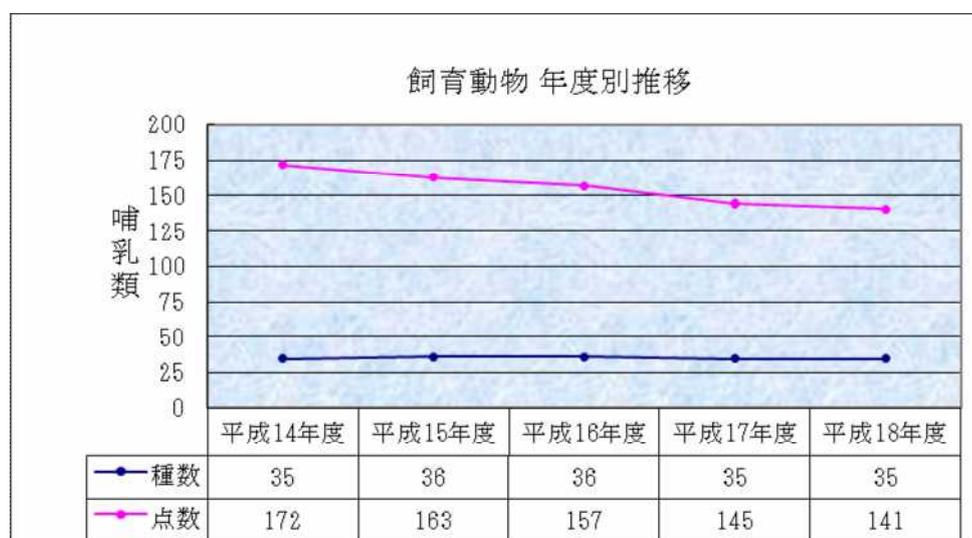
ナイト・ズーや動物クイズラリーなどのイベント活動、毎月行われる生き物発見塾、動物映写会や特別展などのほか教育普及活動に力を入れている。

c 改善課題

アンケートによる要望等で比較的多いものとしては、施設関係では、芝生で木陰があり食事ができるところがほしいというような、食事のできる広場に対する要望が多かった。また、展示関係では、動物がよく寝ていたというものや動く姿を見たいというものがあり、展示方法として動物の行動を引き出す工夫が求められていると思われる。

飼育動物のうち哺乳類の点数の減少

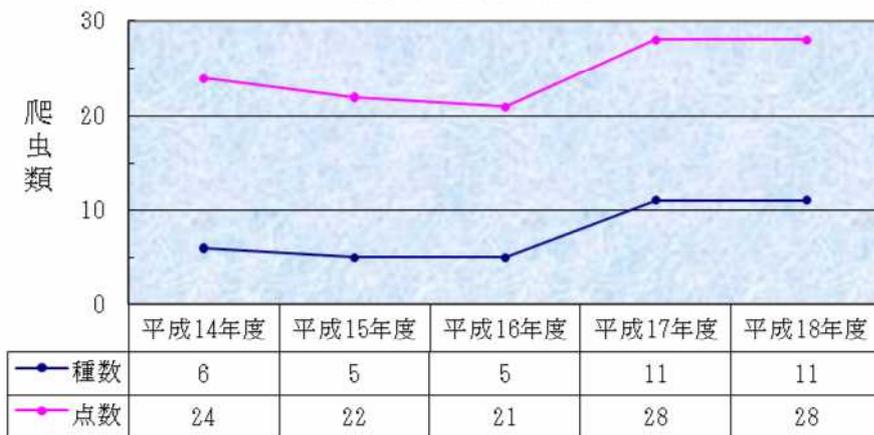
飼育動物は平成18年度末現在で、魚類を除いて104種542点であるが、このうち哺乳類については種数は維持されているが、点数は徐々に減少している。主に死亡によるものであるが、将来的には、動物の購入や無償借受が必要になる。飼育動物の年度別推移は次の通りである。



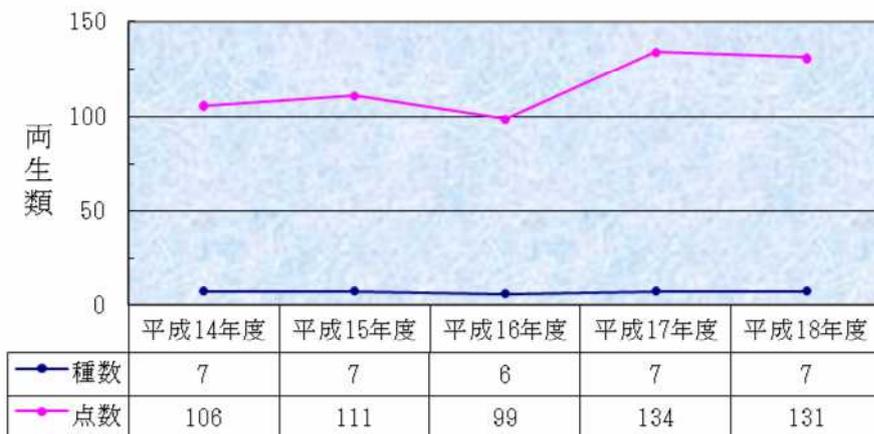
飼育動物 年度別推移



飼育動物 年度別推移



飼育動物 年度別推移





月別入園状況

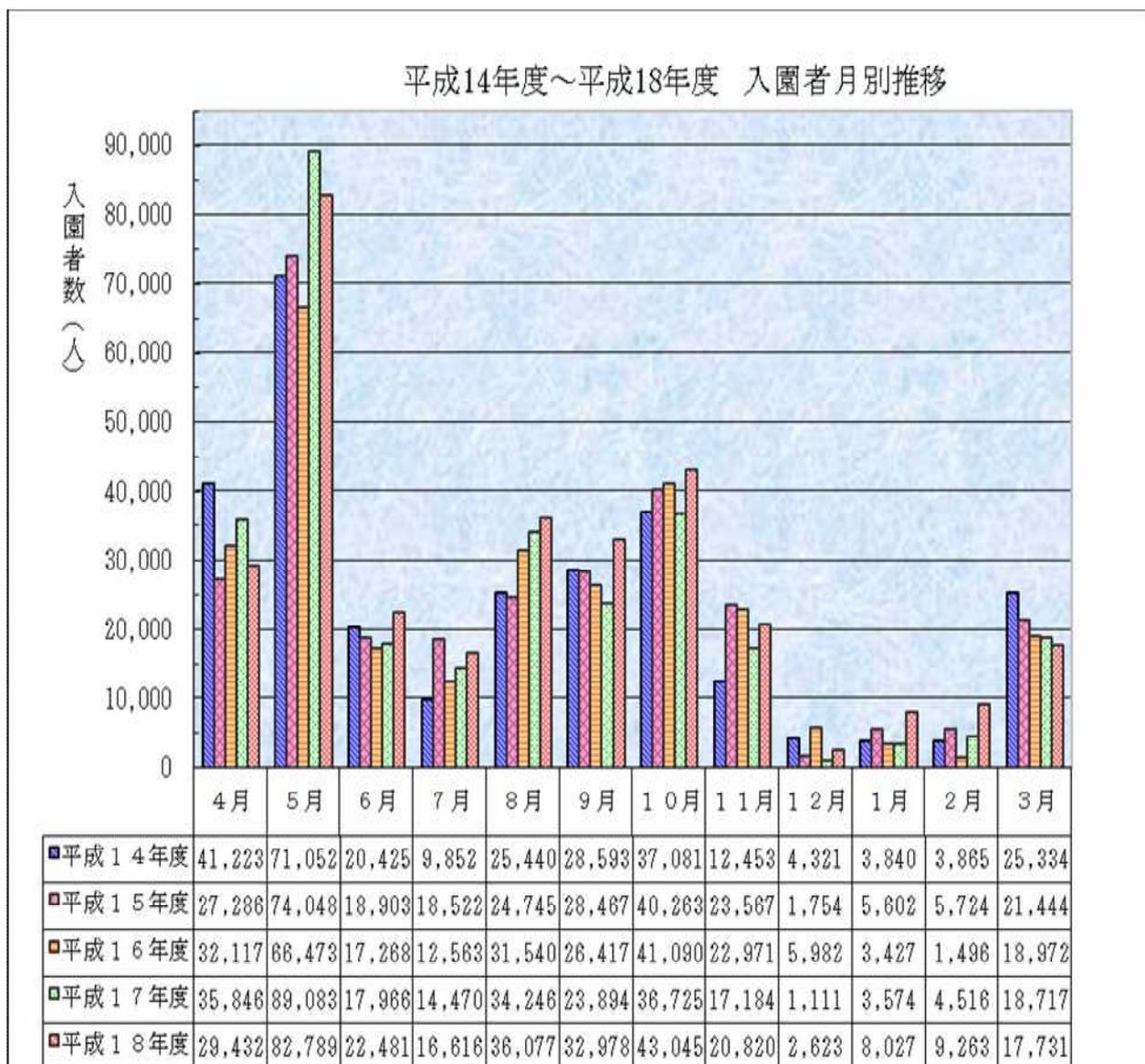
入園状況は、季節や天候に左右され、月別にみると5月が最も多く、連休時に集中する。次に多いのは10月である。

過去5年間の入園者月別推移は、次の通りである。

(単位：人)

年度 月	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
4月	41,223	27,286	32,117	35,846	29,432
5月	71,052	74,048	66,473	89,083	82,789
6月	20,425	18,903	17,268	17,966	22,481
7月	9,852	18,522	12,563	14,470	16,616

8月	25,440	24,745	31,540	34,246	36,077
9月	28,593	28,467	26,417	23,894	32,978
10月	37,081	40,263	41,090	36,725	43,045
11月	12,453	23,567	22,971	17,184	20,820
12月	4,321	1,754	5,982	1,111	2,623
1月	3,840	5,602	3,427	3,574	8,027
2月	3,865	5,724	1,496	4,516	9,263
3月	25,334	21,444	18,972	18,717	17,731
合計	283,479	290,325	280,316	297,332	321,882



2. 備品等の管理

定期的な現品確認の未実施（指摘事項）

県の財務規則では、物品の点検として毎年3月31日現在において物品を帳簿と照合のうえ点検し、帳簿に記名押印するものとされている。また、動物園管理運営業務仕様書では、指定管理者は、県有物品について石川県財務規則に基づき管理を行う旨定められている。動物園では、受け入れ又は払い出しのあるものについては現品確認を行っているが、それ以外については全く行われていない。3月31日に全ての物品について照合するのは困難であるが、今後の対応が望まれる。石川県財務規則に関する意見については総論46頁を参照のこと。

備品台帳の不備（指摘事項）

備品台帳に記載されているもののうち、平成11年の開園時には既に廃棄済みで存在しないものがそのまま台帳に記載されている。当時の県事務担当者が抹消手続きを失念したと考えられるが、早急に抹消手続きを行い、備品台帳を整備すべきである。

開園時には廃棄済みで存在しない備品

設置場所	品名	構造等	数量	金額（円）	取得年
事務室	パソコン	NEC	1台	431,800	H6
事務室	ページプリンター	キャノン	1台	139,200	H6
その他	小型貨物乗用車	スバルレオネバン	1台	1,335,000	S61
その他	小型貨物乗用車	三菱ランサーバン	1台	1,249,000	S62
その他	小型除雪車	スノースワロー	1台	930,000	S58 H6保管替
合計				4,085,000	

備品台帳の記載誤り（指摘事項）

平成11年購入のもので品名・構造等が現品と異なっているものがある。

品名・構造等が現品と異なるもの

設置場所	品名	構造等	数量	金額（円）	取得年
調理室	野菜カッター	FUJIMAK	1台	474,810	H11

新園設立時に調達した機器であるが、当初購入予定のFUJIMAK製品がないため同等のアメリカ製機器に変更になったものと考えられる。備品台帳の記載事項の訂正が必要である。

故障等による使用不能備品の廃棄未処理（意見）

備品台帳に記載されている備品のなかには、故障や老朽化のため使用不能のものが含まれている。

廃棄未処理品は次の通りである。

設置場所	品名	構造等	数量	金額（円）	取得年
動物学習センター	スタジオエディター	P A N A S O N I C	1 個	1,005,900	H 1 1
"	編集レコーダー	"	1 台	456,750	"
"	ノンリニア 3 D映像ボード	"	1 台	829,500	"
"	ノンリニア A VWS	"	1 台	3,232,215	"
"	ノンリニア S O S I ケーブル	"	4 本	86,100	"
"	ノンリニアソ フトウェア	"	1 個	1,359,750	"
"	ノンリニア H Dボックス	"	1 個	262,500	"
"	ハードドライ ブユニット	"	4 台	604,800	"
合計				7,837,515	

動物学習センターに設置してある高額システムであり、平成 1 8 年度の落雷でシステムが故障し、メーカーに修理部品がなく修繕不能である。

県の財務規則上は物品の処分については規定されているが、どのような場合に物品を処分するかについてはとくに規定されていない。しかし、廃棄すべき物品を放置しておく、さらに処分コストの増加につながる場合もあるため、速やかに廃棄等の処理をすることが望ましい。



動物学習センター

備品台帳等の電子化による管理（意見）

備品台帳等については、現在手書きにより作成されているが、電子化された管理台帳を使用したほうがより効率的な管理を行える場合がある。備品台帳は分類ごとに記載することになっているが、電子化すれば場所ごと等にも分けることが可能であり、より高度な管理方法の検討が望まれる。

医薬品の管理（指摘事項）

動物園には動物病院があり、医薬品が保管されているが、医薬品に関する管理規定は特にないため、在庫管理は行われていない。ただし、麻薬については台帳を記録し厳重に保管・管理されている。

医薬品の年間購入金額は、消耗品のなものを含めて約2百万円程度であるが、在庫種類は約150種類と多いので、使用期限等の管理や効率的な購入・適正な使用等の観点からも、台帳記録を行うと共に定期的に棚卸を行うことが必要である。



動物病院

3. 契約事務・収支

月次収支状況の管理について（意見）

動物園の月次での収支状況については、指定管理者である（財）石川県民ふれあい公社の「予算執行調書」により、収入額及び経費の支出額が分かるようになっているが、経費は合計額の記載であり、公社の他の事業の収入・支出も一緒に記載されている資料である。この資料から加工して別に月次収支を作成しているわけでもない。また、人件費については、決算時に他の事業と区分して振替するため、結局、月次での動物園の収支状況は不明である。指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の知恵とノウハウを活用し、経費の節減を図ることが目的の一つであり、収支実績の把握のため、月次で動物園事業の収支状況を管理すべきである。

樹木芝生等管理業務の委託について（意見）

樹木芝生等管理業務の委託は、作業の実施時期が重なる等の理由から、その1（西地区）、その2（東地区）、その3（外周地区）に分割して発注されている。平成16～18年度はそれぞれの地区ごとに3年とも同一の業者が落札している。指名競争入札の状況は次の通りである。

(単位：円)

		西地区	東地区	外周地区
平成16年度	契約金額	3,493,350	5,599,650	4,420,500
	予定価格	3,538,500	5,680,500	4,576,950
	落札率	98.7%	98.5%	96.5%
平成17年度	契約金額	3,150,000	5,355,000	4,515,000
	予定価格	3,154,200	5,408,550	4,815,300
	落札率	99.8%	99%	93.7%
平成18年度	契約金額	2,887,500	4,947,600	4,200,000
	予定価格	2,950,500	5,115,600	4,336,500
	落札率	97.8%	96.7%	96.8%

指名競争入札の業者の指名は、公社の指名審査委員会で審議され決定されるが、指名業者をみると各地区の指名業者が重複している場合がある。

重複状況は次の通り。

	平成18年度	平成19年度
3地区とも	1者	2者
西地区及び東地区	5者	4者
西地区及び外周地区	3者	2者
東地区及び外周地区	4者	4者

指名が重複しているということは、作業の実施時期が重なっても業者の能力として特に問題がないということであると考えられ、一般に分割して発注するよりも一括して発注した方が金額が低く抑えられることが期待できるので、業務の一括発注について検討することが望ましい。

(財)辰口丘陵公園振興協会への清掃等管理委託について

(財)辰口丘陵公園振興協会は、辰口丘陵公園の円滑な運営と地域住民の福祉向上を目的として昭和58年に設立された財団であるが、事業収入の減少等により平成18年に解散し、業務は(財)石川県民ふれあい公社に引き継がれている。この(財)辰口丘陵公園振興協会に対しては平成17年度まで清掃等管理委託業務が、随意契約により委託されている。業務内容は、日常清掃業務、野生傷病鳥獣管理補助業務、プランター花植管理業務であり、金額は、平成16年度13,975千円、平成17年度13,835千円となっている。公社の規程では、委託契約の場合100万円を超える契約は入札によることとされているが、辰口丘陵公園の管理と一体とし

て行うことが適切等の理由から随意契約によっている。業務内容からは、野生傷病鳥獣管理補助業務以外は特に特殊なものではないので、競争入札に適さないとはいえないのではないかと考えられる。

なお、平成18年度は、公社が業務を引き継ぎ、業務の一部を委託しているがその他は自らが行うことによつて、業務に関する費用は約10百万円程度に削減されている。

4. 指定管理者制度

基本協定書及び管理運營業務仕様書について（指摘事項）

県と公社では、指定管理者制度に移行するにあつて基本協定書及び管理運營業務仕様書により基本協定を締結している。業務仕様書には、指定管理者は、県が配備してある県有物品を維持管理するものとされ、備品の一覧表が添付されているが、これは整備されていない備品台帳をそのまま一覧表にしたものであり、契約にあつてこれに関する確認を行っていない。維持管理責任がある以上備品の現品確認を行う必要がある。

指定管理料の算定について

a 売店等の付帯事業

指定管理料は、平成14年度～16年度の管理委託料の3年間平均をもとに収入・支出を査定して算定されたものであるが（平成18年度は274,059千円）、売店等の付帯事業の収支は指定管理料の算定に含まれていない。売店・レストランは、県が公社に使用許可し、入口売店・カバ舎前売店は公社が直営、レストラン・レストラン下売店は公社が民間へ委託している。平成18年度の公社直営の動物園売店事業収支は、数百万円の利益となっている。

b 県派遣職員による人的関与

県では「公益法人等への石川県職員の派遣等に関する条例」に基づき、施設の管理運営に係る人員を公社へ派遣している。派遣職員の人件費は、県から指定管理料に含めて支払われ、本人へは公社から給与として支給されている。

県職員の派遣理由については、当施設は教育的性格を有する施設として県の施策との関連性が高いためとしている。

管理委託制度から指定管理者制度への移行に対する評価

a 県から公社へ支払う管理料の減少

平成18年度から指定管理者制度へ移行しているが、平成17年度に比べて管

理料（平成17年度の場合は業務委託料）が減少している。これは財政のルールにより一般管理費を削減して査定しているためである。

	平成17年度（千円）	平成18年度（千円）
管理料又は委託料 （派遣人件費除く）	240,000	226,330

b 受託者と指定管理者が同一のため移行が形式的

制度は移行しているが、受託者と指定管理者は以前と同一のため、実態的には特に変更はなく、移行は形式的である。そのため先に記載したように契約にあたって備品の確認も行われなことになる。

c 県側の管理者評価は利用者側の評価が十分ではない

1のでも記載したが指定管理者制度の導入は、利用者に対するサービスの向上が目的の一つであり、管理者の評価にあたっては利用者側の評価を十分に考慮する必要がある。

d 公社側の減収によるリスク負担

指定管理の契約期間は、平成18年度～20年度の3年間とされ、管理料のうち派遣人件費を除く部分は、特別な事情がない限り変更されないことになっている。公社側では減収によるリスクを負担することになる。

5. 役割等

動物園の役割と当園の活動状況

一般に動物園には4つの役割があるとされている。教育、種の保存や保護、レクリエーション、調査・研究である。「教育」では、当園は自然の営みのすばらしさを生きた動物たちを通じて知ってもらうための環境教育の展開を基本理念としており、教育普及活動として、動物生態ガイドや体験学習等の活動を行っている。「種の保存や保護」では、種の保存のための繁殖や動物リハビリセンターを設置して野生鳥獣の保護を行っている。「レクリエーション」では、教育に含まれるものもあるが、利用者を楽しませる施設として、展示方法等の工夫が行われ、ナイト・ズー等の各種イベントも行われている。「調査・研究」では、飼育下での動物の病気に関する研究発表等が行われている。

長期的な観点による設備投資の必要性（意見）

国内の動物園では、近年旭川市の旭山動物園が有名である。継続的に設備投資を行うことにより、展示方法を従来の生態展示（野生動物が本来生息している環

境を植物を植えるなどして動物園の中に再現し、動物を展示する方法)から、行動展示(動物にとって快適な環境を創り、本来の能力を引き出すことによっていきいきとさせ、見物客も楽しめるようにする展示方法)に転換し、マスコミの影響もあって、来園者数が急増している。動物園は施設に手を入れないとなかなか利用者が来ない大変な施設ともいえる。

当園では平成11年の開園後、新施設として平成15年度にオランウータンの森にオランウータンの空の散歩道が完成している。



オランウータン空の散歩道

これは旭山動物園の施設を参考に作られたもので、行動展示のための施設であるが、それ以降は施設に対する投資は行われていない。来園者の知的好奇心を満足させ、来園者数を維持・増加させるためには施設に対する投資は非常に大きな要素であり、長期的な観点から設備投資についての検討が望まれる。

石川県森林公園

[監査の概要（補足）]

1．監査の方法

(1) 監査の要点

指定管理者が森林及び自然に関する展示及び催しの実施その他保健休養林施設（以下「森林公園」と略する。）を利用する者への利便の提供に関する業務を適正に実施しているか。

指定管理者が森林公園の利用の促進に関する業務を適正に実施しているか。

指定管理者が施設の利用率の徴収に関する業務を適正に実施しているか。

森林公園の施設、設備及び備品の維持管理及び修繕に関する業務を適正に実施しているか。

指定管理者の指定が適正に実施されたのか。

(2) 主な監査手続

会計帳簿等を調査し、指定管理者の財務書類が法令及び規則等に準拠して作成されているかの検証

設備、備品等の実査による保管状況、整備状況の検証

事業実施計画と実績との比較

過去の利用実績と今後の利用促進案との検討

他県施設との比較

2．外部監査の実施期間

平成 19 年 11 月 21 日より平成 19 年 11 月 30 日

[施設の概要]

1. 施設の目的

施設の目的は、石川県保健休養林施設条例の第 1 条に『地方自治法第 244 条第 1 項の規定に基づき、県民が森林のもつすぐれた自然環境との接触を通じ、健康でおいしいのある生活ができるよう、県に保健休養施設を設置する。』と規定されている。

2. 沿革

石川県森林公園は、石川県政 100 周年記念事業の一環として昭和 46 年 10 月に設置決定され、翌 47 年 3 月基本計画の策定を見て整備工事に着手、昭和 48 年 5 月開園し現在に至っている。主な年譜は次のとおりである。

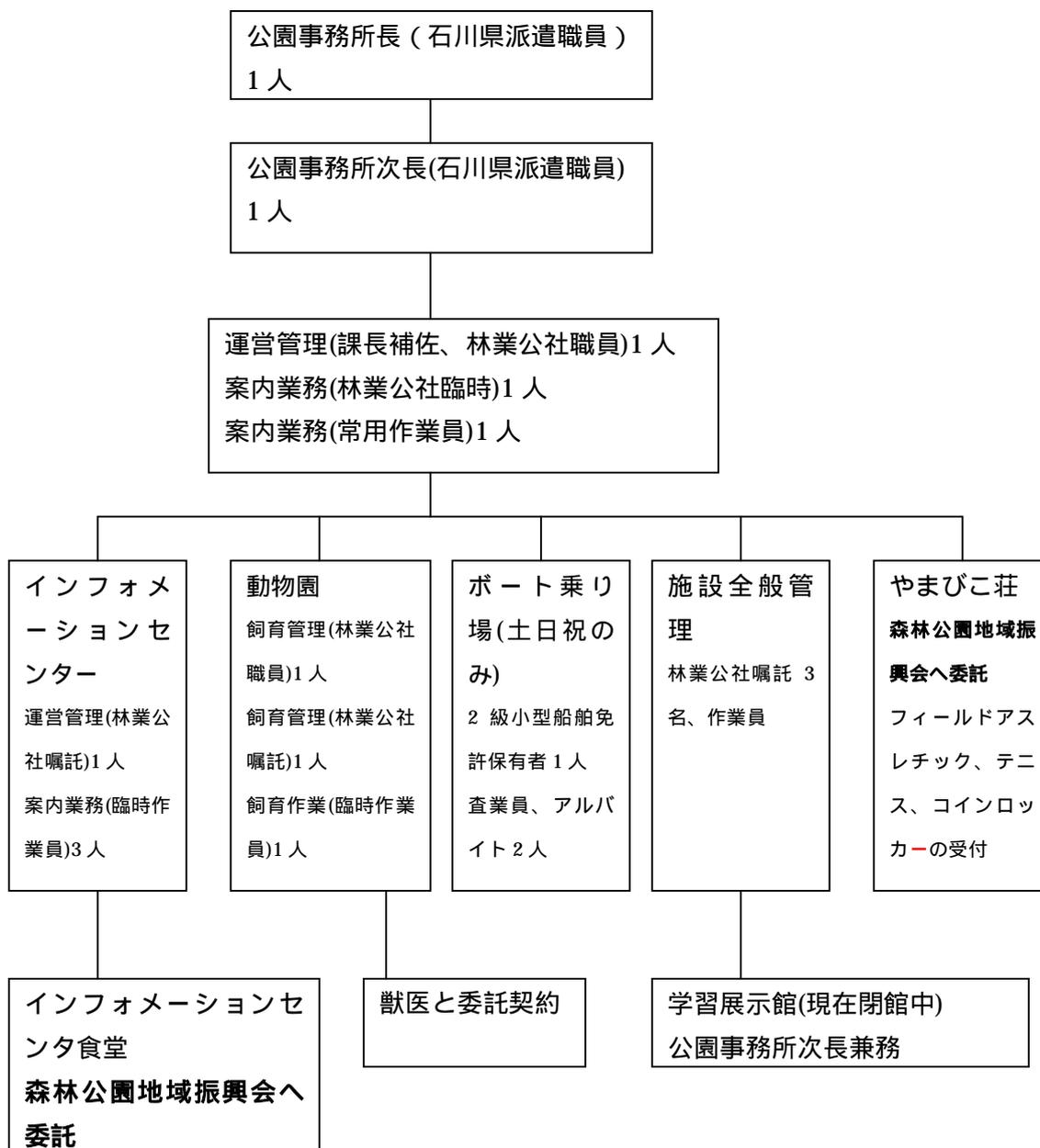
- (1) 昭和 48 年 4 月 (財)石川県林業公社森林公園事務所設置
- (2) 昭和 48 年 5 月 森林公園開園・加茂池園地の一部オープン
- (3) 昭和 52 年 3 月 加茂池園地の整備概ね完了
- (4) 同年 5 月 青少年の森及び学習展示館オープン
- (5) 昭和 53 年 7 月 刈エテリング コース完成
- (6) 昭和 54 年 4 月 御門池園地及びやまびこ荘オープン
- (7) 昭和 56 年 7 月 かもいけ橋完成
- (8) 昭和 57 年 10 月 花菖蒲園オープン
- (9) 昭和 58 年 5 月 第 34 回全国植樹祭開催
- (10) 同年 5 月 総合案内所オープン
- (11) 昭和 59 年 10 月 薬用植物園オープン
- (12) 昭和 61 年 4 月 全天候型テニスコートオープン
- (13) 平成 2 年 7 月 三国山キャンプ場オープン
- (14) 平成 3 年 4 月 森林学習展示館一部改装オープン
- (15) 平成 4 年 4 月 サイクリングロード一部オープン
- (16) 平成 6 年 4 月 子供の広場「迷路ピラミッド」完成
- (17) 同年 9 月 第 18 回全国育樹祭開催
- (18) 平成 8 年 3 月 サイクリングロード一部完成(中央林道～森林動物園)
- (19) 平成 10 年 3 月 野鳥観察舎リニューアルオープン
- (20) 同年 4 月 湿性植物園オープン
- (21) 平成 11 年 5 月 淡水魚類観察広場・水棲昆虫園・果樹園オープン
- (22) 同年 7 月 ボート乗り場オープン
- (23) 平成 13 年 8 月 炊飯広場 10 炉リニューアルオープン
- (24) 同年 10 月 園内駐車料金無料化施行
- (25) 平成 14 年 3 月 子供の広場に「森のジャングルジム」完成
- (26) 同年 4 月 インフォメーションセンターオープン

愛称「わくわく森林ハウス」

- (27) 同年 10月 大平林道改良完成供用開始
- (28) 平成 15年 3月 サイクリングロード(新設分 260m)中央林道～加茂池堤体完成
- (29) 同年 3月 インフォメーションセンターに4面マルチディスプレイ設置
- (30) 平成 16年 12月 南口運動広場芝張整備(7,920 m²)
- (31) 平成 17年 12月 サイクリングロード全線完成
- (32) 平成 18年 3月 林道加茂線完成供用開始

3. 組織図

指定管理者：財団法人石川県林業公社



職員内訳

単位：人

	職員	嘱託	臨時	常用 (9か月)	臨時 (通年)	臨時 (9か月)	合計
石川県派遣	2						2
林業公社	2	5	1				8
作業員				3	4	13	20
計	4	5	1	3	4	13	30

4. 施設の概要

1) 地 況

- (1) 当森林公園は南部の標高20m～150mの比較的低い津幡丘陵地区(930ha)と北部の標高200～320mの三国山地区(220ha)よりなっている。周囲は点在する集落の農耕地であり、この両地区は約6km離れている。
- (2) 当森林公園からは、東に立山連峰、南に白山連峰等の雄大な姿を遠望することができ、これを背景として医王山等が近景を引き立てている。西には河北潟の水郷が見え、内灘砂丘を越え日本海の眺望が抜群である。また北には遙か能登半島が霞の様に浮かんで見え、加越能連山を背景として宝達山等の見事なパノラマを満喫できる地形となっている。

2) 林 況

- (1) この地域は、暖帯林地帯と温帯林地帯の境界付近にあるため、園内にはコナラ、クヌギ、シデ、カエデ等の落葉広葉樹やツバキ、モチ、カシ、シイ類等の常緑広葉樹が混生しており、老木、幼木相和して自然の林相が成立している。
- (2) また里山として利用されてきたところなので、谷筋にはスギ、アテ、稜線にはアカマツ等の植林地があり、幼令林、老令林ともに生育良好で緑濃い環境を造り出している。
- (3) 樹林に囲まれた丘陵地には加茂池(5ha)、御門池(8ha)、カマンニヤチ池、津幡池、長池等の人工池沼が混在しており、周囲の森林と調和して落ち着いた景観をかもし出している。
- (4) 園内一円にはオミナエシ、ショウジョウバカマ、スミレ等の野草やナツハゼ、グミ、野ブドウ等の実のなる樹木等多いので昆虫や野鳥の快適な生活環境となっており、来園者を自然の中へ溶け込ませている。

3) 開園期間

1月4日～12月28日(期間中休園日なし)

4) 規模

・面 積		1,150ha(兼六園の約100個分相当)
・園 路	幹 線	16,812m
	準 幹 線	13,493m

遊歩道	16,747m
サイクリングロード	4,932m

5) 主要施設...大きく5つのエリアに分かれている。

(1) 家族団らんの森 200ha (家族連れ団らん型エリア)

加茂池園地	
森林公園事	451m ²
インフォメーションセンター	990m ² (レストラン、学習ホール、展示ギャラリー、体験学習室他)
	利インターリング 受付 5km 10ポイント (公認コース)
かもいけ吊り橋	幅1.5m・長さ104m
子供の広場	5,800m ² (遊具12種14点)
野外炊飯広場	4,579m ²
	(バーベキュー舎 10棟・13炉、炊事場 2カ所、便所 2棟)
	【内1箇所はバイオトイレ】
運動広場	3,894m ² (芝生広場)
南口運動広場	21,177m ² (芝生広場 7,920m ²)
松葉台広場	2,387m ² (芝生広場)
森林動物園	30,000m ² (シカ、カモシカ、サル、イノシシ、タヌキ、キツネ、リス、テン)
緑化の広場	38,160m ² (全国植樹祭会場跡地)
駐車場	23,160m ² 6カ所
売店	1カ所
ボート乗り場管理棟	69m ²

(2) 学習の森 60ha (林業学習型エリア)

加茂池園地	
森林学習展示館	420m ² (H17年度閉館)
苗畑	1,795m ²
集合訓練広場	6,241m ²
	(バーベキュー舎 5棟、炊事場 2カ所、便所 1棟 (バイオトイレ))
樹木見本園	4,100m ²
	(県木の森 1.0ha・郷土の森 1.5ha・生産の森 1.5ha・野鳥の森 1.5ha)
朴の木々の森駐車場	537m ² (駐車17台)

(3) スポーツの森 340ha (スポーツ型エリア)

御門池園地	
やまびこ荘	(鉄筋2階建、延759m ² 、休憩室、事務所)
駐車場	4カ所
テニスコート	6面 (全天候型ハードコート)
フィールドアスレチック	39ポイント (1,460m)

芝生広場	7,254 m ²
ゴルフ場	8ホール(打放練習場 8打席 200m)
おどろき広場	ハットゴルフ場 3,800 m ² ・アーチェリー場 830 m ²
	ラジコンサーキット場 4,028 m ²

(4) 散策の森	330 ha (散策型エリア)
----------	-----------------

笠谷園地	
野鳥の森(鳥獣保護区)	100 ha
野鳥観察舎	1棟 34 m ²
その他施設	鳥類表示板

(5) たんれんの森	220 ha (青少年心身鍛練型エリア)
------------	----------------------

三国山園地

(三国山キャンプ場)

長池等の池沼景観を中心としたキャンプ場である。

キャンプ場、宿泊施設、木工体験施設、炊事棟、あずまや、駐車場

施設内容 管理事務所 1棟(131 m²)

テントサイト	50サイト
オートサイト	12サイト
ログハウス	9棟 大型(64 m ²) 4棟、小型(45 m ²) 5棟
森のトンカチ館	1棟 木工所・シャワー施設(115 m ²)
森の木こり小屋	1棟 薪割り所(50 m ²)
水洗トイレ棟	2棟
炊事棟	2棟
キャンプファイヤー場	1カ所
運動広場	1カ所(9,000 m ²)
バーベキュー舎	4棟(9炉)
あずまや	2棟

石川県森林公園(津幡地)案内図



園事務所の南側には国道 8 号線が金沢市方面へ、津幡町倶利伽羅峠を経て、小矢部市、富山市へと通じており、また西側には国道 159 号線が津幡から分岐して能登半島へ伸びている。その他、公園の周辺には県道宇ノ気津幡線、瓜生能瀬線、筋谷津幡線等が取り巻いており、何れの方面からも進入できる道路網が整備されている。

森林公園の津幡園地へは

(1) 自家用車利用

金沢市中心部から	所要時間	約 40 分
J R 津幡駅から	所要時間	約 10 分
北陸自動車道金沢森本インターから	所要時間	約 20 分

(2) J R 利用

七尾線・中津幡駅下車	徒歩	約 30 分
------------	----	--------

(3) 町営バス利用 (区間運賃 150 円)

中津幡駅口～インフォメーションセンター		約 10 分
---------------------	--	--------

5. 事業の内容

(1) 運営基本方針

森林公園は、石川県中央部、都市近郊における森林・自然観察、自然体験学習・教育等の拠点施設の一つとして、自然体験機能や自然学習・レクリエーション機能等の複合的機能を持つ施設であり、施設の利活用促進に向け、その施設目的を踏まえて指定管理者が独自に企画し、実施する自主事業等と相まって、施設の有する機能が効果的に発揮されるように管理運営する。

費用対効果の高い効率的かつ効果的な管理運営を行い経費の削減に努める。

利用者等の意見・要望を適切に管理運営に反映させ、多様なニーズに答えた平等なサービスの提供、利用促進を図る。

(2) 指定管理者と石川県の責任分担等

指定管理者と石川県の責任分担については、以下の表の通りである。

内 容	指定管理者	石川県
施設 (建物・工作物・機械設備等) の保守点検		
施設の維持・管理		
管理運営 (案内、利用促進、企画展示、広報等)		
安全衛生管理		
使用料の徴収		

施設の損傷	管理上の瑕疵に係るもの		
	上記以外	協議事項	
利用者の損害	管理上の瑕疵に係るもの		
	上記以外	協議事項	
施設の小規模修繕(性能・機能の回復程度にもの)			
施設の大規模修繕(資産価値の向上又は耐用年数の延長となるもの)			
災害時対応(被害調査、報告、応急措置等)			
災害復旧(復旧工事等)			
個々の業務の委託			
施設に係る火災保険の加入			
利用者等の事故に対応する賠償責任保険の加入			
包括的な管理責任			

(3) 運營業務

園内案内、利用案内、接遇業務

利用者ニーズの把握とサービス向上に関する業務

利用促進に関する業務

情報提供、広報、広告に関する業務

地域自治体、各種団体、地域住民、公共機関等との連絡調整業務

県民やボランティア等との協議事業の促進

緊急・救急対応に関する業務

警備に関する業務

保険への加入

園内巡視及び利用指導に関する業務

施設管理業務

・日常点検業務

・保守管理業務

・掃除業務

・その他

再委託

6. 平成 18 年度における事業の状況

まず、下記に 18 年度及び直近 4 箇年の利用者数と利用収入を示す。

年 度	利用者数	利用収入
	人	円
平成 14 年度	123,797	2,243,850
平成 15 年度	111,307	2,172,810
平成 16 年度	180,934	1,958,390
平成 17 年度	110,937	2,291,820
平成 18 年度	119,243	2,356,320

利用者の人数は、時間帯を決めて入場車両 1 台当たり一定の人数を推計する方法によっている。

利用者の主な内訳は以下の通りである。

単位：人

	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
森林学習展示館	2,659	1,584	751	556	489
オリエンテーリング	279	172	375	1,217	203
やまびこ荘	18,794	10,369	11,261	11,160	13,192
フィールドアスレチック	2,406	1,957	1,737	1,990	1,869
テニスコート	1,001	1,113	1,061	1,201	1,165
総合案内所	4,699	3,924	4,762	5,498	7,129
インフォメーションセンター	28,214	24,233	98,956	26,997	22,690
レンタルポート	6,400	6,419	4,994	5,816	6,671

平成 16 年度の入園者及びインフォメーションセンターの利用者の増加は「ファール博士と世界の大昆虫博 2004」によるものである。

利用料金の内訳の以下の通りである。

単位：円

	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
フィールドアスレチック	685,320	565,070	480,960	556,760	555,870
テニスコート	454,730	532,840	493,330	536,360	534,450
コインロッカー	8,000	9,600	6,300	6,000	7,900
バーベキュー舎	361,800	388,800	443,700	557,100	549,900
イフォメーションセンター	68,900	21,900	24,900	40,800	27,900
レンタルポート	665,100	654,600	509,200	594,800	680,300

利用単価表は次頁のとおりである。

名 称	区 分			単 位	料 金	利用申し込み、案内
インフォメーションセンター 学習ホール	会議室使用料 (120人規模)			午前 午後 終日	2,300 円 3,000 5,300	インフォメーションセンター (わくわく森林ハウス)
リエンテリング	公認コース 10ポイント			5 km	無 料	"
やまびこ荘	休憩室 シャワー			120人	無 料	やまびこ荘
フィールドアスレ チック	15歳以上 6歳以上15歳未満			1人1回 1人1回	410 200	やまびこ荘
コインロッカー				1回	100	やまびこ荘
テニスコート (全天候型6面)	個人 (2時間)	大人	平日	1人1回	410	やまびこ荘
			土・日・祝		510	
	専用	半日	平日	1人1回	250	
			土・日・祝		360	
三国山キャンプ場 テントサイト 炊事棟2棟 水洗トイレ2棟 バーベキュー舎4棟	ログ ハウス	大型	7人まで (幼児無料)	1泊 (1人増毎)	15,290 (1,010)	三国山キャンプ場 管理事務所 (森林公園地域振興会) ログハウス 大型4棟 小型5棟
		小型	4人まで (幼児無料)	1泊 (1人増毎)	12,230 (1,010)	
	キャン プ場	テント サイト	50サイト	1日 泊り	610	
		オート サイト	12サイト	1日 泊り	610	
	貸テント	ドーム 三角	6人用 4人用	(振興会)	1,800 1,100	
	バーベキュー炉		8炉	1炉	900	
	森のトンカチ館 (木工実習室、シャワー、ランドリー)			入館用	無料	
	森の木こり小屋 (まき割実習室)			入館用	無料	
森林公園事務所	ホール			50人	無料	森林公園事務所
学習展示館 薬用植物園					無料	森林公園事務所
南口運動広場	多目的			半日	無料	インフォ(専用使用は要予約)
バレーコート	バレーボール貸出			1回1時間	無料	インフォ(要予約)
炊飯広場	炊飯施設 バーベキュー炉	16カ所 13炉		1炉(有料)	無料 900	森林公園事務所 (レンタル品等は売店で)
集合訓練広場	バーベキュー舎	5棟他			無料	森林公園事務所 (レンタル品等は売店で)
貸しボート	手こぎボート			1回20分	300	ボート乗り場管理棟
	足こぎボート				400	

利用(使用)料の単価は、石川県保健休養林施設条例において、額の範囲内において、知事の承認を受けて定めるものとする規定されている。

利用促進の一環として実施されている主催事業の実績

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
薬草観察会	30 人	29 人	34 人	一般 30 名
親子七夕づくり	26 人	36 人	36 人	親子 15 組
昆虫観察会	56 人	55 人	44 人	親子 15 組
親子木工教室	84 人	38 人	39 人	親子 15 組
キノコ学習会	49 人	56 人	45 人	一般 30 名
野鳥観察会	33 人	9 人	30 人	一般 30 名
ミニ門松づくり*	26 人	35 人	30 人	一般 30 名
親子そば打ち体験*	50 人	50 人	親子 15 組	親子 15 組
親子竹スキー教室	22 人	37 人	親子 15 組	親子 15 組
春の芽観察会	35 人	37 人		

* 材料費分の実費負担がある。

7. 平成 18 年度と過去 3 年間の支出比較表

利用者増加又は使用料増加のために支出された費用の推移表は以下の通りである。 単位: 千円

項目名	内容	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
給与手当	派遣職員、公社職員、作業員等賃金	125,718	102,278	88,863	81,871
報償費	イベント講師料等	210	243	524	237
光熱水費	水道、電気等	10,734	11,979	11,039	10,304
管理費	管理消耗品、車両・施設整備費等	9,200	8,600	9,221	4,625
印刷製本費	案内図等	1,103	960	586	482
動物飼育費	飼育管理等	3,050	2,769	3,182	2,691
通信費	電話料等	760	1,167	793	778
尿尿浄化槽維持管理料	掃除、検査、廃棄物管理等	832	385	673	497
施設点検料	空調、消防設備等	1,223	1,208	1,406	1,562
各種保険料	イベント等	162	27	295	551
ごみ収集料	廃棄物管理等	71	0	349	0
広場等維持管理委託	各広場、林道等の管理	35,203	32,123	33,022	29,112
動物管理等委託料	衛生、施設等の管理	3,102	2,081	2,940	2,889
施設維持管理委託料	尿尿浄化槽、除雪の管理、廃棄物管理等	2,659	2,693	2,676	1,503
事務機器リース料		1,241	1,080	994	870
仮設便所リース料		804	700	484	252
その他使用料	作業機械等	94	220	0	44
修繕工事費	ボート修理など	0	0	356	226
修繕資材代	ロープ柵木柱等	915	912	188	130
備品購入代	テニスコート支柱等	0	0	0	648
その他費用	安全運転管理者、重量税など	1,183	207	242	465
計		198,264	169,632	157,833	139,738

平成 18 年度から管理者制度を導入している。指定管理者制度導入前後における、管理組織上の相違はなかった。

管理費の半減は、県からの管理料の減少によるものである。各種保険料の増加は、保険の契約者（公用車の任意保険、林道、施設の施設賠償保険）が石川県から林業公社に移管されたことによる掛金の増加によるものである。

上記支出項目のうち、再委託管理業務についての決定推移表は次のとおりである。

単位：千円

	業 務 名	内 訳	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
1	保育・林道 管理	A	森林組合	同左	同左	同左
		B	5 者	5 者	5 者	5 者
		C	3,243	2,639	2,479	2,226
2	園地管理	A	振興会	同左	同左	同左
		B	1 者	1 者	1 者	1 者
		C	29,600	27,304	28,219	25,809
4	水路清掃管 理	A	生産組合	同左	同左	同左
		B	1 者	1 者	1 者	1 者
		C	280	280	279	279
5	湿性植物園 管理	A	(株) 組	同左	同左	同左
		B	3 者	3 者	3 者	3 者
		C	966	893	882	798
6	動物汚水処 理施設管理	A	(株)	同左	同左	同左
		B	1 者	1 者	1 者	1 者
		C	1,008	1,008	985	936
7	動物飼料畑 管理	A	区(津幡町)	同左	同左	同左
		B	1 者	1 者	1 者	1 者
		C	489	489	363	362
8	動物衛生管 理	A	個人(獣医師)	同左	別の個人(獣医師)	同左
		B	1 者	1 者	1 者	1 者
		C	1,565	1,591	1,591	1,591
9	機械警備 (公園事務 所)	A	警備保障 (株)	同左	同左	同左
		B	1 者	1 者	1 者	1 者
		C	101	101	100	95
10	機械警備 (インフォメ- ション)	A	警備保障 (株)	同左	同左	同左
		B	1 者	1 者	1 者	1 者
		C	378	378	374	353

	業 務 名	内 訳	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
11	し尿浄化槽 管理	A	(株)	同左	同左	(株)
		B	5 者	5 者	3 者	3 者
		C	795	795	766	392
12	廃棄物管理	A	(株)	同左	同左	(有)
		B	5 者	3 者	3 者	3 者
		C	512	517	419	129
13	電気保安管 理 (やまびこ荘)	A	(財) 協会	同左	同左	同左
		B	1 者	1 者	2 者	2 者
		C	112	112	105	105
14	電気保安管 理 (インフォメ-ション センター)	A	(財) 協会	同左	同左	同左
		B	1 者	1 者	2 者	2 者
		C	197	197	184	184
15	特定動物 飼養個体 識別管理	A	-	-	-	個人(獣医師)
		B	-	-	-	1 者
		C	-	-	-	115
16	除雪管理	A	(株) 建設	同左	同左	同左
		B	1 者	1 者	3 者	3 者
		C	747	499	1,756	132
17	林道淵法面 崩土除去	A	-	-	(株) 建設	-
		B	-	-	2 者	-
		C	-	-	137	-
18	施設補修管 理	A		-	-	-
		B	3 者	-	-	-
		C	972	-	-	-
19	加茂池堤体 安全調査	A	-	連合会	-	-
		B	-	1 者	-	-
		C	-	95	-	-
22	インフォメ-ション センター-食堂管 理	A	域振興会	同左	同左	同左
		B	1 者	1 者	1 者	1 者
		C	無償	無償	無償	無償
計			40,964	36,897	38,638	33,504

* Aは契約先名称、Bは見積徴収数、Cは契約金額を示す。

* 千円単位で端数処理を行ったため、内訳が計に一致しない場合がある。

指定管理者制度導入前後において、園地管理、し尿浄化槽管理、廃棄物管理で経営改善の効果が見られる。

[監査の結果]

1. 利用者への利便性の配慮について（意見）

学習の森の学習展示館は、現在予約制となっており、学校の課外授業等来訪者の要望により開館することとされているが、利用者重視の観点から考えるといつでも利用できるように管理することが望まれる。

公園内の一部植物表示板に、傾いたり倒れたものが見受けられるほか、倉庫として利用されている学習の森の旧温室についても、ガラス越しに散らかっている内部が見える状況にあるので、来園者から内部が見えないようにする等の工夫が必要ではないか。

また、森林公園事務所と駐車場の間に設置されている旧展示館は、その機能をインフォメーションセンターに移したことから、倉庫として利用されているが、建築物としては良い施設であり、施設の有効利用を検討して頂きたい。

2. 利用促進業務の適正性について（意見）

平成16年度の入園者数の増加(ファール博士と世界の大昆虫博 2004)を除き、入園者は横這い傾向を示している。石川県林業公社では、県内小、中、高校423校に対し、直接又は郵送でPRを行うなど一定の努力をしているが、学習ホールが年間50回程度の利用にとどまるなど改善の余地がある。森林公園の利用が伸びない原因は多々あると考えられるが、兼六園の約100倍もの面積を誇る公園で、魅力ある公園作りの経営努力が実施されてきたのかという観点で、指定管理者の事業を評価する。

改善すべきは3点ある。主催イベントとホームページそして利用者の意見要望を吸い取る仕組みの欠如である。

主催イベントは、193頁に記載したとおり過去4年間に全く規模、開催月、対象人数に変化がない。これは、元来、県からの受託事業であること、また、平成18年度から指定管理者制度となり、予算が大きく削減されたこと等を考慮しても、一層の創意工夫が必要と考えられる。例えば冬季の閑散期対策については、冬からできるイベントを県民から募集してはどうか。現在実施している「親子そば打ち体験」や「親子竹スキーづくり」の外にも様々な行事を計画するなどの工夫が必要である。

ホームページの問題点とは四季の変化が県民へアピールされていない点と、ホームページ上でのバーベキュー舎等施設の予約ができない点である。魅力あるホームページに改善することが求められる。

利用者の声は、事務所窓口で口頭聞き取り調査を実施していると、指定管理者は説明するが、その記録が提示されず、かつ、聞いたことに対する対応(指定管理者制度内部での検討過程)が判然としない。対策として、書類によるアンケート調査は必要である。かつ、県民のニーズを取り込むだけでなく、先進的な取り組みを実施している他県の森林公園を参考にすべきである。例えば、自然解説員のボランティアを募るとか、森林公園森クリーンアップ活動を開催する等の発想が必要である。

3. 森林公園の施設、設備及び備品の維持管理及び修繕に関する業務について(意見)

スポーツの森エリアにあるフィールドアスレチックに故障しているものが認められた。

194頁記載の過去の支出項目を確認すると修繕工事費や修繕資材代金が十分ではないために故障施設の迅速な修繕に支障をきたしていることが覗え、職員の説明も「県の予算が非常に厳しく、故障しても迅速な修繕ができない場合がある。」というものであった。また、189頁記載の運営業務仕様書記載の指定管理者と石川県との施設修繕に関する責任分担が明確性を欠いていることも故障施設の迅速な修繕を妨げる要因になっていることが考えられる。

広大な敷地に数多くの施設を有する森林公園では、年間を通じて様々な修繕工事等が発生することは容易に想定される。

修繕責任の区分を明確化するとともに迅速に故障施設の修繕に着手できるような工夫を求めたい。

4. 指定管理者の選定について(意見)

平成18年度から平成20年度まで石川県は財団法人石川県林業公社へ森林公園の管理運営を委託することに決定した。決定方式は非公募制度である。

非公募方式は公募方式と比較してその決定過程に明確さを欠くものの、問題は決定された指定管理者が経営管理者の視点を有しているか否かである。

指定管理者は公園の維持管理ではなく、公園の経営管理が求められており、石川県林業公社は、従来から公園の受託者として、長年の実績とノウハウを持っており、選定は適正に実施されたと認められるが、経営管理者として一層の創意工夫が求められる。

5．使用料の決定裁量権について

使用料は、「保健休養林施設条例」第12条により使用料の上限が定められている。これは、さかのぼれば「地方自治法」の規定に基づいており、県においても早急に改善することは難しい問題と考えるが、物価の上昇や指定管理者の採算確保等利用者の同意を得て使用料を値上げすることにつき相当な理由がある場合などは指定管理者の裁量により使用料を決定できるよう制度自体があらためられるべきである。

石川県西部緑地公園陸上競技場

[監査の概要 (補足)]

1 . 監査の方法

(1) 監査の要点

県の財務事務の適正性

県の支出内容 (委託料等) は目的に沿って、適切な財務事務がなされているか。

出納事務の適正性

支出内容は、目的や事業内容に照らして適切か。

施設管理運営の適正性

西部緑地公園陸上競技場が、法令や規則に準拠して適正に運営されているか。

施設管理運営の効率性

西部緑地公園陸上競技場が、効率的に運営され、施設の管理は適切に運営されているか。

(2) 主な監査手続

主要施設の管理運営の実情を把握するため、対象施設に往査を実施

設備、備品等の実査による保管状況の検討

西部緑地公園陸上競技場事業計画書の検討

西部緑地公園陸上競技場事業報告書の検討

基本協定書の検討

公有財産台帳の検討

担当者へのヒアリング

2 . 外部監査の実施期間

平成 19 年 11 月 22 日より平成 19 年 12 月 21 日

[施設の概要]

1. 設置目的

「競技力の向上」や「生涯スポーツ社会の実現」をめざし、石川県のスポーツ振興を図る。

2. 設置根拠

石川県体育施設条例（昭和39年3月30日 条例第46号）

（設置）

第一条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第24条第1項の規定により、県に体育施設を設置する。

（平8条例29・全改）

（名称及び位置）

第二条 体育施設の名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。

名 称	位 置
石川県卯辰山相撲場	金沢市未広町
石川県体育館	金沢市丸の内
石川県立武道館	金沢市小坂町
石川県サッカー・ラグビー競技場	能美市山口町
石川県立野球場	金沢市北塚町
石川県立自転車競技場	河北郡内灘町
石川県白山一里野シャンツェ	白山市尾添
石川県西部緑地公園陸上競技場	金沢市袋畠町
石川県西部緑地公園テニスコート	金沢市北塚町

（指定管理者による管理）

第三条 知事は、法第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に第二条に規定する体育施設のうち次に掲げるもの(以下「指定管理者管理施設」という。)の管理を行わせるものとする。

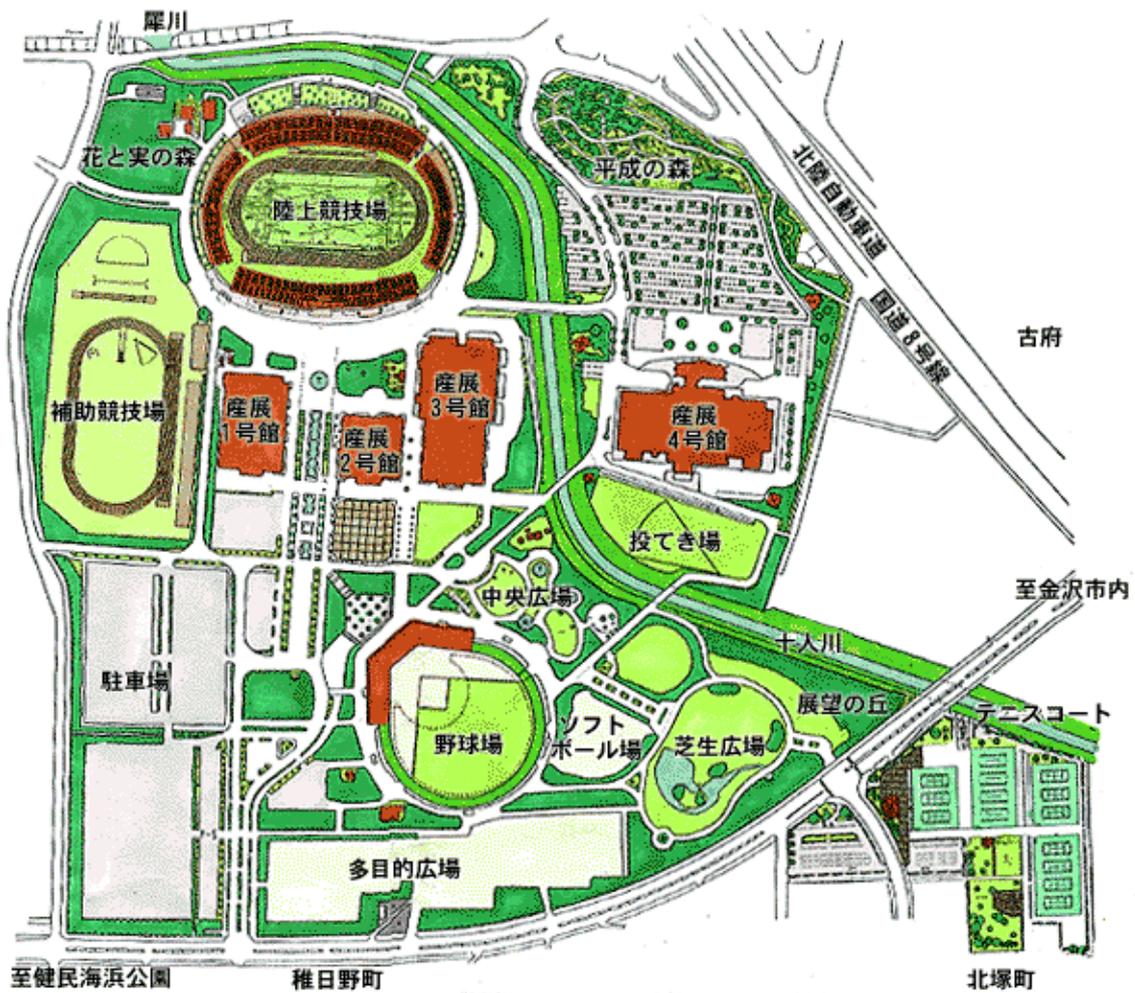
施設名
石川県サッカー・ラグビー競技場
石川県立野球場

石川県立自転車競技場
 石川県白山一里野シャンツェ
 石川県西部緑地公園陸上競技場
 石川県西部緑地公園テニスコート
 石川県立武道館分館兼六園弓道場

3. 所在地及び面積

所在地 金沢市袋島町、古府町 地内

面積 陸上競技場等 74,410 m²



陸上競技場及び補助競技場は平面図の中央部より左上に位置している。

投てき場は平面図の中央部付近に位置している。

競技場までのアクセス

電車の場合 JR 金沢駅西口の市内バス（北陸鉄道）2番乗り場から「下安原」行き乗車

約 15 分「西部緑地公園前」下車徒歩約 2 分
車の場合 北陸自動車道金沢西 IC から約 3 分

4 . 建設経緯

S 59 年 5 月 陸上競技場、補助競技場、投てき場完成
H 6 年 7 月 陸上競技場等改修工事完成
H 7 年 3 月 陸上競技場夜間照明施設完成
H 8 年 10 月 陸上競技場スタンド改修等工事完成
(電光掲示板設置)
H 11 年 3 月 補助競技場雨天走路棟完成

5 . 主な開催事業

S 60 年 8 月 昭和 6 0 年度全国高等学校総合体育大会会場
H 3 年 10 月 第 4 6 回国民体育大会秋季大会会場
第 2 7 回全国身体障害者スポーツ大会会場
H 12 年 10 月 全国スポレク・マスタース陸上競技大会会場
H 13 年 9 月 第 4 9 回全日本実業団対抗陸上競技選手権大会会場
H 14 年 6 月 第 8 6 回日本陸上競技選手権兼アジア大会選考会会場
H 15 年 9 月 全日本マスタース陸上競技選手権石川大会会場

6 . 主要施設と建設事業費

陸上競技場 (財) 日本陸上競技連盟第 1 種公認陸上競技場
金沢市袋畠町南 1 3 6 35,850 m²
収容人員 21,000 人 (身体障害者 102 人)
夜間照明 4 基

補助競技場 (財) 日本陸上競技連盟第 3 種公認陸上競技場
金沢市袋畠町南 1 7 0 30,400 m²

投てき場 (財) 日本陸上競技連盟公認投てき場
金沢市古府町西 2 8 5 8,160 m²

陸上・補助競技場、投てき場 8,500,000 千円 (昭和 5 6 ~ 昭和 5 9 年度)
陸上競技場 (走路改修・夜間照明施設設置)
1,073,724 千円 (平成 5 ~ 平成 6 年度)

陸上競技場 (スタンド改修、電光掲示板設置)
1,782,660 千円 (平成 7 ~ 平成 8 年度)

補助競技場 (雨天走路棟設置) 171,885 千円 (平成 1 0 年度)

7. 施設の営業時間及び使用料

(1) 営業時間

石川県体育施設管理規則第6条によると1月4日～12月28日

午前8時30分～午後9時まで となっているが、実際の営業時間は、

個人使用の場合

- | | |
|---------------|-----------------|
| ・月、水、金曜 | 午前8時30分から午後7時まで |
| ・火、木、土、日曜及び祝日 | 午前8時30分から午後5時まで |

専用使用の場合は上記の限りではなく、催し物の主催者の要望に対応している。例えば、陸上関係の大会の場合、午前6時30分頃の開場希望が多い。

またJリーグサッカーの場合、午後9時頃の試合終了の後に片付けをするため、完全撤収は深夜になる。実際の営業時間については、石川県体育施設管理事務所と協議の上、決定している。

(2) 使用料

単位：円

施設		区分		全日 (8:30～ 21:00)	午前 (8:30～ 12:00)	午後 (12:00～ 17:00)	夜間 (17:00～ 21:00)		
陸 上	競技場	専用使用	アマチュアスポーツに使用の場合	入場料徴収する	160,650	52,500	63,000	63,000	
				入場料徴収しない	34,960	11,550	13,650	13,650	
		アマチュアスポーツ以外に使用	入場料徴収する	803,250	262,500	315,000	315,000		
			入場料徴収しない	245,700	84,000	94,500	94,500		
	個人使用		18歳以上の者使用	1人につき		200円			
			18歳未満の者使用	1人につき		100円			
	補助競技場	専用使用			5,250	2,610	3,150	-	
		個人使用		18歳以上の者使用	1人につき		100円		-
				18歳未満の者使用	1人につき		50円		-
	会議室				5,190	1,560	2,100	2,100	
競 技 場	夜間照明施設	アマチュアスポーツに使用の場合	入場料徴収する	3 / 4 灯以上 1時間以内			44,240円		
				1 / 2 灯 1時間以内			22,120円		
				1 / 4 灯 1時間以内			11,060円		
			入場料徴収しない	3 / 4 灯以上 1時間以内			31,600円		
				1 / 2 灯 1時間以内			15,800円		
				1 / 4 灯 1時間以内			7,900円		
	アマチュアスポーツ以外に使用				1時間以内	158,000円			
	電光掲示板	アマチュアスポーツに使用の場合	入場料徴収する			1時間以内	4,280円		
			入場料徴収しない			1時間以内	3,050円		
		アマチュアスポーツ以外に使用				1時間以内	15,290円		

8. 利用状況

区 分			平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
陸上競技場	競技場	個人	6,962 人	7,519 人	7,790 人	8,247 人	8,793 人
		専用	20 件	20 件	20 件	24 件	28 件
	補助	個人	8,009 人	8,513 人	11,036 人	14,219 人	15,461 人
		専用	19 件	20 件	19 件	23 件	24 件

平成17・18年度において、利用人数が大きく伸びている理由については、暖冬によりグラウンドが利用可能であったため、冬季の利用者の増加が影響しているためとされる。

9. 施設の年度別収支状況

単位：千円

区 分			年 度					
			平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
陸上競技場	支出	事業費	45,960	58,316	50,045	56,015	45,272	
	収入	県	使用料	2,942	4,560	3,736	3,919	4,376
			計	4,485	5,464	4,360	5,421	5,957
		公社	自販機(14)	4,473	5,449	4,360	5,412	5,957
			公衆電話	12	15	0	9	0

10. 施設の管理運営方法

平成18年4月1日より財団法人石川県民ふれあい公社を「指定管理者（非公募）」としている。

(1) 主な委託管理業務

- A. 陸上競技場の利用の促進に関する業務
- B. 陸上競技場の使用の許可に関する業務
- C. 陸上競技場の施設、設備及び備品の維持管理及び修繕に関する業務
- D. その他陸上競技場の管理に関する業務

(2) 運営体制

主事1名、作業員2名(1名は通年・月21日勤務、1名は4～11月・月14日勤務)を配置。

4～11月は3名、12～3月は2名の職員で対応し、ローテーション及び時差出勤等により利用者に不便をかけない体制をとっている。

また陸上競技用器具等に精通した職員を配置し、専門的対応に配慮している。

一方、電光掲示板や夜間照明等の保守管理については専門業者に外部委託をしている。

主な外部委託業務と支払金額

芝生管理業務	7,560 千円
電光掲示板等保守点検業務	4,110 千円
合併処理施設等管理委託業務	1,009 千円
夜間警備等委託業務	1,199 千円

(3) 財団法人石川県県民ふれあい公社の状況

財団法人石川県県民ふれあい公社そのものを監査対象とはしていないため、コメントしない。

[監査の結果]

1. 陸上競技場の一般利用促進に関する業務

(1) 一般利用者に対するPR状況及び利用状況（意見）

県内唯一の日本陸上競技連盟第1種陸上競技場であることより、利用者のほとんどが各競技団体と学校関係者に限定されていることから、施設の利用についてのアナウンスは主に石川陸上競技協会、石川県高等学校体育連盟といった団体に限定されている状態である。

なお一般の陸上競技愛好家等を対象としては、ホームページに西部緑地公園内の産業展示館及び県立野球場と共に2ヵ月間の行事予定を掲載して、施設の空き状況の情報を提供していること、及び関西方面の大学に資料を提供して、夏期合宿等への利用を促していることが主な取り組みとなっている。

また利用促進事業のうち一般利用者を想定したインターネットの活用に関して、「石川県西部緑地公園陸上競技場」あるいは「西部緑地公園」または「石川県立野球場」で検索しないと目的ホームページになかなか辿りつけないため、工夫を求めたい。

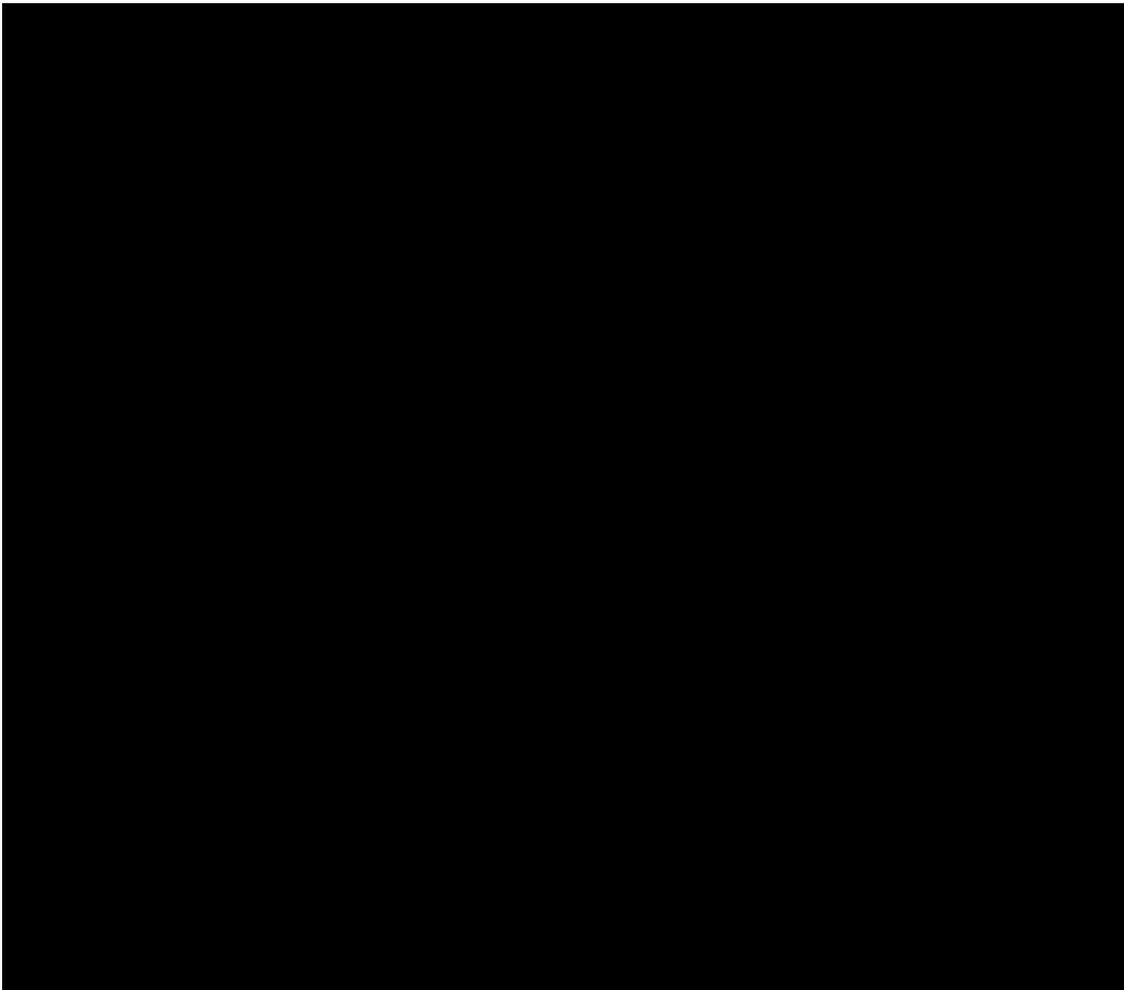
一般利用者の利用実績は下表のとおりであるが、平成17・18年度において利用人数が大きく伸びている原因は暖冬によりグラウンドの利用可能な期間が伸びたためである。

陸上競技場の年度別月別利用状況 - 個人利用

平成19年12月末現在

単位：人

区分	平成17年度			平成18年度			平成19年度		
	競技場	補助	合計	競技場	補助	合計	競技場	補助	合計
4月	705	1,409	2,114	803	1,044	1,847	765	1,793	2,558
5月	759	1,085	1,844	901	1,284	2,185	833	1,622	2,455
6月	296	1,775	2,071	582	1,861	2,443	587	1,600	2,187
7月	944	2,413	3,357	871	1,606	2,477	514	2,238	2,752
8月	937	3,140	4,077	1,083	2,695	3,778	788	2,222	3,010
9月	692	1,456	2,148	705	1,484	2,189	735	1,280	2,015
10月	587	924	1,511	495	1,128	1,623	451	943	1,394
11月	387	368	755	816	823	1,639	605	859	1,464
12月	690	6	696	453	541	994	593	630	1,223
1月	783	107	890	680	572	1,252			0
2月	760	237	997	633	673	1,306			0
3月	707	1,299	2,006	771	1,750	2,521			0
計	8,247	14,219	22,466	8,793	15,461	24,254	5,871	13,187	19,058



(2) 利用者ニーズの把握と対応 (意見)

利用促進に関連して、利用者からの要望に対する取り組み方法が明確ではない。利用者より直接苦情や意見等を管理担当者が聞き入れ対応していると主張するものの、利用者へのアンケート調査はなされておらず、また苦情や意見要望とそれに対する対応の経緯について書類としての記録が保管されていなかった。適切な対応を望みたい。

以上(1)(2) の状況から判断して、陸上競技場の設置目的のうち「競技力の向上」には配慮されているが、もう一方の「生涯スポーツ社会の実現」には十分な配慮がなされているとは思えない。いま一度、設置目的と施設の利用促進についての見直しと検討が必要であると思われる。(意見)

2. 陸上競技場の管理に関する業務

施設のウォークスルーと備品等の管理状況の確認を行った結果、施設の老朽化、備品の陳腐化を確認するとともに、簿外の器具備品を確認した。

(1) 施設の維持管理（意見）

陸上競技用器具の整備等については、専門的な陸上競技用備品が多く、維持管理にも専門的な知識が必要であるが、よく整備されていると判断する。

しかし施設の西側が潮風の影響を受け金属部分に錆が多くみられたこと、また電光掲示板などの古い施設に関して、部品の生産・供給が中止となっており故障時の対応に不安があること、また合併処理施設についてもポンプ等の傷みが激しく更新が必要であること等整備が必要な箇所も散見される。

さらに施設については、平成21年3月に（財）日本陸上競技連盟の公認期間が終了するが、現状のままでは（現地調査を行った検定員の所見として施設の経年劣化により日本陸上競技連盟競技規則に不適合となっている箇所が10カ所以上ある。）次期公認が受けられないとの説明を受けている。

施設の管理運営について、施設並びに備品に関する老朽化、陳腐化が進んでいるため、改修費等の負担が増大すると予想される。したがって西部緑地公園陸上競技場の施設のうち、県として保有し続けることが必要と判断した施設並びに備品については修繕、新規購入計画、一方、不要と判断した施設並びに備品については撤去、処分計画を財政負担計画とともに早目に検討することが望まれる。

(2) 備品の管理について（指摘事項）

前述の簿外の陸上競技用器具等、つまり物品台帳と現物との相違の理由としては、次の2つの事由が想定される。

現物が台帳より多いケース

一つは、西部緑地公園陸上競技場で「大会」が開催される際に陸上競技用器具メーカーが競技用器具を持ち込み、回収せずに放置して行ってしまうことである。陸上競技場では、このような放置された競技用器具についても保管してきており、これが簿

外備品の元凶となっている。

メーカーはサンプル等の寄贈の感覚で、その所有権について主張しないものと推測するが、所有権の放棄について意志表示の有無も今となっては判らず、また寄贈の相手先が競技団体なのか陸上競技場（石川県）なのかも判然としていない。

現物が台帳より少ないケース

もう一つの事由として備品に関する石川県財務規則の規定が影響しているものとする。財務規則取扱要綱（物品関係）において 実質耐用2年以上のもので、購入額が2万円以上のものは「備品」として認識することになっている。

購入した陸上競技用器具等は、この基準に従えばほぼ全品物品台帳で管理することになると考える。この場合競技用器具等にはラベル等の貼付が禁止となっているものが多いため、石川県の備品を峻別し台帳と照合する作業は困難を極める。

そうした過去の経緯のなかで、規格の変更等があつて公式競技に使用できなくなった備品についても物品台帳からの削除がされてなく記載されたままになっているのではないかと推定されることである。

上記二つの事由は、不足と過剰が混在しており、現物と台帳の相違理由を特定することは困難な状況である。備品管理において、適切に対応するよう求める。

3. 施設の設置目的と利用者像（意見）

平成9年より Jリーグサッカーのガンバ大阪のホームゲームが毎年開催されており、今後も開催を希望しピッチの整備に務めていると聞いている。

第1種陸上競技場を多目的競技場として利用の促進を考えるのであるならば、利用者の内容とともに施設の管理運営も従来の態様と大きく変わることが想定される。

したがって利用促進に関する業務において石川県と指定管理者の間で「施設の利用者」像、つまり競技場を直接利用する利用者か、またはスポーツ観戦の観客かを明確にすべきであると判断する。また平成18年度以前の委託管理における「利用促進に関する業務内容」と平成18年度以後の指定管理者として行う「利用促進に関する業務内容」とはどのようになるのか曖昧になっているため、現場の対応が受託金額に応じた対応に終わっている可能性がある。指定管理契約締結にあたっては施設の利用者像と利用促進のために必要な事業計画から、運営体制と委託金額を検討すべきであるとする。

石川県立音楽堂

[監査の概要 (補足)]

1 . 監査の方法

監査の要点

- (1) 指定管理者制度の導入・運用に係る適正性
- (2) 指定管理者に委託された事業が法令や規則に準拠して適正に運営されているか
- (3) 指定管理者制度の導入・運用に係る適正性入場料等の収入は適正に処理されているか
- (4) 人件費など運営費用支出の適正性
- (5) 物品購入手続きは適切か
- (6) 設備備品等の管理の適正性
- (7) 入場者増加の方策はなされているか

主な監査手続

- (1) 指定管理者制度の導入・運用に係る適正性の検討
- (2) 会計帳簿等が法令や規則に準拠して適切に作成されていることの検証
- (3) 入場料等収入の処理の適正性の検証
- (4) 人件費など運営費用支出の処理の適正性の検証
- (5) 設備・備品等の管理状況の把握
- (6) 収支状況の把握
- (7) 施設利用度の把握
- (8) 入札関係書類、契約書類、その他の書類調査による、施設設備建設工事等の執行手続の適切性の検討

2 . 外部監査の実施期間

平成 1 9 年 1 0 月 1 2 日より平成 2 0 年 2 月 1 3 日

3 . 略称

- 「石川県立音楽堂」 (略称) 「音楽堂」
- 「オーケストラアンサンブル金沢」 (略称) 「OEK」
- 「財団法人石川県立音楽文化振興事業団」 (略称) 「事業団」

[施設の概要及び監査の結果]

1. 音楽堂の施設

(1) 概要

項目	内容
所在地	金沢市昭和町 20 番 1 号
供用開始	平成 13 年 9 月 12 日開館
設置の趣旨	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項の規定により、音楽、邦楽、演劇その他の舞台芸術を振興し、県民文化の向上を図るため、石川県立音楽堂を金沢市に設置する（石川県立音楽堂条例第一条）。
設置根拠条例	石川県立音楽堂条例
敷地面積	6,904.69 m ²
建築面積	6,155.56 m ²
建築延面積	29,406.43 m ²
コンセプト	「コンサートホール」「邦楽ホール」「交流ホール」を併せ持ち、音楽堂としての機能充実はもとより、隣接する金沢駅と一体となった賑わいの創出と利便性の確保に重点を置く。
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造（地上 6 階・地下 2 階）
工事費	24,993,481 千円（設計費及び開館後の地下通路工事を含む）
主要施設	コンサートホール（2F～4F） 邦楽ホール（1F・2F） 交流ホール（B1・1F）
開館時間	9：00～22：00
休館日	年末年始：1月1日～3日及び12月29日～31日
駐車場	152 台収容（地下 2F 部分/身障者区域 6 台含む） 1 時間 400 円、以降 30 分毎に 200 円、1 泊（23：00～7：00）1,000 円
使用料	石川県立音楽堂条例に記載
沿革	平成 10 年 12 月 着工 平成 13 年 8 月 竣工 平成 13 年 9 月 開館

音楽堂の主な特徴は以下の通りである。

- ・音楽堂はクラシック音楽用のコンサートホールと本格的な邦楽舞台に対応できる舞台機構を備えた邦楽ホールとが併設されていること。

- ・コンサートホールは OEK のフランチャイズホールであり、それを踏まえた設計がなされていること。
- ・金沢駅東口に隣接し交通アクセスが最良であり、利用者の利便性が高い。
- ・輪島塗、金沢塗、山中塗、九谷焼、金箔、加賀友禅など石川県の伝統工芸をホールの随所に施し、石川ならではの特色ある装飾で仕上げられている。
- ・音楽会の使用のみならず、コンベンション開催にも対応しており、外国語同時通訳設備やスクリーン、プロジェクターを備えている。

(2) 主要3ホールの概要

コンサートホール

形式	シューボックス型
座席数	1,560席(1階704席、2階414席、3階442席) 車椅子対応8席を含む
舞台	間口19.5m、奥行13m、高さ20m
残響時間	約2.0秒(満席時)
舞台機構	可変音響反射板 パトン(照明用4本、美術用4本、サイド照明用2本、サイド美術用2本) 客席部パトン(照明用1本、美術用1本)、幕類(ホリゾン、吸音幕)
パイプオルガン	ドイツ連邦共和国ベルリン市/カール・シュッケ社 4段手鍵盤、足鍵盤、69ストップ(パイプ数5,143本) 幅約13m、高さ約12.5m、奥行約3.7m
楽屋	10室(20㎡~51㎡)
関係設備	調光室、音響調整室、ロビー、ホワイエ、クローク、カフェ 難聴者補聴設備(外国語同時通訳設備兼用)

邦楽ホール

座席数	720席(1階517席、2階203席) 車椅子対応5席を含む：花道設置時691席
舞台	プロセニウムステージ/幅30m、奥行15m、すのこ高さ20m プロセニウム間口幅16.6m、高さ6.3m
残響時間	約1.2秒(満席時)
舞台機構	可動音響反射板 パトン(照明用9本、美術用18本、幕類用20本) 幕類(緞帳、暗転幕、定式幕、引割幕、一文字幕、中ホリゾン幕、袖幕、大黒幕、東西幕、ホリゾン幕) 花道：昇降式本花道(すっぽん迫り付) 廻り舞台：7間盆(迫り機構内蔵) 迫り：大迫り、分割迫り(6分割)、中迫り(2基)、小迫り(3基)、大臣囲(可動)
楽屋	9室(16㎡~111㎡)、和室(98㎡)、邦楽練習室(100㎡)
関係設備	調光室、音響調整室、ロビー、ホワイエ、クローク 難聴者補聴設備(外国語同時通訳設備兼用)

交流ホール

大きさ	幅19.8~17.3m、奥行26m、高さ7.3~8.4m
舞台	舞台迫りにより設置/間口16.8m、奥行9m：9分割
客室	段床迫りにより設置/250席、段床幅約16.8m、奥行約9m(9列10段)
舞台機構	パトン(照明用7本、美術用4本) 舞台迫り(9分割)、段床迫り(9列10段)、迫りフェンス(B1F 1F)
映像	LED方式大型映像装置(大型スクリーン幅4.56m、高さ3.36m)
控室	2室(36㎡)
関係設備	照明・音響調整室、ホワイエ
練習室	7室(18㎡~76㎡)、全室ピアノ有
他	音楽資料室、インフォメーション、音楽堂チケットボックス オーケストラアンサンブル金沢、関係諸室

主要3ホールの特徴は以下の通りである。

コンサートホールの特徴

音響設計に優れたホールであり、このコンサートホールで公演を行った著名な演奏家や歌手から高い評価を受けている。

また、コンサートホールのステージ正面に、広げた翼をイメージしたデザインによる、国内最大級のパイプオルガンを配置し、ホールの荘厳な雰囲気の特徴づけている。

邦楽ホールの特徴

長唄、常磐津、清元、歌舞伎、演劇、文楽、寄席等本格的な邦楽公演に対応した舞台機構を備えている。

交流ホールの特徴

コンサート、演劇、講演会、展示会、会議、展示会、社交ダンス等、多目的な使用に対応したホールであり、照明設備、音響設備、吊り機構も充実している。正面にはLED式大型映像装置(4.56m×3.36m)を設置し多目的な利用が可能である。

また、特殊な床機構を備えており、9分割の舞台迫りと客席側床の段床迫り、さらに迫りフェンスの降下により、B1ホールから1Fエントランスまでのオープンな空間を演出することが可能なユニークな機構である。

(3) その他の施設の概要

OEKフランチャイズ部門

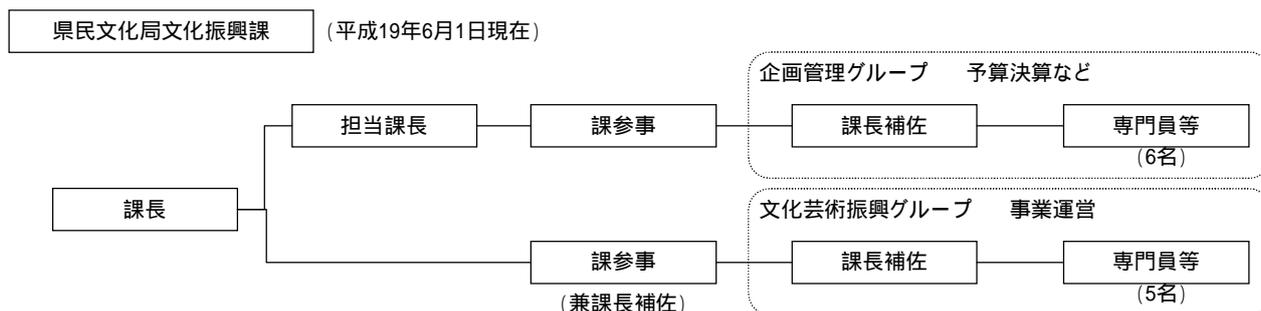
音楽堂内の配置	コンサートホール・邦楽ホールにまたがる4階中央部分
設備	OEK金沢事務室、会議室、資料室、ライブラリー、楽団員練習用スタジオ(大1・小4)、楽団員控室、ドレスケース庫、楽団員用ロッカールーム2室、楽器庫

その他

地下1階	練習室7室(18~76㎡)、音楽資料室
1階	音楽堂事務室、団体事務室、総合案内所、チケットボックス

上記のように、音楽堂はOEKが活動拠点としている。OEKがコンサートホールを使用する際には、練習使用のみ無料(全額免除)、また、これ以外のコンサートホールの使用の際には、通常の規定による使用料を徴収している。

2. 所管課の状況(組織図)

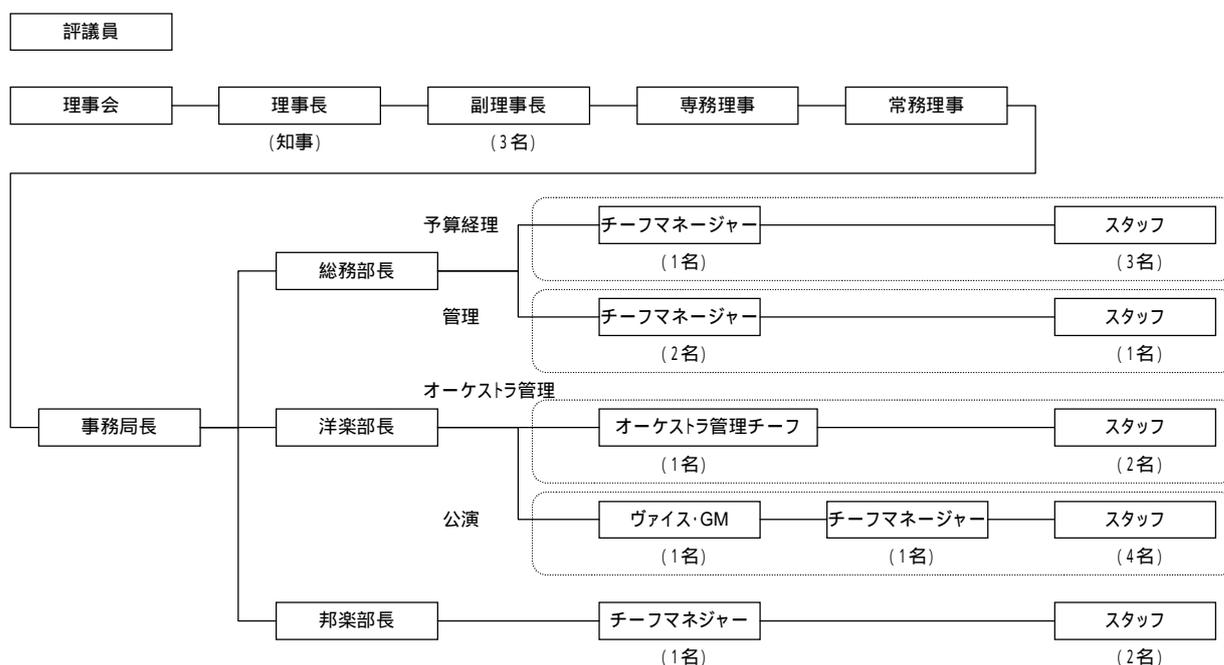


3. 指定管理者の状況

(1) 概況(平成19年3月31日現在)

名称	財団法人 石川県音楽文化振興事業団
所在地	金沢市昭和町20番1号(音楽堂内)
代表者	理事長 谷本正憲(県知事)
設立年月日	昭和63年6月10日
構成員	3団体(石川県38百万円、金沢市10百万円、財団法人石川県文化・産業振興基金2百万円)
役員等数	理事18人、監事3人、評議員22人
設立の目的	音楽文化の普及振興を図り、もって県民文化の発展向上と地域振興に寄与すること
事業内容	オーケストラ運営事業 ジュニア、アマチュアオーケストラの育成振興事業 邦楽技能伝習事業 石川県から委託を受けて行う音楽文化施設の管理運営事業 その他前項の目的を達成するのに必要な事業
沿革	平成13年9月 音楽堂の管理運営等を行うため、事務所を金沢市広坂から音楽堂内に移転 平成18年4月 県から音楽堂の指定管理者に指定される(期限:平成21年3月末)

(2) 組織図



(3) 指定管理者制度導入までの経緯

年月	内容
平成17年2月	石川県立音楽堂条例の改正(指定管理者制度導入の決定)
平成17年3月	指定管理者の募集方式を非公募と決定

年月	内容
平成 17 年 8 月	行政経営課「公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」作成
平成 17 年 9 月	文化振興課から事業団へ申請書の提出依頼
平成 17 年 10 月	事業団から文化振興課へ申請書を提出
平成 17 年 11 月	文化振興課で事業団の審査及び選定を実施
平成 17 年 11 月	県議会へ事業団を指定管理者とする議案提出
平成 17 年 12 月	上記議案が県議会で可決
平成 17 年 12 月	文化振興課から事業団へ指定期間（3 年、注）の通知
平成 18 年 3 月	文化振興課・事業団間で基本協定書締結
平成 18 年 4 月	事業団を指定管理者とする体制がスタート

（注）行政経営課作成の「運用指針」に準拠し、原則的な年数である 3 年としている。
これは一定期間がなければ、制度導入効果が得られないとの行政経営課の判断によるものである。

（４）非公募方式の採用理由

区分	理由
非公募	事業団が、管理委託業務を通して企画立案のノウハウや音楽の知識を豊富に有した専門職員を多数擁しており、音楽堂を本拠地とした OEK を運営し、音楽堂と極めて密接な関係にあるため。

（５）指定管理者の業務

「石川県立音楽堂指定管理者業務運営仕様書（以下「仕様書」という）」によれば、指定管理者の業務は以下の通りである。

- 1．音楽堂における音楽、邦楽、演劇その他の舞台芸術を振興すること
 - ア．音楽堂を本拠地としている OEK と一体となった音楽文化の普及・振興事業の実施
 - イ．音楽文化の普及・振興を図るための自主事業の実施

なお、これらの業務については、石川県が認めたものに限り、別途予算の範囲内で補助金を予定している。
- 2．音楽堂の利用の促進に関すること

音楽堂の広報、宣伝を行い、利用の促進を図ること。

また、学会、会議の誘致、営業活動の積極的推進により、ホール使用料収入、ホール稼働率の確保を図ること

3．音楽堂の使用の承認（貸館）に関すること

ア．音楽堂の使用に関すること

- (ア) 音楽堂施設、備品の使用承認、供用を行うこと
- (イ) 使用に必要な施設設備の操作等を行うこと
- (ウ) 使用者に対し、使用上必要な指導や助言を行うこと
- (エ) 受付、案内等を行うこと
- (オ) 音楽堂使用のための書類等を作成・管理すること

イ．音楽堂の安全確保に関すること

- (ア) 緊急時対策及び防犯・防災に関すること
- (イ) 施設、設備に関して必要な対策を講じること

4．音楽堂の運営及び維持管理に関すること

ア．「施設の運営・管理業務仕様書」に基づき音楽堂を適正に運営・管理すること

- (ア) 設備機器（電機、空調、給排水衛生、消防設備等）の運転監視及び保守管理業務
- (イ) 清掃業務
- (ウ) 舞台操作運営管理業務
- (エ) 警備及び駐車場業務
- (オ) 総合案内書、チケットボックス、音楽資料室等運営業務
- (カ) 音楽堂管理システム保守業務
- (キ) 舞台機構保守業務
- (ク) エレベーター保守業務
- (ケ) エスカレーター保守業務
- (コ) 自動扉保守業務
- (サ) 機械式駐車場保守業務
- (シ) 植栽維持管理業務
- (ス) パイプオルガン保守点検業務
- (セ) ピアノ、オルガン、チェンバロ調律保守点検業務
- (ソ) 文化交流スクエア展示保守業務

イ．「備品」を適正に管理すること

備品を善良な管理者の注意義務をもって保管し、又は、使用し、管理すること。

5．その他音楽堂の管理上知事が必要があると認める業務

ア．全国公立文化施設協会に加盟し、会員として活動すること。

- イ．ホームページの作成・管理を行うこと。
- ウ．必要な報告書の作成、報告を行うこと。
- エ．事業計画書を作成すること。
- オ．施設に関連する地元周辺地域関係者との連絡協調業務
- カ．その他石川県と指定管理者が協議して定める施設の管理に関する業務

(6) 責任分担

仕様書によれば、指定管理者と石川県の責任分担は次の通りである。

内容		指定管理者	石川県
施設の保守点検			
施設の維持管理			
安全衛生管理			
施設の損傷	管理上の瑕疵に係るもの		
	上記以外	協議事項	
利用者の損害	管理上の瑕疵に係るもの		
	損害保険の加入		
	上記以外	協議事項	
施設の小規模修繕 (性能・機能の回復程度のもの)			
施設の大規模修繕 (資産価値の向上又は耐用年数の延長となるもの)			
個々の業務の委託			
火災保険の加入			
包括的な管理責任			

(7) 県における委託料の推移

事業団は平成 17 年度までは管理委託先として、平成 18 年度からは指定管理者として下記の委託料を県から収受している。事業団の地位は変わったが、その実質的な負担は変わらないため、下表では時系列により表示している。

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
金額 (千円)	425,701	627,110	606,218	595,567	581,533	531,715

上表のように、平成 13 年度は年度半ばでの開館のため、委託料の計上額が小さくなっている。また、委託料は、通期開業した平成 14 年度から平成 17 年度までは前年度比 1.8% ~ 3.3% 減少しているが、指定管理者制度を導入した平成 18 年度においては前年度比 8.6% と大きく減少している。指定管理者制度導入趣旨の一つであるコスト削減が図られているのが伺える。

(8) 指定管理者の評価 (平成 18 年度)

平成 18 年度の「県指定管理者制度導入施設評価状況一覧」によれば、文化振興課による事業団に対する評価は以下の通りである。

項目	評価	主な理由
サービスの維持・向上	A	各種事業の充実や広報、営業活動を積極的に展開し、音楽会や学会での利用増により開館以来最高の利用者となった。
利用促進	A	
施設等の修繕・維持管理	B	
危機管理	B	
組織・体制	B	
総合評価	B	

A (優) B (良) C (可) D (不可)

4. ホールでの主な公演の状況

年度	区分	内容
平成13年度	洋楽の部	9/20 オトリオ「呼び交わす山河～」 10/17 ウィン・フィルハーモニー管弦楽団 10/28 伴リス室内管弦楽団 12/1 スウェーデン放送合唱団 12/9 ドレスデン国立歌劇場室内管弦楽団 1/20 キング・オブ・ジャズ
	邦楽の部	9/14 邦楽舞踊 至芸つどう 9/15 邦楽舞踊 至芸つどう 9/24 松竹大歌舞伎 10/2 文楽 10/20 創作舞踊劇「利家とまつ」 11/2 雅楽千年 11/9 中国江蘇省歌舞劇院公演 3/10 邦楽 三趣会
平成14年度	洋楽の部	5/13 サバト・レ・アッカド & フル・ノ・カニーノ 6/21 ワイマル歌劇場管弦楽団 9/29 ハレ「くるみ割り人形」 11/6 スタニスラフ・ブーニンとOEK 11/12 ロイヤル・コンサートハウス管弦楽団 11/15 ヨーヨー・マとOEK
	邦楽の部	9/28 雅楽 10/27 邦楽三趣会
平成15年度	洋楽の部	4/8 山下洋輔&林英哲 5/14 ギト・ン・クレールとOEK 5/17 ハンブルク北ドイツ放送交響楽団 6/23 五嶋みどりヴァイオリンコンサート 6/24 ドレスデン・フィルハーモニー管弦楽団 3/7 素囃子奏者とOEKの共演
	邦楽の部	4/25 ワコウ寄席・はひふへほっと寄席 9/24 三趣会（日本の音・日本の声） 3/19 猿の芸能
平成16年度	洋楽の部	5/16 ドレスデン国立歌劇場管弦楽団 6/10 上海オルド・ジャズバンド 10/10 喜歌劇「こうもり」（オペラ形式） 10/17 ギト・ン・クレール&OEK 11/6 ベルリン・フィルハーモニー管弦楽団 3/13 金沢素囃子とOEKの共演
	邦楽の部	11/3 大歌舞伎（勸進帳） 1/23 鶏の芸能 2/27 古都みやび選
平成17年度	洋楽の部	10/3 台北市立国立楽団 11/14 チェコ・フィルハーモニー管弦楽団
	邦楽の部	6/19 加賀の華・江戸の粋 1/31 戌の芸能 3/19 道成寺の舞踊
平成18年度	洋楽の部	5/22 アルバ・ン・ベルグ 四重奏団 6/4 ヨーヨー・マ&チュリツ・ト・ソル管弦楽団 11/5 オトリオ「森の歌」 11/23 スタニスラフ・ブーニン サイタル
	邦楽の部	6/25 邦楽三趣会

5 . 広報活動の状況（指定管理者の活動）

音楽堂からの情報発信とチケットの販売促進を図るため、多様な媒体を通じ幅広く広報活動を行った。

- (1) 情報誌「CADENZA（カデンツァ）」年 4 回発行、発行部数 10,000 部/回、無料配布
- (2) 「音楽堂コンサーガイド」毎月発行、発行部数 18,000 部/回、無料配布
- (3) 広報事業

メディア活用：地元紙、テレビ局、雑誌などに紹介記事か広告を掲載

宣伝材料：チラシ、ポスターを県内各自治体、ホール、図書館などに配布

JR 金沢駅、小松空港などでのポスター掲示、チラシスタンドの設置

ホームページでの紹介

(音楽堂) <http://www.ongakudo.pref.ishikawa.jp>

(アンサンブル金沢) <http://www.oek.jp>

チケットの自主販売及びプレイガイドによる委託販売の実施

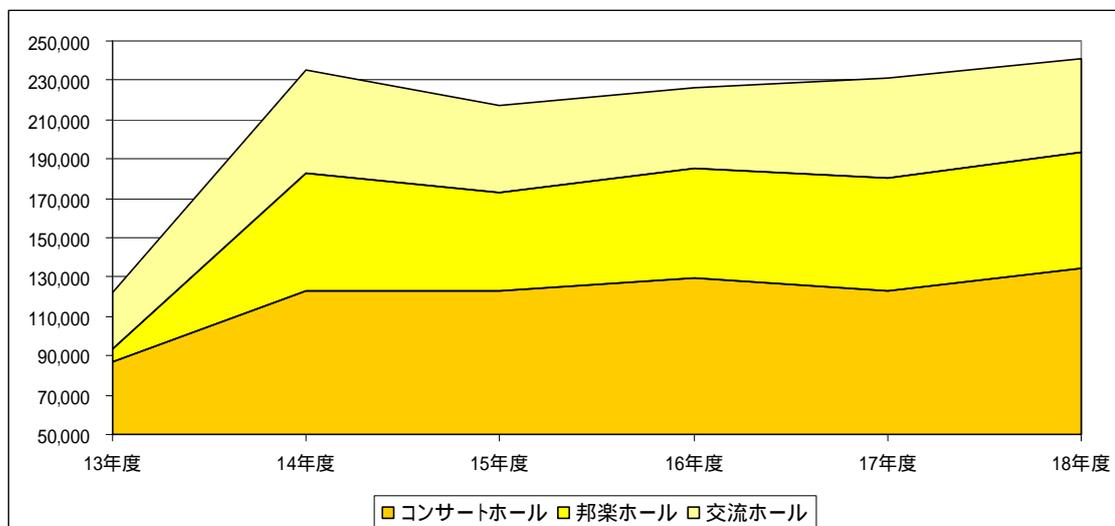
6 . OEK 定期会員制度及び賛助会員制度（指定管理者の活動）

定期公演において、年間指定席の実施と安定的な集客を図るため 3 シリーズの定期会員制度を運用した。また、オーケストラ運営や青少年の育成・日本の芸術文化振興に寄与する事業に賛同し支援する賛助会制度も併せて運用した。

7. 入場者数の推移

(1) 概況

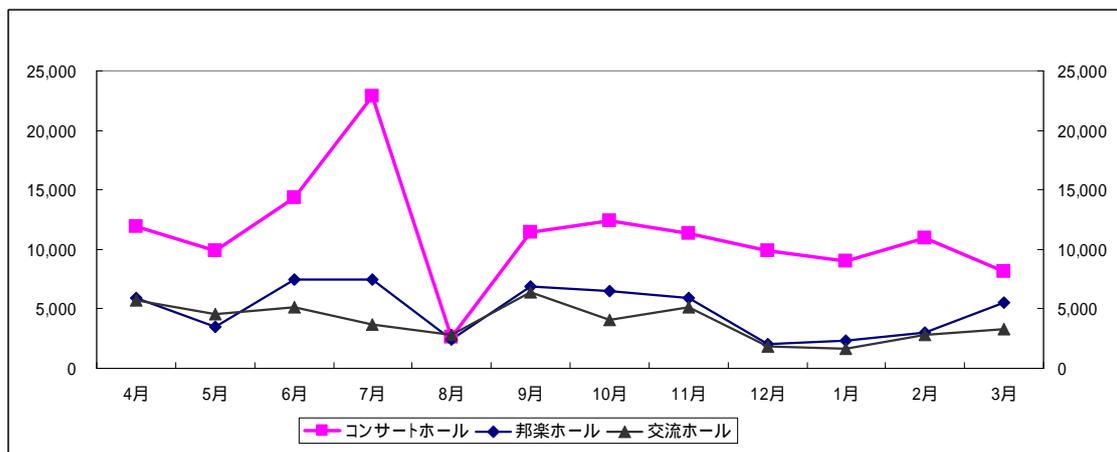
最近5年度のホール別入場者数の推移は以下のグラフの通りである。



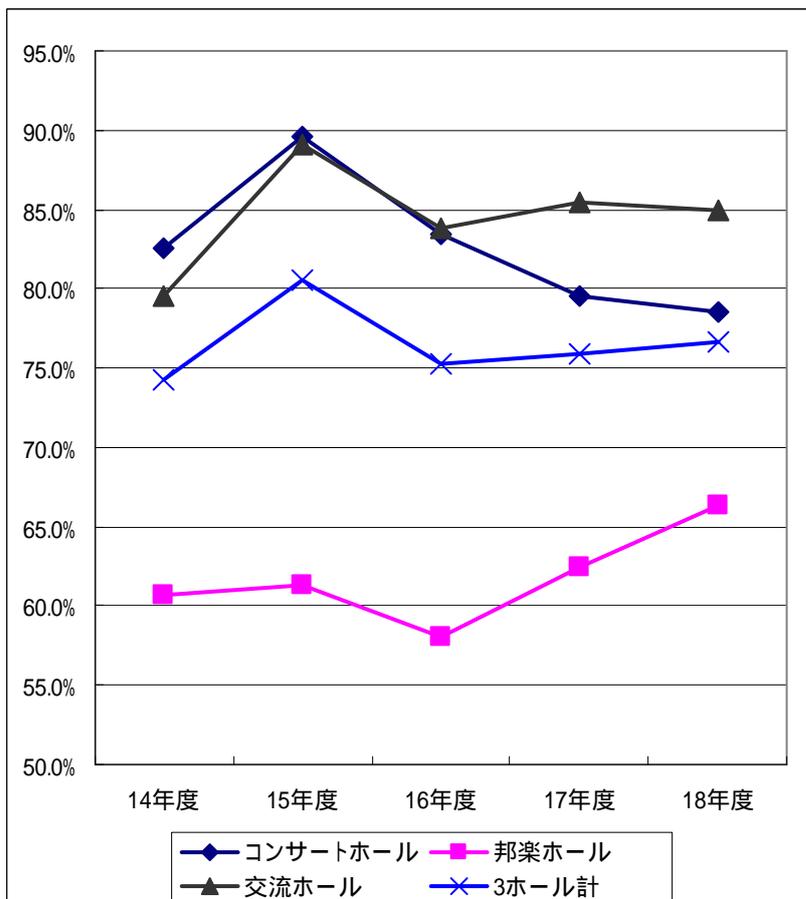
上記のように平成13年度は年度半ばの開館のため入場者数は少なくなっている。また、最近5年度の入場者数については、コンサートホールは増加傾向、邦楽ホール及び交流ホールは横ばいにあることが分かる。

文化振興課では平成18年度において、平成20年度の入場者数の目標を過去3年度の伸び率を考慮し240,000人としているが、当該目標は平成18年度において早々と達成している。「石川県新長期構想」によれば、現状に満足することなく、平成26年の入場者数の目標を250,000人としている。しかし、事業予算が縮減される中で入場者数を1万人上積みするためには、公演回数を大幅に増加させるなど、決して簡単な目標ではないと思われる。

なお、平成18年度のホール別月別入場者の推移は以下のグラフの通りである。



上記のように、コンサートホールにおいて7月の入場者数が特に多いのは、コンサートに加えて学会や研究大会等の大口の利用があったためである。なお、公演・学会等が少ないため、例年8月の入場者数は減少する。



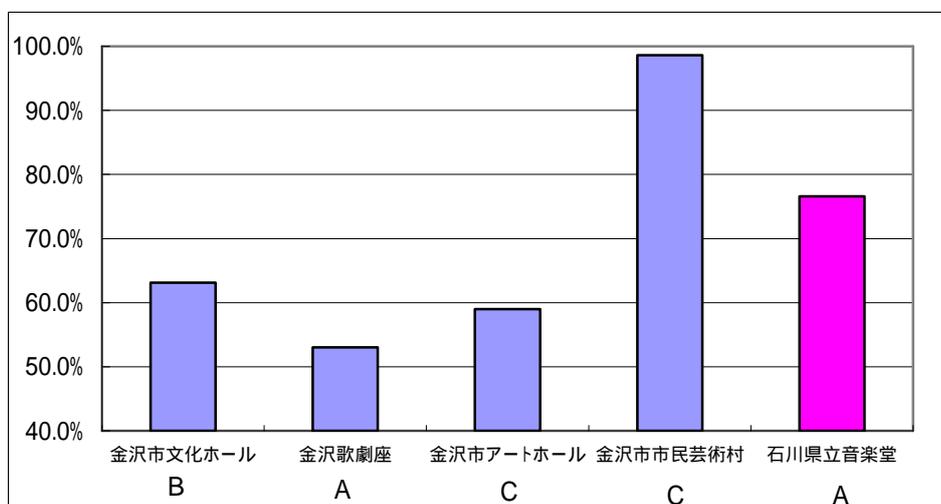
また、最近5年度の音楽堂におけるホール別稼働率の推移は左グラフの通りである。

これによれば、邦楽ホールの稼働率が他ホールに比べ低水準にあるものの、事業団の営業努力もあって近年は上昇傾向にあることが分かる。

さらに、平成15年度においては、コンサートホール及び交流ホールの入場者数の増加が著しいが、これは、事業団による自主事業の増加によるものである。

また、平成18年度における金沢市内公営ホールの稼働率は以下のグラフの通りである。

(算式) 稼働率 = 稼働日数 ÷ 利用可能日数



(注) 事業団提供資料による。

メインホール最大収容人員数 A: 1500~1999、B: 500~999、C: 499以下

これによれば、規模が小さく稼働率が 98.6%と極端に高い金沢市市民芸術村を除けば、市内他ホールに比べ、音楽堂の稼働率が著しく高いことが分かる。これには、他の公営ホールが貸館事業を専門とするのに対して、音楽堂の稼働率の分子には活動拠点としていた OEK の練習日数を含むことが寄与している。なお、試みに OEK の練習日を分母分子から除いて算定した稼働率は、72.5%と市内他公営ホールよりは優位にあるが、利用者負担率をさらに高めるために次のような検討を求めたい。

(2) 監査の結果

稼働率の把握（意見）

指定管理者である事業団自らが OEK の運営主体であることから、OEK の練習日を分母分子から除いて算定した施設稼働率を意識した管理運営を行うほうが望ましい。

仕様書によれば、指定管理者の主要業務として「音楽堂を本拠地としている OEK と一体となった音楽文化の普及・振興事業の実施」に加え、「学会、会議の誘致、営業活動の積極的推進により、ホール使用料、ホール稼働率の確保を図ること」も規定されている（「3. 指定管理者の状況（5）指定管理者の業務」参照）。

このように、事業団には OEK の活動を阻害しない範囲で施設の稼働率を増加させることが求められているため、OEK の練習日を分母分子から除いて算定した稼働率を意識して管理運営を行うべきである。県が長期目標として掲げる、平成 26 年度までの入場者数 1 万人増加に向けて、上記のような意識付けが特に必要と考えられる。

8. 業務委託の状況

(1) 概況

地方自治法第 234 条によれば、地方自治体が契約を締結する場合には、一般競争入札（注 1）・指名競争入札（注 2）・随意契約（注 3）等の方法により締結する。また、一般競争入札を原則としながらも、政令等で定められている場合には指名競争入札や随意契約によることができる。

また、地方自治法施行令第 167 条によれば、一般競争入札ではなく指名競争入札によることができる場合は以下の通りである。

1. 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき
2. その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき
3. 一般競争入札に付することが不利と認められるとき

（注 1）「一般競争入札」とは不特定多数の者を入札に参加させ、契約の相手方となる

ために競争させる方法である。

(注2)「指名競争入札」とは、資産、信用その他についてあらかじめ適切と認める特定多数の者を通知によって指名し、入札の方法により競争させる方法である。

(注3)「随意契約」とは、競争の方法によらないで、特定の相手方を任意に選択して締結する方法である。

なお、石川県財務規則(以下「財務規則」という)第129条第6号によれば、契約の予定価額が100万円以下の業務委託契約については、随意契約によることができる旨が規定されている。さらに、運用上の取扱いを定めた県「見積徴収者数等早見表」においては以下のように規定されている。

金額の範囲	委託料
10万円以下	見積1者以上
10万円超50万円以下	見積2者以上
50万円超100万円以下	見積3者以上
100万円超	入札5者以上

(2) 運營業務委託の状況

事業団が運營業務委託を行っているもののうち、主なものは以下の通りである。

(金額：千円)

No.	区分	業務内容	契約形態		契約先		契約額		落札率
				前年度		前年度		前年度比	
1	(ア)	設備機器運転監視及び保守管理業務	競争入札	競争入札	A社	同左	102,375	-2.0%	99.7%
2	(ウ)	舞台操作運営管理業務	随意契約	随意契約	B社	同左	66,417	-2.0%	
3	(イ)	清掃業務	競争入札	競争入札	C社	同左	58,086	-5.1%	99.6%
4	(エ)	常駐警備業務	競争入札	随意契約	D社	同左	38,078	-28.1%	78.6%
5	(キ)	舞台機構保守業務	随意契約	随意契約	E社	同左	35,112	0.0%	
6	(オ)	総合案内所等運営業務	随意契約	随意契約	F社	同左	25,200	-11.5%	

(注) 100万円超のもののみ表示

区分欄の記号は、「3. 指定管理者の状況(5) 指定管理者の業務」の各記号に対応

契約期間はいずれも平成18年4月1日から平成19年3月31日までとなっている

上記のように、No.5の業務を除き、契約額は前年度に比べ減少している。特に随意契約から競争入札に変更したNo.4の業務において減少率が28.1%と大きい。

ここで、上記6件はいずれも100万円以上であり、財務規則上は競争入札が原則である。

しかし、上記のNo.2、5、6の各業務については以下の理由により随意契約としている。

No.	理由（要約）
2	<p>（B社） 県内の主要公共ホールの舞台、音響、照明操作を受託しており、実績と信頼がある。 県内特有の主要な邦楽・伝統芸能の舞台プランニングから本番操作を担当し、実績を積み重ねてきており、邦楽・伝統芸能界の動向や会派流派の考え方等を熟知している。 舞台に使用する大量の大道具・小道具を保管管理しており、適時適切に諸道具の提供に应付することができる。 舞台道具は、現場の手直しが必要であるが、豊富な技術員、かつ、優秀な技術陣を常に配備しており、緊急時に即座に対応できる。</p>
5	<p>（E社） 音楽堂内に設置された吊物機構及び舞台機構の安全で円滑な運用を図るためには、製作者の専門技術者が保守点検をする体制が不可欠であるため。</p>
6	<p>（F社） 音楽堂開館以来当該業務を熟知しており施設の状況を的確に把握し、総合案内機能を適正に果たせる。日本で初めてコンサートホール案内業務を確立したG社と総合的業務指導の提携がなされ、定期的な業務研修及び派遣を行っており質の高いサービスを提供できる。経験豊富な人材が常に登録されており適材適所に対応できる。</p>

事業団によれば、G社は国内でも著名なコンサートホールを運営し比類なき実績を有しているため、G社と提携関係にあるF社との関係が望まれるが、今後は競争入札の導入の可能性を検討するとのことである。

（3）実施した手続

業務委託事務に関する準拠性を検討するために、担当者への質問、関連帳票の閲覧及び上記6件の業務委託契約について証憑突合を実施した。閲覧及び突合した証憑は、予定価格調書、見積書、契約書及び支出負担行為伺である。

（4）監査の結果

特記すべき事項は発見されなかった。

9．財産の状況

（1）概要

音楽堂に所在する県所有物は以下の通りである。

区分	分類	内容
公有財産	行政財産	音楽堂土地・建物
物品	重要物品	楽器類、車両など
	備品	電機機器、事務用備品、書籍など

財務規則第223条第1項では物品は美術品、備品、消耗品、生産物、原材料品、動物に分類され、同第3項ではこのうち1点の価格が100万円以上の美術品、備品及び動物は重要物品とされている。

また、音楽堂における各財産の管理台帳は以下の通りである。

区分	分類	管理台帳	点数
公有財産	行政財産	公有財産台帳	
物品	重要物品	重要物品台帳	16
	備品	備品台帳	3,103

(注) 重要物品及び備品の点数は、平成18年9月12日現在の点数による

(2) 実施した手続

財産管理事務に関する準拠性を検討するために、担当者への質問及び各管理台帳の閲覧のほか、分類毎に以下の手続を実施した。

- ・行政財産 : 全件不動産登記簿謄本と突合
- ・重要物品 : 全 16 件現物確認を実施
- ・備品 : 任意に 18 件現物確認を実施

(3) 監査の結果

() 重要物品及び備品の現物確認 (指摘事項)

財務規則第 231 条によれば、主務課長又は廊長は、毎年 3 月 31 日現在において、職員が使用中の物品及び出納員又は物品取扱員が保管する物品を帳簿と照合のうえ点検し、帳簿に記名押印しなければならない。また、財務規則第 223 条第 5 項によれば、重要物品については、毎会計年度末現在における現在高を翌年度の 5 月 31 日までに会計管理者に報告しなければならない。その際、音楽堂の備品の維持管理責任を有する指定管理者(事業団)が、財務規則に従い現物確認を行わねばならない。しかし、平成 13 年 9 月の開館以降、備品の現物確認が実施された形跡がない。

備品については、財務規則第 231 条に従い毎年度 3 月 31 日現在で現物確認を実施すべきである。

また、重要物品についても、財務規則第 223 条第 5 項に従い全件を対象に毎年度 3 月 31 日現在で現物確認を実施すべきである。

なお、石川県財務規則 231 条の取扱いについては、総論 4 6 頁を参照のこと。

() 管理シールの貼付 (指摘事項)

財務規則第 237 条第 1 項及び同取扱要綱 11 によれば、表示が外観を損なう場合などを除き、一点ごとに課(室)名又は廊名若しくは事務所名、細分類番号及び登録番号を所定の様式(管理シール)により表示する必要がある。

しかし、下表のように、監査人がサンプルで抽出したのものには所定の管理シールが貼付されていないものや、現物に貼付された管理シールと備品台帳とで管理番号が相違しているものがあつた。

特徴	区分	内容
管理シールなし	重要物品	ピアノ、チェンバロ、車両など計 14 点
	備品	ワイアレスインカム、プラズマテレビなど計 7 点
管理 No.相違	重要物品	サーバー 4 点
	備品	プラズマテレビ 2 点

財務規則に従い、台帳上の管理番号を記した管理シールを現物に貼付すべきである。所定の管理シールの貼付は、効率的な現物確認や県有財産と事業団の財産との区別のためにも必要である。

() 音楽資料室における CD 及び DVD の貸出管理（指摘事項）

音楽資料室には合計 3,486 点に及ぶ CD 及び DVD が保管され、利用者の視聴の用に供している。このうち 3 件 4 点については、事業団職員へ貸出後 3 年以上経過していた。これは、事業団において CD 及び DVD に係る貸出ルールが明確になっていない中で、貸出を受けた事業団職員が長期に渡り返却を失念していたことによる。

CD 及び DVD は県有財産であり、事業団にはこれらに関する管理保管責任がある（「3 . 指定管理者の状況（5）指定管理者の業務」参照）ことから、返却が滞っている借受者に早期の返却を求めるべきである。

（平成 20 年 1 月には全て返却されているとのこと）

また同じことが繰り返されないように事業団において貸出対象者、貸出権限、貸出期間などを定めた規程を策定すべきである。

（平成 20 年 1 月 1 日から適用される「音楽資料室所蔵資料貸出しに関する規程」策定している）

() 音楽資料室における「CD 検索」管理（指摘事項）

音楽資料室の CD 及び DVD については、県所定の様式ではなく、パソコンによる電子データ（「CD 検索」）で管理しているが、当該「CD 検索」の様式利用については、会計管理者又は総務部長の承認を得ていない。財務規則第 241 条第 1 項但書によれば、県所定の様式以外の管理台帳を利用する場合には会計管理者又は総務部長の承認が必要である。

() 音楽資料室における CD 及び DVD の現物確認（意見）

開館以来不定期に 2 回現物確認を実施しているに過ぎない。

CD 及び DVD については、消耗品として財務規則上直ちに現物確認は要求されないものの、音楽の普及・振興を目的とする音楽堂においては特に重要と考えられるため、定

期的な現物確認が必要ではないかと考える。

() 備品台帳の記載(意見)

備品台帳の配置場所欄には「石川県立音楽堂」と記載されているのみで、備品台帳に記載されたものについて現物の特定が困難である。現に、監査人が台帳からサンプルで抽出したものに直ちに現物確認ができないもの(テーブル1点)があった。

音楽堂所有の備品数は膨大であり、現物確認の効率化のため音楽堂内の具体的な場所の記載が望まれる。

() 重要物品台帳(機械器具・動物・その他)の整理保存(意見)

重要物品台帳(機械・動物・その他)綴りにおいて登録番号2番の台帳は見られたが、登録番号1番が綴じこまれていない。文化振興課によれば登録番号を2番から開始した「単なる事務ミス」と考えられるとのことであるが、台帳記載の網羅性の観点からは、処分の場合を除き登録番号の連番を飛ばすべきではない。

10. その他財務事務

(1) 概要

県が事業団を通じて収受する各種使用料及び県が事業団に対して支払った委託料並びに事業団（音楽堂管理会計）の最近3年度の状況は以下の通りである。なお、前述のように音楽堂においては平成18年度から指定管理者制度を採用している。

県財政への影響

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	増減
使用料及び手数料	115,508	120,564	140,769	20,205
委託料	595,568	581,533	531,715	49,818
実質県負担額(差引)	480,060	460,969	390,946	70,023

事業団音楽堂管理会計の収支決算書

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	増減	
				構成比	
県受託事業収入	595,568	581,533	531,715	100.0%	49,818
雑収入	1	0	0	0.0%	0
収益合計	595,569	581,533	531,715	100.0%	49,818
給料手当	53,773	58,242	49,235	9.3%	9,006
賃金	2,539	2,169	4,590	0.9%	2,422
法定福利費	5,668	6,144	5,734	1.1%	409
報償費	16,817	16,642	12,040	2.3%	4,602
旅費交通費	1,896	1,303	1,422	0.3%	119
通信運搬費	7,288	6,851	5,112	1.0%	1,739
光熱水費	68,616	62,227	59,567	11.2%	2,660
消耗品費	20,962	24,406	17,823	3.4%	6,584
賃借料	4,530	4,219	2,569	0.5%	1,650
修繕費	4,545	10,912	6,548	1.2%	4,364
印刷製本費	14,327	2,624	2,229	0.4%	394
支払委託料	387,912	378,877	357,049	67.2%	21,827
諸費	1,189	1,440	2,296	0.4%	856
消費税	3,427	3,000	3,000	0.6%	0
その他	2,080	2,478	2,501	0.5%	23
管理費及び事業経費計	595,569	581,533	531,715	100.0%	49,818

会計処理の説明

コンサートホール、邦楽ホール、交流ホール、楽屋、控室、練習室、附属設備及び駐車場料金の使用料は、一旦は事業団が収納し翌週には県に収納される。事業団は料金徴収時に仮受金処理し、1週間分を取りまとめ翌週に県に送金し仮受金を精算する。

また、委託料の金額は県の予算で定められるため、事業団の音楽堂管理会計には県の予算の範囲内での財政運営が求められる。

県負担額の増減

上表「県財政への影響」によれば、指定管理者を導入した平成 18 年度において県の実質負担額は前年度に比べ 70 百万円（15.2%）と大きく減少しており、これは入場者数の増加（「7. 入場者数の推移」参照）に伴う使用料及び手数料の増加に加え、委託料の削減によるものである（下記「著増減に係る説明」参照）。事業団が管理経費を従来以上に圧縮させる中で、従来以上に使用料を獲得したことは一定の評価に値する。これは事業団に一種の危機意識が生じたためであり、一定の指定管理者制度導入効果が認められる。

著増減に係る説明

平成 17 年度と比較し平成 18 年度の給料手当の減少が著しいが、これは県からの派遣者 1 名が退職したことが主因である。また、支払委託料の減少も著しいが、これは警備業務委託を随意契約から一般競争入札に変更したことが主因である。さらに、光熱水費、消耗品費及び修繕費の減少は、厳しい支出抑制を行ったためである。

なお、平成 17 年度以降印刷製本費が著しく減少しているのは、従来は全額を音楽堂管理会計すなわち実質的には県に負担させていたが、各出版物の内容に応じて負担関係を整理し、一部を事業団に負担させることとした結果である。

（2）実施した手続

収入及び支出事務に関する準拠性を検討するために、担当者への質問及び関連帳票の閲覧を実施した。具体的な手続は以下の通りである。

貸借対照表項目のうち仮受金については任意に 3 件を抽出し、関連証憑と突合した。損益計算書項目については、金額の比較的大きな県受託事業収入、給料手当、光熱水費、消耗品費及び支払委託料について検討を行った。県受託事業収入、給料手当、光熱水費及び消耗品費については、各科目の総勘定元帳から任意に 1 件を抽出し、担当者への質問及び関連証憑の査閲により検討を行った。支払委託料については、「業務委託の状況」参照。

（3）監査の結果

特記すべき事項は発見されなかった。

石川県産業展示館

[施設の概要]

(産業展示館地図)



1. 施設の概要

所在地 : 金沢市袋島町南193番地

供用開始 : 昭和47年6月

設置の趣旨 : 産業展示館は、地方自治法第244条第1項の規定に基づき、産業の振興発展を図ることを目的としている。石川県内企業による見本市や展示即売等をはじめとして様々な企業活動に使用している。また、コンサート、セミナー等の産業目的以外の催事にも使用している。

設置根拠条例 : 石川県産業展示館条例

面積・構造等 : 敷地面積 : 84,136㎡ 建築延面積 : 24,605㎡

鉄骨鉄筋コンクリート造り、屋根鉄骨造り

長尺カラー鉄板瓦、棒葺き(1~3号館)、ステンレス葺(4号館)

1号館 4,422㎡

2号館 3,015㎡

3号館 8,008㎡

4号館 9,160㎡
 屋外展示場 4,262㎡
 その他 55,269㎡(芝生広場、周辺園路)

主要施設 : 展示場、商談室、会議室、特別会議室、多目的室、主催者室

取得金額 : 産業展示館3号館 東面 2,031,729千円
 産業展示館3号館 西面 306,803千円
 産業展示館2号館 1,179,312千円
 産業展示館1号館 1,344,095千円
 産業展示館4号館 5,601,000千円
 合計 10,462,939千円

管理運営 : 設置者 石川県
 所管部署 商工労働部経営支援課
 指定管理者 財団法人石川県県民ふれあい公社

開館時間 : 9時～17時

休館日 : 12/29～1/3、メンテナンス日

駐車場 : 3,500台(無料)

利用料金 : 指定管理者制度移行後も使用料の変更はない。また事業所税の負担等から、利用料金制を採用していない。

単位：円

区 分		全 日	午前9時～ 正午	正午～ 午後5時	午後5時以降
1号館	展示場	375,130	140,670	234,460	1時間につき 51,990
	特別会議室	10,000	3,750	6,250	" 1,370
2号館	展示場	218,150	81,550	136,600	" 29,560
	会議室	9,500	3,560	5,940	" 1,310
	特別会議室	37,500	14,060	23,440	" 5,150
3号館	展示場(全面)	730,910	274,220	456,690	" 100,920
	展示場(東面)	507,660	190,630	317,030	" 70,330
	展示場(西面)	223,250	83,590	139,660	" 30,580
	会議室	20,380	7,640	12,740	" 2,850
	特別会議室	14,000	5,250	8,750	" 1,920
	主催者室	10,590	3,970	6,620	1室につき 6,620
4号館	展示場(全面)	862,420	323,150	539,270	1時間につき 118,250
	展示場(北面)	379,210	142,710	236,500	" 51,990

	展示場（南面）	483,190	180,430	302,760	1時間につき 66,260
	第1会議室	9,160	3,460	5,700	" 1,220
	第2会議室	10,190	3,870	6,320	" 1,420
	特別会議室	12,500	4,680	7,820	" 1,710
	第1主催者室	4,480	1,680	2,800	1室につき 2,800
	第2主催者室	5,490	2,030	3,460	" 3,460
	第1、3、4商談室	4,480	1,680	2,800	" 2,800
	第2商談室	2,230	840	1,390	" 1,390
屋外 展示場	2号館前	104,990	39,750	65,240	1時間につき 14,270
	4号館前（北面）	30,570	11,210	19,360	" 4,170
	4号館前（南面）	48,920	18,340	30,580	" 6,720
	多目的室	48,920	18,340	30,580	" 6,720
	1・2・3号館 商談室	2,230	840	1,390	1室につき 1,390
	屋外展示用地	1㎡1日につき39円			

- * 搬入、搬出に使用する場合は使用料は半額とする。ただし10日間を超える部分については20%とする。
- * 映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物のうち、使用者が入場料その他これに類する対価を入場者から徴収するもので、条例第4条の規定による目的外の使用に係る使用料の額は前項の使用料の額の2倍とする。
- * 冷暖房、展示用に使用する電気料金及び重油料金は実費を徴収する。
- * 多目的室等で使用するガス料金及び水道料金は実費を徴収する。

貸出備品

単位：円/日

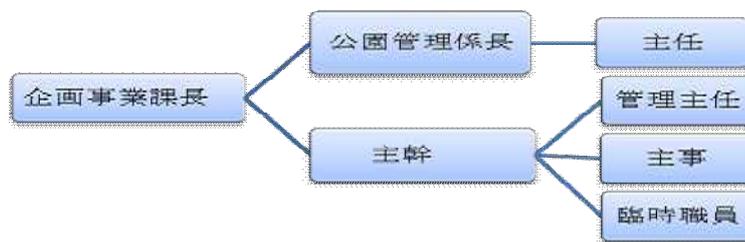
机	1脚	70
椅子	1脚	70
放送設備	1式	3,160
ステージ	1式	13,660
音響設備（1号館）	1式	3,160
音響設備（2号館）	1式	14,270

2. 建設の経緯

- 昭和47年6月： 産業展示館現2号館完成（各種産業の展示、スポーツの催事会場として）
- 昭和49年3月： 産業展示館現3号館西面完成（県政百周年記念行事として）
- 昭和56年8月： 産業展示館現1号館完成
- 昭和61年4月： 産業展示館現3号館東面完成
- 平成4年5月： 産業展示館4号館第一期工事完成
- 平成6年3月： 産業展示館4号館の第二期工事完成

3. 組織図

[指定管理者（財団法人石川県県民ふれあい公社）]



業務を効率よく行なうために、西部緑地公園全体を管理運営し、公社全体で合理化を図っている。

経理上、産業展示館は常時2名、兼務2名（計4名）としている。

積算上4名にしているのは、人事異動があると給料金額が変動してしまうおそれがあるためであり、平均給料を出してそれぞれの施設に人数で割り振りをしている。

4. 指定管理者

指定管理者の手続

設置管理条例での規定

指定管理者に施設の管理を行わせる際の管理の基準、業務の範囲及び指定の手続については、石川県産業展示館条例で規定している。

指定管理者の選定基準

- ・事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- ・事業計画書の内容が、最小の経費で展示館の施設等の適切な維持管理を図ること

ができるものであること。

- ・事業計画書の内容が、最小の経費で展示館の効用を最大限に発揮できるものであること。
- ・申請者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること。

指定期間

平成18年4月1日～平成21年3月31日（3年間）

遵守する法令

- ・地方自治法
- ・地方自治法施行令
- ・石川県産業展示館条例
- ・石川県産業展示館条例施行規則
- ・その他関係法令

指定管理者が行う業務の範囲

- ・展示館を使用する者への利便の提供に関する業務
- ・展示館の利用の促進に関する業務
- ・展示館の使用の許可に関する業務
- ・展示館の施設、設備及び備品の維持管理及び修繕に関する業務
- ・前各号に掲げるもののほか、展示館の管理に関し、知事が必要と認める業務

管理料

県は管理業務実施の対価として、指定管理者に対し予算の定める範囲内で管理料を支払うものとする。管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度県と指定管理者が協議のうえ定めるものとする。

責任分担について

指定管理者と石川県との責任分担は基本協定書に規定されている。

内容	指定管理者	石川県
施設の保守点検		
施設の維持管理		
安全衛生管理		
使用料の収納		

施設の損傷	管理上の瑕疵に係るもの		
	上記以外	協議事項	
利用者の損害	管理上の瑕疵に係るもの		
	上記以外	協議事項	
施設の小規模修繕(性能・機能の回復程度のもの)			
施設の大規模修繕 (資産価値の向上又は耐用年数の延長となるもの)			
個々の業務の委託			
施設の利用促進に関すること			
火災保険の加入			
包括的な管理責任			

協定の締結

議会の議決を経て指定管理者に指定された後に、基本協定書と年度協定書を締結している。

管理料の積算方法

管理料の推移

単位：千円

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
177,228	200,916	152,567	169,025	154,282

平成18年度の管理料の額は、指定管理者が負担金事業の費目ごとに見積もりした予算要求書に基づいて県側の査定を受けて決定される。年度末に、年度協定書に関する覚書により、水道光熱費等の実費徴収やインセンティブ分の増額等により補正が行なわれる。

* 年度協定書に関する覚書：

1. 使用料収入が基準額を超過した場合には、超過相当額の2分の1を管理料に増額するものとし、基準額を下回った場合には不足相当額の2分の1を管理料から減額する。
2. 電気料、A重油代の合計額が基準額を超過した場合には超過相当額を管理料に増額するものとし、下回った場合には剰余相当額を管理料から減額する。

上記年度協定書による管理料の補正増額は、平成18年度615千円となっている。

指定管理者の概要

名称：財団法人石川県県民ふれあい公社

目的：自然環境を生かしたレクリエーション施設、県内産業品展示に必要な施設、駐車場施設その他の県有施設等を整備及び管理運営し、広く県民の利用に供することにより、県民の健全な心身の発達向上、県内産業振興等に寄与することを目的とする。

基本金：石川県 12,500千円
 金沢市 5,000千円
 能美市 2,500千円
 七尾市 2,500千円
 能登町 2,500千円
 計 25,000千円

役員：理事長 栗原正一
 副理事長等 21人、監事 2人

5. 利用状況

収入推移

単位：千円

項目	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
目的外使用	61,770	34,905	43,158	42,210	36,211
目的内使用	233,136	245,036	265,904	267,087	255,602
計	294,906	279,941	309,062	309,297	291,813

産業展示館は、平成17年度から収入が減少している。

平成18年度の減少理由については、目的内利用ではイベント関係での利用回数の減少であり、目的外利用では、コンサートの回数の減少である。

稼働率

項目	入場者数(千人)	稼働率(%)
平成14年度	1,186	48.7
平成15年度	1,149	47.0
平成16年度	1,223	49.6
平成17年度	1,159	49.4
平成18年度	1,320	52.4

稼働率：産業展示館の1～4号館それぞれの使用日数に対する年間の稼働率を計算し、1～4号館の稼働率の単純平均により算定している。その際、館を半面のみ使用しても稼働率は全面使用と変わらない。

平成21年度目標稼働率：55%

平成10年度をピークに収入が減少しているが、その理由は次の通りである。イベント回数の減少等により平日の使用が大幅に減少していることが最大の要因となっている。

- (1) 業者向けの中古車オークションの減少
- (2) 家具展示即売会の減少
- (3) 機械関連展示会の減少等

平成18年度のイベント開催状況について（年間稼働率52.4%）

金曜日：企業向け 家具店の卸売等（年間稼働率38%）

土・日曜日：個人向け（年間稼働率73%）

土・日曜日については、利用形態的には閑散期などを除けば稼働率は100%に近い。

- ・傾向的に8月、11、12月は利用が少なく、6月、10月は利用が多い。
- ・金・土・日曜日の利用が多く企業が利用したい時期が重なってしまうという問題がある。

平成18年度の月別使用料収入

単位：円、人

月度	件数	人数	収入額
H18.4	26	142,580	15,497,669
H18.5	32	185,850	20,954,388
H18.6	33	98,140	20,732,676
H18.7	33	51,390	17,484,377
H18.8	34	78,500	25,837,151
H18.9	43	77,760	32,049,903
H18.10	39	230,490	39,644,096
H18.11	20	259,920	11,415,447
H18.12	18	35,070	16,576,109
H19.1	43	58,940	45,665,006

H 1 9 . 2	29	35,490	22,051,268
H 1 9 . 3	33	66,650	23,904,946
計	383	1,320,780	291,813,036

利用状況

平成19年3月

使用目的	使用期間		入場者数
	開始日	終了日	
家具インテリア展示会	3月2日	3月5日	500
大創業祭	3月1日	3月5日	2,000
中古車販売	3月2日	3月4日	3,000
食品展示館	3月6日	3月8日	2,000
骨董&棚卸大市	3月8日	3月12日	12,000
歯科商品展示会	3月8日	3月11日	1,000
自動車の展示・販売会	3月9日	3月11日	7,000
中古車販売	3月9日	3月11日	3,000
加盟店向け商品展示	3月15日	3月17日	700
中古車フェア 中古車展示販売	3月16日	3月18日	1,800
中古車の展示	3月16日	3月18日	1,000
車の販売や模擬店の開催	3月16日	3月18日	20,000
ユーズドカーニバル	3月23日	3月25日	1,500
社 社員ご家族ご招待会	3月24日	3月27日	8,000
全国高等学校ウエイトリフティング選 抜大会	3月24日	3月27日	1,500

6. 利用手続

申し込み

使用申請書等の提出

使用許可

使用計画打合わせ

使用料納入

作業日程表等の提出

使用

終了

使用料は、前納により使用開始日 20 日前までに納入する。

	区 分	受付	許可権者
産業目的	展示会・見本市・産業展覧会・博覧会・オークション・県内事業所の即売会	使用する日の 1年前から	石川県県民ふれあい公社 理事長
	3・4号館1/2使用	8ヶ月前から	
産業以外の目的	各種式典 講演会 興行 県外事業所の即売等	使用する日の 6ヶ月前から	石川県知事
	3・4号館1/2使用	4ヶ月前から	

7. 収支の状況

県財政に対する影響

単位：千円

区 分		平成16年度	平成17年度	平成18年度
収入	利用料金等	309,062	309,297	291,813
支出	受託事業費	152,567	169,025	154,282
収支差額		156,495	140,272	137,531

- * 利用料金等収入は県収入（利用料金制を採用していないため）
- * 受託事業費は委託管理料に等しい（H18年度においては指定管理料）

指定管理者における収支明細

（単位：千円）

区 分		平成16年度	平成17年度	平成18年度
事業収入	受託料	152,567	169,025	154,282
産業展示	報酬	4,974	4,817	-
館管理費	給料	23,266	28,720	27,794
（受託事業費）	退職給与費	2,737	7,268	4,910
	賃金	2,871	2,767	4,462
	報償費	-	275	-
	旅費	105	36	119
	需用費	73,863	72,694	75,142
	役務費	3,233	4,671	4,691
	委託料	33,168	32,656	27,254
	使用料・賃借料	381	339	269
	備品購入費	6,507	5,829	1,966
	負担金	88	6,306	15
	公課費	109	118	418
	福利厚生費	57	49	41
	運営準備積立金	-	-	678
	諸経費	-	-	5,357
	消費税・地方消費税	1,208	2,480	2,166
		計	152,567	169,025

- * 諸経費は間接人件費である。

8. 委託契約

18年度委託契約の内容

(単位：千円)

件名	受託者	契約方法	徴収業者数	予定価格	落札価格	落札率
合併処理施設管理委託	A社	指名競争	5者	2,964	2,961	99.9%
消防用設備等管理委託	B社	指名競争	5者	2,369	1,688	71.3%
夜間警備委託	C社	指名競争	5者	3,284	3,284	100.0%
設備管理委託	D社	指名競争	5者	14,917	14,781	99.1%
廃棄物処理	E社	随契(単価契約)	3者	46,147	44,100	95.6%
				69,037	61,950	89.7%

単位：円/台

- (1) 予定価格と落札価格が、B社を除けば99%以上である。B社の消防用設備等管理委託契約については、西部緑地公園のみの契約から昆虫館などと組み合わせて契約したためである。
- (2) 夜間警備委託と合併処理施設管理委託は、予定価格が年々下がっていることもあり、毎年入札不調で、予定価格に最も近い業者と随意契約しているため、落札率が100%近くになっている。
- (3) 廃棄物処理契約の随意契約は、予定価格が少額の契約であり、3者で競争入札を行なっている。廃棄物処理契約の単価契約とは、1トントラック1台の単価×トラック台数で、見込みが立てにくく、契約上見積もりに合せている。

* 業者の指名について

- ・指名審査委員会を開く。
- ・県の管財課が指定している業者の中から5者以上を選んでいる。
- ・過去3年間の内1度も落札がなかった会社をはずし新しい会社と入れ替えている。
- ・決定の基準：金額
- ・予定価格は、会計規程により理事長が決める。

9. モニタリング

(1) 連絡会

随時、県と指定管理者は連絡会を開催し、管理業務に関する情報交換を行なっている。

連絡会は、電話で毎日行なっており、現物確認が必要なものについては月に1回現地で行なっている。

(2) 事業報告

県は、年度終了後事業報告書の提出を受けたときは、内容を審査し、受理する。

審査とは、県の所管課である経営支援課が、事業報告書の内容が書類・帳簿等と矛盾がないかを確認するものである。

(3) 指定管理者の評価

県の評価基準に従って、所管課である経営支援課が指定管理者の評価を行う。

(詳しくは、監査の結果及び意見(総論)2. 指定管理者の評価を参照)

[監査の結果]

1. 備品管理について(指摘事項)

- ・年度末に備品の現物確認を行なっている。財産台帳(備品台帳・重要物品台帳)は県が管理しており、公社は写しを持っている。
- ・備品台帳は、場所別、番号順に記入されており、現物には細分類番号、登録番号、品名、所属が記載されている。
- ・貸出備品は、1～4号館においてあるが、置く場所は固定されておらず、移動することもある。

現物確認をテスト的に行ったところ、下記の事項につき、現物と台帳とが合わないものが検出された。

(1) 下記の備品については、備品台帳には記載されているが、指定管理者に渡した写しから漏れていた。

細分類番号：26
登録番号：5
品名：ホワイトボード
所属：経営支援課

(2) 2号館の特別会議室にあるキャビネットに備品シールが貼付されていなかった。台帳にも記載されていなかった。

(3) 毀損した机を廃棄したが、それらのうち使用可能な部分を組み合わせて1脚の机として使用していたものがあるが、そうした場合であっても台帳に登載して管理することが望まれる。

以上(1)(2)(3)については、台帳の記載上の不備等によるものであり、今後は現物管理の徹底とともに正確な台帳記載が求められる。

2. 土地管理について(指摘事項)

下記の土地について、公有財産台帳と登記簿謄本とが一致しない。

区分	所在地	公有財産台帳	登記簿謄本
土地	金沢市袋畠町南149	4,383.00 m ²	4,290.91 m ²

この理由は、

公有財産台帳の金沢市袋畠町南149(面積4,383.00 m²)については、登記簿謄本では、分筆後の149-1は県の所有だが、149-2は昭和57年より建設省の所有となっているためである。

公有財産台帳の記載においても事実関係に基づく正確な記載が求められる。

3. 修繕工事について

展示館建設から古いもので35年の年月が経過しており、修繕、特に雨漏りの発生が目立つようになってきている。

修繕についての県と指定管理者である「県民ふれあい公社」との間には、次の取り決めがある（基本協定書）。

施設の小規模修繕（性能・機能の回復程度のもの）：指定管理者負担

施設の大規模修繕（資産価値の向上又は耐用年数の延長となるもの）：県負担

この協定に従って、雨漏りについては大規模修繕と判断し県負担となっている。しかし見方によっては、雨漏りは機能回復程度と解釈できないこともないため、さらに具体的な線引き内容の確認が、協定締結の際必要と考える。ただし、現時点では解釈を巡って問題となったケースはないと聞いている。

4. 利用料金について

産業展示館は、貸し館業務を行っており、あらゆるジャンルの利用がある。

8月、12月は利用が少なく、平日の稼働率は休日の稼働率70%に比べ35%と低い。

理由として平日は、業者同士の見本市をしているほかは一般の集客を対象にした利用の少ないことが挙げられる。

対策として、8、12月限定で料金を3割引にする案が出されたが、利用者全てにとって公平性を保たなければならないことから取りやめとなった。

利用者増加の戦略として、利用料金の設定は重要なポイントの一つである。利用者は一般的に利用料金とそこから得られる利用価値を比較して行動パターンを決定する。これは市場社会の原理原則とも言える。したがって利用料金の設定は、市場社会を対象にする限り市場をにらみながら弾力的に判断されるのが通常であり、先の料金3割引案はまさにその例といえる。

利用料金制を採用していないために生じた制約であり、指定管理者制度導入の目的でもある民間ノウハウの活用と矛盾する事実関係となっている。

一方、利用料金制を採用した場合、指定管理者が条例や要項等で設定した上限の範囲内で柔軟に料金設定が可能となり、市場に対応した価格戦略が可能となるメリットが生じる。つまり、利用者にとっては利用価値が高ければ高い料金を、逆に低ければ低い料金を払うのが市場の原理原則で、利用価値に見合わない料金設定がされている場合には市場は閑散とする。

したがって利用料金制の採用によって、顧客情報の最先端にいる指定管理者に価格設定の権限を委譲すべきである、というのが監査人の考えであり、その理由は受け取る価値が高い人も低い人も同じ料金を払うというのは逆に市場においては公平ではなく、公益性支援については価格の上限設定で達成されていると考えるからである。

以 上